

鋼船規則 B 編の構成等の見直し

改正対象

船舶安全管理システム規則実施要領
船舶保安システム規則実施要領
事業所承認規則
鋼船規則 A 編, B 編, C 編, P 編
鋼船規則検査要領 B 編, D 編, GF 編, N 編, R 編, X 編
安全設備規則検査要領
居住衛生設備規則検査要領
船体防汚システム規則
冷蔵設備規則／同検査要領
揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則／同検査要領
潜水装置規則
自動化設備規則
船橋設備規則
機関予防保全設備規則
総合火災制御設備規則
船体監視システム規則
荷役集中監視制御設備規則
高速船規則／同検査要領
船用材料・機器等の承認要領

改正理由

鋼船規則等の総合的見直しの一環として、鋼船規則 B 編の各検査に係る要件について、調査を行った。その結果、各検査に関する規定が検査要領、他章及び他規則に分散して規定されており、必要な検査要件全体を把握することが難しくなっていた。

また、本会規則の和文において、日本籍船舶に関する特別要件が、船籍を問わない一般要件と混在しており、これによって和英規則間に一部相違が生じている。この和英規則間の相違が日本籍特別要件に由来するのかどうかを調査した。

上記調査の結果に基づき、各検査に関する鋼船規則 B 編の各章の構成等を見直し、関連の規定を整理するとともに、和英規則間の整合を図るべく関連規定を改める。なお、本規則改正は従来の各検査の規定を整理したものであり、規則、図面審査や検査等の要件の変更はしていない。

改正内容

主な改正内容は以下の通り。

- (1) 各検査の規定について、検査要領及び他章から可能な限り規則に集約した。
- (2) 鋼船規則 B 編の見直しの結果による表現の修正等を行った

- (3) 本会規則間の取り扱いの統一化
- (4) 決議及び Circular 等の IMO 文書，統一規則等の IACS 文書，国内法，検査心得に従った表記や閾値（以下/未満等）の修正
- (5) 実際の規則運用状況に合わせた見直し
- (6) 規定の明確化

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は，その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX25-14

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
事業所承認規則	事業所承認規則	
3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件	3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件	
14 章 騒音計測事業所	14 章 騒音計測事業所	
14.4 装置	14.4 装置	
14.4.1 装置	14.4.1 装置	
-2. 較正器及び騒音計は、国家規格を満足する試験所又は <i>ISO 17025 (2005)</i> （改正を含む。）に従って認定された試験所において、鋼船規則 B 編附属書 <u>2.1.7-7.B An 2.2.2</u> に従い、少なくとも 2 年に 1 度較正されたものでなければならない。使用する装置の詳細仕様を添付した記録書を較正記録を含め保持しなければならない。	-2. 較正器及び騒音計は、国家規格を満足する試験所又は <i>ISO 17025 (2005)</i> （改正を含む。）に従って認定された試験所において、鋼船規則 B 編附属書 <u>2.3.1-2. An 2.2.2</u> に従い、少なくとも 2 年に 1 度較正されたものでなければならない。使用する装置の詳細仕様を添付した記録書を較正記録を含め保持しなければならない。	
14.5 本会への報告	14.5 本会への報告	
14.5.2 報告	14.5.2 報告	
騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇	騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、鋼船規則 B 編附属書 <u>2.1.7-7.B</u> の書式例 1 に従って作成しなければならない。	所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、鋼船規則 B 編附属書 <u>2.3.1-2.</u> の書式例 1 に従って作成しなければならない。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 A 編 総則 1 章 通則 1.2 船級符号への付記 1.2.7 検査方法 -2. B 編 6.1.4 の規定に従い，水中検査の実施について承認を受けた船舶については，船級符号に “ <i>In Water Survey</i> ”（略号 <i>IWS</i> ）を付記する。	鋼船規則 A 編 総則 1 章 通則 1.2 船級符号への付記 1.2.7 検査方法 -2. B 編 6.1.2 の規定に従い，水中検査の実施について承認を受けた船舶については，船級符号に “ <i>In Water Survey</i> ”（略号 <i>IWS</i> ）を付記する。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 船級維持検査の時期* -1. 定期的検査の時期は、 <u>本編 3 章から 9 章</u> に規定するところによる。	鋼船規則 B 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 船級維持検査の時期* -1. 定期的検査の時期は、 <u>次の(1)から(6)</u> に規定するところによる。 (1) <u>年次検査</u> <u>年次検査は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内のいずれかの日に行う。</u> (2) <u>中間検査</u> <u>中間検査は次の(a)または(b)による。なお、中間検査を行う場合には、年次検査は行わない。</u> <u>(a) 登録検査または定期検査後に行う 2 回目または 3 回目の年次検査の時期に行う。</u> <u>(b) 建造後 10 年を超える貨物船にあつては、(a)に代えて、2 回目の年次検査の時期から 3 回目の年次検査の時期までの間のいずれかの日より開始し、2 回目または 3 回目の年次検査の時期に完了することができる。</u> (3) <u>定期検査</u> <u>定期検査は、次の(a)及び(b)による。</u> <u>(a) 船級証書の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前から当該期間が満了する日までの日に完</u>	(1) 規則 B 編 3.1.2-1.へ (2) 規則 B 編 4.1.2-1.へ (3) 規則 B 編 5.1.2-1.へ (4) 規則 B 編 6.1.2-1.へ (5) 規則 B 編 7.1.2-1.へ

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	<u>了する。</u> <u>(b) 4 回目の年次検査の時期から船級証書の有効期間が満了する日までの間のいずれかの日より開始し、検査項目を分割して行うことができる。</u> <u>(4) 船底検査</u> <u>船底検査は、次の(a)及び(b)に定める時期に行う。</u> <u>(a) 定期検査の時期</u> <u>(b) 登録検査又は前回の船底検査が完了した日から 36 ヶ月を超えない時期</u> <u>(5) ボイラ検査</u> <u>ボイラ検査は、次の(a)及び(b)に定める時期に行う。ただし、主ボイラを 1 缶しか装備しない船舶であって、建造後 8 年を経過した船舶のボイラ検査については、船舶の年次検査、中間検査及び定期検査の時期に行う。</u> <u>(a) 定期検査の時期</u> <u>(b) 登録検査又は前回のボイラ検査が完了した日から 36 ヶ月を超えない時期</u> <u>(6) プロペラ軸及び船尾管軸の検査</u> <u>プロペラ軸及び船尾管軸の検査は、8 章に定めるところによる。</u> <u>-2. 機関計画検査の時期は、次の(1)から(3)に定めるところによる。ただし、旋回式推進装置にあっては、推進用歯車、中間軸歯車、駆動軸歯車、軸継手、軸受、クラッチ及び旋回用歯車の検査を前-1.(6)に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。</u>	規則 B 編 9.1.2-1 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
-2. 臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき、これを行う。なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であって当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には、その検査項目に対しての臨時検査は行わない。 (1) 船体もしくは機関の要部又は本会の検査を受けた重要な艀装品、装置若しくは備品に損傷を生じたとき、又はこれを修理、変更、もしくは改造しようとするとき。 (2) 満載喫水線を変更し、又はこれを標示する必要が生じたとき。 (3) 復原性に影響を及ぼすような変更を船舶に加えるようとするとき。 (4) 船舶の所有者から検査の申込みがあったとき。 (5) 本規則に定める要件のうち、遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき。 (6) その他検査を行う必要があるとき。 -3. 不定期検査は、登録を受けた船舶が船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により船舶の現状等を確認す	(1) 機関継続検査は、各項目又は各部分の検査間隔が5年を超えない時期に行う。 (2) 機関計画保全検査は、9.1.3に規定する受検計画書に定めた時期及び毎年の現状検査（保全記録の確認を含む。）の時期に行う。 (3) 機関状態監視保全検査は、9.1.4に規定する受検計画書に定めた時期及び年次検査の時期に行う。 -3. 臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき、これを行う。なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であって当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には、その検査項目に対しての臨時検査は行わない。 (1) 船体もしくは機関の要部又は本会の検査を受けた重要な艀装品、装置若しくは備品に損傷を生じたとき、又はこれを修理、変更、もしくは改造しようとするとき。 (2) 満載喫水線を変更し、又はこれを標示する必要が生じたとき。 (3) 復原性に影響を及ぼすような変更を船舶に加えるようとするとき。 (4) 船舶の所有者から検査の申込みがあったとき。 (5) 本規則に定める要件のうち、遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき。 (6) その他検査を行う必要があるとき。 -4. 不定期検査は、登録を受けた船舶が船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により船舶の現状等を確認す	項番号の変更 項番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
る必要があると認めた場合に行う。 (削除) (移設) (移設) (移設)	る必要があると認めた場合に行う。 1.1.4 定期的検査の時期の変更繰り上げ* -1. 年次検査は、<u>1.1.3-1.(1)</u>に規定する時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。この場合、別に定めるところにより、追加の定期的検査を行う。 -2. 中間検査は、<u>1.1.3-1.(2)</u>に規定する時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。この場合、別に定めるところにより、追加の定期的検査を行う。また、年次検査を受けるべき時期に中間検査を繰り上げて受けたときは、年次検査を省略することができる。 -3. 定期検査は、<u>1.1.3-1.(3)</u>に規定する時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあれば、次の(1)から(3)に基づいて、その時期を繰上げて行うことができる。 (1) 年次検査または中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰上げて受けたときは、予定されていた年次検査または中間検査を省略することができる。 (2) 4 回目の年次検査の時期より前に定期検査を開始する場合、当該定期検査は、検査を開始した日から 15 ヶ月以内に完了しなければならない。 (3) 前(2)に関わらず、3 回目の年次検査の時期が終了する日より前に定期検査を繰り上げて開始し、中間検査を行わない場合にあっては、次の(a)及び(b)のうち、いずれか早い方の日まで定期検査を完了しなければならない。	規則 B 編 3.1.2-2.へ移設 規則 B 編 4.1.2-5.へ移設 規則 B 編 5.1.2-3.へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
1.1.4 定期的検査等の延期* -1. 定期検査, <u>6.1.2-1.(1)</u>の時期に行う船底検査, <u>7.1.2-1.(1)</u>の時期に行うボイラ検査及び <u>8.2.2-1.(1)</u>の時期に行う第2種軸の開放検査は, 本会の承認を得て, 検査を受ける時期を次の(1)又は(2)に定める範囲で延期することができる。 ただし, この場合でも定期検査の時期に行う船底検査, ボイラ検査及び第2種軸の開放検査の時期は, 前回の各検査が完了した日から36ヶ月を超えることはできない。 (1) 船舶が検査を受けるべき時期に, その船籍国以外の国から船籍国の港又は検査を受ける予定の船籍国以外の国の他の港に向け航海中となる場合は3ヶ月 (2) その他の場合は1ヶ月 -2. <u>前-1.という検査の延期のための手続き及びその承認方法は, 次による。</u> <u>(1) 延期申請の手続き</u> <u>検査期日の延期を必要とする場合, 船主ないし船長は, 検査指定期日前に本会の承認を得るため次に掲げる書類を本会に提出する。提出先は, 申請者に都合の良い所在地の本会事務所として差し支えない。ただし, 船級検査報告書ファイルの提出ができない場合, 提出先は本部とすること。</u>	<u>(a) 3回目の年次検査の時期が終了する日</u> <u>(b) 定期検査を開始した日から15ヶ月を経過する日</u> 1.1.5 定期的検査等の延期* -1. 定期検査, <u>1.1.3-1.(4)(a)</u>の時期に行う船底検査, <u>1.1.3-1.(5)(a)</u>の時期に行うボイラ検査及び <u>8.2.2-1.(1)</u>の時期に行う第2種軸の開放検査は, 本会の承認を得て, 検査を受ける時期を次の(1)又は(2)に定める範囲で延期することができる。 ただし, この場合でも定期検査の時期に行う船底検査, ボイラ検査及び第2種軸の開放検査の時期は, 前回の各検査が完了した日から36ヶ月を超えることはできない。 (1) 船舶が検査を受けるべき時期に, その船籍国以外の国から船籍国の港又は検査を受ける予定の船籍国以外の国の他の港に向け航海中となる場合は3ヶ月 (2) その他の場合は1ヶ月 (移設)	条番号の変更 移設に伴う参照先の修正 検査要領 B 編 B1.1.5 から移設 (B1.1.5(2)(c)のみ, 規則 7.1.2-3.に移設)

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(a) 申込書 (APP-PP(J)) -3 通 (提出先を本部とする場合, 2 通で可) (b) 船級検査報告書ファイル (2) 延期の承認方法 本会は, 検査の種類に応じ以下に掲げた事項を確認して延期を承認し, その旨記載した検査延期申請書のうち 1 通を検査延期承認書として返却する。申請者は, 返却された書類を当該船舶に送付する等, 船上において検査期日の延期が承認されていることを確認出来る適当な方法を講ずること。 (a) 当該船舶が現状良好であること。検査延期申請書に記載された現状報告及び船級検査報告書による確認で差し支えない。 (b) 重要な指定事項の無いこと。ここで, 重要な指定事項とは, 船舶の耐航性に影響があると認められる事項をいう。以下, 本編においては, これに従う。 (移設) (移設) 1.1.5 検査の項目, 範囲及び程度の変更* (同右)	-2. 前-1.によるほか, 1.1.3-1.(5)(a)及び(b)に定めるボイラ検査は, 使用を予定している修理設備又は主要な材料, 設備若しくは予備品が使用不能な場合又は荒天を回避することによる遅延の場合には, 本会の承認を得て検査を受ける時期を 3 ヶ月延期することができる。 -3. 1.1.3-2.の規定にかかわらず, 定期検査の時期に合わせて実施する場合に限り, 機関計画検査の時期を-1.(1)又は(2)に定める範囲で延期することができる。 1.1.6 検査の項目, 範囲及び程度の変更* -1. 定期的検査及び機関計画検査においては, 船舶あ	規則 B 編 7.1.2-3.へ移設 規則 B 編 9.1.2-2.へ移設 条番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(同右) (同右) -4. タンクの継続検査 ((1)は省略) (2) 船体の区画及びタンクの継続検査の方式が適用される船舶にあつては、6.1.2-1.(1)の規定により行う船底検査は、船級証書の有効期間が満了する日までに船底検査を 2 回以上行うこと及び 6 章に規定する検査項目をすべて完了することを条件に、定期検査の時期より前に行っても差し支えない。ただし、前回の船底検査が完了した日から 36 ヶ月を超えてはならない。 ((3)は省略) (移設)	るいは機関の大きさ、用途、構造、船齢、経歴、前回の検査の成績及び現状に応じて、本会が適当と認める場合は、本編 3 章から 9 章までに定める検査の項目、範囲及び程度を適当に変更することがある。 -2. 定期的検査における検査の結果、著しい腐食等、欠陥の疑いがあり検査員が必要と認める場合には、精密検査、圧力試験あるいは板厚計測を行わなければならない。なお、板厚計測の方法及び記録の提出については、5.2.6-1.の規定に準じて行う。 -3. 定期的検査においては、有効な塗装が施されたタンク又は貨物倉について、その塗装状態が優良で検査員が差し支えないと認める場合には、タンク内部又は貨物倉内部の精密検査及び板厚計測は、その塗装状態における構造部材の平均的な状態を把握するのに十分な範囲及び程度まで軽減することができる。 -4. タンクの継続検査 ((1)は省略) (2) 船体の区画及びタンクの継続検査の方式が適用される船舶にあつては、1.1.3-1.(4)(a)の規定により行う船底検査は、船級証書の有効期間が満了する日までに船底検査を 2 回以上行うこと及び 6 章に規定する検査項目をすべて完了することを条件に、定期検査の時期より前に行っても差し支えない。ただし、前回の船底検査が完了した日から 36 ヶ月を超えてはならない。 ((3)は省略) -5. 年次検査においては、<u>国際航海に従事する船舶であつて、本会が認めた船舶及び国際航海に従事しない船</u>	移設に伴う参照先の修正 規則 B 編 3.1.1-5 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	舶は、別に定めるところにより同検査の一部を省略することができる。 -6. 1.1.3-1.(2)(a)の規定に従って 3 回目の年次検査の時期に行う建造後 10 年を超えない貨物船の中間検査においては、2 回目の年次検査の時期から 3 回目の年次検査の時期までの間の期間に中間検査に準じて検査を行った事項については、検査員が差し支えないと認める場合、その検査の範囲及び程度を軽減するか、又はその検査を省略することができる。ただし、当該中間検査においては、少なくとも 3 章に規定する検査を行うこと。	規則 B 編 4.1.2-4.へ移設
1.1.6 係船中の船舶* (同右) (同右) (同右)	1.1.7 係船中の船舶* -1. 係船中の船舶にあつては、1.1.2 に規定する船級維持検査は行わない。ただし、臨時検査の申込みがあつた場合はこの限りではない。 -2. 係船中の船舶を再び航行の用に供しようとするときは、次のいずれかの検査及び係船されていたために行われなかった指定事項に対する検査を受けなければならない。 (1)から(2)は省略) -3. 前-2.により行う検査が定期検査に該当するときは、その検査の種類は建造後の経過年数に応じた検査とする。	条番号の変更
1.1.7 旅客船 (同右)	1.1.8 旅客船 旅客船の検査については、本章によるほか、国際条約及び国内法規に適合するように特別の考慮を払わなければならない。	条番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
1.1.8 C 編 31B 章が適用されるばら積貨物船* (同右) (同右) (同右)	1.1.9 ばら積貨物船* -1. C 編 31B 章 (本章に規定する C 編 31B 章に関する要件は、2023 年 7 月 1 日より前に建造契約が行われた船舶に適用される C 編の 31B 章に関する要件のことをいう。) が適用されるばら積貨物船にあっては、本章によるほか、定期検査及び建造後 10 年を超える船舶の中間検査において、C 編 31B.3 及び 31B.5 の規定を継続的に満足していることを確認しなければならない。このため、表 B5.15 に加え、最前端貨物倉後端波形横隔壁について本会の適当と認める追加の板厚計測を行わなければならない。 -2. 前-1.の検査の結果、最前端貨物倉後端波形横隔壁について毎年の板厚計測が要求される船舶は、本章によるほか、年次検査において、表 B3.6 に加え、これを行わなければならない。 -3. C 編 31B.2.1-2.が適用される船舶は、本章によるほか、定期的検査において次に掲げる検査を行う。 ((1)から(2)は省略)	条番号の変更
1.1.9 機関確認運転 (同右) (同右)	1.1.10 機関確認運転 -1. 定期検査時には、検査員立会により主機及び補機の確認運転を行い異常のない事を確認しなければならない。また、主機、補機又は操舵装置に対し大規模な修理工事を行った場合、検査員は海上試運転を要求する事がある。 -2. 長期入渠工事後には、検査員が必要と認めた場合、検査員立会により主機及び補機の確認運転を行い異常のない事を確認しなければならない。また、主機、補	条番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(同右) 1.1.10 セルフアンローダ船* (同右) 1.1.11 一般乾貨物船 (同右) 1.3 定義 1.3.1 用語* 本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。 (1)から(15)は省略) (16) 「木材運搬船」とは、(15)に定める「一般乾貨物船」のうち、<u>V 編に規定される</u>木材乾舷を有する船舶又は主として原木を運搬する船舶をいう。	機又は操舵装置に対し大規模な修理工事を行った場合、検査員は海上試運転を要求する事がある。 -3. 電気推進船にあつては、-1.及び-2.に規定する確認運転において、電気推進装置の動作に異常のない事を確認しなければならない。 1.1.11 セルフアンローダ船* セルフアンローダ船の検査については、本編において特に規定されない限り、構造に応じばら積貨物船に対する検査の要件に準じて行わなければならない。 1.1.12 一般乾貨物船 一般乾貨物船のうち、ハイブリッド型の貨物倉配置（船側部が単船側構造である貨物倉と船側部が二重船側構造である貨物倉を併せ持つ配置）の船舶にあつては、一般乾貨物船に対する船体検査の要件は単船側の貨物倉区域の構造にのみ適用する。 1.3 定義 1.3.1 用語* 本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。 (1)から(15)は省略) (16) 「木材運搬船」とは、(15)に定める「一般乾貨物船」のうち、木材乾舷を有する船舶又は主として原木を運搬する船舶をいう。	条番号の変更 条番号の変更 和英の整合 (16) : 英文を参考として、和文に参照追加

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
((17)から(29)は省略) 1.4 検査の準備その他 1.4.3 検査の停止 検査に際して、<u>1.4.2-1.及び 1.4.2-2.に規定される必要</u> <u>な準備がされていないとき、1.4.2-3.に規定される立会人</u> <u>がいないとき又は危険性があると検査員が判断したと</u> <u>きは、検査を停止することがある。</u> 2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.7 検査* -1. 一般 ((1)から(7)は省略) (8) 適用される規則及び工作精度標準、建造中の各 検査項目及びその手法等の詳細について共通の 認識を持つため、製造中登録検査の実施の前に、 本会<u>は製造中登録検査の申込者とキックオフミ</u> <u>ーティングを実施する。建造時に適用する品質</u> <u>基準については、キックオフミーティングにお</u> <u>いて、合意しなければならない。船体構造は、</u> <u>IACS 勧告 No.47 " Shipbuilding and Repair Quality</u>	((17)から(29)は省略) 1.4 検査の準備その他 1.4.3 検査の停止 検査に際して必要な準備がされていないとき、立会人 がいないとき又は危険性があると検査員が判断したと きは、検査を停止することがある。 2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.7 検査* -1. 一般 ((1)から(7)は省略) (8) 適用される規則及び工作精度標準、建造中の各 検査項目及びその手法等の詳細について共通の 認識を持つため、製造中登録検査の実施の前に、 本会と製造中登録検査の申込者間でキックオフ ミーティングを実施<u>しなければならない。適用</u> <u>する品質基準については、次の(a)及び(b)によら</u> <u>なければならない。</u> (a) 建造時に適用する品質基準は、キックオフミ	和英の整合 英文を参考として、和 文に参照追加 日本籍船舶用規則にお いては、JG からの指示 に従い、要約文書が必 要になるのは、2021 年 7月1日以降の建造契約 船であることを規則中 に明記する。 また、日本籍船舶規則 及び外国籍船舶規則の それぞれにおいて、適 用する工作精度標準に 記載のない項目の取り

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>Standard "又は建造前に本会が適当と認めた工作精度標準に従って建造しなければならない。ただし、2021 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶において IACS 勧告 No.47 以外の工作精度標準を適用する場合、造船所は、適用する工作精度標準に関する適用範囲の制限や IACS 勧告 No.47 との差分等を明示した要約文書を作成しなければならない。この要約文書は、本船の「キックオフミーティングの議事録」に添付すること。また、SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、要約文書は船体コンストラクションファイルにも含まなければならない。適用する工作精度標準に記載のない項目について、本会が適当と認める工作精度標準への適合を要求する場合がある。</u> ((9)は省略) -8. 復原性試験 ((1)は省略) (2) 「傾斜試験」については、附属書 <u>2.1.7-8</u>に示す方法を標準とする。 ((3)及び(4)は省略) 2.3 登録事項の変更 2.3.1 改造検査* -6. 水密区画の水密性に影響を及ぼす改造又は修理が行われた船舶にあつては、当該区画の水密性を確認す	<u>ーティングにおいて、合意しなければならない。船体構造は、IACS 勧告 No.47 "Shipbuilding and Repair Quality Standard "又は建造前に本会が適当と認めた工作精度標準に従って建造しなければならない。</u> (b) <u>IACS 勧告 No.47 以外の工作精度標準を適用する場合、製造中登録検査の申込者は、適用する工作精度標準に関する適用範囲の制限や IACS 勧告 No.47 との差分等を明示した要約文書を作成しなければならない。この要約文書は、本船の「キックオフミーティングの議事録」に添付する。SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、当該要約文書は船体コンストラクションファイルに含まなければならない。</u> ((9)は省略) -8. 復原性試験 ((1)は省略) (2) 「傾斜試験」については、附属書 <u>2.3.2</u>に示す方法を標準とする。 ((3)及び(4)は省略) 2.3 登録事項の変更 2.3.1 改造検査* -6. 水密区画の水密性に影響を及ぼす改造又は修理が行われた船舶にあつては、当該区画の水密性を確認す	扱いについて追記する。 附属書番号の修正に伴う参照番号の修正 附属書番号の修正に伴う参照番号の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧					備考	
るため、附属書 <u>2.1.7-2</u> 「水密区画の試験方法」に定める試験を実施しなければならない。		るため、附属書 <u>2.1.5</u> 「水密区画の試験方法」に定める試験を実施しなければならない。						
表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）							和英の整合	
図面及び書類の名称 *1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類			
		承認用 図面等	参考 用 図面 等	提出 用 完成 図書	保持 用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル		
						国際航海 に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則 の適用を受け る 船舶	
(1 から 24 は省略)								2024 年 12 月示達登録検査の改正で表形式に改めた
25 居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能並びにその配置を示す図面	(1) 「居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能」とは、規則 B 編附属書 2.3.1-2 <u>2.1.7-7.B</u> 「船内騒音計測に関する実施要領」An5.1 に規定する重みつき音響透過損失（ R_w ）をいう。	○						25：附属書番号の修正に伴う参照番号の修正
(26 から 28 は省略)								29：提出用完成図書は船上にも保持が求められているため、保持用完成図書に○を追加し修正する。
29 消防設備配置図	(1) 規則 R 編の規定により設置が要求される消火装置、火災探知装置、イナートガス装置、消火器、非常用消火ポンプを含む消火ポンプ、消火栓、消火ホース、消防員装具、ヘリコプタ施設、国際陸上施設連結具等の配置、型式、容量、数等を記載したものの。	○		○	○			33：船上保持は要求されておらず、英文を参考に和文を修正する。
(30 から 32 は省略)								48：船上保持と船体コンストラクションファイルへの保管が要求されていたため、英文を参考に和文を修正する。
33 固定式炭化水素ガス検知装置の仕様や配置等を示す図	(1) 規則 R 編 4.5.7 及び 4.5.10 より設置が要求されるもの。	○			⊖			75：附属書番号の修正に伴う参照番号の修正
(34 から 47 は省略)								
48 復原性に関する資料又は様式等	(1) 「復原性に関する資料又は様式」とは、それぞれ次の(a)及び(b)をいう。 (a) 「復原性に関する資料」とは、要領 U 編附属書 U1.2.1「船長のための復原性資料に関する検査要領」により作成した	○			○*2	○	○	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧						備考
	復原性資料をいう。 (b) 「復原性に関する様式」とは、本会が承認した様式により作成した復原性手引き書をいう。 (2) 本船に備える復原性資料等については、次の(a)から(c)による。 (a) 規則 U 編が適用される船舶にあつては、前(1)(a)を備えること。 (b) 規則 U 編が適用されない船舶のうち、L_fが 24 m 以上の船舶並びに L_fが 24 m 未満であっても貨物を輸送する船舶（タンカーを含む。）及び本会が特に必要と認めた船舶には、前(1)(b)を備えること。 (c) 前(a)及び(b)以外の船舶には、船の種類に応じ本会が適当と認めた復原性に関する十分な情報を備えること。 (3) 復原性に関する資料又は様式等の提出時期については、当該船舶の復原性試験の実施時期及び引渡し時期を十分に配慮すること。一般には、復原性試験の実施前の出来る限り早い時期に、計画値により作成した当該資料又は様式等を予備審査用として提出することを強く推奨する。							
(49 から 74 は省略)								
75 騒音計測記録書	(1) 規則 B 編附属書 2.3.1-2 <u>2.1.7-7.B</u>「船内騒音計測に関する実施要領」An4.2 に示す記録書をいう。この記録書には、規則 B 編附属書 2.3.1-2 <u>2.1.7-7.B</u>「船内騒音計測に関する実施要領」An 3.3.6 により決定した騒音暴露レベルを記した書類を添付すること。			○	○			
(76 から 110 は省略)								
注 *1： 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。 *2： 本会の承認印を押印したもの又はその写し								

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B2.9 検査 – 防火構造, 脱出設備及び消火設備		
検査対象	満足すべき事項	
(1 から 4 は省略)		
5 非常用消火ポンプ	(1) 本船の最高場所及び当該ポンプからの距離等を考慮して最も厳しい条件となる 2 つの消火栓から同時に 2 条の射水試験を実施する。当該試験中、規則 R 編 32.2.2-2.に規定される消火栓の圧力を満足している。消火栓の圧力を満足した場合の射水の水平到達距離の目安は 12 m である。なお、当該射水試験は、可能な限り浅い喫水にて実施することとするが、航海中の最小喫水状態に相当する喫水より浅くする必要はない。 (2) 非常用消火ポンプとして持運び式消火ポンプが認められている場合には、1 つの消火栓から射水試験を実施する。当該試験中、規則 R 編 32.2.2 2.に規定される消火栓の圧力を満足している。消火栓の圧力を満足した場合の射水の水平到達距離の目安は 12 m である。 (32) 非常用消火ポンプの吸水及び排水用配管が機関区域内を通過する場合は、規則 R 編 10.2.1-4.(1)及び同検査要領 R10.2.1-5.の規定を満足している。 (43) 機関区域内にシーチェストを設置する場合は、規則 R 編 10.2.1-4.(1)及び検査要領 R10.2.1-4.の規定を満足する。	5 : 和英の整合 SOLASII-2 章によって、固定式非常用消火ポンプの設置が要求されており、持ち運び式は認められないため、英文に整合して削除 16, 17 : 附属書番号の修正に伴う参照番号
(6 から 15 は省略)		
16 固定式局所消火装置	(1) 配管は、最高使用圧力以上の圧力で気密試験を実施する。 (2) 配管の通気試験を実施する。 (3) 警報装置の作動試験を実施する。 (4) 機関区域の無人化設備を備える船舶にあつては、給水ポンプ及び起動弁の自動及び手動による作動試験を実施する。その他の船舶にあつては、手動による作動試験を実施する。 (5) 製造者が定める点検を実施する。 (6) 自動起動装置を備える船舶にあつては、自動起動装置の重複起動防止の試験を行う。試験方法については、附属書 2.1.7-4.A「固定式局所消火装置の自動起動装置の重複起動防止試験の実施要領」による。	
17 火災探知装置	(1) 各探知区域（系統）について適当な探知器を選び、その作動試験を実施する。規則 R 編 7.4.1-1.に掲げる機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の取付け後の試験方法については、附属書 2.1.4 2.1.7-4.B による。 (2) 電源又は電路の故障状態において、警報装置の作動試験を実施する。	
(18 から 28 は省略)		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B2.11 検査 – 海上試運転*1		
試験項目	試験内容	附属書の番号の修正に伴う参照番号の修正
(1 は省略)		
2 後進試験	(1) 次の(a)又は(b)に従って操作場所から試験を実施し、 附属書 2.3.1-1, 2.1.7-7.A 「操縦性能試験」 An1.4.3 の停止試験に掲げる項目を計測する (a) 最大速力で前進中に、後進全速を発令し、できるだけ速やかに後進全速への切換えを操作する。 (b) 最大速力で実施することが困難な船舶にあっては、 附属書 2.3.1-1, 2.1.7-7.A 「操縦性能試験」 An1.1.1-9 の試験速力以上の速力で前進中に、後進全速を発令し、できるだけ速やかに後進全速への切換えを操作する。 ((2)と(3)は省略)	
3 旋回試験	(1) 次の(a)又は(b)に従って試験を実施し、 附属書 2.3.1-1, 2.1.7-7.A 「操縦性能試験」 An1.4.2 の旋回試験に掲げる項目を計測し、かつ、旋回中の船舶の安定性能を確認する。 (a) 最大速力で前進中に、舵を最大舵角（通常は、35 度とする。特殊な舵の場合は、本会が適当と認める舵角とする。）まで取り、その舵角を保持したまま 360 度旋回するまで左旋回及び右旋回を実施する。 (b) 最大速力で行うことが困難な船舶にあっては、 附属書 2.3.1-1, 2.1.7-7.A 「操縦性能試験」 An1.1.1-9 の試験速力以上の速力で前進中に、舵を最大舵角（通常は、35 度とする。特殊な舵の場合は、本会が適当と認める舵角とする。）まで取り、その舵角を保持したまま 360 度旋回するまで左旋回及び右旋回を実施する。 (2) 姉妹船の旋回試験の成績により十分な資料が得られる場合は、特に本会が承認したときは、船舶毎の旋回試験を省略することができる。	
(4 から 9 は省略)		
10 船内騒音計測	(1) 附属書 2.3.1-2, 2.1.7-7.B 「船内騒音計測に関する実施要領」により計測する。	
(11 は省略)		
12 主機、可変ピッチプロペラ、ボイラ及び発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための装置の作動試験*4	((1)は省略) (2) 前(1)にかかわらず、主推進に用いる可変ピッチプロペラの制御及び遠隔制御を行うための装置については、 附属書 2.3.1-3, 2.1.7-7.C 「主推進に用いる可変ピッチプロペラの制御システムに関する試験要領」によること。 ((3)から(6)は省略)	
13 その他本会が必要と認める試験	((1)から(6)は省略) (7) 電気推進船の海上試運転では、本会が適当と認める方案に従って行われる試験及び検査を実施する。なお、操縦性能試験については、 附属書 2.3.1-1, 2.1.7-7.A 「操	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
縦性能試験」を参照すること。 ((8)から(11)は省略) 注 (*1 から*4 は省略) 3 章 年次検査 3.1 年次検査 3.1.1 一般 -1. 前 1.1.2 に掲げる年次検査の詳細は、本章の定めるところによる。 -2. 類似船及び類似のタンクもしくは区画への損傷発生又は本船の損傷の履歴等を考慮して、本会が特に必要であると認めた事項については、本章の規定にかかわらず定期検査に準じた検査を行うことがある。 -3. 無塗装の専用バラストタンク（二重底タンクを除く。）を有する船舶にあっては、年次検査の時期に、定期検査に準じた検査として、無塗装のバラストタンクのうち代表的なものの内部検査を行う。 -4. 鉱石兼油タンカー、ばら積貨物兼鉱石兼油タンカー等の兼用船の年次検査については、船舶の設備、構造様式及び運航形態を考慮して、本章の該当する規定を適用する。 -5. 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満で、かつ、船の長さが 24m 未満の船舶及び R 編 1.1.1-1.(3) に掲げる船舶並びに国際航海に従事しない船舶は、検査員が差し支えないと認める場合に、次の(1)から(4)に掲げる	3 章 年次検査 3.1 一般 3.1.1 定期検査に準じた検査* （新規） 類似船及び類似のタンクもしくは区画への損傷発生又は本船の損傷の履歴等を考慮して、本会が特に必要であると認めた事項については、本章の規定にかかわらず定期検査に準じた検査を行うことがある。 （移設） （移設） （移設）	項番号の変更 検査要領 B 編 B3.1.1 から移設 規則 B 編 3.1.2 から移設 規則 B 編 1.1.6-5. 検査要領 B 編 B1.1.6-4. より移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
試験を現状検査に代えるか、又は省略することができる。 (1) 表 B3.3 に掲げる検査 (2) 表 B3.8 に掲げる効力試験 (3) 表 B3.10 第 3, 4 及び 6 項に定める検査 (4) 表 B3.11 第 2 及び 4 項に定める検査 3.1.2 年次検査の時期 (移設) -1. 年次検査は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内のいずれかの日に行う。 -2. 年次検査は、前-1.に規定する時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。この場合、別に定めるところにより、追加の定期的検査を行う。 -3. 前-2.により年次検査を繰上げて実施した場合、これ以降の次回定期検査までの年次検査の実施時期は、繰り上げて実施し完了した日から 3 ヶ月を経過した日を新たな検査基準日とみなして適用したものとする。ただし、中間検査を実施する時期から 3 回目の検査基準日が定期検査を実施する時期より前である場合、同検査基準日の前後 3 ヶ月以内に行う年次検査の時期に中間検査を行う。	3.1.2 兼用船の検査 <u>鉱石兼油タンカー、ばら積貨物兼鉱石兼油タンカー等の兼用船の年次検査については、船舶の設備、構造様式及び運航形態を考慮して、本章の該当する規定を適用する。</u> (移設) (移設) (移設)	規則 B 編 3.1.1-4.へ移設 規則 B 編 1.1.3-1.(1)から移設 規則 B 編 1.1.4-1.から移設 検査要領 B 編 B1.1.4 から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
3.2 船体、艤装、消火設備、コンピュータシステム及び備品の年次検査 3.2.1 書類及び図書の確認* -1. 表 B3.1 に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。 -2. <i>SOLAS</i> 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、2.1.5-2.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。 (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報。 (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧。 (3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は、検査の完了に際し、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。<u>確認の方法は別に定めるところによる。</u> (4) 検査の完了に際し、船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、表 B2.1 第 88 項に規定する一覧に記録されていること。 (5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。<u>確認の方法は別に定めるところによる。</u>	3.2 船体、艤装、消火設備、コンピュータシステム及び備品の年次検査 3.2.1 書類及び図書の確認* -1. <u>年次検査では</u>、表 B3.1 に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。 -2. <i>SOLAS</i> 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、2.1.5-2.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。 (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報<u>を確認する。</u> (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧<u>を確認する。</u> (3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は、検査の完了に際し、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。 (4) 検査の完了に際し、船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、表 B2.1 第 88 項に規定する一覧に記録されていること。 (5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。	表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
3.2.2 現状検査* -1. <u>表 B3.2 に掲げる船体，艀装，消火設備及び備品について，現状検査を行う。</u> -2. <u>以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行う。</u> 3.2.3 効力試験* <u>表 B3.3 に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。</u> 3.2.4 区画及びタンクの内部検査* 次の(1)及び(2)について，内部検査を行う。 ((1)から(2)は省略) 3.2.5 構造部材等の精密検査 -1. 表 B3.5 に掲げる構造部材等について，精密検査を行う。 3.2.6 構造部材等の板厚計測 -1. 次の(1)から(3)について，板厚計測を行う。なお，計測の方法及び記録の提出については，5.2.6-1.の規定に準じて行う。 ((1)から(3)は省略) 3.2.7 圧力試験 <u>タンカー及び危険化学品ばら積船において，表 B3.2 第 28 項の現状検査の結果，検査員が必要と認める場合は，当該管装置の圧力試験を行う。</u>	3.2.2 現状検査* 年次検査では，<u>表 B3.2 に掲げる船体，艀装，消火設備及び備品について，現状検査を行う。</u> (移設) 3.2.3 効力試験* 年次検査では，<u>表 B3.3 に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。</u> 3.2.4 区画及びタンクの内部検査* 年次検査では，<u>次の(1)及び(2)について，内部検査を行う。</u> (1)から(2)は省略) 3.2.5 構造部材等の精密検査 -1. <u>年次検査では，表 B3.5 に掲げる構造部材等について，精密検査を行う。</u> 3.2.6 構造部材等の板厚計測 -1. <u>年次検査では，次の(1)から(3)について，板厚計測を行う。なお，計測の方法及び記録の提出については，5.2.6-1.の規定に準じて行う。</u> (1)から(3)は省略) 3.2.7 圧力試験 タンカー及び危険化学品ばら積船の<u>年次検査</u>において，表 B3.2 第 28 項の現状検査の結果，検査員が必要と認める場合は，当該管装置の圧力試験を行う。	項番号の変更 表現の修正 規則 B3.2 備考より移設 表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
3.3 機関の年次検査 3.3.1 現状検査 <u>表 B3.7 に掲げる区域，設備及び装備について，現状検査を行う。</u>	3.3 機関の年次検査 3.3.1 現状検査* <u>-1. 年次検査では，次の(1)から(4)に規定する検査を行うほか，機関室全般について，現状良好であることを確認する。</u> <u>(1) 主機，動力伝達装置，軸系，プロペラ，主機以外の原動機，ボイラ，熱媒油加熱器，焼却設備，圧力容器，補機，管艙装，制御装置，電気機器及び配電盤について，現状良好であることを確認する。</u> <u>(2) 火災及び爆発の危険性に注意し，機関室，ボイラ室及び脱出設備について，現状良好であることを確認する。</u> <u>(3) 船級符号に“PSCM”又は“PSCM-1A”の付記を有する船舶にあっては，現状検査と共に，各監視パラメータの記録の調査を行い，当該対象装置の保守管理が適切に実施されていることを確認する。</u> <u>(4) 前(3)に掲げる船舶以外の船舶であって油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶にあっては，3.3.4-2.(3)による場合を除き，定期的に潤滑油分析又は試料清水試験が実施されているか否かを確認する。また，当該潤滑油分析又は試料清水試験が実施されている場合には，現状検査と共に，当該潤滑油分析又は試料清水試験の試験報告書により，本会が適当と認める管理基準値を満足しているか否かを確認する。</u>	(1) 表 B3.7 第 2 項(1)へ移設 (2) 表 B3.7 第 1 項(1)へ移設 (3) 表 B3.7 第 4 項(1)へ移設 (4) 表 B3.7 第 4 項(2)へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	<u>-2. タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の年次検査では、-1.の規定によるほか、次の(1)及び(2)に規定する検査を行う。</u> (1) 貨物ポンプ室内の各ポンプの据付け部に損傷がないことを確認する。 (2) 通風装置及び危険場所の電気設備について、現状良好であることを確認する。	表 B3.7 の「油タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に対する追加要件」第 1 項へ移設
(移設)	<u>-3. 電気推進船の年次検査では、-1.の規定によるほか、電気推進装置について、強制冷却装置（フィルターを含む。）、配線の支持及び被覆並びに推進用半導体電力変換装置のコンデンサ、推進用発電機及び推進用電動機の巻線、スリップリング、整流子及びブラシ等が現状良好であることを可能な限り確認する。</u>	表 B3.7 の「電気推進船に対する追加要件」へ移設
3.3.2 効力試験* -1. 表 B3.8 に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。 -2. タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の年次検査では、表 B3.8 によるほか、表 B3.9 に掲げる設備及び装置について効力試験を行う。	3.3.2 効力試験* -1. <u>年次検査では、表 B3.7 に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。</u> -2. タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の年次検査では、表 B3.7 によるほか、表 B3.8 に掲げる設備及び装置について効力試験を行う。	移設に伴う参照先の修正 表現の修正 移設に伴う参照先の修正
3.4 液化ガスばら積船の特別要件	3.4 液化ガスばら積船の特別要件	
3.4.1 一般	3.4.1 一般	
-1. 液化ガスばら積船にあっては、3.2 及び 3.3 の規定によるほか、3.4 に特に定める事項については、3.4 の規定を適用する。ただし、貨物タンク及びその他の区画	液化ガスばら積船の年次検査において、3.2 及び 3.3 の規定によるほか、3.4 に特に定める事項については、3.4 の規定を適用する。ただし、貨物タンク及びその他の区	項番号の変更 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
でイナーテイングが施された区画にあっては、本会が適当と認める場合、当該区画の検査を省略することができる。 <u>-2. 該当する場合、貨物エリアの隔離に対する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。</u> 3.4.2 検査 液化ガスばら積船にあっては、<u>表 B3.10</u> に掲げる項目について検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。 3.5 危険化学品ばら積船の特別要件 3.5.1 一般 危険化学品ばら積船にあっては、3.2 及び 3.3 の規定によるほか、3.5 に特に定める事項については、3.5 の規定を適用する。 3.5.2 検査 危険化学品ばら積船にあっては、<u>表 B3.11</u> に掲げる項目について検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。	画でイナーテイングが施された区画にあっては、本会が適当と認める場合、当該区画の検査を省略することができる。 (移設) 3.4.2 検査* 液化ガスばら積船の年次検査では、<u>表 B3.9</u> に掲げる区画、構造及び設備等の検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。 3.5 危険化学品ばら積船の特別要件 3.5.1 一般 危険化学品ばら積船の年次検査において、3.2 及び 3.3 の規定によるほか、3.5 に特に定める事項については、3.5 の規定を適用する。 3.5.2 検査* 危険化学品ばら積船の年次検査では、<u>表 B3.10</u> に掲げる区画、構造及び設備等の検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放を要求することがある。	検査要領 B 編 B3.4.1-2. より移設 移設に伴う参照番号の修正 表現の修正 定期的検査の下記項目で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2, 中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2 表現の修正 移設に伴う参照番号の修正 表現の修正 定期的検査の下記項目で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2,

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
3.6 低引火点燃料船の特別要件 3.6.1 一般 <u>-1. 低引火点燃料船にあっては、前節までの規定によるほか、3.6 の規定を適用する。</u> <u>-2. 前 3.4 に従い検査を行う船舶には、3.6 の規定を適用しなくて差し支えない。</u> 3.6.2 検査 <u>低引火点燃料船にあっては、表 B3.12 に掲げる項目について検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。</u> 3.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件 3.7.1 一般 <u>SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーにあっては、3.2 及び 3.3 の規定によるほか、3.7 に特に定める事項については、3.7 の規定を適用する。</u>	3.6 低引火点燃料船の特別要件 3.6.1 一般* <u>低引火点燃料船の年次検査において、前節までの規定によるほか、3.6 の規定を適用する。</u> (移設) 3.6.2 検査* <u>低引火点燃料船の年次検査では、表 B3.11 に掲げる区画、構造及び設備等の検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。</u> 3.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件 3.7.1 一般 <u>SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーの年次検査において、3.2 及び 3.3 の規定によるほか、3.7 に特に定める事項については、3.7 の規定を適用する。</u>	中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2 項番号の変更 表現の修正 要領 B3.6.1 より移設 移設に伴う参照番号の修正 表現の修正 定期的検査の下記項目で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2, 中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
3.8 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の特別要件 3.8.1 一般 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶にあっては、3.2 及び 3.3 の規定によるほか、3.8 に特に定める事項については、3.8 の規定を適用する。 3.9 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の特別要件 3.9.1 一般 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶にあっては、前節までの規定によるほか、3.9 の規定を適用する。 3.9.2 船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書 -1. 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶にあっては、X 編 2.2.3-5.(7)に従って、初回の年次検査までに船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書を提出して、本会の承認を得なければならない。 3.9.3 検査 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶にあっては、<u>表 B3.13</u>に掲げる項目について確認する。	3.8 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の特別要件 3.8.1 一般 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の年次検査において、3.2 及び 3.3 の規定によるほか、3.8 に特に定める事項については、3.8 の規定を適用する。 3.9 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の特別要件 3.9.1 一般 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の年次検査において、前節までの規定によるほか、3.9 の規定を適用する。 3.9.2 船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書 -1. 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の年次検査では、X 編 2.2.3-5.(7)に従って、初回の年次検査までに船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書を提出して、本会の承認を得なければならない。 3.9.3 検査* 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の年次検査では、<u>表 B3.12</u>に掲げる項目について確認する。	表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考																						
表 B3.1 確認する書類及び図書		備考 1：検査要領 B 編 B3.2.1-1.から移設																						
	<table><tr><th>書類又は図書</th><th>確認事項</th></tr><tr><td>1 ローディングマニュアル</td><td>(1) C 編 1 編 3.8.1.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。</td></tr><tr><td>2 復原性資料</td><td>(1) 本船上に保管されていることを確認する。</td></tr><tr><td>3 損傷制御図及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料</td><td>(1) C 編 1 編 2.3.4 により備え付けが要求される船舶¹について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料が本船上に保管されていることを確認する。</td></tr><tr><td>4 火災制御図</td><td>(1) 掲示され、適正に格納されていることを確認する。</td></tr><tr><td>5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板</td><td>(1) C 編 1 編 14.10 及び CS 編 21 章により備え付けが要求される船舶について； (2) マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 (3) 銘板：掲示されていることを確認する。</td></tr><tr><td>6 貨物固縛マニュアル</td><td>(1) 1.2.2 の規定が適用される船舶に対し、本船上に保管されていることを確認する。</td></tr><tr><td>7 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書</td><td>(1) R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の備付けが要求されている船舶について、同説明書が本船上に保管されていることを確認する。</td></tr><tr><td>8 曳航及び係留設備配置図</td><td>(1) C 編 1 編 14.4 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。</td></tr><tr><td>9 点検設備に関する手引書</td><td>(1) C 編 1 編 14.16.3.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。</td></tr><tr><td>10 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の検査に関する書類²</td><td>(1) 本船上に保管されていることを確認する。</td></tr></table>	書類又は図書	確認事項	1 ローディングマニュアル	(1) C 編 1 編 3.8.1.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。	2 復原性資料	(1) 本船上に保管されていることを確認する。	3 損傷制御図及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料	(1) C 編 1 編 2.3.4 により備え付けが要求される船舶 ¹ について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料が本船上に保管されていることを確認する。	4 火災制御図	(1) 掲示され、適正に格納されていることを確認する。	5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板	(1) C 編 1 編 14.10 及び CS 編 21 章により備え付けが要求される船舶について； (2) マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 (3) 銘板：掲示されていることを確認する。	6 貨物固縛マニュアル	(1) 1.2.2 の規定が適用される船舶に対し、本船上に保管されていることを確認する。	7 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書	(1) R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の備付けが要求されている船舶について、同説明書が本船上に保管されていることを確認する。	8 曳航及び係留設備配置図	(1) C 編 1 編 14.4 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。	9 点検設備に関する手引書	(1) C 編 1 編 14.16.3.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。	10 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の検査に関する書類 ²	(1) 本船上に保管されていることを確認する。	備考 3：検査要領 B 編 B3.2.1-3.から移設 備考 4：検査要領 B 編 B3.2.1-4.から移設 備考 5：検査要領 B 編 B3.2.1-5.から移設
書類又は図書	確認事項																							
1 ローディングマニュアル	(1) C 編 1 編 3.8.1.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。																							
2 復原性資料	(1) 本船上に保管されていることを確認する。																							
3 損傷制御図及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料	(1) C 編 1 編 2.3.4 により備え付けが要求される船舶 ¹ について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料が本船上に保管されていることを確認する。																							
4 火災制御図	(1) 掲示され、適正に格納されていることを確認する。																							
5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板	(1) C 編 1 編 14.10 及び CS 編 21 章により備え付けが要求される船舶について； (2) マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 (3) 銘板：掲示されていることを確認する。																							
6 貨物固縛マニュアル	(1) 1.2.2 の規定が適用される船舶に対し、本船上に保管されていることを確認する。																							
7 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書	(1) R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の備付けが要求されている船舶について、同説明書が本船上に保管されていることを確認する。																							
8 曳航及び係留設備配置図	(1) C 編 1 編 14.4 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。																							
9 点検設備に関する手引書	(1) C 編 1 編 14.16.3.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。																							
10 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の検査に関する書類 ²	(1) 本船上に保管されていることを確認する。																							

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
11 塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル	(1) C 編 1 編 3.3.5.3, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 により海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の内容が適切に記録され本ファイルに保管されていることを確認する。 (2) C 編 1 編 3.3.5.4 又は CS 編 22.4.3 により貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の内容が適切に記録され ^{*3*4} 本ファイルに保管されていることを確認する。	
12 騒音計測記録書 ²⁵	(1) 本船上に保管されていることを確認する。	
13 極海域運航手順書	(1) I 編 2.3.1 により備え付けが要求される船舶について、本船上に保管されていることを確認する。	
14 構造的に重要な場所を示す図面、建造中管理計画書及び検査記録	(1) 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。	
15 水密性電線貫通部記録書	(1) 本船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。	
16 ソフトウェア及びハードウェアの変更管理手順書及び関連する変更記録	(1) X 編 3.6.12-1.により変更管理手順書が本船上に保管されていることを確認する。 (2) X 編 3.6.11 及び 3.6.12-1.により変更記録が適切に行われていることを確認する。	
17 係船索を含む係留設備の点検及び保守のための管理計画書	(1) C 編 1 編 14.4.5.1 及び CS 編 23.2.10 により備え付けが要求される船舶について、本船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。	
18 ラッシングソフトウェアの取扱説明書	(1) C 編 2-1 編 3.3.1.1 によりラッシングソフトウェアの搭載が要求される船舶について、本船上で利用可能であることを確認する	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考																				
(備考) *1: 「C 編 1 編 2.3.4 により備え付けが要求される船舶」とは、次の船舶をいう。 (1) 1992 年 2 月 1 日以降建造開始段階にあった、国際航海に従事し、かつ、総トン数が 500 トン以上の、専ら液体を運送する船舶以外の乾貨物船 (2) 2009 年 1 月 1 日以降建造開始段階にあった、総トン数が 500 トン以上の船舶 *2: 別に定めるところによる *3: 保守及び補修の記録は、MSC.1/Circ.1330/Rev.1 “Guidelines for maintenance and repair of protective coatings” 又は MSC.1/Circ.1399/Rev.1 “Guidelines on procedures for in-service maintenance and repair of coating systems for cargo oil tanks of crude oil tankers” に基づくこと。 *4: 耐食鋼材に関する保守及び補修の記録（塗装による補修も含む）は、IACS 統一解釈 SC258（以後の改正を含む）によること。 *5: 「騒音計測記録書」とは、規則 B 編附属書 2.1.7-7.B.「船内騒音計測に関する実施要領」4.2 に示す記録書をいう。																						
表 B3.2 現状検査																						
<table><tr><th>検査項目</th><th>検査内容</th></tr><tr><td>1 外板</td><td>(1) 喫水線上の目視可能な範囲内で、現状良好であることを確認する。</td></tr><tr><td>2 暴露甲板</td><td></td></tr><tr><td>3 甲板及び舷側の諸口</td><td>(1) 乾舷甲板及び船楼甲板上の貨物倉口、その他の倉口及びその他の開口の風雨密の閉鎖装置^{*1}について、現状良好であることを確認する。 (2) 乾舷甲板下の船側にある全ての出入り口（舷門及び載貨門等）の閉鎖装置の水密保全性について、現状良好であることを確認する。 (3) 舷窓及び内蓋について、現状良好であることを確認する。</td></tr><tr><td>4 機関室囲壁</td><td>(1) 機関室囲壁及びその出入口並びに焚火口室及び主機室天窓とそれらの閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。</td></tr><tr><td>5 通風筒</td><td>(1) 通風筒及びその縁材並びに閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。</td></tr><tr><td>6 空気管及び測深管^{*2}</td><td>(1) 空気管、測深管及びその閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 空気管の閉鎖装置にあっては、その状態に応じて、開放を要求することがある。</td></tr><tr><td>7 水密隔壁、船楼端隔壁及び甲板室等</td><td>(1) 水密隔壁の水密戸、各種貫通部及び止水弁並びに乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 船楼端隔壁及びその開口について、現状良好であることを確認する。</td></tr><tr><td>8 満載喫水線</td><td>(1) 満載喫水線の標示が適当であるか否かを確認する。</td></tr><tr><td>9 ブルワーク</td><td>(1) ブルワーク及びその放水口の扉並びにヒンジ及び欄干について、現状良好であることを確認する。</td></tr></table>			検査項目	検査内容	1 外板	(1) 喫水線上の目視可能な範囲内で、現状良好であることを確認する。	2 暴露甲板		3 甲板及び舷側の諸口	(1) 乾舷甲板及び船楼甲板上の貨物倉口、その他の倉口及びその他の開口の風雨密の閉鎖装置 ^{*1} について、現状良好であることを確認する。 (2) 乾舷甲板下の船側にある全ての出入り口（舷門及び載貨門等）の閉鎖装置の水密保全性について、現状良好であることを確認する。 (3) 舷窓及び内蓋について、現状良好であることを確認する。	4 機関室囲壁	(1) 機関室囲壁及びその出入口並びに焚火口室及び主機室天窓とそれらの閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。	5 通風筒	(1) 通風筒及びその縁材並びに閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。	6 空気管及び測深管 ^{*2}	(1) 空気管、測深管及びその閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 空気管の閉鎖装置にあっては、その状態に応じて、開放を要求することがある。	7 水密隔壁、船楼端隔壁及び甲板室等	(1) 水密隔壁の水密戸、各種貫通部及び止水弁並びに乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 船楼端隔壁及びその開口について、現状良好であることを確認する。	8 満載喫水線	(1) 満載喫水線の標示が適当であるか否かを確認する。	9 ブルワーク	(1) ブルワーク及びその放水口の扉並びにヒンジ及び欄干について、現状良好であることを確認する。
検査項目	検査内容																					
1 外板	(1) 喫水線上の目視可能な範囲内で、現状良好であることを確認する。																					
2 暴露甲板																						
3 甲板及び舷側の諸口	(1) 乾舷甲板及び船楼甲板上の貨物倉口、その他の倉口及びその他の開口の風雨密の閉鎖装置 ^{*1} について、現状良好であることを確認する。 (2) 乾舷甲板下の船側にある全ての出入り口（舷門及び載貨門等）の閉鎖装置の水密保全性について、現状良好であることを確認する。 (3) 舷窓及び内蓋について、現状良好であることを確認する。																					
4 機関室囲壁	(1) 機関室囲壁及びその出入口並びに焚火口室及び主機室天窓とそれらの閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。																					
5 通風筒	(1) 通風筒及びその縁材並びに閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。																					
6 空気管及び測深管 ^{*2}	(1) 空気管、測深管及びその閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 空気管の閉鎖装置にあっては、その状態に応じて、開放を要求することがある。																					
7 水密隔壁、船楼端隔壁及び甲板室等	(1) 水密隔壁の水密戸、各種貫通部及び止水弁並びに乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 船楼端隔壁及びその開口について、現状良好であることを確認する。																					
8 満載喫水線	(1) 満載喫水線の標示が適当であるか否かを確認する。																					
9 ブルワーク	(1) ブルワーク及びその放水口の扉並びにヒンジ及び欄干について、現状良好であることを確認する。																					
		15 防火構造及び脱出設備 (2), (3): 検査要領 B 編 B3.2.2-3.(13) (14)から移設 備考 2: 検査要領 B 編 B3.2.2-2.から移設 備考 6: 検査要領 B 編 B3.2.2-6.から移設 備考 7:検査要領 B 編 B3.2.2-7.から移設																				

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
10 交通設備	(1) 手摺り、ギャングウェイ、歩路及びその他の船員の保護のための設備並びに船員の安全な交通のための設備について、現状良好であることを確認する。		
11 排水管, 吸入管, 排出管, 灰棄筒, ちり棄筒等及びそれらの弁	(1) 排水管, 吸入管, 排出管及びそれらの弁装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 灰棄筒及びちり棄筒等並びにそれらの弁装置について、現状良好であることを確認する。		
12 甲板上木材積付設備	(1) 木材乾舷の標示の有無にかかわらず、甲板上に設置されている積付及び固定のための設備について、現状良好であることを確認する。		
13 揚錨・係船装置	(1) これらの所属具を含み、視認できる範囲内で現状良好であることを確認する。 (2) 錨鎖庫及び錨鎖管への水の浸入を最小化するための閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。		
14 消火設備*3	(1) 固定式消火装置、移動式及び持運び式消火器、消防員装具、非常用消火ポンプ並びに国際陸上施設連結具の保守管理状況を確認する他、消火設備全般について現状良好であることを確認する。 (2) 交換又は新たに搭載された泡消火剤がある場合は、表 B2.1 第 110 項に定める泡消火剤にペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有していない旨のメーカーの宣言書又は試験所の試験報告書が備えられていることを確認する。		
15 防火構造及び脱出設備	(1) 前回検査時から、変更がないことを確認する。(非常脱出用呼吸具の設置状況の確認を含む。) (2) 可能な限り、全ての防火戸について、現状良好であることを確認する。 (3) 居住区域、機関区域及びその他の区域からの脱出設備が適切であることを確認する。		
16 帆類	(1) 所定の位置に取付け展開できるように準備した状態で、現状良好であることを確認する。		
17 曳航及び係留設備	(1) C 編 1 編 14.4.2.4, C 編 1 編 14.4.3.5, CS 編 23.2.3 又は CS 編 23.2.6 の規定により曳航設備に安全曳航荷重 (TOW) 又は係留設備に安全使用荷重 (SWL) が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。		
18 積付計算機	(1) C 編 1 編 3.8.1.1, 2-2 編 3.2.2.1 及び 2-3 編 3.2.2.1 の規定により積付計算機の備付けが要求される船舶について、その管理状況を検査する。		
19 C 編 1 編 14.15 に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等	(1) 現状良好であることを確認する。		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
20	船舶識別番号	(1) 船舶識別番号の標示が要求される船舶について、その標示状態が現状良好であることを確認する。	
21	乗降設備 ^{*4}	(1) 現状良好であることを確認する。	
22	バウドア、内扉、サイド ドア及びスタンドア ^{*5}	(1) 現状良好であることを確認する。	
23	耳保護具 ^{*6}	(1) 現状良好であることを確認する。	
24	可搬式ガス検知器	(1) 可搬式ガス検知器について、現状良好であることを確認する。(校正の記録の確認を含む。)	
25	ヘリコプタ施設	(1) ヘリコプタ甲板、脱出設備、消火装置及び給油・格納設備について、現状良好であること及び運航手引書が備え付けられていることを確認する。	
26	危険物の運送に対する 特別な措置	(1) 該当する場合、電気設備及び配線、通風装置、完全防護服及び持運び式消火器の確認を含む、危険物の運送に対する特別な措置について、現状良好であることを確認する。	
27	バラスト管の配置	(1) バラスト管系が燃料油タンクに連結されていないことを確認する。ただし、D 編 13.5.1-11 に従い、適切な措置が講じられている場合はこの限りでない。	
油タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件			
28	管装置	(1) 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナーートガス装置その他すべての管装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 船体と貨物管装置（貨物管、ベント管、タンク洗浄管等）との接地について、現状良好であることを確認する。 ^{*7}	
29	貨物タンク	(1) 貨物タンクの開口及びそのガスケット、蓋、縁材及びスクリーンについて、現状良好であることを確認する。 (2) 貨物タンクに備える PV 弁及び火炎侵入防止装置について、現状良好であることを確認する。 (3) 貨物タンクの通気装置、貨物タンクのパージ及びガスフリー装置並びその他の通気装置について、現状良好であることを確認する。 (4) 船体と貨物タンクとの接地について、現状良好であることを確認する。 ^{*7}	
30	火炎侵入防止金網	(1) 実行可能な限り、燃料油タンク、オイリーバラストタンク、オイリースロップタンク及びボイドスペースの空気管の火炎侵入防止金網について、現状良好であることを確認する。	
31	安全な交通のための設備	(1) 船首への安全な交通のための設備について、現状良好であることを確認する。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
32	非常曳航設備	(1) 載貨重量が 20,000 トン以上の船舶に備える非常曳航設備について、現状良好であることを確認する。	
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件			
33	貨物倉内の管装置	(1) 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。	
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件			
34	貨物倉内の管装置	(1) 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。	
コンテナ運搬船に対する追加要件			
35	強力甲板及びハッチサイドコーミング(頂板及び縦通防撓材を含む)の船体ブロック間のバット継手	(1) C 編 2-1 編 10.5 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船にあつては、実行可能な範囲で、現状良好であることを確認する。	
(備考)			
*1: 検査の詳細は別に定めるところによる。			
*2: 空気管の暴露甲板貫通部には特別の注意を払わなければいけない。			
*3: 検査の詳細は別に定めるところによる。			
*4: 検査の詳細は別に定めるところによる。			
*5: 検査の詳細は別に定めるところによる。			
*6: 「耳保護具」とは、規則 B 編附属書 2.1.7-7.B.「船内騒音計測に関する実施要領」 6.1 及び 6.2 に示す耳保護具をいう。			
*7: 船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合及び検査員が必要と認めた場合には当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1 M\Omega$ 以下であることを確認する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。			

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B3.3 効力試験		備考 1：検査要領 B 編 B3.2.3-1.から移設 備考 3：検査要領 B 編 B3.2.3-3.から移設 備考 4：検査要領 B 編 B3.2.3-4.から移設 備考 6：検査要領 B 編 B3.2.3-6.から移設
試験項目	試験内容	
1 風雨密倉口蓋	(1) 射水試験 ^{*1} （検査員が必要と認める場合） (2) 機械駆動式倉口蓋にあつては、任意に選択したものについて作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (3) ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあつては、船首から 0.25L _f の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について、開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。	
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	(1) 作動確認並びに射水試験 ^{*1} 又は同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。	
3 防火構造及び脱出設備に関連する各種装置 ^{*2}	(1) 作動確認	
4 火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）並びに試料抽出式煙探知装置 ^{*3}	(1) 可能な限り、作動確認（故障警報の確認を含む。）	
5 消火ポンプ（非常用を含む。）、送水管、消火栓、消火ホース及びノズル等の射水消火装置 ^{*3}	(1) 射水試験。機関区域の無人化設備を備える船舶にあつては、1 のポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験	
6 固定式甲板泡装置 ^{*3}	(1) 通水試験	
7 排煙用通風装置	(1) 作動確認	
8 復原性計算機 ^{*4}	(1) 2005 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶に、復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機については、計算機能の確認 ^{*5} を行う。	
9 水位検知警報装置	(1) 作動試験。ただし、任意に選択したものについて行う。	
10 排水設備 ^{*6}	(1) 作動試験	
11 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	(1) 作動確認 (2) 射水試験（検査員が必要と認める場合）	
12 一般非常警報装置	(1) 作動試験	
13 危険物の運送に対する特別な措置	(1) 該当する場合、給水装置、ビルジ装置及び水噴霧装置についての作動試験	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
14	自走用の圧縮水素又は圧縮天然ガスをタンクに有する自動車を貨物として運送する自動車運搬船に備える可搬式ガス検知器	(1) 作動確認	
15	ラッシングソフトウェア	(1) C 編 2-1 編附属書 3.1 に基づき、試験用積付状態を用いてラッシングソフトウェアの精度確認試験を行う。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、試験用積付状態の計算結果のコピーを含む、船長によって実施された精度確認記録の確認に代えることができる。	
(備考) *1：射水試験は、規則 B 編附属書 2.1.7-2.「水密区画の試験方法」 1.4.4-3.に示す射水試験をいう。 *2：検査の詳細は別に定めるところによる。 *3：各種装置の検査の詳細については、表 B2.9 の関連規定を参照すること。 *4：「復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機」とは、復原性計算機又は復原性計算用ソフトウェアがインストールされたコンピュータであって、船橋、荷役制御室等で使用されるものをいう。 *5：検査の詳細は別に定めるところによる。 *6：排水設備（規則 D 編 13.5.10 参照）の検査は、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの (1) 2006 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船 (2) 2006 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船			
表 B3.4 区画及びタンクの内部検査 ^{*1}			
検査項目		備考検査	備考 1：検査要領 B 編 B3.2.4 から移設 備考 2：番号の変更
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件			
1 機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。		
2 貨物ポンプ室、他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	(1) ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類及び圧縮機等の据付け及び軸封部、隔壁の損傷及び貨物の漏洩（特に各種貫通部について）並びに通風装置の状態を注意して検査する。		
3 バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超える船舶について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。		
油タンカー、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件			
1 機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
2	貨物ポンプ室, 他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの, 貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	(1) ガスを十分に排除し, 内部を掃除したのち内部検査を行う。その際, ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類及び圧縮機等の据付け及び軸封部, 隔壁の損傷及び貨物の漏洩(特に各種貫通部について)並びに通風装置の状態を注意して検査する。	
3	バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超える油タンカー, 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船について, 前回の定期検査又は中間検査の検査結果から, 年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。	
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*1)*2}			
1	機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。	
2	バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超える船舶について, 前回の定期検査又は中間検査の検査結果から, 年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。	
3	貨物倉	(1) 建造後 10 年を超える船舶の貨物倉すべてについて行う。	
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件			
1	機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。	
2	バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超える船舶について, 前回の定期検査又は中間検査の検査結果から, 年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。	
3	貨物倉	(1) 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶の任意に選定された 2 個の貨物倉について行う。 (2) 建造後 15 年を超える船舶の貨物倉すべてについて行う。	
4	二重船側構造における空所	(1) 建造後 20 年を超える船の長さが 150 m 以上のばら積貨物船について, 前回の定期検査又は中間検査の結果から, 年次毎の内部検査が要求されている空所について行う。	
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件			
1	機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。	
2	バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超える一般乾貨物船について, 前回の定期検査又は中間検査の結果から, 年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
3	貨物倉	(1) 建造後 5 年を超え 10 年以下の木材運搬船について、貨物倉の倉内肋骨下端部及びその下部肘板並びに隔壁下端部の状況を把握するために、すべての貨物倉について行う。 (2) 建造後 10 年を超え 15 年以下の一般乾貨物船について、船首及び船尾の各 1 個（木材運搬船にあってはすべて）の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）について行う。 (3) 建造後 15 年を超える一般乾貨物船について、すべての貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）について行う。	体裁調整
(備考)			
*1：区画及びタンクの内部検査を行う際には、当該区画の検査に供される点検設備についても検査を行うこと。			
*1*2：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。			
表 B3.5 構造部材等の精密検査			
検査項目		備考	
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件			
1	バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	(1) バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置、ロック装置及びそれらの溶接部	
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件*1			
1	倉口蓋及び倉口縁材	(1) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材	
2	貨物倉内の構造部材	(1) 建造後 10 年を超え 15 年以下のばら積貨物船について、船首部貨物倉のうち総数の 1/4 に相当する倉内肋骨の下部 1/3 部分、下部肘板及び当該部の船側外板について行う。 (2) 建造後 15 年を超えるばら積貨物船について、船首部貨物倉及び他の 1 の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨の下部 1/3 部分、下部肘板及び当該部の船側外板について行う。 (3) 以上の精密検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該各貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨について同様に精密検査を行う。	
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件			
1	倉口蓋及び倉口縁材	(1) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考												
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件 <table><tr><td>1 倉口蓋及び倉口縁材</td><td>(1) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。</td></tr><tr><td>2 貨物倉の倉内肋骨</td><td>(1) 建造後 5 年を超え 15 年以下の木材運搬船において、表 B3.4 で要求される検査の結果、検査員が必要と認める場合は、検査員の指示するところにより行う。 (2) 建造後 15 年を超える一般乾貨物船について、船首部貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、船首部下部貨物倉）及び他の 1 個の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、下部貨物倉）のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨の下部 1/3 部分、下部肘板及び当該部の船側外板について行う。 (3) 精密検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該各貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨について同様に精密検査を行う。</td></tr></table>			1 倉口蓋及び倉口縁材	(1) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。	2 貨物倉の倉内肋骨	(1) 建造後 5 年を超え 15 年以下の木材運搬船において、表 B3.4 で要求される検査の結果、検査員が必要と認める場合は、検査員の指示するところにより行う。 (2) 建造後 15 年を超える一般乾貨物船について、船首部貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、船首部下部貨物倉）及び他の 1 個の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、下部貨物倉）のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨の下部 1/3 部分、下部肘板及び当該部の船側外板について行う。 (3) 精密検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該各貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨について同様に精密検査を行う。									
1 倉口蓋及び倉口縁材	(1) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。														
2 貨物倉の倉内肋骨	(1) 建造後 5 年を超え 15 年以下の木材運搬船において、表 B3.4 で要求される検査の結果、検査員が必要と認める場合は、検査員の指示するところにより行う。 (2) 建造後 15 年を超える一般乾貨物船について、船首部貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、船首部下部貨物倉）及び他の 1 個の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、下部貨物倉）のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨の下部 1/3 部分、下部肘板及び当該部の船側外板について行う。 (3) 精密検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該各貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨について同様に精密検査を行う。														
(備考) *1：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。															
表 B3.6 構造部材等の板厚計測 <table><tr><th>検査項目</th><th>備考</th></tr><tr><td colspan="2">貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件</td></tr><tr><td>1 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナータガス装置その他のすべての管装置</td><td>(1) 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。</td></tr><tr><td>2 バラストタンク内の構造部材</td><td>(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える船舶のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合は、検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-2.の規定に従って追加の板厚計測を行う。</td></tr><tr><td>3 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア</td><td>(1) 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。</td></tr><tr><td colspan="2">油タンカー、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件</td></tr></table>			検査項目	備考	貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件		1 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナータガス装置その他のすべての管装置	(1) 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。	2 バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える船舶のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合は、検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-2.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	3 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	(1) 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。	油タンカー、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件		体裁調整
検査項目	備考														
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件															
1 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナータガス装置その他のすべての管装置	(1) 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。														
2 バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える船舶のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合は、検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-2.の規定に従って追加の板厚計測を行う。														
3 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	(1) 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。														
油タンカー、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件															

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
1	貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他のすべての管装置	(1) 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。	
2	バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える油タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-3.又は-4.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件			
1	バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	
2	倉口蓋及び倉口縁材	(1) 表 B3.4 又は表 B3.5 に規定する、二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する内部検査又は精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	
3	貨物倉内の構造部材		
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件			
1	バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える二重船側構造ばら積貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	
2	二重船側構造における空所	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 20 年を超える船の長さが 150 m 以上の二重船側構造ばら積貨物船の二重船側構造における空所に対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
	3 倉口蓋及び倉口縁材	(1) 表 B3.5 に規定する、二重船側構造ばら積貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	
	総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件		
	1 バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える一般乾貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-6.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	
	2 倉口蓋及び倉口縁材	(1) 表 B3.5 に規定する、一般乾貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-6.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	
	3 貨物倉内の構造部材	(1) 建造後 10 年を超える一般乾貨物船について、表 B3.4 に規定する内部検査及び表 B3.5 に規定する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-6.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
表 B3.7 現状検査			規則 3.3.1 と検査要領 B3.3.1 の要件を移設
検査項目	試験内容		
1 機関室，ボイラ室及び脱出設備	(1) 全般的に現状良好であることを確認する。 (2) 火災及び爆発に対する危険性に注意し，機関室，ボイラ，すべての蒸気，油圧，空気及びその他の系統並びにこれらに関連する取付物が現状良好で，かつ適切に保守されていることを確認する。		
2 主機，動力伝達装置，軸系，プロペラ，主機以外の原動機，ボイラ，熱媒油加熱器，焼却設備，圧力容器，補機，管艤装，制御装置，電気機器及び配電盤	(1) 現状良好であることに加え，次の(a)から(i)についても確認する。 (a) 重要な補機の1つが作動不能になった場合であっても，推進機関の正常な作動を維持又は回復できること (b) 主機，推進補器及び船舶の安全のための重要な補器を操作する装置の現状 (c) 機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置の現状 (d) 機関，ボイラその他の圧力容器，並びに関連する管装置及び取付物が，可動部，高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い，船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されていること (e) 船外からの援助を受けることなく，デッドシップ状態から機関を始動し，運転可能とする手段が設けられていること (f) 実行可能な限り，主電源及び照明機器を含む電気設備の外観並びに当該電気設備の作動状態が正常であること (g) 衝撃，火災及びその他の電気に起因する危険性に対する措置について，保守されていること (h) 海水系統の伸縮継手の現状 (i) 燃料油，潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置について，現状良好であること		
3 機関区域の通風装置	(1) 正常に作動していることを確認する。		
4 船尾管軸受の潤滑油又は清水の管理	(1) 船級符号に“PSCM”の付記を有する船舶にあっては，現状検査と共に，各パラメータの記録調査を行い，当該対象装置の保守管理が適切に実施されていることを確認する。 (2) 前(1)に掲げる船舶以外の船舶であって油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶にあっては，3.3.4-2.(3)による場合を除き，定期的に潤滑油分析又は試料清水試験が実施されているか否かを確認する。また，当該潤滑油分析又は試料清水試験が実施されている場合には，現状検査と共に，当該潤滑油分析又は試料		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
		<u>清水試験の試験報告書により、管理基準値*1 を満足しているか否かを確認する。</u>	
5	<u>雰囲気制御設備*2</u>	<u>(1) ガスフリー装置並びに制御、警報及び監視装置の現状を確認する。</u>	
6	<u>ゴム継手*3</u>	<u>(1) ゴムエレメントの外観検査及び、表面硬度又は永久ひずみ量の計測を行う。</u>	
7	<u>配電系統の主母線の高調波フィルタ（ポンプモータ等、単一の機器飲みに使用されるものを除く。）*4</u>	<u>(1) 高調波フィルタが現状良好であることを確認するとともに次の(a)又は(b)を確認する。</u> <u>(a) H 編 2.3.13-1.に規定する主母線の電圧総合波形ひずみ率を連続的に監視する設備を備える船舶にあっては、電圧総合波形ひずみ率の記録</u> <u>(b) 前(a)に該当しない船舶にあっては、高調波フィルタの正常な動作を確認するため、直近の航海において、プラント全体の稼働を代表する航海状態における主母線の電圧総合波形ひずみ率の最大値が測定されており、当該測定値が、で夏総合波形ひずみ率の許容値以下であること。</u>	
<u>油タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に対する追加要件</u>			
1	<u>貨物ポンプ室</u>	<u>(1) 現状良好であることに加え、次の事項について確認する。</u> <u>(a) 各ポンプの据付け部に損傷がないこと</u> <u>(b) 貨物ポンプ室の内部又は付近において潜在的な発火源（例えば、揚貨装具、可燃性材料等）が除去されていること、過度な漏洩がないこと及び交通用はしごの状態が良好であること</u> <u>(c) 実行可能な範囲で貨物、ビルジ、バラスト及びストリップングポンプのシール部から過度な漏洩がないこと</u> <u>(d) 通風装置が現状良好であり、ダクトに損傷がないこと及び、保護金網に汚れないこと</u> <u>(e) すべての貨物ポンプ室の非常照明装置の現状が良好であること*5</u>	
2	<u>危険場所の電気設備</u>	<u>(1) 危険区域内におけるすべての電気機器が当該区域に対して適切なものであること、良好な状態に保たれていること及び適切に保守されていることを確認する。</u>	
3	<u>甲板上及び貨物ポンプ室の貨物、原油洗浄、バラスト及びストリップング装置並びに甲板上</u>	<u>(1) 現状良好であることを確認する。</u>	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考								
のバンカリング装置 4 貨物ポンプ室隔壁貫通部の温度計測装置及び警報装置 5 単一損傷の際に操舵能力を回復させるための設備*6 (規則 D 編 15.6.1-2.(1)参照) 電気推進船に対する追加要件 1. 電気推進装置 (1) 強制冷却装置 (フィルターを含む。), 配線の支持及び被覆並びに推進用半導体電力変換装置のコンデンサ, 推進用発電機及び推進用電動機の巻線, スリップリング, 整流子及びブラシ等が現状良好であることを可能な限り確認する。											
(備考) *1: 管理基準値は次による。 (1) 油潤滑式の場合には, 規則 B 編表 B8.3 第 11 項(1)(b)に規定するもの。 (2) 清水潤滑式の場合には, 規則 B 編表 B8.4 第 11 項(1)(b)に規定するもの。 *2: 雰囲気制御設備を有する船舶に限る。 *3: ゴム継手を有する船舶に限る。 *4: 当該高調波フィルタを備える船舶に限る。 *5: 2002 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった船舶に限る。 *6: 当該設備を備える船舶に限る。											
表 B3.7表 B3.8 効力試験			表番号の変更								
<table><tr><th>試験項目</th><th>試験内容</th></tr><tr><td>1 油タンクの弁</td><td>(1) 実行可能な範囲で, 適宜, 燃料油, 潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置の作動試験を行う。</td></tr><tr><td>2 燃料油ポンプ, 貨物ポンプ, 通風機及びボイラ用送風機</td><td>(1) 遠隔停止装置の作動試験を行う。</td></tr><tr><td>3 非常電気設備*1</td><td>(1) 関連する機器を含み作動試験を行う。なお, 自動始動するものについては, 自動モードでの試験も行う。</td></tr></table>		試験項目	試験内容	1 油タンクの弁	(1) 実行可能な範囲で, 適宜, 燃料油, 潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置の作動試験を行う。	2 燃料油ポンプ, 貨物ポンプ, 通風機及びボイラ用送風機	(1) 遠隔停止装置の作動試験を行う。	3 非常電気設備*1	(1) 関連する機器を含み作動試験を行う。なお, 自動始動するものについては, 自動モードでの試験も行う。		4 通信装置 (2) (3) : 検査要領 B 編 B3.3.2-3. から移設 8 定期的に無人の状態に置かれる機関区域: 検査要領 B 編 B3.3.2-1. から移設 9 H 編付属書 2.11.1-2.が 適用される蓄電池シス
試験項目	試験内容										
1 油タンクの弁	(1) 実行可能な範囲で, 適宜, 燃料油, 潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置の作動試験を行う。										
2 燃料油ポンプ, 貨物ポンプ, 通風機及びボイラ用送風機	(1) 遠隔停止装置の作動試験を行う。										
3 非常電気設備*1	(1) 関連する機器を含み作動試験を行う。なお, 自動始動するものについては, 自動モードでの試験も行う。										

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
4	通信装置	(1) 機関の制御場所と船橋間及び操舵機区画と船橋間の通信装置について作動試験を行う。 <u>(2) 船橋と操舵機室との間の通信装置及び舵角指示器が正常に作動することを確認する。</u> <u>(3) エンジン・テレグラフ、船橋と機関区域との間の第 2 の通信装置及び機関を制御するその他のすべての場所との通信装置が正常に作動することを確認する。</u>	テム：検査要領 B 編 B3.3.2-6.から移設 10 アンモニア直接膨張式急速凍結装置：検査要領 B5.3.2-3.から移設 備考 1： 検査要領 B3.3.2-2.から移設 備考 2： 検査要領 B3.3.2-4.から移設 備考 3： 検査要領 B3.3.2-5.から移設
5	操舵装置	(1) 主及び補助操舵装置（付属品及び制御装置も含む。）について、作動試験を行う。 ^{*2}	
6	ビルジ装置	(1) 弁（危急ビルジ弁を含む。）、コック、こし器、ポンプ、リーチロッド及び液面警報を含むビルジ装置の作動試験を行う。	
7	安全装置等	次の(1)から(5)に掲げる事項について安全装置等の作動試験を行う。ただし、現状検査、航海中における状態及び本船側における試験結果等を基に、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。	
	(1) 主機及び補助機関	(a) 主機、発電機及び推進補機並びに操船・保安補機を駆動する原動機にあっては、次の i) から iii) に掲げる安全装置又は警報装置の作動試験を行う。^{*3} なお、検査員が必要と認める場合は、冷却水及び潤滑油の管理記録の確認を要求することがある。 i) 過速度防止装置 ii) 潤滑油の供給停止又は圧力低下の場合の自動停止装置及び警報装置 iii) 主機として用いられる蒸気タービンにあっては主コンデンサの真空異常低下時の自動停止装置	
	(2) ボイラ、熱媒油加熱器、焼却設備及びガス燃焼装置（GCU）	(a) 安全装置、警報装置及び圧力計測指示装置（ボイラの圧力計については、校正記録の確認を含む。）の作動試験を行う。また、安全弁の揚弁装置の作動試験を行う。 ^{*3} ただし、排ガスエコノマイザの逃し弁の揚弁装置にあっては、1.1.3-1.(1)の時期に検査に先立ち海上において機関長により適切な点検が行われていることをログブックの記録から確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、ボイラ水及び熱媒油の管理記録の確認を要求することがある。	
	(3) 監視装置	(a) 圧力計、温度計、電流計、電圧計及び回転計等の作動試験	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
	(4) 自動制御装置又は遠隔制御装置	(a) 推進機関（電気推進船にあつては電気推進装置を含む。）を船橋から遠隔で制御（制御のほか、監視、報告、警報及び安全措置に関するものを含む。）する装置に加え、推進補機並びに操船・保安補機の自動制御又は遠隔制御装置について、作動試験を行う。	
	(5) 機関士呼出し装置	(a) 機関士呼出し装置が機関士居住区域において明確に聴取できることを確認する。	
	8 定期的に無人の状態に置かれる機関区域	(1) 自動化設備規則 2.3.2-2.に定める試験を行う。	
	9 H 編付属書 2.11.1-2.が適用される蓄電池システム	(1) 規則 H 編付属書 2.11.1-2.中 1.2.7 に定める試験を行う。	
	10 アンモニア直接膨張式急速凍結装置	(1) ゴムホースの検査を行う。 *4	
<u>(備考)</u>			
<u>*1：実行可能な限り、非常電源（始動装置、給電される装置、自動始動装置（もしあれば）も含む）の作動も確認する</u>			
<u>*2：次の(1)から(4)を確認する。</u>			
<u>(1) 主及び補助操舵装置（付属品及び制御装置を含む。）について、次の(a)から(e)に掲げる作動試験を行うほか、現状を確認する。</u>			
<u>(a) 切換えを含めた動力装置の作動試験</u>			
<u>(b) 規則 D 編 15.6 にいう油圧駆動装置について自動及び遠隔切離し装置の作動試験</u>			
<u>(c) 規則 D 編 15.2 にいう代替動力の供給試験</u>			
<u>(d) 切換えを含めた制御装置の作動試験</u>			
<u>(e) 規則 D 編で要求する舵角指示器及び動力装置の運転表示装置の作動試験</u>			
<u>(2) 非常操舵場所を有する船舶にあつては、当該場所に船首方向を伝達する手段に加え、当該場所にコンパスの可視情報を伝達する手段（もしあれば）の現状を確認する。</u>			
<u>(3) 油圧式、電気式又は電動油圧式操舵装置に備える各種警報が正常に作動することを確認する。</u>			
<u>(4) 油圧により駆動される操舵装置の補油のための設備が保守されていることを確認する。</u>			
<u>*3：現状検査の結果、検査員が差し支えないと認めた場合は省略することができる。</u>			
<u>*4：検査の詳細は別に定めるところによる。</u>			

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B3.8 表 B3.9 油タンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の追加の効力試験		表番号の変更
試験項目	試験内容	
1 貨物ポンプ，ビルジポンプ，バラストポンプ，ストリップングポンプ及び通風装置	(1) 貨物ポンプ室内に設置されるものについて，遠隔操作及び遮断装置の作動試験を行う。 <u>(2) 電気式及び機械式の遠隔操作及び遮断装置が適切に作動することに加え，貨物ポンプ室のビルジ装置の作動を確認する。</u> <u>(3) ポンプ室の通風装置が正常に作動すること及びダンパの作動を確認する。</u> <u>(4) タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては，照明装置と通風装置との間のインタロックを確認する。</u>	1 貨物ポンプ，ビルジポンプ，バラストポンプ，ストリップングポンプ及び通風装置 (2) (3) (4) : 検査要領 B 編 B3.3.2-7. から移設
2 ビルジ装置	(1) タンカー及び危険化学品ばら積船の貨物ポンプ室内に設置されるものについて，試験を行うほか，ビルジ液位監視装置及び警報の確認を行う。	
3 液面計測装置	(1) 貨物タンクに設置されるものについて，作動試験を行う。	
4 圧力計	(1) 貨物吐出管系に設けるものについて，作動試験を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
5 イナートガス装置	(1) R 編 4.5.5 で設置が要求されているイナートガス装置について、次に掲げる現状検査及び効力試験を行い、それらの完了後、実施可能であれば、イナートガス装置が正常に運転することを確認する。その他のイナートガス装置については本会の適当と認めるところによる。 (a) ガス又は排水の漏出の有無についての外観検査 (b) イナートガス送風機の作動確認 (c) スクラバ室の通風装置の作動確認 (d) 甲板水封装置の自動給排水装置の現状確認 (e) 全ての遠隔作動弁及び自動制御弁（特に燃焼ガス遮断弁）の作動確認 (f) スートブロワのインタロック機構の作動確認 (g) イナートガス送風機停止時のガス制御弁の自動閉鎖の作動確認 (h) 実行可能な限り、イナートガス装置の警報装置及び安全装置について、必要であれば模擬条件を用い、次に掲げる事項についての確認 i) イナートガス主管の高酸素濃度 ii) イナートガス主管の低圧力 iii) 甲板水封装置への給水の低圧力 iv) イナートガス主管のガス温度の上昇 v) 冷却及びスクラバ装置に供給する水の低圧力又は低流量 vi) 持運び式及び固定式の酸素濃度計測装置の較正ガスを用いた精度確認 vii) スクラバ装置の高水位 viii) イナートガス送風機の故障 ix) ガス制御弁の自動制御装置の電源喪失 x) イナートガス主管の圧力及び酸素濃度の連続指示及び恒久的記録装置の電源喪失 xi) イナートガス主管の高圧力	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
6 計測装置、検知装置及び警報装置	(1) タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては、次に掲げる事項について、現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置の作動試験。また、特に次に掲げる事項について検査を行う。 i) 可燃性蒸気及び酸素の濃度を測定するための可搬式計測器がそれぞれ 1 つずつ、十分な数の予備とともに備えられていること、また、これらの計測器に対する較正のための適切な手段が講じられていることの確認 ii) 該当する場合には固定式ガス採取管の取り付けを含む、二重船殻区画及び二重底区画の雰囲気測定のための可搬式計測器の現状確認 iii) 可能な限り、貨物タンクに隣接するすべてのバラストタンク並びに二重底及び二重船殻の空所の固定式炭化水素ガス検知装置について現状良好であることの確認及び作動確認 iv) 貨物ポンプ室の炭化水素ガス濃度（危険化学品ばら積船にあつては引火性ガス濃度）の連続監視装置が現状良好であることの確認 v) iv)の装置の採取位置若しくは検知端がガスの漏洩を速やかに検知するために適切な配置であることの確認 (b) 酸素濃度計測装置の作動試験	
7 消火設備	(1) タンカーにあつては、次に掲げる事項について、現状検査又は効力試験を行う。 (a) 固定式甲板泡装置及び泡原液の貯蔵量の現状確認 (b) 固定式甲板泡装置の作動中、消火主管内で要求される圧力が維持され、船舶のいかなる箇所の消火栓からも同時に 2 条の射水ができることの確認 (c) 貨物ポンプ室の固定式消火装置の現状確認。また、実行可能な範囲で、適宜、種々の開口の開鎖装置についての作動試験	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考												
表 B3.9 表 B3.10 液化ガスばら積船の特別要件		表番号の変更 3 管装置:検査要領 B 編 B3.4.1-1.から移設 10 その他 (1) (a) : 検査要領 B3.4.2-6.から移設 10 その他 (1) (k) : 和英の整合 規則 B 編表 B2.3-45 で 船上保持が要求されて いる書類の検査のため、 表 B2.3-45 の表現に 合わせて修正 備考 1～5 : 検査要領 B 編 B3.4.2-1. ～ B3.4.2-5. から移設 備考 6～8 : 検査要領 B 編 B3.4.2-7. ～ B3.4.2-9. から移設												
<table><tr><th>検査項目</th><th>検査内容</th></tr><tr><td>1 貨物格納設備</td><td>(1) 貨物タンク、二次防壁及びそれらの防熱材並びに貨物タンク又はタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置について、可能な範囲の現状検査を行う。なお、製造後最初の年次検査¹では、検査員が必要と認める場合、表 B5.27 第 1 項(1)(a), (b)及び第 2 項に規定する検査並びに船体と貨物タンクの接合部の現状検査を行う。</td></tr><tr><td>2 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置</td><td>(1) 貨物タンク、インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置、安全装置及び警報装置その他関連の保護金網並びにベント管のドレン抜きのための設備について可能な範囲の外観検査を行い、現状良好であることを確認する。また、貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。</td></tr><tr><td>3 管装置</td><td>(1) 実行可能な限り、貨物、バンカリング、バラスト及びベント管装置(圧力逃し弁、真空逃し弁、ベントマスト及び保護金網を含む。)の現状も確認する。</td></tr><tr><td>34 荷役設備</td><td>(1) 次に掲げる事項について、可能な限り荷役中に現状検査を行う。また、(c)については、現状検査及び効力試験を行う。 (a) 貨物用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (b) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材² (c) 貨物の移送を遮断するための ESD（緊急遮断）装置（緊急遮断装置を手動で作動させ、貨物ポンプ及び圧縮機が自動停止することを確認する。）</td></tr><tr><td>45 計測装置、検知装置、警報装置及び安全装置</td><td>(1) 次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁³ (b) 貨物タンクの液面計、オーバフロー制御装置 (c) 温度指示装置及び関連の警報装置 (d) 貨物タンクの圧力計、高圧警報及び低圧警報（もしあれば） (e) インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置</td></tr></table>			検査項目	検査内容	1 貨物格納設備	(1) 貨物タンク、二次防壁及びそれらの防熱材並びに貨物タンク又はタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置について、可能な範囲の現状検査を行う。なお、製造後最初の年次検査 ¹ では、検査員が必要と認める場合、表 B5.27 第 1 項(1)(a), (b)及び第 2 項に規定する検査並びに船体と貨物タンクの接合部の現状検査を行う。	2 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置	(1) 貨物タンク、インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置、安全装置及び警報装置その他関連の保護金網並びにベント管のドレン抜きのための設備について可能な範囲の外観検査を行い、現状良好であることを確認する。また、貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。	3 管装置	(1) 実行可能な限り、貨物、バンカリング、バラスト及びベント管装置(圧力逃し弁、真空逃し弁、ベントマスト及び保護金網を含む。)の現状も確認する。	34 荷役設備	(1) 次に掲げる事項について、可能な限り荷役中に現状検査を行う。また、(c)については、現状検査及び効力試験を行う。 (a) 貨物用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (b) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材 ² (c) 貨物の移送を遮断するための ESD（緊急遮断）装置（緊急遮断装置を手動で作動させ、貨物ポンプ及び圧縮機が自動停止することを確認する。）	45 計測装置、検知装置、警報装置及び安全装置	(1) 次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁 ³ (b) 貨物タンクの液面計、オーバフロー制御装置 (c) 温度指示装置及び関連の警報装置 (d) 貨物タンクの圧力計、高圧警報及び低圧警報（もしあれば） (e) インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置
検査項目	検査内容													
1 貨物格納設備	(1) 貨物タンク、二次防壁及びそれらの防熱材並びに貨物タンク又はタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置について、可能な範囲の現状検査を行う。なお、製造後最初の年次検査 ¹ では、検査員が必要と認める場合、表 B5.27 第 1 項(1)(a), (b)及び第 2 項に規定する検査並びに船体と貨物タンクの接合部の現状検査を行う。													
2 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置	(1) 貨物タンク、インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置、安全装置及び警報装置その他関連の保護金網並びにベント管のドレン抜きのための設備について可能な範囲の外観検査を行い、現状良好であることを確認する。また、貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。													
3 管装置	(1) 実行可能な限り、貨物、バンカリング、バラスト及びベント管装置(圧力逃し弁、真空逃し弁、ベントマスト及び保護金網を含む。)の現状も確認する。													
34 荷役設備	(1) 次に掲げる事項について、可能な限り荷役中に現状検査を行う。また、(c)については、現状検査及び効力試験を行う。 (a) 貨物用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (b) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材 ² (c) 貨物の移送を遮断するための ESD（緊急遮断）装置（緊急遮断装置を手動で作動させ、貨物ポンプ及び圧縮機が自動停止することを確認する。）													
45 計測装置、検知装置、警報装置及び安全装置	(1) 次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁 ³ (b) 貨物タンクの液面計、オーバフロー制御装置 (c) 温度指示装置及び関連の警報装置 (d) 貨物タンクの圧力計、高圧警報及び低圧警報（もしあれば） (e) インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置													

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
	(f) 貨物の圧力／温度を制御する設備（備えられるすべての燃焼装置及び冷却装置を含む。）及び関連の安全装置及び警報装置 (g) 固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置 (h) 酸素濃度計測装置 (i) 貨物を燃料として使用するための設備についての安全装置	
<u>56</u> 環境制御装置*4	(1) 次に掲げる事項について、現状検査を行う。 (a) 貨物タンクのカスフリー及びパージ装置、航海中の通常の損失分を補うためのイナートガス貯蔵設備並びに雰囲気監視装置 (b) イナートガスの使用記録の確認による、イナートガスの使用量が航海中の通常の損失分を補うために必要な貯蔵量を超過していないことの確認 (c) 空気乾燥設備並びにインタバリアスペース及びホールドスペースのパージのためのイナートガス装置 (d) イナートガス関連装置の圧力制御装置、ガス逆流防止装置及び監視装置等	
<u>67</u> 消火設備	(1) N 編 11 章に規定する防火及び消火のための措置全般についての現状検査に加え、次に掲げる事項について、現状検査又は効力試験を行う。 (a) 主消火ポンプの遠隔始動装置の作動確認 (b) 閉囲された貨物機関区域及び貨物エリア内の貨物電動機室に対する固定式消火装置の現状確認 (c) 冷却、防火及び乗組員の保護のための水噴霧装置の現状確認 (d) 貨物エリアの固定式ドライケミカル消火装置の現状確認 (e) 限定された種類の貨物を専用に運送する船舶の閉囲された貨物機関区域に対する消火装置及びターレット区画内部の水噴霧装置の現状確認 (f) (b)から(e)に示す装置の操作手順が掲示されていることの確認 (g) 引火性貨物に対する追加の消防員装具の現状確認 (h) 緊急避難のための警報装置の現状確認	
<u>78</u> 人身保護設備	(1) 次に掲げる事項について、現状検査を行う。なお、除染シャワー及び洗眼器にあっては、効力試験を行う。 (a) 保護装具	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
	(b) 安全装具 (c) 担架及び応急医療器具 (d) N 編から要求される場合には、次の設備： i) 非常脱出用の呼吸具 ii) 除染シャワー及び洗眼器 iii) 非常時の避難場所	
89 復原性計算機	(1) N 編 2.2.3 の規定により復原性計算機を備える場合には、復原性計算機の計算機能 ^{*5} の確認を行う。	
910 その他	(1) 次に掲げる事項について、現状検査を行うとともに、(j)及び(k)については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。また、(c)に規定する貨物エリア内の区画の通風装置については、作動試験を行う。 (a) クロスフラiddiing設備及び水密扉等の損傷時復原性能に関連する設備。ただし、クロスフラiddiing設備の現状検査を行うことが困難な場合は、<u>本会が適当と認める検査クロスフラiddiing設備が有効に作動することを確認するための効力試験に代えることができる。</u> (b) 操舵室及び甲板室並びに船楼の閉鎖を要求される範囲の窓及び扉等の開口の閉鎖装置並びにエアロック装置 (c) 貨物エリア内の閉鎖場所及び貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区画の通風装置^{*6}及びその予備ファンあるいはインペラ (d) 荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ、又は甲板防護のための甲板上の防熱材 (e) 貨物コントロール室、貨物ポンプ及び圧縮機室並びにガス密隔壁の貫通軸の軸封部 (f) 船体の過冷却防止設備 (g) 貨物ホース^{*7} (h) 船首尾荷役設備（特に電気設備、消火設備及び貨物コントロール室と陸上施設との通信手段）及びその関連設備、緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等 (i) 危険場所又は区域の電気設備^{*8} (j) 貨物ログブック、荷役記録並びに貨物格納設備及び荷役設備に関連するマニュアル	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
	(k) 液化ガスばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則 IGC コードもしくはこれを取入れた国内法規 (l) 貨物コントロール室全般 (m) 貨物コントロール室のガス検知装置及び、貨物コントロール室が危険場所である場合には、発火源の排除のための措置 (n) N 編 3.7 に規定するビルジ、バラスト及び燃料油設備 (o) 操舵室の扉及び窓並びに貨物エリアに面した船楼及び甲板室の舷窓及び窓 (p) 貨物機関区域及びターレット区画並びにそれらの区画の脱出経路	
(備考) *1: 次の(1)から(3)を満たす場合、省略して差し支えない。 (1) 貨物格納設備が、過去充分な使用実績のある設備であること。ただし、使用実績がある場合でも過去重大な損傷（タンク板のき裂、変形等）があった設備及び建造者にとって初めて建造した設備は除く。 (2) タンク倉口の空所のガス検知及び温度の記録、再液化装置の運転記録並びに貨物タンクの圧力記録等が本船に保管されていること。 (3) 前(2)の記録の調査及び設備の現状に関する船長の事情聴取により、貨物格納設備等に異常がなかった旨の確認がされること。 *2: 貨物管及びプロセス管装置（伸縮継手、船体構造からの熱的隔離、圧力逃し装置、ドレン設備及びウォーターカーテンのうち該当するものを含む。）の現状も確認する。 *3: 2016 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった船舶の高液面警報の検査は、規則 N 編 13.3.6 に規定する機能試験も含む。 *4: メンブレンタンクの場合、各防熱層の不活性ガス制御装置が正常に作動していることを船長に確認する。 *5: IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の年次検査に関する規定によること。 *6: 実行可能な場合にのみ行うことで差し支えない。 *7: 液及び蒸気用の各ホースについて、使用用途に適していることを確認するほか、必要に応じて、型式承認を受けたものであること又は試験の実施日が標示されていることを確認する。 *8: 危険場所の電気機器について、良好な状態であることを確認するほか、適切に保守されていることの確認も行う。		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B3.10 表 B3.11		表番号の変更
危険化学品ばら積船の年次検査における特別要件		
検査項目	検査内容	
1 暴露甲板	(1) 次に掲げる事項について現状検査を行う。 (a) 貨物の加熱又は冷却回路内の試料採取設備 (b) 操舵室の扉及び窓並びに貨物エリアに面した船楼及び甲板室の舷窓及び窓 (c) 貨物ポンプ室外に設けられた貨物ポンプの吐出側圧力計 (d) 管装置の防熱材	2 貨物ポンプ室及びその他荷役区域 (1) (b) : 検査要領 B 編 B3.5.1-1.(1)から移設 3 貨物タンク及び貨物タンク周囲の区画に対する環境制御設備 (1) (c) : 検査要領 B 編 B3.5.1-1.(2)から移設
2 貨物ポンプ室及びその他荷役区域	(1) 次に掲げる事項について現状検査を行うとともに、(a)の装置については、効力試験を行う。 (a) 貨物ポンプ及びビルジ装置の電氣的及び機械的遠隔制御装置並びに遠隔遮断装置 (b) 貨物移送装置 (b)(c) 貨物ポンプの室内救命設備 (e)(d) 貨物の分離のための装置 (d)(e) 貨物区域内の閉囲区域あるいは区画等の換気装置及びその予備ファンあるいはインペラ (e)(f) 貨物液、スロップ及び蒸気の陸上への還流設備 (f)(g) 貨物ポンプ室の内部又は付近において潜在的な発火源（例えば、揚貨装具、可燃性材料等）が除去されていること、過度な漏洩がないこと及び交通用はしごの状態が良好であることの確認	4 計測装置、ガス検知装置及び警報装置 (1) (b) : 検査要領 B 編 B3.5.1-1.(3)から移設 5 消火設備：和英の整合 規則 B 編表 B3.9-7（タンカー）、表 B3.10-7（液化ガスばら積船）の表現に合わせて、和文を英文に整合
3 貨物タンク及び貨物タンク周囲の区画に対する環境制御設備	(1) 次に掲げる事項について現状検査を行う。 (a) 航海中の通常の損失分を補うためのイナートガス貯蔵設備又はイナートガス発生装置並びにアレイジスペースの雰囲気監視装置 (b) 乾燥剤を貨物タンクの空気取入口に使用する場合には、十分な乾燥剤を備えていることの確認 (c) <u>貨物タンクの通気装置（圧力/真空弁、過圧・過負圧を防止する 2 次的措置並びに火炎の侵入を防止する装置を含む。）及び、イナートガス装置を備える場合には、貨物タンクをイナートガスによりパーキングするための設備の現状を実行可能な限り確認する。</u>	8 その他(1)(a) : 検査要領 B3.5.2-2.から移 8 その他(1)(l) : 和英の整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
4 計測装置、ガス検知装置及び警報装置	(1) 次に掲げる事項について、現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) タンク溢れ出し防止に関連する液面検知装置、高位液面警報装置及び自動閉鎖弁 (b) 液面計、高液面警報装置及びオーバーフロー制御に関連する弁 (b)(c) 液面計、温度計、圧力計等貨物格納設備の計測装置及び関連の警報装置 (c)(d) 固定式及び可搬式ガス検知装置並びに関連の警報装置。また、特に次に掲げる事項についての確認 i) 運送する貨物に対応した可搬式ガス検知装置及び適切な検知管の備え付け (d)(c) 酸素濃度計測装置	備考 1： 検査要領 B3.5.2-1.から移設 備考 2～5： 検査要領 B3.5.2-3. ～ B3.5.2-6.から移設
5 消火設備	(1) S 編 11 章に規定する防火及び消火のための措置全般についての現状検査に加え、次に掲げる事項について、<u>現状検査又は効力試験</u>を行う。 (a) 貨物ポンプ室の固定式消火装置及び貨物エリアの甲板泡装置の現状確認 (b) (a)に示す装置の操作手順が掲示されていることの確認 (c) 運送する貨物に応じた持運び式消火器の現状確認 (d) 引火性貨物に対する追加の消防員装具の現状確認 (e) 緊急避難のための警報装置の現状確認	
6 人身保護設備	(1) 次に掲げる事項について、現状検査を行う。除染シャワー及び洗眼器にあっては、効力試験を行う。 (a) 保護装具及びその保管状況 (b) 安全装具 (c) 担架及び応急医療器具（酸素蘇生器及び実際に運送する貨物に対する解毒剤を含む） (d) 除染シャワー及び洗眼器 (e) 要求される場合には、非常脱出用の呼吸具及び眼の保護装具並びにそれらの保管状況	
7 復原性計算機	(1) S 編 2.2.3 の規定により復原性計算機を備える場合には、復原性計算機の計算機能²¹の確認を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
8 その他	(1) 次に掲げる事項について現状検査を行うとともに、(c)及び(m)については作動試験を行い、(k)及び(l)については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。 (a) クロスフラiddiing設備、水密扉等の損傷時復原性能に関連する設備。ただし、クロスフラiddiing設備の現状検査を行うことが困難な場合は、<u>本会が適当と認める検査当該クロスフラiddiing設備が有効に作動することを確認するための効力試験に代えることができる。</u> (b) 貨物試料保管設備 (c) 船首尾荷役設備（通信設備及び貨物ポンプの遠隔停止装置については作動確認を行う。）及びその関連設備 (d) 荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ又は甲板防護のための甲板上の防熱材 (e) S 編 3.5 に規定するビルジ及びバラスト設備並びにポンプ及び弁を含む管系統の識別マーク (f) 貨物タンクの通気装置及びそのドレン抜き装置 (g) 貨物ホース*2 (h) 特定貨物に対する特殊設備 (i) 貨物の加熱及び冷却設備*3 (j) ガス危険場所又は区域の電気設備*4 (k) 貨物ログブック、荷役記録及び関連するマニュアル (l) <u>危険化学品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則 IBC コードもしくはこれを取入れた国内法規</u> (m) 貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区域及びその他の貨物エリア内の区域の機械通風装置*5	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(備考) *1：IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の年次検査に関する規定によること。 *2：各ホースについて、使用用途に適していることを確認するほか、必要に応じて、型式承認を受けたものであること又は試験の実施日が標示されていることを確認する。 *3：サンプリングのための設備を含め、貨物の加熱又は冷却設備（もしあれば）の現状を確認するほか、貨物温度の計測装置及び関連する警報装置が正常に作動することを確認する。 *4：次の(1)及び(2)について確認する。 (1) 危険区画のすべての電気機器について、当該場所に適したものであることを確認するほか、状態が良好であることを確認し、適切に保守されていることを確認する。 (2) 実行可能な限り、すべての危険場所内の計測、監視、制御及び通信用の本質安全防爆形電気機器及び回路が適切に保守されていることを確認する。 *5：貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区域及びその他の貨物エリア内の区域の機械通風装置の現状検査は、実行可能な場合にのみ行うことで差し支えない。		
表 B3.11表 B3.12 低引火点燃料船の特別要件		表番号の変更
検査項目 1 燃料格納設備^{(注4)*1}	検査内容 (1) 次に掲げる検査を該当項目について行う。 (a) 燃料貯蔵タンクの外部検査及び取付けられている二次防壁のうち交通できるものの外部検査 (b) 燃料格納ホールドスペースの現状検査 (c) タンクコネクションスペースの内部検査 (d) タンク付弁及び逃し弁の外部検査 (e) タンクの監視装置の作動状態が良好であることの確認 (f) 設置されているビルジ警報及び区画からのドレン抜きの手手段の確認及び試験 (g) 燃料貯蔵タンク及び二次防壁の防熱材の可能な範囲の現状検査 (h) 燃料貯蔵タンク又はタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置の可能な範囲の現状検査 (i) 製造後最初の年次検査では、検査員が必要と認める場合、表 B5.29 第 1 項(1)(a), (b)及び第 2 項に規定する検査並びに船体と燃料貯蔵タンクの接合部の現状検査	備考 2：検査要領 B 編 B3.6.1-3.から移設 備考 3：検査要領 B 編 B3.6.1-1.から移設 備考 4：検査要領 B 編 B3.6.1-2.から移設 備考 5～7：番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
	2 燃料格納設備及び燃料貯蔵ホールドスペースの圧力逃し装置	(1) 燃料貯蔵タンク、インタバリアスペース及び燃料貯蔵ホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置及び安全装置並びにその他関連の保護金網及びベント管について可能な範囲の外観検査を行う。また、燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する記録が保管されていることを確認する。	
	3 低引火点燃料のバンカリング設備及び燃料供給装置 ^{(注1)*1}	(1) 次に掲げる検査を該当項目について行う。 (a) バンカリングステーション及び燃料バンカリング設備（緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁を含む）の現状の確認 (b) 燃料用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含め、燃料供給装置の現状の確認（実行可能な限り燃料供給装置を作動させた状態で行う） (c) 燃料ポンプ及び圧縮機の自動停止及び手動停止装置の現状の確認	
	4 燃料取扱い管、機械装置及び機器	(1) 実行可能な限り、燃料格納、燃料バンカリング及び燃料供給（ベント、圧縮、冷蔵、液化、加熱、冷却又は他の燃料取扱い等を含む。）のための配管及びその防熱材、ホース、緊急遮断弁、遠隔操作弁、逃し弁並びに機械装置及び機器の現状を確認する。また、実行可能な限り、装置の緊急遮断の際にポンプ及び圧縮機が停止することを確認する。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
5 制御装置、監視装置及び遮断装置	(1) 次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 温度指示装置及び関連の警報装置 (b) 燃料タンク、インタバリアスペース及び燃料貯蔵ホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置^{*2} (c) 酸素濃度計測装置 (2) 次に掲げる検査及び試験を行う。 (a) 燃料貯蔵、燃料バンカリング及び燃料供給用機器又は構成要素もしくは関連装置を収容する区画のガス検知器（固定式及び可搬式のものを含む。）及び他の漏洩検知用の機器並びに指示装置及び警報の作動状態が良好であることの確認を行う。ガス検知装置の再校正が行われていることを当該装置の製造者の推奨事項に従い確認する。 (b) 燃料供給装置及びバンカリング装置の制御装置、監視装置及び遮断装置（自動遮断装置を含む。）の作動状態が良好であることの確認を行う。 バンカリング時の緊急遮断に関連する液面計、高液面警報及び弁にあっては、効力試験（実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法）を行う。 (c) 設置されている主タンク弁の遠隔及び局所閉鎖機能の試験を行う。 (d) 各機関収容区画用の主燃料弁の遠隔及び局所閉鎖機能の試験並びに燃料供給装置の制御装置、監視装置及び遮断装置の作動状態が良好であることの確認を実行可能な限り燃料供給装置を作動させた状態で行う。 (e) 実行可能な限り、ESD 保護機関区域の遮断の作動試験を行う。	
6 環境制御装置	(1) 次に掲げるイナートティングのための設備の現状を確認する。^{*3} (a) 燃料貯蔵タンクのガスフリー及びパージ装置並びにガス採取装置 (b) イナートガス発生装置及び不活性ガス貯蔵装置 (c) イナートガス関連装置の圧力制御装置、ガス逆流防止装置及び監視装置等	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
7 通風装置	(1) 燃料貯蔵, 燃料バンカリング及び燃料供給用ユニット又は構成要素もしくは関連装置を収容する場所 (エアロック, タンクコネクションスペース, ESD 保護機関区域, 燃料調整室 (ポンプ室及び圧縮機室を含む。), 燃料弁室, 制御室及びガス燃焼機器を収容する区画, 二重管及びダクトを含む。) の通風装置 (可搬式の通風用機器を含む。) の現状の確認を行う。警報 (差圧及び圧力損失の警報等) が備えられている場合には, 実行可能な限り, 当該警報の作動試験を行う。	
8 消火設備	(1) 危険場所となる閉鎖場所の消火装置及び緊急避難のための警報装置の現状検査を行う。	
9 その他	(1) 次に掲げる事項について, 現状検査を行うとともに, (i) から (k) については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。 (a) 操舵室及び甲板室並びに船楼の閉鎖を要求される範囲の窓及び扉等の開口の閉鎖装置並びにエアロック装置 (b) 可搬式及び固定式のドリフトレイ並びに漏洩の際に船体構造を保護する隔離のための設備 (c) 燃料調整室 (燃料ポンプ室及び圧縮機室を含む。) 並びにガス密隔壁の貫通軸の軸封部 (d) 船体の過冷却防止設備 (e) 承認を受けた燃料ホース (f) 危険場所の接地^{*4} (船体と燃料配管又は燃料貯蔵タンクとの接地等) 及び接地用のストラップ (取り付けられている場合) (g) 燃料の種類によって要求される特殊設備等 (h) 危険場所の電気機器及び隔壁及び甲板貫通部 (交通用の開口を含む。) ^{(注2)*5} (i) 低引火点燃料のバンカリングに関する供給記録簿, 低引火点燃料船に関する運用手順書 (GF 編 17.2.2-3.) ^{(注3)*6} 及び低引火点燃料船に関する緊急手順書 (GF 編 17.2.2-4.) (j) ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則 (k) ログブック及び記録 ^{(注4)*7}	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考				
注（備考） *1： 防熱材については取り外す必要はないが、湿気を含んだ形跡又は劣化がないか調査する。 *2： 高液面警報の検査は、規則 GF 編 15.4.2-4.に規定する機能試験も含む。 *3： メンブレンタンクの場合、各防熱層の不活性ガス制御装置が正常に作動していることを船長に確認する。 *4： 燃料貯蔵タンク及び燃料配管と船体との電気的接地としてストラップが設けられていない場合及び検査員が必要と認めた場合には当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1 M\Omega$以下であることを確認する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。 2*5： 電気機器及び隔壁及び甲板貫通部（交通用の開口を含む。）について、その使用用途及び設置場所に対し適当な状態に維持されていることを確認する。 3*6： 燃料貯蔵設備、燃料バンカリング設備、燃料供給装置及び関連の燃料の使用のための装置に関する運用要件、安全要件、保守要件及び労働衛生上の危険性を網羅した指示書及び手引書（製造者／建造者が作成するもの）が船上に備えてあることを併せて確認する。 4*7： ログブック及び運転記録によりガス検知装置、燃料供給装置及びガス燃料システム等が正常に作動していることを確認する。また、ガス検知の記録と併せて、使用される再液化プラント及びガス燃焼ユニットの 1 日あたりの作動時間、ボイルオフ発生率及び窒素消費量（メンブレン格納設備の場合）を考慮する。						
表 B3.12 表 B3.13 船級符号に “CybR” の付記を有する船舶の確認事項 <table><tr><th>書類又は図書</th><th>確認事項</th></tr><tr><td>1 船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書 (初回の年次検査) (1 は省略)</td><td>(1) X 編 5.4.2(1)(d)iv)に規定する、変更管理及びソフトウェアアップデートの管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) 承認された変更管理のプロセスが遵守されていること。 (b) コンピュータシステムのソフトウェアについて、既知の脆弱性と機能依存性が考慮されていること。 (c) 船舶資産インベントリがアップデートされていること。 (2) X 編 5.4.3(1)(d)iv)に規定する、ファイアウォールの管理に関する文書により、ゾーン及びコンジット図がアップデートされ続け、セキュリティゾーン境界が管理されていること確認する。 (3) X 編 5.4.3(3)(d)iv)に規定する、マルウェア対策の管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) マルウェア対策ソフトウェアが保守及びアップデートされていること。 (b) 携帯用、可搬式又は取外し可能なデバイスの使用に関する手順が守られていること。</td></tr></table>		書類又は図書	確認事項	1 船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書 (初回の年次検査) (1 は省略)	(1) X 編 5.4.2(1)(d)iv)に規定する、変更管理及びソフトウェアアップデートの管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) 承認された変更管理のプロセスが遵守されていること。 (b) コンピュータシステムのソフトウェアについて、既知の脆弱性と機能依存性が考慮されていること。 (c) 船舶資産インベントリがアップデートされていること。 (2) X 編 5.4.3(1)(d)iv)に規定する、ファイアウォールの管理に関する文書により、ゾーン及びコンジット図がアップデートされ続け、セキュリティゾーン境界が管理されていること確認する。 (3) X 編 5.4.3(3)(d)iv)に規定する、マルウェア対策の管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) マルウェア対策ソフトウェアが保守及びアップデートされていること。 (b) 携帯用、可搬式又は取外し可能なデバイスの使用に関する手順が守られていること。	表番号の変更 備考欄 検査要領 B3.9.3 から移設
書類又は図書	確認事項					
1 船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書 (初回の年次検査) (1 は省略)	(1) X 編 5.4.2(1)(d)iv)に規定する、変更管理及びソフトウェアアップデートの管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) 承認された変更管理のプロセスが遵守されていること。 (b) コンピュータシステムのソフトウェアについて、既知の脆弱性と機能依存性が考慮されていること。 (c) 船舶資産インベントリがアップデートされていること。 (2) X 編 5.4.3(1)(d)iv)に規定する、ファイアウォールの管理に関する文書により、ゾーン及びコンジット図がアップデートされ続け、セキュリティゾーン境界が管理されていること確認する。 (3) X 編 5.4.3(3)(d)iv)に規定する、マルウェア対策の管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) マルウェア対策ソフトウェアが保守及びアップデートされていること。 (b) 携帯用、可搬式又は取外し可能なデバイスの使用に関する手順が守られていること。					

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
	(c) アクセス制御に関するポリシー及び手順が守られていること。 (d) 物理的な防護策が維持されていること。 (4) X 編 5.4.3(4)(d)iv)に規定する、アクセス制御及び機密情報の管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) 人員が、その責任に応じてコンピュータシステムにアクセスする権限を与えられていること。 (b) 許可されたデバイスのみがコンピュータシステムに接続されていること。 (c) 訪船者が、関連するポリシー及び手順に従ってコンピュータシステムにアクセスできること。 (d) 物理的なアクセス制御が維持及び適用されていること。 (e) クレデンシャル、鍵、機密、証明書、関連するコンピュータシステムの文書及びその他の保護すべき情報が、関連するポリシー及び手順に従って管理され、秘密が保持されていること。 (5) X 編 5.4.3(6)(d)iv)に規定する、遠隔アクセスの管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) 遠隔アクセスセッションは、関連するポリシー及びユーザマニュアルに従って、記録され若しくはログが作成され、実施されていること。 (b) セキュリティパッチ及びその他のソフトウェアアップデートプログラムのインストールは、変更管理の手順に従って、供給者と協力して実施されていること。 (6) X 編 5.4.3(7)(d)iv)に規定する、携帯用及び可搬式デバイスの管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) 携帯用、可搬式又は取外し可能な媒体の使用については、権限を与えられた人員に限られ、かつ、関連するポリシー及び手順に従っていること。 (b) 許可されたデバイスのみが、コンピュータシステムに接続されること。 (c) 物理的なインターフェースのポートの使用を制限する手段が、承認された設計書類に従って実装されていること。 (7) X 編 5.4.4(1)(d)iv)に規定する、セキュリティ異常の検知に関する文書により、コンピュータシステムが、セキュリティ監査記録の審査及びコンピュータシステムにおける警報の調査により、異常について日常的に監視されていることを確認す	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
	る。 (8) X 編 5.4.4(2)(d)iv)に規定する、セキュリティ機能の検証に関する文書により、コンピュータシステムにおけるセキュリティ機能が、定期的に試験又は検証されていることを確認する。 (9) X 編 5.4.5(1)(d)iv)に規定する、インシデントへの対応計画の管理に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) インシデント対応計画書を、船上における責任者が利用可能であること。 (b) 機側／手動制御に関する手順又は指示を、船上における責任者が利用可能であること。 (c) セキュリティゾーンの切断／隔離に関する手順又は指示が、船上における責任者に利用可能であること。 (d) いかなるサイバーインシデントも、インシデント対応計画書に従って対応されていること。 (10) X 編 5.4.6(1)(d)iv)に規定する、復旧計画に関する文書により、以下の事項を確認する。 (a) インシデントからの復旧のための指示及び／又は手順を、船上における責任者が利用可能であること。 (b) 復旧に必要な機器、ツール、文書並びに／又はソフトウェア及びデータを、船上における責任者が利用可能であること。 (c) コンピュータシステムのバックアップが、ポリシー及び手順に従って行われていること。 (d) シャットダウン、リセット、復元及び再起動に関するマニュアル及び手順を、船上における責任者が利用可能であること。	
2 船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書 (2 回目以降の年次検査)	(1) 本会が必要と認める場合^{*1}には、前 1 船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書に規定された記録又はその他の文書化された証拠により、船舶サイバーセキュリティ・レジリエンス計画書の実施を確認する。	

(備考)

*1 「本会が必要と認める場合」には、船舶所有者（船舶管理会社）が変更された場合を含む。

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
4 章 中間検査	4 章 中間検査	
4.1 中間検査	4.1 一般	
4.1.1 一般	4.1.1 定期検査に準じた検査*	
-1. <u>1.1.2 に掲げる中間検査の詳細は、本章の定めるところによる。</u>	(新規)	
-2. 類似船及び類似のタンクもしくは区画への損傷発生又は本船の損傷の履歴等を考慮して、本会が特に必要であると認めた事項については、本章の規定にかかわらず定期検査に準じた検査を行うことがある。	-1. 類似船及び類似のタンクもしくは区画への損傷発生又は本船の損傷の履歴等を考慮して、本会が特に必要であると認めた事項については、本章の規定にかかわらず定期検査に準じた検査を行うことがある。	項番号の変更
-3. <u>無塗装の専用バラストタンク（二重底タンクを除く。）を有する船舶にあっては、中間検査の時期に、定期検査に準じた検査として、無塗装の専用バラストタンクのうち代表的なものの内部検査を行う。</u>	(移設)	検査要領 B 編 B4.1.1 から移設
-4. 建造後 10 年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）並びに建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の中間検査のうち、4.2.2, 4.2.4, 4.2.5 及び 4.2.6 の規定についてはそれぞれ 5.2.2, 5.2.4, 5.2.5 及び 5.2.6（-8.を除く）の規定を適用し、5.2.3-2.(3)及び(5)並びに船底検査（ただし、表 B6.1 に規定された 7.の検査項目は除く。）を含み前回定期検査の要件に準じて行う。ただし、次の(1)から(3)については実施する必要はない。 (1)から(2)は省略	-2. 建造後 10 年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）並びに建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の中間検査のうち、4.2.2, 4.2.4, 4.2.5 及び 4.2.6 の規定についてはそれぞれ 5.2.2, 5.2.4, 5.2.5 及び 5.2.6（-8.を除く）の規定を適用し、5.2.3-2.(3)及び(5)並びに船底検査（ただし、表 B6.1 に規定された 7.の検査項目は除く。）を含み前回定期検査の要件に準じて行う。ただし、次の(1)から(3)については実施する必要はない。 (1)から(2)は省略	項番号の変更
(3) 建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、貨物積載区域内にお	(3) 建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、貨物積載区域内にお	(3) 和英の整合 IACS UR Z7.1 を取入れた要件であり、和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
ける船底外板（ビルジ外板の船底外板との結合部を含む）の各板の板厚計測 <u>-5. 鉱石兼油タンカー，ばら積貨物兼鉱石兼油タンカー等の兼用船の中間検査については，船舶の設備，構造様式及び運航形態を考慮して，本章の該当する規定を適用する。</u> （移設） （移設） 4.1.2 中間検査の時期 （移設） <u>-1. 中間検査は次の(1)または(2)による。なお，中間検査を行う場合には，年次検査は行わない。</u> <u>(1) 登録検査または定期検査後に行う 2 回目または</u>	ける船底外板の各板の板厚計測 （移設） <u>-3. 1.1.3-1.(2)(b)の規定に従って中間検査を開始する船舶については，5.2.6 に規定する板厚計測は，修理計画の立案のため実行可能な限り，当該検査の開始時期に行う。また，年次検査の時期に中間検査を開始する場合には，中間検査開始時の検査として，少なくとも 3 章に規定する検査を行う。</u> <u>-4. 1.1.3-1.(2)(b)の規定に従って中間検査を 2 回目の年次検査の時期から 3 回目の年次検査の時期までの間のいずれかの日より開始し，3 回目の年次検査の時期に完了する場合における当該検査完了のための検査としては少なくとも 3 章に規定する検査を行う。なお，中間検査完了のための検査の結果，検査員が必要と認める場合は，既に実施された検査であっても再度実施することがある。</u> 4.1.2 兼用船の検査 <u>鉱石兼油タンカー，ばら積貨物兼鉱石兼油タンカー等の兼用船の中間検査については，船舶の設備，構造様式及び運航形態を考慮して，本章の該当する規定を適用する。</u> （移設）	規則 B 編 4.1.2 から移設 規則 4.1.2-2.に移設 規則 4.1.2-3.に移設 規則 B 編 4.1.1-5.へ移設 規則 B 編 1.1.3-1.(2)から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>3 回目の年次検査の時期に行う。</u> (2) <u>建造後 10 年を超える貨物船にあっては、(1)に代えて、2 回目の年次検査の時期から 3 回目の年次検査の時期までの間のいずれかの日より開始し、2 回目または 3 回目の年次検査の時期に完了することができる。</u> -2. <u>前-1.(2)の規定に従って中間検査を開始する船舶については、5.2.6 に規定する板厚計測は、修理計画の立案のため実行可能な限り、当該検査の開始時期に行う。また、年次検査の時期に中間検査を開始する場合には、中間検査開始時の検査として、少なくとも 3 章に規定する検査を行う。</u> -3. <u>前-1.(2)の規定に従って中間検査を 2 回目の年次検査の時期から 3 回目の年次検査の時期までの間のいずれかの日より開始し、3 回目の年次検査の時期に完了する場合には当該検査完了のための検査として少なくとも 3 章に規定する検査を行う。なお、中間検査完了のための検査の結果、検査員が必要と認める場合は、既に実施された検査であっても再度実施することがある。</u> -4. <u>前-1.の規定に従って 3 回目の年次検査の時期に行う建造後 10 年を超えない貨物船の中間検査においては、2 回目の年次検査の時期から 3 回目の年次検査の時期までの間の期間に中間検査に準じて検査を行った事項については、検査員が差し支えないと認める場合、その検査の範囲及び程度を軽減するか、又はその検査を省略することができる。ただし、当該中間検査においては、少なくとも 3 章に規定する検査を行うこと。</u> -5. <u>中間検査は、前-1.に規定する時期に該当しない時</u>	(移設) (移設) (移設)	規則 B 編 4.1.1-3.から移設 規則 B 編 4.1.1-4 から移設 (日本籍船舶用) 規則 B 編 1.1.6-6.から移設 (外国籍船舶用) 規則 B 編 1.1.6-5.から移設 規則 B 編 1.1.4-2 から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
期でも、船舶の所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。この場合、別に定めるところにより、追加の定期的検査を行う。また、年次検査を受けるべき時期に中間検査を繰り上げて受けたときは、年次検査を省略することができる。 <u>-6. 前-5.により中間検査を繰り上げて実施した場合、これ以降の次回定期検査までの年次検査及び中間検査の実施時期は、繰り上げて実施し完了した日から3ヶ月を経過した日を新たな検査基準日とみなして適用したものとする。ただし、中間検査を実施する時期から3回目の検査基準日が定期検査を実施する時期より前である場合、同検査基準日の前後3ヶ月以内に行う年次検査の時期に中間検査を行う。</u> 4.1.3 検査結果の取扱い 中間検査及び定期検査がいかなる時期に行われたとしても、<u>中間検査において行う区画及びタンク内部検査、精密検査及び板厚計測の結果を定期検査の結果として用いてはならず、また、定期検査において行う区画及びタンク内部検査、精密検査及び板厚計測の結果を中間検査の結果として用いてはならない。</u> 4.2 船体、艀装、消火設備、コンピュータシステム及び備品の中間検査 4.2.1 書類及び図書の確認* -1. <u>3.2.1 に規定する書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。</u>	(移設) 4.1.3 検査結果の取扱い* 中間検査及び定期検査がいかなる時期に行われたとしても、<u>中間検査において行う区画の検査及び板厚計測の結果を定期検査の結果として用いてはならず、また、定期検査において行う区画の検査及び板厚計測の結果を中間検査の結果として用いてはならない。</u> 4.2 船体、艀装、消火設備、コンピュータシステム及び備品の中間検査 4.2.1 書類及び図書の確認* -1. <u>中間検査では、3.2.1 に規定する書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。</u>	検査要領 B 編 B1.1.4 から移設 下線部は検査要領 B 編 B4.1.3 の要件 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、2.1.5-2.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。 (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報。 (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧。 (3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は、検査の完了に際し、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。<u>確認の方法は、別に定めるところによる。</u> (4) 検査の完了に際し、船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、表 B2.1 第 88 項に規定する一覧に記録されていること。 (5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。<u>確認の方法は、別に定めるところによる。</u> 4.2.2 現状検査 3.2.2 に規定する船体、艀装、消火設備及び備品の現状検査に加え、次の(1)及び(2)に定める検査を行う。 (1) 消火設備の各種予備品の現状確認 (2) クロスフラッディング設備の外観検査又は当該	-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、2.1.5-2.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。 (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。 (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。 (3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は、検査の完了に際し、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。 (4) 検査の完了に際し、船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、表 B2.1 第 88 項に規定する一覧に記録されていること。 (5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。 4.2.2 現状検査* <u>中間検査</u>では、3.2.2 に規定する船体、艀装、消火設備及び備品の現状検査に加え、次の(1)及び(2)に定める検査を行う。 (1) 消火設備の各種予備品の現状確認 (2) クロスフラッディング設備の外観検査又は本会	表現の修正 表現の修正 (2)下線部:検査要領B編

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>クロスフラッディング設備が有効に作動することを確認するための効力試験</u> 4.2.3 効力試験 表 B4.1 に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。 4.2.4 区画及びタンクの内部検査* 表 B4.2 に掲げる区画及びタンク並びに以前の検査において認められた疑わしい箇所について内部検査を行う。ただし、油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）のバラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。 4.2.6 構造部材等の板厚計測 -1. 次の(1)から(3)について、板厚計測を行う。なお、計測の方法及び記録の提出については 5.2.6-1.の規定に準じて行う。 (1) 表 B4.4 に掲げる構造部材等 (2) 4.2.4 に規定する、以前の検査において認められた疑わしい箇所についての内部検査の結果、検査員が必要と認めた箇所（ばら積貨物船を除く。） (3) 以前の検査において著しい腐食が認められた箇所 4.2.7 圧力試験 -1. 油タンカー及び危険化学品ばら積船において、	<u>の適当と認める検査</u> 4.2.3 効力試験* <u>中間検査</u>では、表 B4.1 に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。 4.2.4 区画及びタンクの内部検査* <u>中間検査</u>では、表 B4.2 に掲げる区画及びタンク並びに以前の検査において認められた疑わしい箇所について内部検査を行う。ただし、油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）のバラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。 4.2.6 構造部材等の板厚計測 -1. <u>中間検査</u>では、次の(1)から(3)について、板厚計測を行う。なお、計測の方法及び記録の提出については 5.2.6-1.の規定に準じて行う。 (1) 表 B4.4 に掲げる構造部材等 (2) 4.2.4 に規定する、以前の検査において認められた疑わしい箇所についての内部検査の結果、検査員が必要と認めた箇所（ばら積貨物船を除く。） (3) 以前の検査において著しい腐食が認められた箇所 4.2.7 圧力試験 -1. タンカー及び危険化学品ばら積船の<u>中間検査</u>に	B4.2.2 から移設 表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
4.2.2 の各種管装置の現状検査の結果，検査員が必要と認める場合は，当該管装置の圧力試験又は管厚計測若しくはその両方を行う。<u>修正箇所</u>については，特に注意を払わなければならない。 4.3 機関の中間検査 4.3.1 現状検査* 3.3.1 に規定する検査及び確認を行うほか，表 B4.5 に掲げる検査を行う。 4.3.2 効力試験 3.3.2 に規定する検査を行う。 4.4 液化ガスばら積船の特別要件 4.4.1 一般 液化ガスばら積船にあっては，4.2 及び 4.3 の規定によるほか，4.4 に特に定める事項については，4.4 の規定を適用する。ただし，貨物タンク及びその他の区画でイナーテイングが施された区画にあっては，本会が適当と認める場合，当該区画の検査を省略することができる。 4.4.2 検査 液化ガスばら積船にあっては，3.4.2 に規定する検査を行うほか，表 B4.6 に掲げる<u>項目</u>について検査を行い，	において，4.2.2 の各種管装置の現状検査の結果，検査員が必要と認める場合は，当該管装置の圧力試験又は管厚計測若しくはその両方を行う。 4.3 機関の中間検査 4.3.1 現状検査* <u>中間検査では，3.3.1 に規定する検査及び確認を行うほか，表 B4.5 に掲げる検査を行う。</u> 4.3.2 効力試験 <u>中間検査では，3.3.2 に規定する検査を行う。</u> 4.4 液化ガスばら積船の特別要件 4.4.1 一般 液化ガスばら積船の<u>中間検査において，4.2 及び 4.3 の規定によるほか，4.4 に特に定める事項については，4.4 の規定を適用する。ただし，貨物タンク及びその他の区画でイナーテイングが施された区画にあっては，本会が適当と認める場合，当該区画の検査を省略することができる。</u> 4.4.2 検査* 液化ガスばら積船の<u>中間検査では，3.4.2 に規定する検査を行うほか，表 B4.6 に掲げる構造，設備等の現状</u>	下線部：検査要領 B 編 B4.2.7 から移設 表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正 定期的検査の下記項目

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
良好な状態にあることを確認する。<u>なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。</u> 4.5 危険化学品ばら積船の特別要件 4.5.1 一般 危険化学品ばら積船にあつては、4.2 及び 4.3 の規定によるほか、4.5 に特に定める事項については、4.5 の規定を適用する。 4.5.2 検査 危険化学品ばら積船にあつては、3.5.2 に規定する検査を行うほか、表 B4.7 に掲げる項目について検査を行い、良好な状態にあることを確認する。<u>なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。</u>	検査を行い、良好な状態にあることを確認する。 4.5 危険化学品ばら積船の特別要件 4.5.1 一般 危険化学品ばら積船の中間検査において、4.2 及び 4.3 の規定によるほか、4.5 に特に定める事項については、4.5 の規定を適用する。 4.5.2 検査* 危険化学品ばら積船の中間検査では、3.5.2 に規定する検査を行うほか、表 B4.7 に掲げる構造、設備等の検査を行い、良好な状態にあることを確認する。	で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2, 中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2 和英の整合（「なお、」以降） 表現統一と合わせて、 和文を英文に整合 表現の修正 表現の修正 定期的検査の下記項目 で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2, 中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2 和英の整合（「なお、」以降） 表現統一と合わせて、 和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
4.6 低引火点燃料船の特別要件 4.6.1 一般 <u>-1. 低引火点燃料船にあっては、前節までの規定によるほか、4.6 の規定を適用する。</u> <u>-2. 4.4 に従い検査を行う船舶には 4.6 の規定を適用しなくて差し支えない。</u> 4.6.2 検査 <u>低引火点燃料船にあっては、3.6.2 に規定する検査を行うほか、表 B4.8 に掲げる項目について検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。</u> 4.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件 4.7.1 一般 <u>SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーにあっては、4.2 及び 4.3 の規定によるほか、4.7 に特に定める事項については、4.7 の規定を適用する。</u>	4.6 低引火点燃料船の特別要件 4.6.1 一般* <u>低引火点燃料船の中間検査において、前節までの規定によるほか、4.6 の規定を適用する。</u> (移設) 4.6.2 検査* <u>低引火点燃料船の中間検査では、3.6.2 に規定する検査を行うほか、表 B4.8 に掲げる構造、設備等の検査を行い、良好な状態にあることを確認する。</u> 4.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件 4.7.1 一般 <u>SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーの中間検査において、4.2 及び 4.3 の規定によるほか、4.7 に特に定める事項については、4.7 の規定を適用する。</u>	項番号の変更 表現の修正 検査要領 B 編 4.6.1 から移設 表現の修正 定期的検査の下記項目で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2, 中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
4.8 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の特別要件 4.8.1 一般 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶に<u>あつては</u>、4.2 及び 4.3 の規定によるほか、4.8 に特に定める事項については、4.8 の規定を適用する。 4.9 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の特別要件 4.9.1 一般 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶に<u>あつては</u>、前節までの規定によるほか、4.9 の規定を適用する。 4.9.2 検査 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶に<u>あつては</u>、3.9.2 に規定する検査を行う。	4.8 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の特別要件 4.8.1 一般 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の<u>中間検査において</u>、4.2 及び 4.3 の規定によるほか、4.8 に特に定める事項については、4.8 の規定を適用する。 4.9 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の特別要件 4.9.1 一般 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の<u>中間検査において</u>、前節までの規定によるほか、4.9 の規定を適用する。 4.9.2 検査 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の<u>中間検査では</u>、3.9.2 に規定する検査を行う。	表現の修正 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B4.1 効力試験		備考欄： 検査要領 B 編 B4.2.3 から移設
試験項目	備考試験内容	
1 表 B3.3 に掲げる設備又は装置（ただし、第 2 項を除く。）	(1) 表 B3.3 中に定めるそれぞれの試験 ^{*1}	
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	(1) 作動確認 (2) 射水試験 ^{*2} 又はこれと同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。	
3 排水、係船及び揚錨の装置	(1) 作動確認。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。	
4 固定式ドライケミカル粉末消火装置 ^{*3}	(1) 配管の通気試験 (2) モニタ及びホースラインの作動確認 (3) 遠隔操作装置及び付属装置自動弁の作動確認 (4) 起動用又は加圧用ガスの検量	
5 水噴霧装置 ^{*3}	(1) 噴霧試験。噴霧量の確認は省略することができる。	
6 炭酸ガス消火剤、ハロン消火剤、ドライケミカル粉末消火剤 ^{*3}	(1) 消火剤の検量	
7 固定式炭酸ガス消火装置及び固定式ハロン消火装置 ^{*3}	(1) 配管の通気試験 (2) 警報装置の作動試験	
8 固定式泡消火装置及び固定式高膨脹泡消火装置 ^{*3}	(1) 送水管の通水試験	
9 固定式加圧水噴霧装置 ^{*3}	(1) 噴霧試験 (2) 加圧水ポンプの作動試験	
10 自動スプリンクラ装置 ^{*3}	(1) スプリンクラ用探知器を作動させたうえで放水警報、スプリンクラポンプの作動確認	
11 固定式局所消火装置 ^{*3}	(1) 配管の通気試験 (2) 警報装置の作動試験 (3) 給水ポンプ及び起動弁の作動試験	
12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	(1) 作動確認	
ばら積貨物船に対する追加要件		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
13	機械駆動式倉口蓋	(1) 船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について、開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (2) 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて作動確認	
14	風雨密倉口蓋	(1) 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて射水試験 ^{*2} 又はこれと同等の試験	
15	水位検知警報装置	(1) 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて作動試験	
(備考)			
*1: R 編 20.3.1-2.(3)の規定により雰囲気管理装置を備える船舶にあつては、規則 B 編表 B3.3 第 7 項に規定する排煙用通風装置の作動確認を行う際に、雰囲気管理装置についても作動確認を行うこと。			
*2: 規則 B 編附属書 2.1.7-2.「水密区画の試験方法」1.4.4-3.に示す射水試験をいう。			
*3: 検査の詳細については、規則 B 編 2.1.7 の関連規定を参照すること。			
表 B4.2 区画及びタンクの内部検査 ^{*1}			
検査項目	備考検査内容		
	貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件		
1 機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。		
2 貨物ポンプ室、他のポンプ室であつて貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	(1) ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類、圧縮機等の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。		
3 バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶では、代表的なバラストタンク ^{*2} について行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 (2) 建造後 10 年を超える船舶では、すべてのバラストタンクについて行う。 (3) 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 (4) 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場		

表現の修正

総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件
3 貨物倉 (3): 検査要領 B 編 B4.1.1-2.から移設

備考 1: 検査要領 B 編 B4.2.4 から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
		合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。	
4	貨物倉	(1) 建造後 10 年を超える貨物船であって、専ら乾貨物を運送する船舶以外の船舶では、任意に選定した貨物倉について行う。 (2) 建造後 15 年を超える船舶について、船首尾側からそれぞれ 1 個の貨物倉を選定して行う。	
油タンカー、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件			
1	機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。	
2	貨物ポンプ室、他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	(1) ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類、圧縮機等の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。	
3	バラストタンク	(1) 油タンカー及び危険化学品ばら積船： (a) 建造後 5 年を超える油タンカー及び危険化学品ばら積船では、以前の検査の結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。 (b) 建造後 5 年を超え 10 年以下の油タンカー及び危険化学品ばら積船では、代表的なバラストタンク ²² について行う。ただし、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーにあっては、すべてのバラストタンクについて行う。 (c) 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 (d) 内部検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 (e) 内部検査の結果、次の i) から iii) に該当するタンクは内部検査を毎年行う。 i) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク ii) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） iii) 著しい腐食が認められたバラストタンク (2) 液化ガスばら積船： (a) 建造後 5 年を超え 10 年以下の液化ガスばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。 (b) 建造後 10 年を超える液化ガスばら積船では、すべてのバラストタンクについて行う。 (c) 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
		する程度にとどめて差し支えない。 (d) 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。	
		ばら積貨物船に対する要件	
1	機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。	
2	バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超え 10 年以下のばら積貨物船では、代表的なバラストタンク及びバラスト兼貨物倉について行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 (2) 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 (3) 二重底である場合を除き、塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。	
3	貨物倉	(1) 建造後 5 年を超えるばら積貨物船について、すべての貨物倉について行う。	
		総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1	機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。	
2	バラストタンク	(1) 貨物船に対する要件に同じ。	
3	貨物倉	(1) 建造後 5 年を超え 10 年以下の一般乾貨物船について、船首及び船尾の各 1 個（木材運搬船にあってはすべて）の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）について行う。 (2) 建造後 10 年を超える一般乾貨物船について、すべての貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）について行う。 (3) 建造後 15 年以上の貨物船では、少なくとも片舷 2 箇所のリンバーボードを取外し、セメントチョックを取除いて、肋骨と外側肘板の固着部を入念に検査する。現状不良箇所を発見した場合は、点検の範囲を拡げる。	
(備考)			
*1 区画及びタンクの内部検査を行う際には、当該区画の検査に供される点検設備についても検査を行うこと。			
(4)*2 「代表的なバラストタンク」とは、少なくとも船首タンク、船尾タンク及び貨物積載区域内の 2 個（ダブルハル油タンカー及び二重船側構造ばら積貨物船の場合は 3 個）の深水タンクをいう。			

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
表 B4.3 構造部材等の精密検査			表現の修正
検査項目	備考検査内容		
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件			
1 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	(1) バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置、ロック装置及びそれらの溶接部		
液化ガスばら積船に対する要件			
1 バラストタンク	(1) 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶にあっては、次に掲げる場所について行う。 (a) 1 個の代表的なタンクについて、すべてのトランスリング* ¹ 及び前後端の横隔壁* ² (b) 他の 1 個の代表的なタンクについて、1 個のトランスリングの上部及び 1 個の横隔壁* ² (2) 建造後 15 年を超える船舶にあっては、2 個の代表的なタンクのすべてのトランスリング* ¹ 及び前後端の横隔壁* ² について行う。 (3) 上記にかかわらず、独立型タンクタイプ C を備える船舶であって、一般貨物船と同様の中央横断面を有するものにあっては、検査員が差し支えないと認める場合、精密検査について、当該区画の塗装状態における構造部材の平均的な状態を把握するのに十分な範囲及び程度まで軽減することができる。		
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件* ³			
1 倉口蓋及び倉口縁材	(1) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。		
2 貨物倉内の構造部材	(1) 建造後 5 年を超える船舶にあっては、船首部貨物倉及び他の 1 個の貨物倉について、それぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨について行う。検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する数について行う。 (2) 以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。		
-1. 倉内肋骨（全体）とその両端部肘板及び該部の船側外板			
-2. 横隔壁			
-3. その他の構造部材			
3 バラストタンク	(1) 以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。		
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件			
1 倉口蓋及び倉口縁材	(1) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。		
2 貨物倉内の構造部材	(1) 表 B4.2 の検査の結果、検査員が必要と認める場合に行う。		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
3	バラストタンク	(1) 以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。	
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件			
1	倉口蓋及び倉口縁材	(1) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。	
2	貨物倉内の構造部材	(1) 建造後 5 年を超える木材運搬船では、すべての貨物倉について行う。	
-1.	倉内肋骨下端部及び下部肘板		
-2.	隔壁の下端部		
-3.	空気管及び測深管の内底板直上の部分		
(備考)			
*1：支材及びトランスリングに隣接する構造部材，例えば外板，縦通隔壁，縦通肋骨，肘板等を含む。			
*2：当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材並びに当該隔壁に接する縦通隔壁を含む。			
*3：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合，二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては，二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。			

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B4.4 構造部材等の板厚計測		表現の修正
検査項目	備考検査内容	
貨物船（以下に特に規定するものを除く。）に対する要件		
1 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナーートガス装置その他すべての管装置	(1) 4.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。	
2 バラストタンク内の構造部材	(1) 建造後 5 年を超える貨物船について，表 B4.2 の検査の結果，塗装の状態が不良であり，かつ，塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクについて検査員が必要と認める場合は，検査員の指示するところにより行う。 (2) 板厚計測の結果，著しい腐食が認められる場合は，5.2.6-2.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。	
3 バウドア，内扉，サイドドア及びスタンドア	(1) 4.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。	
油タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件		
1 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナーートガス装置その他すべての管装置	(1) 4.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。	
2 バラストタンク内の構造部材（建造後 5 年を超える船舶）	(1) 表 B4.2 の検査の結果，塗装の状態が不良であり，かつ，塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは，検査員が必要と認める場合は，検査員の指示するところにより行う。 (2) 板厚計測の結果，著しい腐食が認められる場合は，5.2.6-3.又は-4.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
	3 貨物タンク内の構造部材	(1) 建造後 5 年を超える船舶（液化ガスばら積み船を除く。）にあつては、4.2.6 に規定される板厚計測の結果、著しい腐食が認められる場合は、5.2.6-3.又は-4.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。	
	建造後 5 年を超えるばら積貨物船に対する要件		
	1 バラストタンク内の構造部材	(1) 以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。 (2) 表 B4.2 の検査の結果、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、検査員が必要と認める場合には、検査員の指示するところにより行う。 (3) 板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。 (4) 上記に加え、CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用されるばら積貨物船にあつては、著しい腐食が認められた箇所については、次の(a)又は(b)のいずれかによらなければならない。 (a) 塗料製造者の要件に従い塗装を施工して構造部材を保護するとともに、塗装の状態が優良な状態に維持されていることを毎年の検査により確認する。 (b) 年次毎に板厚計測を行う。	
	2 倉口蓋及び倉口縁材	(1) 以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。 (2) 表 B4.3 に規定する、ばら積貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。 (3) 上記に加え、CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用されるばら積貨物船にあつては、著しい腐食が認められた箇所については、次の(a)又は(b)のいずれかによらなければならない。 (a) 塗料製造者の要件に従い塗装を施工して構造部材を保護するとともに、塗装の状態が優良な状態に維持されていることを毎年の検査により確認する。 (b) 年次毎に板厚計測を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
3	貨物倉内の構造部材	(1) 以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。 (2) 精密検査の対象部材の腐食状況を把握するための板厚計測を行う。 (3) 精密検査の結果、対象とする構造部材に衰耗がなく、かつ、塗装の状態が優良である場合には、板厚計測について、その塗装状態における構造部材の平均的な状態を把握するのに十分な範囲及び程度まで軽減することができる。 (4) 板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。 (5) 上記に加え、CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用されるばら積貨物船にあつては、著しい腐食が認められた箇所については、次の(a)又は(b)のいずれかによらなければならない。 (a) 塗料製造者の要件に従い塗装を施工して構造部材を保護するとともに、塗装の状態が優良な状態に維持されていることを毎年の検査により確認する。 (b) 年次毎に板厚計測を行う。	
		総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1	バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B4.2 の検査の結果、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、検査員が必要と認める場合は、検査員の指示するところにより行う。 (2) 板厚計測の結果、著しい腐食が認められる場合は、5.2.6-6.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。	
2	倉口蓋及び倉口縁材	(1) 表 B4.3 に規定する、一般乾貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-6.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	
3	貨物倉内の構造部材	(1) 建造後 5 年を超える木材運搬船について (a) すべての貨物倉の精密検査の対象部材について、前回の定期検査の要件に準じて行う。 (b) 精密検査の結果、対象とする構造部材に衰耗がなく、かつ、塗装が有効である場合には、板厚計測について、その塗装状態における構造部材の平均的な状態を把握するのに十分な範囲及び程度まで軽減することができる。 (2) 建造後 10 年を超える木材運搬船以外の一般乾貨物船について (a) 表 B4.2 に規定する、一般乾貨物船に対する内部検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-6.の規定に従って追加の板厚計測を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考														
表 B4.5 中間検査における現状検査の追加要件																
<table><tr><th>検査項目</th><th>検査内容</th></tr><tr><td>1 往復動内燃機関（主機並びに推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関）</td><td>(1) クランク軸の軸心を検査し、必要な場合には軸心の調整を行う。</td></tr><tr><td>2 電気設備^{*1}</td><td>(1) 発電機、配電盤（いずれも非常用を含む。）、電動機、ケーブル並びに電気推進船にあっては推進用電動機用制御器及び推進用半導体電力変換装置の主回路部の絶縁抵抗を測定し、現状が良好であることを確認する。その値が H 編 2.18.1 の規定に合格しないときは、調整する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合にはこの測定を省略することができる。</td></tr><tr><td>3 冷凍機器</td><td>(1) 機器を運転状態において検査すると共に冷媒の漏れの有無を確認する。また、安全装置の現状^{*2}が良好であることを確認する。</td></tr><tr><td>4 機関予備品及び属具</td><td>(1) 機関予備品及び属具を確認する。</td></tr><tr><td colspan="2">油タンカーに対する要件</td></tr><tr><td>1 危険場所^{*3}の電気設備</td><td>(1) 危険場所の電気設備の現状を詳細に検査し、H 編 4.2.7 の規定に適合していることを確認する。さらに、絶縁抵抗を測定し現状の設備が良好であることを確認する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。 (2) 内圧防爆形電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。</td></tr></table>			検査項目	検査内容	1 往復動内燃機関（主機並びに推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関）	(1) クランク軸の軸心を検査し、必要な場合には軸心の調整を行う。	2 電気設備 ^{*1}	(1) 発電機、配電盤（いずれも非常用を含む。）、電動機、ケーブル並びに電気推進船にあっては推進用電動機用制御器及び推進用半導体電力変換装置の主回路部の絶縁抵抗を測定し、現状が良好であることを確認する。その値が H 編 2.18.1 の規定に合格しないときは、調整する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合にはこの測定を省略することができる。	3 冷凍機器	(1) 機器を運転状態において検査すると共に冷媒の漏れの有無を確認する。また、安全装置の現状 ^{*2} が良好であることを確認する。	4 機関予備品及び属具	(1) 機関予備品及び属具を確認する。	油タンカーに対する要件		1 危険場所 ^{*3} の電気設備	(1) 危険場所の電気設備の現状を詳細に検査し、H 編 4.2.7 の規定に適合していることを確認する。さらに、絶縁抵抗を測定し現状の設備が良好であることを確認する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。 (2) 内圧防爆形電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。
検査項目	検査内容															
1 往復動内燃機関（主機並びに推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関）	(1) クランク軸の軸心を検査し、必要な場合には軸心の調整を行う。															
2 電気設備 ^{*1}	(1) 発電機、配電盤（いずれも非常用を含む。）、電動機、ケーブル並びに電気推進船にあっては推進用電動機用制御器及び推進用半導体電力変換装置の主回路部の絶縁抵抗を測定し、現状が良好であることを確認する。その値が H 編 2.18.1 の規定に合格しないときは、調整する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合にはこの測定を省略することができる。															
3 冷凍機器	(1) 機器を運転状態において検査すると共に冷媒の漏れの有無を確認する。また、安全装置の現状 ^{*2} が良好であることを確認する。															
4 機関予備品及び属具	(1) 機関予備品及び属具を確認する。															
油タンカーに対する要件																
1 危険場所 ^{*3} の電気設備	(1) 危険場所の電気設備の現状を詳細に検査し、H 編 4.2.7 の規定に適合していることを確認する。さらに、絶縁抵抗を測定し現状の設備が良好であることを確認する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。 (2) 内圧防爆形電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。															
(備考) *1: 規則 H 編附属書 2.11.1-2.が適用される蓄電池システムを備える船舶にあっては、蓄電池システム本体及び関連機器の主回路部の絶縁抵抗を測定し、現状が良好であることを確認する。加えて、規則 H 編附属書 2.11.1-2.中 1.2.8 の規定に従った保守、管理等が適切に実施されていることを確認する。 *2: 雰囲気制御設備を有する船舶にあっては、ガスフリー装置並びに制御、警報及び監視装置の現状を検査する。 *3: 「危険場所」とは、規則 H 編 4.2.3-1., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。																
		備考 1：検査要領 B 編 B4.3.1-3.から移設 備考 2：検査要領 B 編 B4.3.1-1.から移設 備考 3：検査要領 B 編 B4.3.1-2.から移設														

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
表 B4.6 液化ガスばら積船の中間検査における追加要件			
検査項目		検査内容	
1	ガス検知装置の配管	(1) 現状を確認する。	
2	非金属のメンブレンが使用されている貨物タンク 圧力逃し弁	(1) 貨物タンクの主圧力逃し弁あるいはパイロット弁に非金属のメンブレンが使用されている場合、メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。＊1	
3	危険場所＊2の電気設備	(1) 表 B4.5 中、タンカーに対する要件に従う。 (2) 機器、支持構造及び配線に欠陥がないことを確認する。	2 危険場所の電気設備 (2)：検査要領 B 編 B4.4.2-2.から移設
4	貨物格納設備の排出設備	(1) インタバリアスペース及びホールドスペースの漏洩貨物の排出設備の効力試験を行う。	
5	ガス危険閉鎖場所の消火装置	(1) 固定配管の通気試験を行う。また、緊急避難のための警報装置の効力試験を行う。	備考 1： 検査要領 B 編 B4.4.2-1.から移設
6	人身保護設備	(1) 安全装具に対して、空気圧縮機を備える場合にあっては、空気圧縮機の効力試験を行う。	備考 2： 検査要領 B 編 B4.4.2-2.から移設
(備考)			
＊1: 目視によりクラック、劣化等の不具合が生じていないことを確認し、また、メンブレンが 3 年を超えない間隔で新替され、調整及び効力試験済であることを確認することをいう。ただし、当該逃し弁が要領 N 編附属書 1 「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」 6.4.1-3.の規定により 3 年を超えるメンブレンの交換間隔について承認されている場合は、承認された間隔に対して確認を行う。			
＊2: 規則 H 編 4.2.3-3., -4.及び-5.に定める危険場所並びに規則 N 編 1.1.4(23)に定める危険場所をいう。			
表 B4.7 危険化学品ばら積船の中間検査における追加要件			
検査項目		検査内容	
1	危険場所＊1の電気設備	(1) 表 B4.5 中、タンカーに対する要件に従う。 (2) 機器、支持構造及び配線に欠陥がないことを確認する。	1 危険場所の電気設備 (2):検査要領 B 編 B4.5.2 から移設
2	ガス危険閉鎖場所の消火装置	(1) 固定配管の通気試験を行う。また、緊急避難のための警報装置の効力試験を行う。	
3	人身保護設備	(1) 安全装具に対して、空気圧縮機を備える場合にあっては、空気圧縮機の効力試験を行う。	備考欄： 検査要領 B 編 B4.5.2 から移設
(備考)			
＊1: 規則 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。			

(備考)

^{*1}: 目視によりクラック、劣化等の不具合が生じていないことを確認し、また、メンブレンが 3 年を超えない間隔で新替され、調整及び効力試験済であることを確認することをいう。ただし、当該逃し弁が要領 N 編附属書 1「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」 6.4.1-3.の規定により 3 年を超えるメンブレンの交換間隔について承認されている場合は、承認された間隔に対して確認を行う。

^{*2}: 規則 H 編 4.2.3-3., -4.及び-5.に定める危険場所並びに規則 N 編 1.1.4(23)に定める危険場所をいう。

(備考)

^{*1}: 規則 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考														
表 B4.8 低引火点燃料船の中間検査における追加要件 <table><tr><th>検査項目</th><th>検査内容</th></tr><tr><td>1 ガス検知装置の配管</td><td>(1) 現状を確認する。</td></tr><tr><td>2 非金属のメンブレンが使用されている燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁</td><td>(1) 燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁又はパイロット弁に非金属のメンブレンが使用されている場合、メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。^{*1}</td></tr><tr><td>3 危険場所^{*2}の電気設備</td><td>(1) 表 B4.5 中、タンカーに対する要件に従う。</td></tr><tr><td>4 インタバリアスペース、燃料貯蔵ホールドスペース及びタンクコネクションスペースのビルジ装置</td><td>(1) ビルジ装置の効力試験を行う。</td></tr><tr><td>5 危険場所となる閉鎖場所の消火装置</td><td>(1) 固定配管の通気試験を行う。</td></tr><tr><td>6 安全装置</td><td>(1) ガス検知器、温度センサ、圧力センサ、液面指示装置及び燃料関連の安全装置への入力のための他の機器の試験を無作為に行い、作動状態が良好であることを確認する。また、故障状態における燃料関連の安全装置の応答が適切であることを確認する。</td></tr></table> (備考) *1: 目視によりクラック、劣化等の不具合が生じていないことを確認し、また、メンブレンが 3 年を超えない間隔で新替され、調整及び効力試験済であることを確認することをいう。ただし、当該逃し弁が要領 GF 編附属書 1 「低引火点燃料船用の装置及び機器に関する検査要領」 6.4.1-3.の規定により 3 年を超えるメンブレンの交換間隔について承認されている場合は、承認された間隔に対して確認を行う。 *2: 規則 GF 編 12.5 並びに規則 H 編 4.2.3-4.及び-5.に定める危険場所をいう。		検査項目	検査内容	1 ガス検知装置の配管	(1) 現状を確認する。	2 非金属のメンブレンが使用されている燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁	(1) 燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁又はパイロット弁に非金属のメンブレンが使用されている場合、メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。 ^{*1}	3 危険場所 ^{*2} の電気設備	(1) 表 B4.5 中、タンカーに対する要件に従う。	4 インタバリアスペース、燃料貯蔵ホールドスペース及びタンクコネクションスペースのビルジ装置	(1) ビルジ装置の効力試験を行う。	5 危険場所となる閉鎖場所の消火装置	(1) 固定配管の通気試験を行う。	6 安全装置	(1) ガス検知器、温度センサ、圧力センサ、液面指示装置及び燃料関連の安全装置への入力のための他の機器の試験を無作為に行い、作動状態が良好であることを確認する。また、故障状態における燃料関連の安全装置の応答が適切であることを確認する。	備考欄： 検査要領 B 編 B4.6.2 から移設
検査項目	検査内容															
1 ガス検知装置の配管	(1) 現状を確認する。															
2 非金属のメンブレンが使用されている燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁	(1) 燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁又はパイロット弁に非金属のメンブレンが使用されている場合、メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。 ^{*1}															
3 危険場所 ^{*2} の電気設備	(1) 表 B4.5 中、タンカーに対する要件に従う。															
4 インタバリアスペース、燃料貯蔵ホールドスペース及びタンクコネクションスペースのビルジ装置	(1) ビルジ装置の効力試験を行う。															
5 危険場所となる閉鎖場所の消火装置	(1) 固定配管の通気試験を行う。															
6 安全装置	(1) ガス検知器、温度センサ、圧力センサ、液面指示装置及び燃料関連の安全装置への入力のための他の機器の試験を無作為に行い、作動状態が良好であることを確認する。また、故障状態における燃料関連の安全装置の応答が適切であることを確認する。															
5 章 定期検査 5.1 定期検査 (移設) (移設)	5 章 定期検査 5.1 一般 5.1.1 定期検査の開始時と完了時に実施する検査 -1. 1.1.3-1.(3)(b)または 1.1.4-3.の規定に従って定期検査を開始する船舶については、5.2.6 に規定する板厚計測は、修理計画立案のため実行可能な限り、当該検査	規則 5.1.3 へ移設 規則 5.1.3-1.へ移設														

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設) 5.1.1 一般 -1. 前 1.1.2 に掲げる定期検査の詳細は、本章の定めるところによる。 -2. 鉱石兼油タンカー、ばら積貨物兼鉱石兼油タンカー等の兼用船の定期検査については、船舶の設備、構造様式及び運航形態を考慮して、本章の該当する規定を適用する。 5.1.2 定期検査の時期 (移設) -1. 定期検査の時期は、次の(1)から(3)による。 (1) 船級証書の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前から当該期間が満了する日までの日に完了する。 (2) 4 回目の年次検査の時期から船級証書の有効期間が満了する日までの間のいずれかの日より開	開始の時期に行う。また、4 回目の年次検査の時期またはこの時期より前に定期検査を開始する場合には、定期検査開始時の検査として、少なくとも 3 章に規定する検査を行う。 -2. 1.1.3-1.(3)(b)または 1.1.4-3.の規定に従って定期検査を完了する場合における当該検査完了のための検査としては、少なくとも 3 章に規定する検査を行う。なお、定期検査完了のための検査の結果、検査員が必要と認める場合は、既に実施された検査であっても再度実施することがある。 (新規) (新規) (移設) 5.1.2 兼用船の検査 _____ 鉱石兼油タンカー、ばら積貨物兼鉱石兼油タンカー等の兼用船の定期検査については、船舶の設備、構造様式及び運航形態を考慮して、本章の該当する規定を適用する。 (移設)	規則 5.1.3-2.へ移設 規則 B 編 5.1.2 から移設 規則 5.1.1-2.へ移設 (1) 規則 B 編 1.1.3-1(3)(a) (2) 規則 B 編 1.1.3-1(3)(b)

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>始し、検査項目を分割して行うことができる。</u> (3) <u>3.1.2-2.及び4.1.2-5.により年次検査又は中間検査を繰上げて実施した場合、定期検査は、次の(a)または(b)のいずれかの時期に行うことができる。</u> <u>(a) 船級証書の有効期間の満了日の前 15 ヶ月以内のいずれかの時期から開始し、船級証書の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に完了する。</u> <u>(b) -3.に準じた時期</u> <u>-2. 定期検査は 1.1.5 の規定により定期検査を延期することができる。この場合、第何回目の定期検査に該当するかについては船級証書の満了日を基に決定する。</u> <u>-3. 定期検査は、前-1.に規定する時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあれば、次の(1)から(3)に基づいて、その時期を繰上げて行うことができる。</u> <u>(1) 年次検査または中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰上げて受けたときは、予定されていた年次検査または中間検査を省略することができる。</u> <u>(2) 4 回目の年次検査の時期より前に定期検査を開始する場合、当該定期検査は、検査を開始した日から 15 ヶ月以内に完了しなければならない。</u> <u>(3) 前(2)に関わらず、3 回目の年次検査の時期が終了する日より前に定期検査を繰り上げて開始し、中間検査を行わない場合にあつては、次の(a)及び(b)のうち、いずれか早い方の日までに定期検査を完了しなければならない。</u>	(移設) (移設)	(3) 検査要領 B 編 B1.1.3-1 規則 B 編 5.1.3 から移設 規則 B 編 1.1.4-3 から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(a) 3 回目の年次検査の時期が終了する日 (b) 定期検査を開始した日から 15 ヶ月を経過する日 5.1.3 定期検査の開始時と完了時に実施する検査 (移設) -1. <u>5.1.2-1.(2)若しくは(3)または-3.の規定に従って定期検査を開始する船舶については、5.2.6 に規定する板厚計測は、修理計画立案のため実行可能な限り、当該検査開始の時期に行う。また、4 回目の年次検査の時期またはこの時期より前に定期検査を開始する場合には、定期検査開始時の検査として、少なくとも 3 章に規定する検査を行う。</u> -2. <u>5.1.2-1.(2)若しくは(3)または-3.の規定に従って定期検査を完了する場合における当該検査完了のための検査としては、少なくとも 3 章に規定する検査を行う。</u> <u>なお、定期検査完了のための検査の結果、検査員が必要と認める場合は、既に実施された検査であっても再度実施することがある。</u> 5.1.4 検査結果の取扱い 中間検査及び定期検査がいかなる時期に行われたとしても、中間検査において行う<u>区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測の結果を定期検査の結果として用いてはならず、また、定期検査において行う区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測の結果を中間検査の結果として用いてはならない。</u>	5.1.3 定期検査を延期した場合の検査 <u>1.1.5 の規定に従って定期検査を延期して行う船舶にあっては、船級証書の満了日を基に実施する定期検査の種類を選定する。</u> (移設) (移設) 5.1.4 検査結果の取扱い* 中間検査及び定期検査がいかなる時期に行われたとしても、中間検査において行う<u>区画の検査及び板厚計測の結果を定期検査の結果として用いてはならず、また、定期検査において行う区画の検査及び板厚計測の結果を中間検査の結果として用いてはならない。</u>	規則 5.1.1 から移設 規則 B 編 5.1.2-2 へ移設 規則 B 編 5.1.1-1 から移設 規則 B 編 5.1.1-2 から移設 検査要領 B 編 B5.1.4 の要件を追加

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
5.2 船体、艤装、消火設備、コンピュータシステム及び備品の定期検査 5.2.1 書類及び図書の確認* -1. 3.2.1 に規定する書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。 -2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、2.1.5-2.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。 (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報。 (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧。 (3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は、<u>検査の完了に際し</u>、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。<u>確認の方法は別に定めるところによる。</u> (4) <u>検査の完了に際し</u>、船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、表 B2.1 第 88 項に規定する一覧に記録されていること。 (5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。<u>確認の方法は別に定めるところによる。</u>	5.2 船体、艤装、消火設備、コンピュータシステム及び備品の定期検査 5.2.1 書類及び図書の確認* -1. <u>定期検査では</u>、3.2.1 に規定する書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。 -2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、2.1.5-2.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。 (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報<u>を確認する。</u> (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧<u>を確認する。</u> (3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。 (4) 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、表 B2.1 第 88 項に規定する一覧に記録されていること。 (5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。	表現の修正 (3), (5) : 表現の修正 (「確認の方法は別に定めるところによる。」の部分) (3), (4) : 和英の整合 (「検査の完了に際し、」の部分) IACS UR Z10.2, Z10.3, Z10.4 に基づく要件であり、規則 B 編 3.2.1, 4.2.1 を参考に、和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
5.2.2 現状検査* -1. 4.2.2 に規定する現状検査に加え、次の(1)から(4)に定める検査を行う。 (1) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置についての詳細な検査 (2) 暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭並びに機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置についての別に定める詳細な検査 (3) バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアを有する船舶については、次の(a)及び(b)に定める検査。 ((a)と(b)は省略) ((4)は省略) -2. <u>油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては</u>、-1.によるほか、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置を検査する。 -3. 液化ガスばら積船にあっては、-1.によるほか、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置を検査する。 -4. ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一	5.2.2 現状検査* -1. <u>定期検査では</u>、4.2.2 に規定する現状検査に加え、次の(1)から(4)に定める検査を行う。 (1) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置についての詳細な検査 (2) 暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭並びに機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置についての詳細な検査 (3) バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアを有する船舶については、次の(a)及び(b)に定める検査を行う。 ((a)と(b)は省略) ((4)は省略) -2. <u>タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では</u>、-1.によるほか、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置を検査する。 -3. <u>液化ガスばら積船の定期検査では</u>、-1.によるほか、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置を検査する。 -4. ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一	表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
般乾貨物船<u>にあっては</u>, -1.によるほか, すべての貨物倉, すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画 (パイプトンネル, コファダム及び空所等) 内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置を検査する。 -5. C 編 2-1 編 10.5 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船<u>にあっては</u>, -1.によるほか, 強力甲板, ハッチサイドコーミング (頂板及び縦通防撓材を含む), 舷側厚板及び縦通隔壁 (強力甲板に隣接する一条のみ) の船体ブロック間のバット継手について, 可能な限り両面から検査する。なお, 検査の結果, 検査員が必要と認める場合, 追加の非破壊検査を要求する場合がある。 5.2.3 効力試験* -1. 4.2.3 に規定する設備及び装置について効力試験を行うほか, <u>次の確認を行う。</u>なお, 4.2.3 の表 B4.1 第 3 項でいう係船装置及び揚錨装置については, その効力試験を省略することはできない。 (1) <u>C 編 1 編 3.8.1.1, 2-2 編 3.2.2.1 及び 2-3 編 3.2.2.1 の規定により備付けが要求される積付計算機が正常に作動すること。</u> (2) <u>復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機が別に定める手順により正常に機能すること。</u> -2. 前-1.によるほか, 次の(1)から(11)の効力試験及び作動試験を行う。 (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動確認。ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあっては,	般乾貨物船<u>の定期検査では</u>, -1.によるほか, すべての貨物倉, すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画 (パイプトンネル, コファダム及び空所等) 内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置を検査する。 -5. C 編 2-1 編 10.5 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船<u>の定期検査では</u>, -1.によるほか, 強力甲板, ハッチサイドコーミング (頂板及び縦通防撓材を含む), 舷側厚板及び縦通隔壁 (強力甲板に隣接する一条のみ) の船体ブロック間のバット継手について, 可能な限り両面から検査する。なお, 検査の結果, 検査員が必要と認める場合, 追加の非破壊検査を要求する場合がある。 5.2.3 効力試験* -1. 定期検査では, 4.2.3 に規定する設備及び装置について効力試験を行うほか, <u>C 編 1 編 3.8.1.1, 2-2 編 3.2.2.1 及び 2-3 編 3.2.2.1 の規定により備付けが要求される積付計算機が正常に作動することを確認する。</u>なお, 4.2.3 の表 B4.1 第 3 項でいう係船装置及び揚錨装置については, その効力試験を省略することはできない。 -2. 前-1.によるほか, 次の(1)から(11)の効力試験及び作動試験を行う。 (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動確認。ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあっては,	表現の修正 表現の修正 (2) : 検査要領 B5.2.3-1. に手順の要件あり。

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (2) すべての風雨密倉口蓋について射水試験（<u>付属書 2.1.5「水密区画の試験方法」An1.4.4-3.による</u>）又はこれと同等の試験 (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び使用圧力を負荷した状態における作動試験 (4) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンダードアについて、射水試験（<u>付属書 2.1.5「水密区画の試験方法」An1.4.4-3.による</u>）又はこれと同等の試験 (5) 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、射水試験（<u>付属書 2.1.5「水密区画の試験方法」An1.4.4-3.による</u>）又はこれと同等の試験 (6) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び使用圧力を負荷した状態における作動試験 (7) 液化ガスばら積船にあっては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタ	開閉方向全域に動かすことにより作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 (2) すべての風雨密倉口蓋について射水試験又はこれと同等の試験 (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (4) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンダードアについて、射水試験又はこれと同等の試験 (5) 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、射水試験又はこれと同等の試験 (6) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (7) 液化ガスばら積船の<u>定期検査</u>にあっては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接する	(2), (4), (5) : 検査要領 B5.2.3-2.から移設 (3), (6), (7), (8) : 検査要領 B5.2.3-3.から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
ンク及び区画（ポンプ室，貨物圧縮機室，コファダム，パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び使用圧力を負荷した状態における作動試験 (8) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては，すべての貨物倉，すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（パイプトンネル，コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び使用圧力を負荷した状態における作動試験 (9) すべての水位検知警報装置について，4.2.3 の表 B4.1 第 1 項でいう作動試験 (10) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては，乗降設備について別に定める効力試験 (11) 国際航海に従事するコンテナ運搬船にあっては，C 編 2-1 編附属書 3.1 に基づく，試験用積付状態を用いたラッシングソフトウェアの精度確認試験 5.2.4 区画及びタンク等の内部検査* -1. 次の(1)から(7)に特に注意して，当該区画及びタンクの構造及び各種配管等の艤装品並びに検査に供される点検設備の現状を詳細に検査する。また，油タンカー，ばら積貨物船及び危険化学薬品ばら積船（一体型タンクを有するもの）にあっては，別に定める資料も参考にして検査する。	すべてのタンク及び区画（ポンプ室，貨物圧縮機室，コファダム，パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験 (8) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては，すべての貨物倉，すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（パイプトンネル，コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験 (9) すべての水位検知警報装置について，4.2.3 の表 B4.1 第 1 項でいう作動試験 (10) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては，乗降設備について効力試験 (11) 国際航海に従事するコンテナ運搬船にあっては，C 編 2-1 編附属書 3.1 に基づく，試験用積付状態を用いたラッシングソフトウェアの精度確認試験 5.2.4 区画及びタンク等の内部検査* -1. 定期検査では，次の(1)から(7)に特に注意して，当該区画及びタンクの構造及び各種配管等の艤装品の現状を詳細に検査する。	表現の修正 検査要領 B5.2.4-2.

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
((1)から(7)は省略) -2. <u>-1.</u>に留意して、表 B5.1 に掲げる区画及びタンクの内部検査を行う。 -3. タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの) <u>にあつては</u>、<u>-1.及び-2.</u>によるほか、各定期検査時に表 B5.2 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。ただし、バラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。なお、構造部材にステンレス鋼が使用されている危険化学品ばら積船であつて、本会が適当と認める場合は、本規定の適用を参酌することがある。 5.2.5 構造部材等の精密検査 -1. 次の(1)から(4)に定める箇所に対して精密検査を行う。 ((1)から(2)は省略) (3) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材 <u>(倉口蓋内部へのアクセスが構造上不可能な場合には、アクセス可能な範囲内で検査を行う)</u> ((4)は省略) -2. 油タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの) <u>にあつては</u>、<u>-1.</u>の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.5-1 に掲げる箇所について精密検査を行う。 -3. 液化ガスばら積船<u>にあつては</u>、<u>-1.</u>の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.5-2 に掲げる箇所について精密検査を行う。	((1)から(7)は省略) -2. 定期検査では、<u>-1.</u>に留意して、表 B5.1 に掲げる区画及びタンクの内部検査を行う。 -3. タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの) <u>の定期検査では</u>、<u>-1.及び-2.</u>によるほか、各定期検査時に表 B5.2 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。ただし、バラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。なお、構造部材にステンレス鋼が使用されている危険化学品ばら積船であつて、本会が適当と認める場合は、本規定の適用を参酌することがある。 5.2.5 構造部材等の精密検査* -1. 定期検査では、各定期検査時に、<u>次の(1)から(4)に定める箇所に対して精密検査を行う。</u> ((1)から(2)は省略) (3) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材 ((4)は省略) -2. 油タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの) <u>の定期検査では</u>、<u>-1.</u>の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.5-1 に掲げる箇所について精密検査を行う。 -3. 液化ガスばら積船<u>の定期検査では</u>、<u>-1.</u>の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.5-2 に掲げる箇所について精密検査を行う。	表現の修正 表現の修正 表現の修正 (3) 検査要領 B5.2.5-4. から移設 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
-4. <u>ばら積貨物船の定期検査にあっては</u>, -1.の規定にかかわらず, 各定期検査時に, 表 B5.6-1 に掲げる箇所について精密検査を行う。ただし, 鉱石運搬船にあっては, 表 B5.6-1 に代えて表 B5.6-2 による。 -5. <u>総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては</u>, -1.の規定にかかわらず, 各定期検査時に, 表 B5.7 に掲げる箇所について精密検査を行う。 -8. <u>検査員が必要と認めた場合は, 亀裂を検知するため, 非破壊検査を行うよう要求することがある。</u> -9. <u>検査員が必要と認める場合, バウドア, 内扉, サイドドア及びスタンドアの締付装置, 支持装置及びロック装置の構造部材の寸法計測を要求することがある。締付装置, 支持装置及びロック装置の構造部材の衰耗量は, 建造寸法の 15%を超えてはならない。</u> 5.2.6 構造部材等の板厚計測* -1. 次の(1)から(8)に従って構造部材等の板厚計測を行う。 (1)から(2)は省略) (3) 追加の板厚計測は当該検査が完了するまでに<u>行うこと。</u> (4) 板厚計測の結果は, 板厚計測記録としてまとめ, 本会に提出<u>すること。なお, 板厚計測記録については, 本会が別に定めるところによる。</u> (5) 精密検査の対象部材に対する板厚計測は精密検査と同時に実施<u>すること。</u> (6) <u>横断面の位置は強力甲板の計測で衰耗が著しいと考えられる箇所を選び, また, 2 個以上の横断</u>	-4. <u>ばら積貨物船の定期検査では</u>, -1.の規定にかかわらず, 各定期検査時に, 表 B5.6-1 に掲げる箇所について精密検査を行う。ただし, 鉱石運搬船にあっては, 表 B5.6-1 に代えて表 B5.6-2 による<u>こと。</u> -5. <u>総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では</u>, -1.の規定にかかわらず, 各定期検査時に, 表 B5.7 に掲げる箇所について精密検査を行う。 (移設) (移設) 5.2.6 構造部材等の板厚計測* -1. <u>定期検査では</u>, 次の(1)から(5)に従って構造部材等の板厚計測を行う。 (1)から(2)は省略) (3) 追加の板厚計測は当該検査が完了するまでに<u>行わなければならない。</u> (4) 板厚計測の結果は, 板厚計測記録としてまとめ, 本会に提出<u>しなければならない。</u> (5) 精密検査の対象部材に対する板厚計測は精密検査と同時に実施<u>しなければならない。</u>	表現の修正 表現の修正 検査要領 B 編 B5.2.5-1. から移設 検査要領 B 編 B5.2.5-2. から移設 表現の修正 (6) 検査要領 B5.2.6-2. (7) 検査要領 B5.2.6-3. (8) 検査要領 B5.2.6-8.

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>面を選ぶ場合、少なくとも 1 個は中央部 0.5 L 間の専用バラストタンク（強力甲板の直下にある場合）の箇所を選ぶこと。</u> (7) <u>倉内肋骨及び肘板の計測箇所は、それぞれ外板及びビルジホッパタンク斜板又は内底板とのすみ肉溶接部から 30 mm 以内の範囲を原則とすること。</u> (8) <u>特に規定される場合を除き、板厚計測箇所は、貨物及びバラストの履歴、塗装の施工及び状態を考慮して、最も腐食が進行しやすいと考えられる領域を十分適切に代表するよう選択すること。</u> -2. 定期検査では、各定期検査時に、-1.に従って表 B5.8 に掲げる箇所について板厚計測を行う。<u>ただし、倉口蓋の板厚計測にあつては、倉口蓋内部へのアクセスが構造上不可能な場合には、アクセス可能な範囲内で計測して差し支えない。</u>板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。 -3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）<u>にあつては、-2.の規定にかかわらず、-1.に従って各定期検査時に、表 B5.10-1 に掲げる箇所及び以前の検査において著しい腐食が認められた箇所について板厚計測を行う。危険化学品ばら積船の構造部材又は管装置であつて、ステンレス鋼（クラッド鋼を除く）が使用され、かつ、本会が適当と認める場合には、本規定の適用を参酌することがある。</u>板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材	-2. 定期検査では、各定期検査時に、-1.に従って表 B5.8 に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。 -3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）<u>の定期検査では、-2.の規定にかかわらず、-1.に従って各定期検査時に、表 B5.10-1 に掲げる箇所及び以前の検査において著しい腐食が認められた箇所について板厚計測を行う。危険化学品ばら積船の構造部材又は管装置であつて、ステンレス鋼が使用され、かつ、本会が適当と認める場合には、本規定の適用を参酌することがある。</u>板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表	検査要領 B5.2.6-7.から移設 表現の修正 和英の整合：(クラッド鋼を除く)の部分 和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
に応じて、表 B5.11 から表 B5.14 のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。 -4. 液化ガスばら積船にあっては、-2.の規定にかかわらず、-1.に従って各定期検査時に、表 B5.10-2 に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。独立型タンクタイプ <i>C</i> を備える船舶であって、一般貨物船と同様の中央横断面を有するものにあつては、検査員が必要と認める場合、内底板の板厚計測を要求することがある。 -5. ばら積貨物船にあっては、-2.の規定にかかわらず、-1.に従って各定期検査時に、表 B5.15 に掲げる箇所及び以前の検査において著しい腐食が認められた箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.16 から表 B5.20 のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。上記に加え、CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用されるばら積貨物船にあっては、著しい腐食が認められた箇所については、次の(1)又は(2)のいずれかによらなければならない。 ((1)から(2)は省略) -6. 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、-2.の規定にかかわらず、-1.に従って各定期検査時に、表 B5.21 に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐	B5.11 から表 B5.14 のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。 -4. 液化ガスばら積船の定期検査では、-2.の規定にかかわらず、-1.に従って各定期検査時に、表 B5.10-2 に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。独立型タンクタイプ <i>C</i> を備える船舶であつては、検査員が必要と認める場合、内底板の板厚計測を要求することがある。 -5. ばら積貨物船の定期検査では、-2.の規定にかかわらず、-1.に従って各定期検査時に、表 B5.15 に掲げる箇所及び以前の検査において著しい腐食が認められた箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.16 から表 B5.20 のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。上記に加え、CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用されるばら積貨物船にあっては、著しい腐食が認められた箇所については、次の(1)又は(2)のいずれかによらなければならない。 ((1)から(2)は省略) -6. 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、-2.の規定にかかわらず、-1.に従って各定期検査時に、表 B5.21 に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著	表現の修正 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。 -7. CSR-T 編，CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用される船舶の板厚計測を行う場合，-3.又は-5.の規定に加え，次の(1)から(3)によらなければならない。 (1) 表 B5.10-1 及び表 B5.15 に含まれる計測範囲及び計測点数については，表 B5.30 又は表 B5.31 に示す解釈も考慮すること。なお，計測する箇所は，構造上最も重要な箇所とすること。 (2) 板厚計測結果については，適用規則に応じ，CSR-B 編 13 章，CSR-T 編 12 節又は CSR-B&T 編 1 編 13 章に規定される許容基準を満足していることを確認すること。 (3) 点食部，エッジ部における腐食部及びグルーピング部の板厚計測結果については，それぞれの腐食に対する許容基準を満足していることを確認すること。 -8. 表 B5.8，表 B5.10，表 B5.15 及び表 B5.21 に規定する船体横断面の板厚計測の結果を用いて，別に定めるところにより縦強度の評価を行わなければならない。 5.2.7 圧力試験* -1. 次の(1)から(5)に従って，圧力試験を行う。 (1) 試験圧力は次による。 (a) タンクにあっては，当該タンクの使用状態で起こりうる最高液面に相当する圧力 (b) 管装置にあっては，当該管装置の使用圧力	しい腐食が認められた部材に応じて，表 B5.9 に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。 -7. CSR-T 編，CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用される船舶の<u>定期検査において</u>板厚計測を行う場合，-3.又は-5.の規定に加え，次の(1)から(3)によらなければならない。 (1) 表 B5.10-1 及び表 B5.15 に含まれる計測範囲及び計測点数については，表 B5.30 又は表 B5.31 に示す解釈も考慮<u>しなければならない</u>。なお，計測する箇所は，構造上最も重要な箇所とすること。 (2) 板厚計測結果については，適用規則に応じ，CSR-B 編 13 章，CSR-T 編 12 節又は CSR-B&T 編 1 編 13 章に規定される許容基準を満足していることを確認<u>しなければならない</u>。 (3) 点食部，エッジ部における腐食部及びグルーピング部の板厚計測結果については，それぞれの腐食に対する許容基準を満足していることを確認<u>しなければならない</u>。 -8. 表 B5.8，表 B5.10，表 B5.15 及び表 B5.21 に規定する船体横断面の板厚計測の結果を用いて，縦強度の評価を行わなければならない。 5.2.7 圧力試験* -1. <u>定期検査では</u>，次の(1)から(4)に従って，圧力試験を行う。 (1) <u>圧力試験は</u>，<u>次の圧力で行う</u>。 (a) タンクにあっては，当該タンクの使用状態で起こりうる最高液面に相当する圧力 (b) 管装置にあっては，当該管装置の使用圧力	表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(2) 浮上状態で船底部の内部検査を行ったタンクに対しては、圧力試験を浮上状態で行っても差し支えない。 (3) 多数の水タンク又は油タンクを備える船舶の定期検査では、その現状、建造後の経過年数及び前回圧力試験を受けた時期を考慮して、検査員が差し支えないと認める場合に限り、一部の水タンク又は油タンクの圧力試験を省略することができる。なお、ビルジタンク、スラッジタンクその他の類似のタンクは、水タンクとして扱う。 (4) 清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの圧力試験については、本会が適当と認める場合、特別に考慮して差し支えない。 (5) <u>空気管、測深管等の管類の検査の結果により、これら管類の圧力試験を要求することがある。</u> -2. <u>貨物船にあっては、-1.に従って表 B5.22 に掲げるタンクについて圧力試験を行う。</u> -3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）<u>にあっては、-2.の規定にかかわらず、各定期検査時に表 B5.23-1 に掲げるタンクの圧力試験を行う。</u>なお、貨物タンクの圧力試験については、船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに圧力試験が行われ、次の(1)及び(6)を満たす場合且つ検査員が差し支えないと認めるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。船長又はこれに代わる責任者の立会いのもとに圧力試験を行う場合の指針を附属書 5.2.7「船長の指示のもとに実施する貨物タンク境界の圧力試験のための指針」に示す。また、ダブルハル油タンカ	(2) 浮上状態で船底部の内部検査を行ったタンクに対しては、圧力試験を浮上状態で行っても差し支えない。 (3) 多数の水タンク又は油タンクを備える船舶の定期検査では、その現状、建造後の経過年数及び前回圧力試験を受けた時期を考慮して、検査員が差し支えないと認める場合に限り、一部の水タンク又は油タンクの圧力試験を省略することができる。 (4) 清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの圧力試験については、本会が適当と認める場合、特別に考慮して差し支えない。 -2. <u>貨物船の定期検査では、各定期検査時に、-1.に従って表 B5.22 に掲げるタンクについて圧力試験を行う。</u> -3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）<u>の定期検査では、-2.の規定にかかわらず、各定期検査時に表 B5.23-1 に掲げるタンクの圧力試験を行う。</u>なお、貨物タンクの圧力試験については、船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに圧力試験が行われ、次の(1)及び(6)を満たす場合且つ検査員が差し支えないと認めるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。船長又はこれに代わる責任者の立会いのもとに圧力試験を行う場合の指針を附属書 5.2.7「船長の指示のもとに実施する貨物タンク境界の圧力試験のための指針」に示す。また、ダブルハル油タン	(3) 検査要領 B5.2.7-1. から移設 (5) 検査要領 B5.2.7-2. から移設 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
一及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）にあつては、水密区画であつて液体を積載するように設計されていないもの及び二重底については、内部検査及び外部検査において現状良好と認めた場合、圧力試験を省略して差し支えない。 （(1)から(6)は省略） -4. 液化ガスばら積船にあつては、-2.の規定にかかわらず、各定期検査時に表 B5.23-2 に掲げるタンクの圧力試験を行う。 -5. ばら積み貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあつては、-2.の規定にかかわらず、各定期検査時に、-1.に従つて表 B5.24 に掲げるタンクについて圧力試験を行う。なお、ばら積貨物船にあつては、水密区画であつて液体を積載するように設計されていないもの及び二重底については、内部検査及び外部検査において現状良好と認めた場合、圧力試験を省略して差し支えない。 5.3 機関の定期検査 5.3.1 現状検査 3.3.1 に規定する検査及び確認を行うほか、1.1.10-1.及び-3.に掲げる確認運転及び表 B5.25 に掲げる検査を行う。 5.3.2 効力試験及び圧力試験 3.3.2 に規定する効力試験を行うほか、表 B5.26 に掲げる効力試験又は圧力試験を行う。	カー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）にあつては、水密区画であつて液体を積載するように設計されていないもの及び二重底については、内部検査及び外部検査において現状良好と認めた場合、圧力試験を省略して差し支えない。 （(1)から(6)は省略） -4. 液化ガスばら積船の定期検査では、-2.の規定にかかわらず、各定期検査時に表 B5.23-2 に掲げるタンクの圧力試験を行う。 -5. ばら積み貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、-2.の規定にかかわらず、各定期検査時に、-1.に従つて表 B5.24 に掲げるタンクについて圧力試験を行う。なお、ばら積貨物船にあつては、水密区画であつて液体を積載するように設計されていないもの及び二重底については、内部検査及び外部検査において現状良好と認めた場合、圧力試験を省略して差し支えない。 5.3 機関の定期検査 5.3.1 現状検査* 定期検査では、3.3.1 に規定する検査及び確認を行うほか、1.1.10-1.及び-3.に掲げる確認運転及び表 B5.25 に掲げる検査を行う。 5.3.2 効力試験及び圧力試験* 定期検査では、3.3.2 に規定する効力試験を行うほか、表 B5.26 に掲げる効力試験又は圧力試験を行う。	表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
5.4 液化ガスばら積船の特別要件 5.4.1 一般 液化ガスばら積船<u>にあつては</u>、5.2 及び 5.3 の規定によるほか、5.4 で特に定める事項については、5.4 の規定を適用する。 5.4.2 検査 液化ガスばら積船<u>にあつては</u>、4.4.2 に規定する検査を行うほか、表 B5.27 に掲げる項目について<u>検査を行い</u>、良好な状態にあることを確認する。<u>なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。</u> 5.5 危険化学品ばら積船の特別要件 5.5.1 一般 危険化学品ばら積船<u>にあつては</u>、5.2 及び 5.3 の規定によるほか、5.5 で特に定める事項については、5.5 の規定を適用する。 5.5.2 検査 危険化学品ばら積船<u>にあつては</u>、4.5.2 に規定する検査を行うほか、表 B5.28 に掲げる項目について<u>検査を行い</u>、良好な状態にあることを確認する。<u>なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。</u>	5.4 液化ガスばら積船の特別要件 5.4.1 一般 液化ガスばら積船<u>の定期検査では</u>、5.2 及び 5.3 の規定によるほか、5.4 で特に定める事項については、5.4 の規定を適用する。 5.4.2 検査* 液化ガスばら積船<u>の定期検査では</u>、4.4.2 に規定する検査を行うほか、表 B5.27 に掲げる項目について<u>詳細に検査し</u>、良好な状態にあることを確認する。 5.5 危険化学品ばら積船の特別要件 5.5.1 一般 危険化学品ばら積船<u>の定期検査では</u>、5.2 及び 5.3 の規定によるほか、5.5 で特に定める事項については、5.5 の規定を適用する。 5.5.2 検査* 危険化学品ばら積船<u>の定期検査では</u>、4.5.2 に規定する検査を行うほか、表 B5.28 に掲げる項目について<u>詳細に検査し</u>、良好な状態にあることを確認する。	表現の修正 表現の修正 定期的検査の下記項目で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2, 中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2 表現の修正 表現の修正 定期的検査の下記項目で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2, 中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
5.6 低引火点燃料船の特別規定 5.6.1 一般 <u>-1. 低引火点燃料船の定期検査では、前節までの規定によるほか、5.6 の規定を適用する。</u> <u>-2. 5.6 の規定は、5.4 の規定に従い検査を行う船舶には適用しなくて差し支えない。</u> 5.6.2 検査 <u>低引火点燃料船にあっては、4.6.2 に規定する検査を行うほか、表 B5.29 に掲げる項目について検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。</u> 5.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件 5.7.1 一般 <u>SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーにあっては、5.2 及び 5.3 の規定によるほか、5.7 に特に定める事項については、5.7 の規定を適用する。</u>	5.6 低引火点燃料船の特別規定 5.6.1 一般* 低引火点燃料船の定期検査では、前節までの規定によるほか、5.6 の規定を適用する。 (移設) 5.6.2 検査* <u>低引火点燃料船の定期検査では、4.6.2 に規定する検査を行うほか、表 B5.29 に掲げる項目について詳細に検査し、良好な状態にあることを確認する。</u> 5.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件 5.7.1 一般 <u>SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーの定期検査において、5.2 及び 5.3 の規定によるほか、5.7 に特に定める事項については、5.7 の規定を適用する。</u>	項番号の変更 検査要領 B 編 B5.6.1 から移設 表現の修正 定期的検査の下記項目で表記を統一 年次 3.4.2, 3.5.2, 3.6.2, 中間 4.4.2, 4.5.2, 4.6.2, 定期 5.4.2, 5.5.2, 5.6.2 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
5.8 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の特別要件 5.8.1 一般 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶に<u>あつては</u>、5.2 及び 5.3 の規定によるほか、5.8 に特に定める事項については、5.8 の規定を適用する。 5.9 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の特別要件 5.9.1 一般 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶に<u>あつては</u>、前節までの規定によるほか、5.9 の規定を適用する。 5.9.2 検査 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶に<u>あつては</u>、3.9.2 に規定する検査を行うほか、X 編 2.2.3-4.(2)に規定する船舶サイバーレジリエンス試験要領書に従い、表 B5.32 に掲げる検査を行う。	5.8 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の特別要件 5.8.1 一般 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶の<u>定期検査において</u>、5.2 及び 5.3 の規定によるほか、5.8 に特に定める事項については、5.8 の規定を適用する。 5.9 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の特別要件 5.9.1 一般 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の<u>定期検査において</u>、前節までの規定によるほか、5.9 の規定を適用する。 5.9.2 検査 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の<u>定期検査で</u>は、3.9.2 に規定する検査を行うほか、X 編 2.2.3-4.(2)に規定する船舶サイバーレジリエンス試験要領書に従い、表 B5.32 に掲げる検査を行う。	表現の修正 表現の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧		備考
表 B5.1 区画及びタンクの内部検査 ^{*1*2*3}				
	定期検査の種類	検査項目		
	1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) すべての区画及びタンク（液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）ただし、船首尾タンク以外の燃料油タンク、潤滑油タンク及び清水タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。		
	2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) すべての区画及びタンク（液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）ただし、船首尾タンク以外の燃料油タンク、潤滑油タンク及び清水タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。この場合、以下に規定するタンクについては、少なくとも以下に定められた個数を任意に選択 ^{*4} して内部検査を行わなければならない。 (a) 貨物積載区域内（タンカーにあっては、貨物エリア内）の燃料油タンク：1 個 (b) 貨物積載区域内（タンカーにあっては、貨物エリア内）に燃料油タンクが無い場合、機関室外の燃料油タンク（ある場合）：1 個 (c) 清水タンク：1 個		
	3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	(1) すべての区画及びタンク（液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）ただし、船首尾タンク以外の燃料油タンク及び潤滑油タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。この場合、以下に規定するタンクについては、少なくとも以下に定められた個数を任意に選択 ^{*4} して内部検査を行わなければならない。 (a) 機関室内の燃料油タンク：1 個 (b) 貨物積載区域内（タンカーにあっては、貨物エリア内）の燃料油タンク：2 個（深油タンクがある場合、1 個以上の深油タンクを含めること。） (c) 貨物積載区域内（タンカーにあっては、貨物エリア内）に燃料油タンクが無い場合、機関室外の燃料油タンク（ある場合）：1 個		
	4 建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(1) すべての区画及びタンク（液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）ただし、船首尾タンク以外の燃料油タンク及び潤滑油タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。この場合、以下に規定するタンクについては、少なくとも以下に定められた個数を任意に選択 ^{*4} して内部検査を行わなければならない。 (a) 機関室内の燃料油タンク：1 個 (b) 貨物積載区域内（油タンカーにあっては、貨物エリア内）の燃料油タンク：半数（ただし、いかなる場合も 2 個以上とする。また、深油タンクがある場合、1 個以上の深油タンクを含めること。） (c) 貨物積載区域内（油タンカーにあっては、貨物エリア内）に燃料油タンクが無い場合、機関室外の燃料油タンク（ある場合）：2 個 (d) 潤滑油タンク：1 個		
		備考 1～3： 番号を追加 備考 4： 検査要領 B5.2.4-4.から 移設		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考								
(備考) →*1: バラストタンクの内部検査の結果、二重底を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクについては、検査員が必要と認める場合に、内部検査を毎年行う。 →*2: 冷蔵のために防熱装置を施した貨物倉については、ビルジ水道覆板及び蓋板を取り外して内部の状態を確認する。また、代表的な箇所について防熱装置を取り外して検査を行う。検査の範囲は防食措置の有効性を確認するとともに視認できる構造欠陥がないことを確認する程度にとどめて差し支えない。その際、塗装の状態が不良と判定された場合は、検査員が必要と認める追加の箇所の検査を行う。 →*3: 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。 *4: 任意にタンクを選択する場合には、各定期的検査において輪番で異なるタンクを選択する。										
表 B5.2 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する内部検査の追加要件 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">定期検査</th><th style="width: 20%;">検査項目</th><th style="width: 70%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 すべての定期検査</td><td>-1. すべての貨物タンク</td><td> (1) 油タンカーでは、バラスト兼貨物油タンクが配置されている場合、バラスト積載履歴及び防食措置の程度を考慮の上、当該バラスト兼貨物油タンクを特に注意して検査する。 (2) 油タンカーでは、貨物油タンク底板の内側のピッチングの状況に特に注意して検査する。 (3) 油タンカーでは、貨物油タンク内の貨物油吸引管のベルマウスを取外し、その付近のタンク底板及び隔壁を検査する。 </td></tr> <tr> <td>-2. すべてのバラストタンク及びポンプ室</td><td> (1) 次の(a)から(c)に該当するバラストタンクは内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） (c) 著しい腐食が認められたバラストタンク (2) ポンプ室ではポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。 </td></tr> </tbody> </table>			定期検査	検査項目	備考	1 すべての定期検査	-1. すべての貨物タンク	(1) 油タンカーでは、バラスト兼貨物油タンクが配置されている場合、バラスト積載履歴及び防食措置の程度を考慮の上、当該バラスト兼貨物油タンクを特に注意して検査する。 (2) 油タンカーでは、貨物油タンク底板の内側のピッチングの状況に特に注意して検査する。 (3) 油タンカーでは、貨物油タンク内の貨物油吸引管のベルマウスを取外し、その付近のタンク底板及び隔壁を検査する。	-2. すべてのバラストタンク及びポンプ室	(1) 次の(a)から(c)に該当するバラストタンクは内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） (c) 著しい腐食が認められたバラストタンク (2) ポンプ室ではポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
定期検査	検査項目	備考								
1 すべての定期検査	-1. すべての貨物タンク	(1) 油タンカーでは、バラスト兼貨物油タンクが配置されている場合、バラスト積載履歴及び防食措置の程度を考慮の上、当該バラスト兼貨物油タンクを特に注意して検査する。 (2) 油タンカーでは、貨物油タンク底板の内側のピッチングの状況に特に注意して検査する。 (3) 油タンカーでは、貨物油タンク内の貨物油吸引管のベルマウスを取外し、その付近のタンク底板及び隔壁を検査する。								
	-2. すべてのバラストタンク及びポンプ室	(1) 次の(a)から(c)に該当するバラストタンクは内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） (c) 著しい腐食が認められたバラストタンク (2) ポンプ室ではポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。								

表タイトルの修正

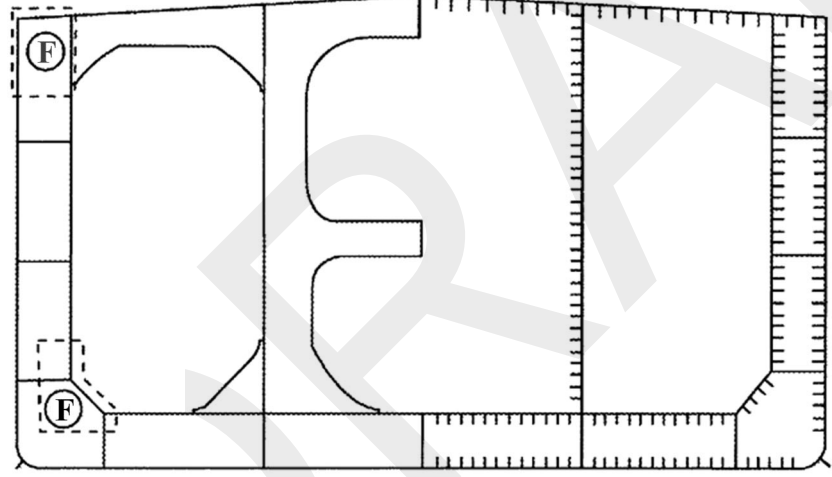
「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
表 B5.5-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の精密検査の対象部材 ^{*1}			備考欄の番号の変更
定期検査	対象部材		
ダブルハル以外の油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件			
1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査（第 1 回定期検査）	(1) 1 個の船側バラストタンク（船側バラストタンクがない場合は主としてバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク）内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (2) 1 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁(B) (3) 1 個のバラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部(D) (4) 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D) (5) 1 個の中央貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D)		旧(F)削除 旧(G)→(F)に変更 （図 B5.1 参照）を追加
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査（第 2 回定期検査）	(1) 1 個の船側バラストタンク（船側バラストタンクがない場合は主としてバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク）内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (2) バラストタンクが配置されている場合は、残りの各バラストタンク内又はバラストタンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) (3) 1 個の船側貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁(B) (4) 2 個の中央貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) (5) 1 個の船側バラストタンク（バラストタンクがない場合は主としてバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク）内の前後両端の横隔壁の全体(C) (6) 残りの各バラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部(D) (7) 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D) (8) 2 個の中央貨物タンク内の各 1 個の横隔壁の下部(D)		和英の整合 (F)に隣接する部材を含む旨追記 IACS UR Z10.3, Z10.4 を取り入れた要件であり、和文を英文に整合
3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査（第 3 回定期検査）	(1) すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (2) 1 個のウィング貨物タンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (3) 残りの各ウィング貨物油タンク内の総数の 30% ^{*1*2} に相当するトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（油タンカーのみ）(A) (4) 残りの貨物タンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（油タンカー以外）(A) (5) すべてのバラストタンク及び貨物タンク内のすべての横隔壁の全体(C) (6) 各中央貨物油タンク内の総数の 30% ^{*1*2} に相当する甲板横桁及び船底横桁（油タンカーのみ）(E)		
4 建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査（第 4 回定期検査及びそれ以	(1) 第 3 回定期検査に同じ 注)検査員が必要と認める場合は、トランスリング又はこれに類する主要内部構造部材を追加して検査することがある。		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧		備考
降の定期検査)				
ダブルハルの油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件				
1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 1 個の二重船側区画のバラストタンク ^{*2*3} 内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (2) 1 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁(B) (3) 1 個の二重船側区画のバラストタンク ^{*2*3} 内の 1 個の横隔壁の全体(C) (4) 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部 ^{*3*4} (D) (5) 1 個の中央貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D)			
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) 1 個の二重船側区画のバラストタンク ^{*2*3} 内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (2) 残りの各バラストタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材の最上部及びナックルエリア (G) (F) (3) 2 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) (4) すべての二重船側区画のバラストタンク ^{*2*3} 内の各 1 個の横隔壁の全体(C) (5) 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部 ^{*3*4} (D) (6) 2 個の中央貨物タンク内の各 1 個の横隔壁の下部(D)			
3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	(1) すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (2) 1 個のウィング貨物タンク (油タンカーにあっては中央貨物油タンクを選択可) 内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (3) 残りの貨物タンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) (4) すべてのバラストタンク及び貨物タンク内のすべての横隔壁の全体(C)			
4 建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(1) 第 3 回定期検査に同じ 注)検査員が必要と認める場合は、トランスリング又はこれに類する主要内部構造部材を追加して検査することがある。			
(備考)				
*1: 表中の(A)から(F)の記号は次のような意味を持つ。				
(A): 支材及びトランスリングに隣接する構造部材, 例えば外板, 縦通隔壁, 縦通肋骨, 肘板等を含む。				
(B): 甲板桁に隣接する甲板構造部材, 例えば甲板, 縦通肋骨, 肘板等を含む。				
(C)及び(D): 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材, 例えば縦通隔壁, 内底板, 斜板, 船底桁板, 肘板, 防撓材等, を含む。上部又は下部スツールを設けた場合その内部材も含む。				
(E): 甲板横桁もしくは船底横桁に隣接する構造部材, 例えば甲板, 船底外板, 縦通肋骨等を含む。				
(F): 追加のトランスリング。(A)と同様に, 隣接する構造部材も含む。				
(G)(F): 二重船側区画のバラストタンクのトランスリングで, 上甲板下部 5m (危険化学品ばら積船の場合は 3m) 範				

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
囲, 斜板部並びに斜板と垂直縦通隔壁及び二重底との交線から各 2m 範囲内の部分であって, 隣接する構造部材も含む。(図 B5.1 参照) *1*2: 総数の 30%とは切り上げ後の直近の整数である。 *2*3: 二重船側区画のバラストタンクとは, 船首尾タンク以外の次のいずれかのバラストタンクをいう。 (a): 中心線縦通桁が水密でなく二重底タンクが左舷から右舷まで単一の区画となる場合, 片舷(左舷又は右舷)に位置する区画のすべてのバラストタンク(二重底タンクと別区画のホッパタンク, 船側タンク及び二重甲板タンク)及び右舷を含む左舷の二重底タンク (b): 中心線縦通桁が水密であり二重底タンクが左舷と右舷で別区画の場合, 片舷(左舷又は右舷)に位置する区画のすべてのバラストタンク(二重底タンク, ホッパタンク, 船側タンク及び二重甲板タンク) *3*4: ダブルハル構造の場合であって, 中央貨物タンクがない場合(貨物タンクが中心線縦通隔壁で二分された場合)は, 両ウィング貨物タンク内の各 1 個の横隔壁を検査する。	図 B5.1 ダブルハル構造の船側バラストタンクの最上部及びナックルエリア 	検査要領図 B5.2.5 から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B5.5-2 液化ガスばら積船の精密検査の対象部材 ^{*1}		備考欄の番号の変更
定期検査	対象部材 ^{*2}	
1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 各種のバラストタンク（トップサイドタンク、ホッパサイドタンク及び二重船側タンク）のそれぞれ 1 個の代表的バラストタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (A) (2) 1 個のバラストタンク ^{*3} の 1 個の横隔壁下部 (C)	
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) 1 個のバラストタンク（二重船側タンク又はトップサイドタンクとする。いずれもない場合は、任意に選定された 1 個のバラストタンク ^{*4*} ）内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (A) (2) 残りのバラストタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (A) (3) すべてのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁全体 (B)	
3 建造後 10 年を超える船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(1) すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (A) (2) すべてのバラストタンク内のすべての横隔壁全体 (B)	

(備考)

*1: 表中の(A)から(C)の記号は次のような意味を持つ。

(A): 支材及びトランスリングに隣接する構造部材、例えば外板、縦通隔壁、縦通肋骨、肘板等を含む。

(B): 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材並びに当該隔壁に接する縦通隔壁を含む。

(C): 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材を含む。

~~*1:~~ 船首尾タンクを含めて差し支えない。

*2: 独立型タンクタイプ C を備える船舶であって、一般貨物船と同様の中央横断面を有するものにあつては、検査員が差し支えないと認める場合、精密検査について、当該区画の塗装状態における構造部材の平均的な状態を把握するのに十分な範囲及び程度まで軽減することができる。

*3: 船首尾タンクを含めて差し支えない。

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧		備考
表 B5.6-1 ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）の精密検査の対象部材 ^{*1*2}				備考の番号の変更
定期検査	対象部材			
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*1*3}				
1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 船首部貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/4）の倉内肋骨全体及び残りの貨物倉の任意に選定された倉内肋骨全体(A) (2) 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁（防撓部材を含む）(C) (3) 各種のバラストタンク（トップサイドタンク又はビルジホップタンク）のそれぞれ 2 個の代表的なタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連板部材及び縦通肋骨を含む）(B) (4) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 (5) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材			
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) 船首部貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体及び残りの貨物倉において、各倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（100,000DWT 未満の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/4、100,000DWT 以上の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 の数）の倉内肋骨全体（端部肘板及び該部の船側外板を含む）(A) (2) すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) (3) 各バラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) (4) 1 個のバラストタンクにおける前後両端の横隔壁（防撓部材を含む。）(B) (5) 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 (6) 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 (7) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材			
3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	(1) 船首部貨物倉及びその他の任意に選定された 1 個の貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体及び残りの貨物倉において、各倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 の数）の倉内肋骨全体（端部肘板及び該部の船側外板を含む）(A) (2) すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) (3) 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）、並びにすべての横隔壁（防撓部材を含む）(B) (4) 第 2 回定期検査の(5)から(7)の要件に同じ			
4 建造後 15 年を超える船舶	(1) すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体(A)			

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧		備考
	に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(2) 第 3 回定期検査の(2)から(4)の要件に同じ		
二重船側構造ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）に対する要件*4				
1	建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) (2) 各種のバラストタンクのそれぞれ 2 個の代表的なタンク（最も船首よりのトップサイドタンク及び船側タンクを各 1 個以上含むこと）内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) (3) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 (4) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材		
2	建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) 各貨物倉内の 1 個の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) (2) すべてのバラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) (3) 1 個の横断面における片舷のトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び船側タンク内の前後両端の横隔壁（防撓部材を含む。）(B) (4) 最も船首よりの両舷の船側バラストタンクにおいて、各タンクの前後部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数）の防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨、横式構造の場合は横肋骨材）(A) (5) 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 (6) 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 (7) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材		
3	建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	(1) すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) (2) 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む）、並びにすべての横隔壁（防撓部材を含む。）(B) (3) すべての船側バラストタンクにおいて、各タンクの前後部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 の数）の防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨、横式構造の場合は横肋骨材）(A) (4) 第 2 回定期検査の(5)から(7)の要件に同じ		
4	建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(1) 各船側バラストタンクにおけるすべての船側及び縦通隔壁に付く防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨、横式構造の場合は横肋骨材）(A) (2) 第 3 回定期検査の(1)、(2)及び(4)の要件に同じ		
(備考)				
(4) 二重船側構造ばら積貨物船の船側タンクは、トップサイドタンク又はビルジホップタンクに連結されていても、単独のタンクとして扱われる。				

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考							
々として扱うこと。 (2)*1：表中の(A)から(C)の記号は次のような意味を持つ。 (A): 貨物倉の倉内肋骨又は船側タンク内の船側及び縦通隔壁に付く防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨、横式構造の場合は横肋骨材） (B): トップサイドタンク、ビルジホップタンク、船側タンク、二重底タンク及び船首尾タンク内のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材並びに水密横隔壁（関連構造部材を含む。） (C): 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。 (2)*2：貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。 (i) 下部スツールのない船舶にあつては、内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート（設けられている場合）及びシェダープレートの上部近傍 (ii) 下部スツールを有する船舶にあつては、下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍 (iii) 隔壁の中央部付近 (iv) 甲板との取り付け部の近傍及びトップサイドタンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあつては、上部スツール底板の下部近傍 *1*3：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。 *4：二重船側構造ばら積貨物船の船側タンクは、トップサイドタンク又はビルジホップタンクに連結されていても、単独のタンクとして扱うこと。									
表 B5.6-2 鉱石運搬船の精密検査の対象部材^{*1*2} <table><tr><th>定期検査</th><th>対象部材</th></tr><tr><td>1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)</td><td>(1) 1 個の船側バラストタンク内の 1 個のトランスリング (A) (2) 1 個のバラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D) (3) 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁（防撓部材を含む）(E) (4) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 (5) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材</td></tr><tr><td>2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)</td><td>(1) 1 個の船側バラストタンク内のすべてのトランスリング (A) (2) 残りのバラストタンク内の各 1 個の甲板横桁 (B) (3) 1 個の船側バラストタンク内の前後両端の横隔壁の全体 (C) (4) 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) (5) 各貨物倉内の 1 個の横隔壁（防撓部材を含む）(E) (6) 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 (7) 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 (8) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材</td></tr></table>			定期検査	対象部材	1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 1 個の船側バラストタンク内の 1 個のトランスリング (A) (2) 1 個のバラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D) (3) 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁（防撓部材を含む）(E) (4) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 (5) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材	2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) 1 個の船側バラストタンク内のすべてのトランスリング (A) (2) 残りのバラストタンク内の各 1 個の甲板横桁 (B) (3) 1 個の船側バラストタンク内の前後両端の横隔壁の全体 (C) (4) 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) (5) 各貨物倉内の 1 個の横隔壁（防撓部材を含む）(E) (6) 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 (7) 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 (8) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材	表タイトルに「*1*2」を追加 備考の番号の変更
定期検査	対象部材								
1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 1 個の船側バラストタンク内の 1 個のトランスリング (A) (2) 1 個のバラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D) (3) 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁（防撓部材を含む）(E) (4) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 (5) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材								
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) 1 個の船側バラストタンク内のすべてのトランスリング (A) (2) 残りのバラストタンク内の各 1 個の甲板横桁 (B) (3) 1 個の船側バラストタンク内の前後両端の横隔壁の全体 (C) (4) 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) (5) 各貨物倉内の 1 個の横隔壁（防撓部材を含む）(E) (6) 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 (7) 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 (8) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材								

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧		備考
3	建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	(1) すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング (A) (2) すべてのバラストタンク内のすべての横隔壁の全体 (C) (3) 船側のすべての空所内の各 1 個のトランスリング(A)。ただし、検査員が必要と認める場合は、トランスリングを追加して検査することがある。 (4) すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む）(E) (5) 第 2 回定期検査の(6)から(8)の要件に同じ		
4	建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(1) 第 3 回定期検査に同じ		
(備考)				
(4)*1: 表中の(A)から(E)の記号は次のような意味を持つ。 (A)：支材及びトランスリングに隣接する構造部材、例えば外板、縦通隔壁、縦通肋骨、肘板等を含む。 (B)：甲板桁に隣接する甲板構造部材、例えば甲板、縦通肋骨、肘板等を含む。 (C)及び(D)： 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材、例えば縦通隔壁、内底板、斜板、船底桁板、肘板、防撓材等を含む。 (E)： 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。 (2)*2: 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。 (i) 下部スツールのない船舶にあつては、内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート（設けられている場合）及びシェダープレートの上部近傍 (ii) 下部スツールを有する船舶にあつては、下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍 (iii) 隔壁の中央部付近 (iv) 甲板との取り付け部の近傍及び船側タンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあつては、上部スツール底板の下部近傍				
表 B5.7 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の精密検査の対象部材 ^{*1}				
定期検査		対象部材		
1	建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 船首及び船尾の各 1 個の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）内の任意に選定された適当数の倉内肋骨全体及び残りの倉内肋骨の下端部（端部肘板及び該部の船側外板を含む） (2) 残りの貨物倉内の肋骨下端部（端部肘板及び該部の船側外板を含む） (3) 貨物倉内の任意に選定された 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部（防撓部材を含む） (4) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 (5) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材		
備考の番号の変更				

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) すべての貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む) 内の任意に選定された適当数の倉内肋骨全体及び残りの倉内肋骨の下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) (2) 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む) (3) 1 個の船側バラストタンクにおける前後両端の横隔壁(防撓部材を含む) (4) 各種のバラストタンク (トップサイドタンク, ビルジホップタンク, 船側タンク又は二重底タンク) からそれぞれ 2 個の代表的なタンクを選定し, それらのタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む) (5) 甲板口側線内における甲板の任意に選定された適当数の部分の板及び甲板下構造部材 (6) 内底板の任意に選定された適当数の部分の板 (7) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 (8) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材	
3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	(1) 船首部貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、船首部下部貨物倉) 内のすべての倉内肋骨全体及び残りの各貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、船首部下部貨物倉以外の貨物倉を含む各甲板毎の区域とする) のうち総数の 1/4 に相当する倉内肋骨全体並びに残りの倉内肋骨の下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) (2) 貨物倉内のすべての横隔壁 (防撓部材を含む) (3) バラストタンクにおけるすべての横隔壁 (防撓部材を含む) (4) 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む) (5) 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 (6) 内底板のすべての板 (7) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 (8) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材	
4 建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(1) 貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む) 内のすべての倉内肋骨全体 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) (2) 第 3 回定期検査の(2)から(8)の要件に同じ	

(備考)

*1: 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の箇所について行うこと。

—(1) 内底板との取り付け部の近傍

—(2) 2 層以上の甲板を有しない場合には、隔壁の中央部付近

—(3) 各甲板との取り付け部 (上端及び下端) の近傍

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B5.23-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の圧力試験の対象タンク*1		備考 1：検査要領 B 編 B5.2.7-3.から移設
定期検査	対象部材	
1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 貨物タンク囲壁のうち、バラストタンク、空所、パイプ通路、燃料油タンク、ポンプ室及びコファダムに面する部分 (2) 水タンク (3) 燃料油タンク (4) 潤滑油タンク	
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) 貨物タンクのすべての隔壁 (2) 水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクについては、第 1 回定期検査の規定による。	
3 建造後 10 年を超える船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(1) 貨物タンクのすべての隔壁 (2) 水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクについては第 1 回定期検査の規定による。 (3) 危険化学品ばら積み船にあっては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの	
(備考)		
*1：油タンカーの第 2 回定期検査及びそれ以降の定期検査では、貨物タンク 隔壁に対する圧力試験は、すべての隔壁がいずれかの側から必ず圧力がかかるようにして行われること。		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B5.25 定期検査における現状検査の追加要件		
検査項目	検査内容	
1 往復動内燃機関（主機並びに推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関）	(1) 台板及び架構の要部並びに機関据付けボルト、チョックライナ及び支柱ボルトを検査する。 (2) クランク室開閉扉及び過圧防止逃し弁並びに掃気室保護装置を検査する。 (3) 防振ダンパ、ディチューナ、バランサ及びコンペンセイタを検査する。 (4) クランク軸の軸心を検査し、必要な場合には軸心の調整を行う。	
2 電気設備 ^{*1}	(1) 配電盤（非常用を含む）、配電器具、ケーブル等をできる限り検査する。 (2) 発電機、配電盤（いずれも非常用を含む。）、電動機、ケーブル並びに電気推進船にあっては推進用電動機用制御器及び推進用半導体電力変換装置の主回路部の絶縁抵抗を測定し、現状が良好であることを確認する。その値が H 編 2.18.1 の規定に合格しないときは、調整する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。	
3 冷凍機器	(1) 安全装置の現状が良好であることを確認する。 ^{*2} (2) 機器を運転状態において検査するとともに、冷媒の漏れ試験を行う。	
4 機関予備品及び属具	(1) 機関予備品及び属具を検査する。	
タンカーに対する要件		
1 危険場所 ^{*3} の電気設備	(1) 危険場所の電気設備の現状を詳細に検査し、H 編 4.2.7 の規定に適合していることを確認する。さらに、絶縁抵抗を測定し現状の設備が良好であることを確認する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。 (2) 内圧防爆形電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。	
(備考) ^{*1}: 規則 H 編附属書 2.11.1-2.が適用される蓄電池システムを備える船舶にあっては、蓄電池システム本体及び関連機器の主回路部の絶縁抵抗を測定し、現状が良好であることを確認する。加えて、規則 H 編附属書 2.11.1-2.中 1.2.8 の規定に従った保守、管理等が適切に実施されていることを確認する。 ^{*2}: 雰囲気制御設備を有する船舶にあっては、ガスフリー装置並びに制御、警報及び監視装置の現状を検査する。 ^{*3}: 規則 H 編 4.2.3-1., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。		
		備考 1 : 検査要領 B 編 B5.2.2-4.から移設 備考 2 : 検査要領 B 編 B5.3.1-1.から移設 備考 3 : 検査要領 B 編 B5.3.1-2.から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考												
表 B5.26 定期検査における効力試験及び圧力試験の追加要件														
<table><tr><th>検査項目</th><th>検査内容</th></tr><tr><td>1 調速機、開閉器及び遮断器</td><td>(1) 発電機を負荷状態において、単独又は並列運転し効力試験を行う。</td></tr><tr><td>2 コンデンサ、蒸発器及びレシーバ</td><td>(1) アンモニア（R717）を冷媒とする冷凍機器に使用されるものに対し、一次冷媒の圧力を受ける部分について、逃し弁調整圧力の 90%以上、かつ設計圧力の 90%以下の圧力で圧力試験を行う。^{*1}</td></tr><tr><td>3 前2以外の機器（装置、設備）及びその部品</td><td>(1) 検査員が必要と認める場合^{*2}は、表 B2.8 第 2 項の規定を準用して圧力試験を行う。</td></tr><tr><td>4 照明装置、船内通信及び信号設備、機械通風装置、その他の電気機械及び器具等</td><td>(1) 検査員が必要と認める場合は、安全操作に係るインターロック装置の作動確認を含む効力試験を行う。</td></tr><tr><td>5 発電装置等</td><td>(1) 発電装置及び重要な補機の効力試験を行う。^{*3}</td></tr></table>		検査項目	検査内容	1 調速機、開閉器及び遮断器	(1) 発電機を負荷状態において、単独又は並列運転し効力試験を行う。	2 コンデンサ、蒸発器及びレシーバ	(1) アンモニア（R717）を冷媒とする冷凍機器に使用されるものに対し、一次冷媒の圧力を受ける部分について、逃し弁調整圧力の 90%以上、かつ設計圧力の 90%以下の圧力で圧力試験を行う。 ^{*1}	3 前2以外の機器（装置、設備）及びその部品	(1) 検査員が必要と認める場合 ^{*2} は、表 B2.8 第 2 項の規定を準用して圧力試験を行う。	4 照明装置、船内通信及び信号設備、機械通風装置、その他の電気機械及び器具等	(1) 検査員が必要と認める場合は、安全操作に係るインターロック装置の作動確認を含む効力試験を行う。	5 発電装置等	(1) 発電装置及び重要な補機の効力試験を行う。 ^{*3}	
検査項目	検査内容													
1 調速機、開閉器及び遮断器	(1) 発電機を負荷状態において、単独又は並列運転し効力試験を行う。													
2 コンデンサ、蒸発器及びレシーバ	(1) アンモニア（R717）を冷媒とする冷凍機器に使用されるものに対し、一次冷媒の圧力を受ける部分について、逃し弁調整圧力の 90%以上、かつ設計圧力の 90%以下の圧力で圧力試験を行う。 ^{*1}													
3 前2以外の機器（装置、設備）及びその部品	(1) 検査員が必要と認める場合 ^{*2} は、表 B2.8 第 2 項の規定を準用して圧力試験を行う。													
4 照明装置、船内通信及び信号設備、機械通風装置、その他の電気機械及び器具等	(1) 検査員が必要と認める場合は、安全操作に係るインターロック装置の作動確認を含む効力試験を行う。													
5 発電装置等	(1) 発電装置及び重要な補機の効力試験を行う。 ^{*3}													
（備考） <u>*1: 次の条件を満たす場合には、容器内面の 5 mm 以上のき裂を検出し得る超音波探傷等の非破壊試験に替えることができる。</u> <u>(1) レシーバのストレートフランジ部（スカート部）が熱間加工されたものであること。</u> <u>(2) 取付け状態でストレートフランジ部に超音波探傷の斜角探傷を行うのに十分な余裕があること。</u> <u>*2: 一般に次の場合をいう。</u> <u>(1) 圧力を受ける部分において強度に影響を及ぼすような腐食、摩耗等の衰耗が認められた場合</u> <u>(2) ボイラ、圧力容器及び主蒸気管であって内部における衰耗程度が調査できない場合</u> <u>*3: H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置にあつては、加えて次の事項を確認する。この場合、H 編 6.1.1 に掲げる船舶に対する H 編 6.2.7-1.及び-3.の適用も参照すること。</u> <u>(1) 1 台を常用する発電装置にあつては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始動、ACB の自動投入、重要な補機の順次始動が行われること。</u> <u>(2) 2 台を常用する発電装置にあつては、1 台の遮断器を引外して、非重要負荷の優先遮断が行われること。</u>		備考 1： 検査要領 B5.3.2-1.から移設 備考 2： 検査要領 B5.3.2-2.から移設 備考 3： 検査要領 B5.3.2-4. と B5.3.2-5.から移設												

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
表 B5.27 液化ガスばら積船の定期検査における追加要件			
検査項目	検査内容		
1 貨物タンク	(1) 下記について検査及び試験を行う。^{(註4)*1} (a) 全貨物タンクの内部検査 (b) 防熱されていない貨物タンクの表面検査あるいは防熱面の外観検査^{(註2)*2} この場合、特にタンクの支持装置を構成するショック、タンクの支持材及びキー等の部分に注意する。検査員が必要と認める場合は、防熱材の取りはずしを要求することがある。 (c) 検査員が必要と認める場合は、タンク板の板厚計測を要求することがある。 (d) 独立型タンクタイプ B のタンクでは、承認された計画に従って非破壊検査を行う。なお、この計画は設計に応じて立案されたものでなければならない。独立型タンクタイプ B 以外の貨物タンクでは、検査員が必要と認める場合は、タンク板、主構造部材及び特に高応力が生じやすいと考えられる箇所^{(註3)*3}の溶接継手の非破壊検査を行う。ただし、独立型タンクタイプ C にあつては、非破壊検査の全てを省略することは出来ない。 (e) 全貨物タンクの漏れ確認試験を行う。ただし、貨物ログブックの記録又はその他適当な方法によりガス漏れ検知装置が正常に作動して貨物タンクの漏れがなかったことが確認された場合、甲板下に格納された独立タンクについては、漏れ確認試験を省略して差し支えない。 (2) (1)(a)～(e)に規定する検査の結果により貨物タンクの保全性に疑義が認められた場合は、次の(a)または(b)の圧力による貨物タンクの水圧または水圧-空気圧試験を行う。 (a) 独立型タンクタイプ C：圧力逃し弁の最大許容設定圧力（以下、本編において「MARVS」という。）の 1.25 倍以上の圧力 (b) 独立型タンクタイプ A 及び B 並びに一体型タンク：それぞれのタンクの設計に応じた適当な圧力 (3) (1)(a)～(e)の検査に加えて、すべての独立型タンクタイプ C では偶数回目の定期検査で、次の(a)又は(b)に規定する検査を行う。 (a) MARVS の 1.25 倍以上の圧力による水圧又は水圧-空気圧試験及び(1)(d)に定める非破壊検査、又は (b) タンクの設計に応じて立案された計画に従った非破壊検査^{(註4)*4}		
			8 「復原性計算機」： 検査要領 B 編 B5.4.2-3. から移設
			備考 5：検査要領 B 編 B5.4.2-1.から移設 備考 10：検査要領 B 編 B5.4.2-2.から移設
			備考の番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
	2 ホールドスペース及び二次防壁	(1) 貨物区画のタンク支持装置及び回転並びに移動防止装置その周辺の構造部材，交通装置二次隔壁及び防熱材の現状検査を行う。 (2) メンブレンタンクの二次防壁については，あらかじめ承認された検査方案及び許容基準^{※5}に従って，個々の貨物格納設備の設計に応じて要求されるガス密レベルが確保されていることを確認する。ただし，二次防壁のガス密レベルを確認する方法として，微差圧試験を採用してはならない。接着型の二次防壁については，検査の結果，要求されるガス密レベルを満足しない場合には，その原因を調査の上，サーモグラフィ試験，アコースティックエミッション試験等の追加の試験を行う。 (3) その他の二次防壁については，疑義が認められた場合，加圧あるいは真空試験等適当な試験を行う。^{(註5)*6}	
	3 貨物格納設備の通気装置 ^{※7}	(1) 貨物タンクの圧力逃し装置の開放検査及び効力試験並びに封印を行う。^(註6) インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力逃し装置，負圧防止装置及び貨物タンクの負圧防止装置並びにその他の関連の安全装置の開放検査及び設計に応じた効力試験を行う。^(註6)	
	4 貨物管及びプロセス管装置	(1) 下記の検査及び試験を行う。検査員が必要と認めた場合，防熱材の取りはずしを要求することがある。 (a) 検査員が必要と認める場合は，弁及び関連の付着品の全数あるいは一部の開放検査又は <i>MARVS</i> の 1.25 倍以上の圧力による圧力試験並びにこの試験のために取外した管装置の再取付後の漏れ確認試験を行う。 (b) 圧力逃し弁の全数あるいは一部の開放検査並びに開放検査を行った圧力逃弁の効力試験及び封印の確認を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
5	荷役設備 ^{*8}	(1) 下記の検査及び試験を行う。 (a) ポンプ、ガス圧縮機及びガスブロワ並びにこれらの駆動機の開放検査及び安全装置の効力試験を行う。ただし、駆動機の電動機は、開放を省略して差し支えない。(注7)*7 (b) 熱交換器、圧力容器及び気化器の開放検査並びに圧力逃し弁の効力試験を行う。ただし、内部検査のできない容器は、圧力試験及び圧力逃し弁の効力試験を行う。(注7)*7 (c) 冷媒関係機器については、次の i) から iii) に掲げる試験を行う。 i) ポンプ及び圧縮機の開放検査並びにコンデンサ、蒸発器、中間冷却器、油分離器等圧力容器及び逃し弁の効力試験(注7)*7 ii) 圧力容器及び熱交換器の逃し弁調整圧力の 90% 以上の圧力で行う気密試験 iii) 冷媒管関係の逃し弁調整圧力の 90% 以上の圧力で行う気密試験 (d) ガス燃焼装置 (GCU) の開放検査を行う。	
6	緊急遮断装置	(1) 緊急遮断弁の開放検査及び使用圧力での弁座漏洩試験を行う。 (注6)(注8)*7*9	
7	危険場所の電気設備 ^{*10}	(1) 表 B5.25 中、タンカーに対する要件に従う。	
8	復原性計算機	(1) 計算機能の確認を IMO 決議 MSC.267(85) “ <i>International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)</i> ” の B 編 4 章の更新検査に関する規定により行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
注 (備考) *1 メンブレン方式及びセミメンブレン方式タンク並びに内部防熱方式タンクに関しては、各タンク方式について承認された方法に応じ特別に立案された計画に従って検査及び試験を行う。 *2 なお、防熱面の調査が全く不可能な場合は、タンクの冷却時に周囲構造材のコールドスポットの調査を行う。ただし、貨物ログブックの調査により、タンク及び防熱材の保全性が確認された場合、コールドスポット調査は省略して差し支えない。 *3 高応力が生じやすいと考えられる箇所として、下記のような箇所が挙げられる。 －貨物タンク支持装置及び回転並びに移動防止装置と貨物タンクとの接合部 －ウェブフレームあるいは補強リングとタンク板との接合部 －制水隔壁とタンク板との接合部 －ドーム及びサクシオンウェルとタンク板との接合部 －貨物ポンプ台、パイプタワー支持材、はしご支持材等とタンク板との接合部 －パイプ支持材とタンク板との接合部 *4 承認された非破壊検査の計画がない場合は、下記のような高応力箇所の溶接継手のそれぞれ少なくとも 10%について、非破壊検査を行う。この検査は、適宜、タンクの内外面から行い、必要に応じて防熱材を取外して行う。 －貨物タンク支持装置並びに回転及び移動防止装置とタンクとの接合部 －補強リングとタンク板との接合部 －パイロープ型タンクのタンク板及び縦隔壁との Y 字継手部 －制水隔壁とタンク板との接合部 －ドーム及びサクシオンウェルとタンクとの接合部 －貨物ポンプ台、パイプタワー支持材、はしご支持材等とタンク板との接合部 －パイプ支持材とタンクとの接合部 *5 <u>N 編 4.6.2(4)の規定に従い、貨物格納設備の設計者により作成され、本会に承認されたものをいう。</u> 5*6 適切な方法による加圧あるいは真空試験及びコールドスポット検査を行う。ただし、貨物ログブックの調査により防熱材の保全性が確認された場合には、コールドスポット検査は省略して差し支えない。 6*7 前回の定期検査より後に、個々の装置について、継続的な開放検査及び効力試験が本会検査員立会のもと実施され、その記録が確認されたものについては、可能な範囲の外観検査に替えることができる。 7*8 各装置の開放検査については、機関計画検査を適用する場合は、定期検査時における当該検査は、可能な範囲の外観検査に替えることができる。 8*9 弁箱を管から取り外すことなく弁体及び弁座の状態が確認できる場合は、開放検査を内部確認検査とすることができる。また、当該検査において調整及び補修を必要とする不具合が発見されず健全な作動状態が確認された場合には、弁座漏洩試験を省略して差し支えない。 *10 <u>H 編 4.2.3-3., -4.及び-5.に定める危険場所並びに規則 N 編 1.1.4(23)に定める危険場所をいう。</u>		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
表 B5.28 危険化学品ばら積船の定期検査における追加要件			6 「復原性計算機」： 検査要領 B 編 B5.5.2-2. から移設 備考 2：検査要領 B 編 B5.5.2-1 から移設
検査項目	検査内容		
1 貨物タンク防熱材	(1) 現状検査を行う。なお、検査員が必要と認める場合は、防熱材の取外しを要求することがある。		
2 貨物タンクの支持装置	(1) 貨物タンク支持装置、回転及び移動防止装置並びにその周辺の構造部材の現状検査を行う。なお、検査員が必要と認める場合は、防熱材の取外しを要求することがある。		
3 貨物タンクドーム	(1) 貨物タンクあるいはタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置の見ることのできる範囲の現状検査を行う。なお、検査員が必要と認める場合は、防熱材、カバー等の取外しあるいは閉鎖装置の効力試験を要求することがある。		
4 貨物ポンプ	(1) 貨物ポンプの要部を開放して検査する。＊1		
5 危険場所＊2の電気設備	(1) 表 B5.25 中、タンカーに対する要件第 2 項に従う。		
6 復原性計算機	(1) 計算機能の確認を、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の更新検査に関する規定によること。		
(備考)			
＊1 機関計画検査を適用する場合は、定期検査時における当該検査は、可能な範囲の外観検査に替えることができる。			
＊2 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。			
表 B5.29 低引火点燃料船の定期検査における追加要件			備考 5：検査要領 B 編 B5.6.2-1 から移設 備考 11：検査要領 B 編 B5.6.2-2.から移設 備考の番号の変更
検査項目	検査内容		
1 燃料貯蔵タンク	(1) 下記について検査及び試験を行う。(注4)＊1 (a) すべての燃料貯蔵タンクの内部検査。交通用の開口のないタイプ C の真空断熱式燃料貯蔵タンクにあっては、当該内部検査を実施しなくて差し支えない。当該タンクに真空度を監視する装置が備えられている場合には、当該装置の現状及び記録を確認する。 (b) 防熱されていない燃料貯蔵タンクの表面あるいは防熱の外観検査(注2)＊2 i) 特にタンクの支持装置を構成するチョック、タンクの支持材及びキー等の近傍に注意する。検査員が必要と認める場合は、防熱材の取り外しを要求することがある。 ii) 構造の保全性に疑義が認められた場合、非破壊検査を要求する場合がある。 (c) 検査員が必要と認める場合は、タンク板の板厚計測を要求することがある。 (d) タイプ B の独立型燃料貯蔵タンクでは、承認された計画に従って非破壊検査を		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
		行う。なお、この計画は設計に応じて立案されたものでなければならない。タイプ B の独立型燃料貯蔵タンク以外の燃料貯蔵タンクでは、検査員が必要と認める範囲で、タンク板、主構造部材及び特に高応力が生じやすいと考えられる箇所の溶接継手の非破壊検査を行う。^{(註3)*3} (e) すべての燃料貯蔵タンクの漏れ確認試験を行う。 (2) (1)(a)～(e)に規定する検査の結果により燃料貯蔵タンクの保全性に疑義が認められた場合は、下記圧力による燃料貯蔵タンクの水圧または水圧-空気圧試験を行う。 (a) タイプ C の独立型燃料貯蔵タンク：圧力逃し弁の最大許容設定圧力（以下、本編において「MARVS」という。）の 1.25 倍以上の圧力 (b) 一体型の燃料貯蔵タンク及びタイプ A 及び B の独立型燃料貯蔵タンク：それぞれの燃料貯蔵タンクの設計に応じた適当な圧力（実行可能な限り、タンク頂部において MARVS 以上の圧力を生じさせる圧力とする） (3) (1)(a)～(e)の検査に加えて、タイプ C のすべての独立型燃料貯蔵タンクでは偶数回目の定期検査で、次の(a)又は(b)に規定する検査を行う。 (a) MARVS の 1.25 倍以上の圧力による水圧又は水圧-空気圧試験及び(1)(d)に定める非破壊検査 (b) 燃料貯蔵タンクの設計に応じて立案された計画に従った非破壊検査^{(註4)*4} (4) (1)～(3)の水圧又は水圧-空気圧試験は、水の使用が許されない場合及び燃料貯蔵タンクの使用を開始する前に該当タンクを乾燥させることができない場合、検査員が認める代替の試験流体又は試験方法によることができる。	
	2 タンクの支持装置、固定装置等	(1) タンク支持装置、横揺れ及び縦揺れ防止装置並びにその周辺の構造部材及び防熱材の現状検査を行う。構造の保全性に疑義が認められた場合、非破壊検査を要求することができる。 (2) メンブレンタンクの二次防壁については、あらかじめ承認された検査方案及び許容基準⁵⁵に従って、個々の燃料格納設備の設計に応じて要求されるガス密レベルが確保されていることを確認する。ただし、二次防壁のガス密レベルを確認する方法として、微差圧試験を採用してはならない。接着型の二次防壁については、検査の結果、要求されるガス密レベルを満足しない場合には、その原因を調査の上、サーモグラフィー試験、アコースティックエミッション試験等の追加の試験を行う。 (3) その他の二次防壁については、疑義が認められた場合、加圧あるいは真空試験等適当な試験を行う。^{(註5)*6}	
	3 燃料格納設備のベント装置	(1) 燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁を開放して検査し、調整、機能試験及び封印を行う。^{(註6)*7}当該タンクに、非金属のメンブレンが主弁又はパイロット弁に使用されている逃し弁が備えられている場合、当該非金属のメンブレンを交換すること。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
		(2) インタバリアスペース及び燃料貯蔵ホールスペースの圧力・真空逃し弁、ラプチャディスク及びその他の圧力逃し装置を開放して検査し、設計に応じて必要な試験及び再調整を行う。^{(註7)*8} (3) 燃料貯蔵タンクの負圧防止装置並びにその他の関連の安全装置の開放検査及び設計に応じた効力試験を行う。^{(註8)*9}	
4	燃料管及びプロセス管装置等	(1) 下記の検査及び試験を行う。 (a) 燃料格納、燃料バンカリング及び燃料供給（ベント、圧縮、冷蔵、液化、加熱、貯蔵、燃焼又は他の燃料及び液化窒素取扱い等を含む。）のためのすべての配管の現状を確認する。検査員が必要と認めた場合、防熱材を配管から取り外し、開放及び現状の確認を要求することがある。 (b) 前(a)において検査員が疑わしいと認める場合は、その配管について MARVS の 1.25 倍以上の圧力による水圧試験を行うほか、再組立後に漏洩試験を行う。ただし、水の使用が許されない場合及び該当装置の使用を開始する前に該当配管を乾燥させることができない場合、検査員が認める代替の試験流体又は試験方法によることができる。 (c) 燃料供給管及びバンカリング管の圧力逃し弁を開放して検査し、調整、機能試験及び封印の確認を行う。逃し弁の継続的な開放点検及び再試験が実施されており、当該逃し弁が個々に特定できる適当な記録が維持されている場合には、使用される液化ガス又は蒸気逃し弁の各寸法及び各種類について、代表的な弁をサンプルとして実施する開放、内部検査及び試験とすることを認める場合がある。ただし、この場合、残りの弁の開放点検及び試験が前回の定期検査より後に実施されたことがログブックに記録されていることを条件とする。 (d) 燃料格納設備、バンカリング設備及び燃料供給管装置のすべての緊急遮断弁、逆止弁、ブロックブリード弁、主ガス燃料弁、遠隔操作弁及び圧力逃し弁の隔離用の弁の現状及び作動の確認を行う。また、弁を無作為に選び、当該弁を開放して検査する。 (e) 前(d)により開放した緊急遮断弁の使用圧力での弁座漏洩試験を行う。	
5	低引火点燃料のバンカリング設備、燃料格納設備、ガス使用機器及び燃料供給装置の構成要素 ^{*10}	(1) 下記の検査及び試験を行う。 (a) 燃料ポンプ及び圧縮機並びにこれらの駆動機の開放検査及び安全装置の効力試験を行う。ただし、駆動機の電動機は、開放を省略して差し支えない。^(註9) (b) 熱交換器、圧力容器（プロセス用のものを含む。）、気化器及びその他燃料取扱いに関連して使用される機器の開放検査並びに圧力逃し装置の効力試験を行う。ただし、内部検査のできない圧力容器（プロセス用のものを含む。）は、圧力試験及び圧力逃し装置の効力試験を行う。^(註9)	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
	(c) 冷媒関係機器については、次の i) から iii) に掲げる試験を行う。 i) ポンプ及び圧縮機の開放検査並びにコンデンサ、蒸発器、中間冷却器、油分離器等圧力容器及び逃し装置の効力試験^(**9) ii) 圧力容器及び熱交換器の逃し装置調整圧力の 90% 以上の圧力で行う気密試験 iii) 冷媒管関係の逃し装置調整圧力の 90% 以上の圧力で行う気密試験 (d) イナートガス発生装置の現状検査を行う。 (e) ガス燃焼装置 (GCU) の開放検査を行う。	
6 電気設備	(1) 下記の検査及び試験を行う。^{*11} (a) ケーブル及び支持物の物理的状態並びに電気機器の防爆性能（本質安全防爆，耐圧防爆及び安全増防爆等）の有効性も含め，電気機器の現状を確認する。 (b) 危険場所での使用が認められていない電気機器の通電を停止する装置について試験する。 (c) 危険場所に終端のある又は危険場所を通過する回路の絶縁抵抗試験を行う。ただし，適正な試験記録が保持されており，検査員が差し支えないと認める場合には，この試験を省略することができる。 (d) 船体と燃料貯蔵タンク及び燃料管装置（燃料管，ベント管等）との接地の現状を確認する。 (e) 危険場所の電気設備の現状を詳細に検査し，H 編 4.2.7 の規定に適合していることを確認する。 (f) 内圧防爆形電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。また，加圧される機器及び関連の警報の機能試験を行う。	
7 安全装置	(1) ガス検知器，温度センサ，圧力センサ，液面指示装置及び燃料関連の安全装置への情報を入力する他の機器の試験を行い，作動状態が良好であることを確認する。 (a) 故障状態における燃料関連の安全装置の応答が適切であることを確認する。 (b) 圧力指示装置，温度指示装置及び液面指示装置の校正を製造者が定めた要件に従い行う。	

注（備考）

- *1 メンブレン方式タンクに関しては，各タンク方式について承認された方法に応じ特別に立案された計画に従って検査及び試験を行う。
- *2 防熱面の調査が全く不可能な場合は，燃料貯蔵タンクの冷却時に周囲構造材のコールドスポットの調査を行う。ただし，低引火点燃料のバンカリングに関する供給記録簿の調査により，燃料貯蔵タンク及び防熱材の保全性が確認された場合，コールドスポット調査は省略して差し支えない。

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
*3 タイプ C のタンクの場合には、すべての非破壊検査を免除することは認められない。また、高応力が生じやすいと考えられる箇所として、下記のような箇所が挙げられる。 －燃料貯蔵タンク支持装置並びに横揺れ及び縦揺れ防止装置 －ウェブフレーム及び補強リング －制水隔壁の周壁 －ドーム及びサンプとタンクとの接合部 －燃料ポンプ台、パイプタワー支持材、はしご支持材等 －配管接合部 *4 承認された非破壊検査の計画がない場合は、下記のような高応力箇所の溶接継手のそれぞれ少なくとも 10%について、非破壊検査を行う。この検査は、適宜、タンクの内外面から行い、必要に応じて防熱材を取外して行う。 －燃料貯蔵タンク支持装置並びに横揺れ及び縦揺れ防止装置 －補強リング －パイロープ型タンクのタンク及び縦隔壁との Y 字継手部 －制水隔壁の周壁 －ドーム及びサンプとタンクとの接合部 －燃料ポンプ台、パイプタワー支持材、はしご支持材等 －配管接合部 *5 <u>燃料格納設備の設計者により作成され、本会に承認されたものをいう。</u> 5*6 適切な方法による加圧あるいは真空試験及びコールドスポット検査を行う。ただし、低引火点燃料のパンカリングに関する供給記録簿の調査により防熱材の保全性が確認された場合には、コールドスポット検査は省略して差し支えない。 6*7 機関計画検査を準用し、5 年を超えない間隔で当該圧力逃し弁を開放して検査し、調整、機能試験及び封印を行っていたことが記録により確認できる場合には、定期検査時は、当該圧力逃し弁の可能な範囲の外観検査に留めて差し支えない。 7*8 機関計画検査を準用し、5 年を超えない間隔で当該圧力・真空逃し弁、ラブチャディスク又はその他の圧力逃し装置を開放して検査し、設計に応じて必要な試験及び再調整を行っていたことが記録により確認できる場合には、定期検査時は、それぞれ、当該圧力・真空逃し弁、ラブチャディスク又はその他の圧力逃し装置の可能な範囲の外観検査に留めて差し支えない。 8*9 前回の定期検査より後に、個々の装置について、継続的な開放検査及び効力試験が本会検査員立会のもと実施され、その記録が確認されたものについては、可能な範囲の外観検査に替えることができる。 9*10 各装置の開放検査については、機関計画検査を適用する場合は、定期検査時における当該検査は、可能な範囲の外観検査に替えることができる。 *11 <u>GF 編 12.5 並びに H 編 4.2.3-4.及び H 編 4.2.3-5.に定める危険場所をいう。</u>		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B5.30 板厚計測の計測箇所及び計測点数に関する解釈 (CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用されるばら積貨物船)		
部材	解釈	参照図
1 任意に選択した甲板, タンク頂板, 船底外板, 内底板及びバラスト喫水線と満載喫水線の間の船側外板	(1) 「任意に選定した」については, 3 枚に 1 枚の板について, 平均的な腐食状態を代表する箇所を少なくとも 1 点。	
2 甲板, タンク頂板, 船底外板, 内底板及びバラスト喫水線と満載喫水線の間の船側外板	(1) 板の端からそれぞれ 1/4 の点又は平均的な腐食状態を代表する箇所を, 各板について少なくとも 2 点。	
3 横断面	(1) 単船側構造ばら積貨物船: 甲板, 船側外板, 船底外板, 内底板, ビルジホッパタンク斜板及びトップサイドタンク斜板における全ての縦通部材(板部材, 縦通防撓材, 桁部材等)を含む横断面。当該横断面近傍の倉内肋骨も含む。 (2) 二重船側構造ばら積貨物船: 甲板, 船側外板, 船底外板, 内底板, ビルジホッパタンク斜板, 内殻板及びトップサイドタンク斜板における全ての縦通部材(板部材, 縦通防撓材, 桁部材等)を含む横断面	図 B5.1 <u>図 B5.2</u>
4 貨物倉ハッチカバー及びハッチコーミング	(1) 板部材及び骨部材を含む	図 B5.2 <u>図 B5.3</u>
5 倉口側線より外側の甲板の横断面	(1) 考慮する横断面において船側とハッチコーミング間の甲板のそれぞれの板について 2 点。(板の端からそれぞれ 1/4 の点又は平均的な腐食状態を代表する箇所)	
6 倉口側線より内側の甲板の全ての板及び甲板下構造	(1) 「全ての板」については, 板の端からそれぞれ 1/4 の点又は平均的な腐食状態を代表する箇所を, それぞれの板について少なくとも 2 点。「甲板下構造」については, 縦桁について, ウェブで 3 点(前/中央/後), 面材で 1 点。また, 縦桁に隣接する横肋骨のウェブ及び面材でそれぞれ 1 点。横肋骨両端部について, ウェブ及び面材でそれぞれ 1 点。	図 B5.6 <u>図 B5.7</u>
7 任意に選択した単船側構造ばら積貨物船の倉内肋骨	(1) 倉内肋骨及び端部肘板並びに隣接する船側外板を含む。 (2) 倉内肋骨の 25% : 4 本に 1 本の倉内肋骨で, 貨物倉両舷において貨物倉長さ全体から, なるべく均等に選定する。	図 B5.3 <u>図 B5.4</u>

図番号の変更に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
		(3) 倉内肋骨の 50% : 2 本に 1 本の倉内肋骨で、貨物倉両舷において貨物倉長さ全体から、なるべく均等に選定する。 (4) 「任意に選定した」については、貨物倉内の各舷について、少なくとも 3 本の倉内肋骨とする。	
8	二重船側ばら積貨物船の二重船側タンク内の横肋骨	---	図 B5.1 <u>図 B5.2</u>
9	貨物倉内の横置隔壁	(1) 隔壁板、防撓材及び桁を含む。上下部スツールがある場合は、それらの内部構造部材を含む。 (2) 任意に選択した 2 枚の隔壁 : 1 枚は最前端貨物倉と 2 番目の貨物倉との間の隔壁とする。他の 1 枚については、その他の隔壁から選択する。	図 B5.4 <u>図 B5.5</u>
10	各貨物倉の 1 枚の横置隔壁	(1) 精密検査及び関連する板厚計測は、隔壁の片側について実施する。精密検査及び板厚計測を実施する側は、両側の内部検査の結果に基づき選定する。疑わしい場合、検査員は反対側の精密検査（特に必要と認める場合を除き、部分的なものとする）を要求することがある。	図 B5.4 <u>図 B5.5</u>
11	トップサイドタンク、ビルジホップタンク、二重底バラストタンク及び船側バラストタンク（二重船側構造ばら積貨物船の場合）内の 1 枚の横置隔壁	(1) 隔壁と防撓構造を含む。 (2) バラストの漲排水の履歴に基づき、最も厳しい条件と考えられるバラストタンクを選択する。	図 B5.5 <u>図 B5.6</u>
12	バラストタンク内のトランスウェブ	(1) ウェブ、面材、防撓材並びに関連する板部材及び縦通材を含む。 (2) 各タイプ（例えば、トップサイドタンク、ビルジホップタンク、船側タンク）を代表するタンクを船首部においてそれぞれ 1 つ選択する。	図 B5.1 <u>図 B5.2</u> 図 B5.3 <u>図 B5.4</u>

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B5.31 板厚計測の計測箇所及び計測点数に関する解釈 (CSR-T 編又は CSR-B&T 編が適用される油タンカー)		図番号の変更に伴う参照先の修正
部材	解釈	参照図
1 任意に選択した板部材	(1) 「任意に選択した」については、3 枚に 1 枚の板について、平均的な腐食状態を代表する箇所を少なくとも 1 点。	
2 甲板、船底外板及びバラスト喫水線と満載喫水線の間の船側外板	(1) 板の端からそれぞれ 1/4 の点又は平均的な腐食状態を代表する箇所を、各板について少なくとも 2 点。	
3 横断面	(1) 甲板、船側外板、船底外板、縦通隔壁、内底板及びホッパ斜板における全ての縦通部材（板部材、縦通防撓材、桁部材等）について計測する。それぞれの板部材で 1 点とする。可能な場合、縦通防撓材のウェブ及び面材の両方についても計測する。 (2) 建造後 10 年を超える油タンカー： (a) 各横断面について、上甲板及び船底からそれぞれ 0.1D の範囲の部材について計測する。ここで、$D(m)$は船の深さとする。 (b) 全ての縦通防撓材及び桁板について、ウェブ及び面材を計測する。 (c) 全ての板部材について、各 1 点（縦通防撓材間とする）計測する。	図 B5.7 図 B5.8
4 貨物油タンク内及びバラストタンク内のトランスリング ^{*1}	(1) 各板部材について、千鳥状に少なくとも 2 点。面材がある場合、板部材計測箇所における面材について 2 点。 (2) 甲板直下の板部材については最低 4 点。 (3) 曲縁部に隣接する場合は、計測点数を追加する。 (4) 水平桁間及び縦通桁間の防撓材 2 本について、それぞれ少なくとも 1 点	図 B5.8 図 B5.9
5 貨物油タンク内の横隔壁	(1) 各板部材について、少なくとも 2 点。上甲板直下の板部材については最低 4 点。 (2) 各水平桁間における 3 本に 1 本の各防撓材について、少なくとも 1 点。 (3) 水平桁及び縦通桁の各板部材について、少なくとも 2 点。面材がある場合には、面材について 2 点。 (4) 曲縁部に隣接する場合は、計測点数を追加する。 (5) スツールがある場合、各ダイアフラムについて 2 点。	図 B5.9 図 B5.10

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧		備考
6	バラストタンク内の横隔壁	(1) 水平桁間又は縦通桁の各板部材について、少なくとも 4 点。桁がない場合、各板部材について、少なくとも 4 点。 (2) 水平桁及び縦通桁の各部材について、少なくとも 2 点。面材がある場合には、面材について 2 点。 (3) 曲縁部に隣接する場合は、計測点数を追加する。 (4) 各水平桁間及び縦通桁間の防撓材 2 本について、それぞれ少なくとも 1 点。	図 B5.10 図 B5.11	
7	隣接する構造部材	(1) 隣接する構造部材について、各板部材並びに 3 本に 1 本の防撓材又は縦通材で 1 点。		
(備考) *1 トランスリングとは、船体横断面に含まれる二重底肋板、垂直横桁及び甲板横桁に隣接する全ての横部材をいう。				

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>図 B5.2</u> ばら積貨物船の横断面における計測箇所 の例 (省略)	<u>図 B5.1</u> ばら積貨物船の横断面における計測箇所 の例 (省略)	図番号の修正
<u>図 B5.3</u> ハッチカバー及びハッチコーミングの計測箇所 の例 (省略)	<u>図 B5.2</u> ハッチカバー及びハッチコーミングの計測箇所 の例 (省略)	図番号の修正
<u>図 B5.4</u> ばら積貨物船の貨物倉及びバラストタンクに おける構造部材の計測箇所の例 (省略)	<u>図 B5.3</u> ばら積貨物船の貨物倉及びバラストタンクに おける構造部材の計測箇所の例 (省略)	図番号の修正
<u>図 B5.5</u> 貨物倉横置隔壁における計測箇所の例 (省略)	<u>図 B5.4</u> 貨物倉横置隔壁における計測箇所の例 (省略)	図番号の修正
<u>図 B5.6</u> トップサイド、ホッパ、二重船側及び二重底部 における横置隔壁における計測箇所の例 (省略)	<u>図 B5.5</u> トップサイド、ホッパ、二重船側及び二重底部 における横置隔壁における計測箇所の例 (省略)	図番号の修正
<u>図 B5.7</u> 甲板下構造における計測箇所の例 (省略)	<u>図 B5.6</u> 甲板下構造における計測箇所の例 (省略)	図番号の修正
<u>図 B5.8</u> 二重船殻油タンカーの横断面における計測箇所 の例 (省略)	<u>図 B5.7</u> 二重船殻油タンカーの横断面における計測箇所 の例 (省略)	図番号の修正
<u>図 B5.9</u> 二重船殻油タンカーの貨物油タンク内及びバラ ストタンク内のトランスリングにおける計測箇所の例 (省略)	<u>図 B5.8</u> 二重船殻油タンカーの貨物油タンク内及びバラ ストタンク内のトランスリングにおける計測箇所の例 (省略)	図番号の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>図 B5.10</u> 二重船殻油タンカーの貨物油タンク内の横隔壁における計測箇所 の例 (省略) <u>図 B5.11</u> 二重船殻油タンカーのバラストタンク内の横隔壁における計測箇所 の例 (省略) 6 章 船底検査 6.1 船底検査 6.1.1 一般 前 <u>1.1.2</u> に掲げる船底検査の詳細は、本章の定めるところによる。 6.1.2 船底検査の時期 -1. 船底検査は、次の(1)及び(2)に定める時期に行う。 (1) 定期検査の時期 (2) 登録検査又は前回の船底検査が完了した日から <u>36 ヶ月を超えない時期</u> -2. 船底検査は、<u>1.1.4</u> の規定により延期することができる。 6.1.3 上架した検査* (同右)	<u>図 B5.9</u> 二重船殻油タンカーの貨物油タンク内の横隔壁における計測箇所 の例 (省略) <u>図 B5.10</u> 二重船殻油タンカーのバラストタンク内の横隔壁における計測箇所 の例 (省略) 6 章 船底検査 6.1 船底検査 (新規) (新規) (新規) (移設) (新規) 6.1.1 上架した検査* -1. 船底検査では、船舶を入渠又は上架し十分な高さの架台の上に置き、船体外部を清掃した上、表 B6.1 に	図番号の修正 図番号の修正 規則 1.1.3-1.(4)から移設 条番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(同右) (同右) 6.1.4 水中検査 -1. 検査申込者から 6.1.3 に規定する入渠又は上架に代わる方法として水中検査の申し出があり、本会が承認した場合は、船底検査を水中検査で行うことができる。ただし、次の(1)又は(2)に示す船底検査を水中検査に代えることはできない。 (1) 6.1.2(1)の時期に行う船底検査 (2) 建造後 15 年以上のばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船に対して行われる船底検査 -2. 水中検査実施の承認にあたっては、次の図面、資料等を含む水中検査計画書を提出し、あらかじめ本会の	掲げる検査を行う。 -2. ウォータジェット推進装置を備える船舶にあっては、当該推進装置について、次の(1)から(3)に規定する検査を行う。 (1) ポンプユニットの軸受が海水潤滑方式の場合、主軸と軸受との隙間の計測を行う。 (2) ポンプユニット支持部（船体取付フランジ及びボルトを含む）の検査を行う。 (3) 水吸入管路部に異常のないことを確認する。 -3. 旋回式推進装置を備える船舶にあっては、当該推進装置について、次の(1)及び(2)に規定する検査を行う。 (1) 旋回コラム、プロペラポッド及びプロペラの外観（取付ボルト及びその他の取付具を含む）を検査する。 (2) 旋回装置シール部及びプロペラ軸シール部並びにプロペラ羽根シール部の検査を行う。 6.1.2 水中検査* -1. 検査申込者から 6.1.1 に規定する入渠又は上架に代わる方法として水中検査の申し出があり、本会が承認した場合は、船底検査を水中検査で行うことができる。ただし、次の(1)又は(2)に示す船底検査を水中検査に代えることはできない。 (1) 1.1.3-1.(4)(a)の時期に行う船底検査 (2) 建造後 15 年以上のばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船に対して行われる船底検査 -2. 水中検査実施の承認にあたっては、次の図面、資料等を含む水中検査計画書を提出し、あらかじめ本会の	移設に伴う参照先の修正 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
承認を得なければならない。 (1) 満載喫水線下の外板詳細図 各種開口の位置及び寸法, 船底プラグの位置, ビルジキールの位置, 隔壁の位置, 溶接継手の位置並びに陽極の位置を明示したもの。 (2) 次の-3.に掲げる各種構造, 装置等の詳細図, それらの実物のカラー写真及びそれらの操作, 点検の要領を記載した資料 (3) 次の-3.(1)又は(4)の規定を適宜参酌する場合, 操作若しくは作動履歴, 船上試験又は採取される潤滑油又は潤滑清水の分析結果から舵軸受部の間隙又は船尾管軸受部における軸降下量に異常がないと検査員が確認できるような手段が構築されていることを示す資料 (4) その他水中検査の実施のために必要な資料 -3. 水中検査を適用しようとする船舶には, あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし, 前-2.(3)の資料が提出されている場合, 次の(1)又は(4)について適宜参酌することができる。 ((1)から(6)は省略) (7) 満載喫水線下の外板に<u>喫水線下の隔壁及び横桁の位置や船内区画名称</u>を識別するためのマーキング並びに潜水土又は遠隔制御機器の位置, 船体の長さ及び幅方向を示す方法 (同右)	承認を得なければならない。 (1) 満載喫水線下の外板詳細図 各種開口の位置及び寸法, 船底プラグの位置, ビルジキールの位置, 隔壁の位置, 溶接継手の位置並びに陽極の位置を明示したもの。 (2) -3.に掲げる各種構造, 装置等の詳細図, それらの実物のカラー写真及びそれらの操作, 点検の要領を記載した資料 (3) -3.(1)又は(4)の規定を適宜参酌する場合, 操作若しくは作動履歴, 船上試験又は採取される潤滑油又は潤滑清水の分析結果から舵軸受部の間隙又は船尾管軸受部における軸降下量に異常がないと検査員が確認できるような手段が構築されていることを示す資料 (4) その他水中検査の実施のために必要な資料 -3. 水中検査を適用しようとする船舶には, あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし, 前-2.(3)の資料が提出されている場合, 次の(1)又は(4)について適宜参酌することができる。 ((1)から(6)は省略) (7) 満載喫水線下の外板に隔壁及び横桁の位置を識別するためのマーキング並びに潜水土又は遠隔制御機器の位置, 船体の長さ及び幅方向を示す方法 -4. 水中検査の結果, 検査員が必要と認めた場合, 船体内部からの検査又は入渠若しくは上架検査を要求する。	(7): 和英の整合 実際の取り扱いに基づき, 和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
6.1.5 その他の検査* (同右) -2. 前-1.に掲げる船舶以外の船舶であって油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶にあつては、次の-3.による場合を除き、定期的に潤滑油分析又は試料清水試験が実施されているか否かを確認する。また、当該潤滑油分析又は試料清水試験が実施されている場合には、現状検査と共に、当該潤滑油分析又は試料清水試験の試験報告書により、<u>次の管理基準値を満足しているか否かを確認する。</u> (1) <u>油潤滑式の場合には、規則 B 編表 B8.3 第 11 項(1)(b)に規定するもの。</u> (2) <u>清水潤滑式の場合には、規則 B 編表 B8.4 第 11 項(1)(b)に規定するもの。</u> (同右)	6.1.3 その他の検査* -1. 船級符号に“PSCM”の付記を有する船舶にあつては、現状検査と共に、各監視パラメータの記録の調査を行い、当該対象装置の保守管理が適切に実施されていることを確認する。 -2. 前-1.に掲げる船舶以外の船舶であって油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶にあつては、次の-3.による場合を除き、定期的に潤滑油分析又は試料清水試験が実施されているか否かを確認する。また、当該潤滑油分析又は試料清水試験が実施されている場合には、現状検査と共に、当該潤滑油分析又は試料清水試験の試験報告書により、<u>本会が適当と認める管理基準値を満足しているか否かを確認する。</u> -3. 第 1C 種プロペラ軸の軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置のうち、温度計測装置及び温度記録装置に代えて、振動計測装置又は鉄粉濃度測定装置を用いる船舶にあつては、次の(1)及び(2)による。 (1)から(2)は省略)	条番号の変更 (1)と(2) : 検査要領 B6.1.3 から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B6.1 船底検査の項目		
検査項目	備考	
1 竜骨を含む外板，船首材及び船尾材	(1) 腐食を生じやすい箇所，構造の不連続部及び外板の開口部は特に注意して検査する。この際，外板の開口部に取り付けられた格子板を取り外さなければならない。ただし，検査員が差し支えないと認める場合は，格子板の取り外しを省略することができる。	2 舵 (1) 和英の整合 ピントルと対になるガ ジョンも含めるよう， 和文を英文に整合 備考 1 検査要領 B6.1.1-1. 備考 2 検査要領 B6.1.1-2.
2 舵	(1) 持ち上げ又は取り外して，舵板，ピントル，ガジョン，ストック，カップリング及び船尾材の現状検査を行なう。検査員が必要と認めた場合は舵について圧力試験 ²¹ を要求することがある。ただし，各軸受部の間隙計測等により，検査員が現状良好と認める場合は，持ち上げ又は取り外しを省略して差し支えない。	
3 乾舷甲板下の排水管，その他の排出管及び海水吸入管（ディスタンスピースを含む。）並びに外板，シーチェスト又は外板付ディスタンスピースに取り付けられた弁及びコック並びにサイドスラスト	(1) 弁及びコックは，要部を開放して検査し，これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし，前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ，検査員が差し支えないと認める場合は，弁及びコックの要部の開放を省略することができる。 (2) サイドスラストは外観を検査し，船殻構造に影響を及ぼす損傷が無いことを確認する。 (3) 排ガス浄化装置を備える船舶にあっては，スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置に取り付けられるディスタンスピースの内面に異常が無いことを確認する。	
4 船尾管又は張出し軸受の軸受部	(1) プロペラ軸（プロペラ軸軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置の場合を除く。）又は船尾管軸との間隙又は軸降下量の計測及び記録を行う。	
5 船尾管シール装置及び張出し軸受シール装置	(1) 油潤滑式又は清水潤滑式の場合，効力を確認する。	
6 プロペラ	(1) 可変ピッチプロペラの場合は，変節機構を作動状態で検査する。	
7 アンカー，アンカーチェーン，索，ホーズパイプ，チェーンロッカ及びチェーン係止装置	(1) 定期検査を行う船底検査では，アンカー及び索を適当な場所に整備し，アンカーチェーンは適当に整理して，すべてのチェーン及びチェーン用部品が揃っていることを確認するとともに外観を検査する。第 2 回定期検査以降の定期検査では，アンカーチェーンの径を計測し，アンカーチェーン各連においてリンクの最も衰耗している部分の平均直径 ²² が，C 編 1 編 14.3.1.1 による要求直径の 12% 以上減少している場合には，当該連を取り替えないといけない。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
8 船体の区画及びタンク	(1) 該当する内部検査、精密検査及び板厚計測（事前に実施されていない場合） (a) 定期検査の時期に行う船底検査又は 4.1.1-2.の規定により行われる上架した船底検査の場合、少なくとも貨物倉／貨物タンク及びバラストタンクの軽荷状態における喫水線より下方にある部分について必ず行わなければならない。 (b) 4.1.3-1.(2)(b) 4.1.2-1.(2)に示す時期に行う船底検査の場合、実行可能な限り行わなければならない。		
9 水中検査のための設備等	(1) 6.1.24の規定により水中検査実施が承認されている船舶にあつては、入渠又は上架して行う船底検査において、6.1.24-3.に掲げる事項が適切な状態に保持されていることを確認する。		
(備考) *1：規則 B 編附属書 2.1.7-2.「水密区画の試験方法」表 An1.4-1 第 13 項に示す試験をいう。 *2：リンクでの一断面における最小直径（その径が最も衰耗している方向に計測した直径をいう）とその最小直径に対して直角方向の直径を平均したものをいう。			
7 章 ボイラ検査		7 章 ボイラ検査	
7.1 ボイラ検査		7.1 ボイラ検査	
7.1.1 一般		(新規)	
前 1.1.2 に掲げるボイラ検査の詳細は、本章の定めるところによる。		(新規)	
7.1.2 ボイラ検査の時期		(新規)	
-1. ボイラ検査は、次の(1)及び(2)に定める時期に行う。ただし、主ボイラを 1 缶しか装備しない船舶であつて、建造後 8 年を経過した船舶のボイラ検査については、船舶の年次検査、中間検査及び定期検査の時期に行う。		(移設)	規則 1.1.3-1.(5)から移設
(1) 定期検査の時期			

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(2) <u>登録検査又は前回のボイラ検査が完了した日から 36 ヶ月を超えない時期</u> -2. <u>ボイラ検査は、1.1.4 の規定により延期することができる。</u> -3. <u>1.1.4-1.によるほか、前-1.(1)及び(2)に定めるボイラ検査は、使用を予定している修理設備又は主要な材料、設備若しくは予備品が使用不能な場合又は荒天を回避することによる遅延の場合には、次の検査及び試験を行うことにより、1.1.4-2.に定める承認を得て検査を受ける時期を 3 ヶ月延期することができる。</u> (1) <u>外部検査</u> (2) <u>安全弁の揚弁装置の作動試験</u> (3) <u>安全装置、警報装置及び圧力計測指示装置の作動試験</u> (4) <u>前回の検査以降の次の記録の確認</u> (a) <u>運転状態</u> (b) <u>保守状況</u> (c) <u>修理の履歴</u> (d) <u>給水又は熱媒油の管理状態</u> 7.1.3 ボイラ等の検査 (同右) 7.1.4 ボイラに準じた検査 蒸気発生装置及び捕鯨船等の漁獲物処理に用いられること等を目的としたその他の圧力容器で内部に蒸気を蓄えるものについては、ボイラに準じた検査を行う。	(新規) (移設) 7.1.1 ボイラ等の検査 ボイラ及び熱媒油設備は、表 B7.1 に掲げる検査を行う。 7.1.2 ボイラに準じた検査 蒸気発生装置及び捕鯨船等の漁獲物処理に用いられる圧力容器で内部に蒸気を蓄えるものについては、ボイラに準じた検査を行う。	規則 1.1.5-2.から移設 (1)～(4) : 検査要領 B1.1.5(2)(c)から移設 条番号の変更 和英の整合 特定用途の圧力容器のみに限定するものではなく、和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考																		
表 B7.1 ボイラ検査の項目		備考の番号の変更																		
<table><tr><th>検査項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>1 ボイラ内部</td><td>(1) マンホール、掃除穴及び検査穴の蓋を取り外して検査する。また、検査員が必要と認める場合は、その指示する部分の外衣を取り外して検査する。^{(注2)*2}</td></tr><tr><td>2 過熱器、節炭器及び排ガスエコノマイザ</td><td>(1) 内外部を検査する。また、煙管式排ガスエコノマイザにあつては、全ての接近できる溶接継手部について目視検査を行う。また、検査員が必要と認める場合は当該溶接継手部の非破壊試験を行う。^{(注2)*2}</td></tr><tr><td>3 ボイラ及び熱媒油加熱器^{(注1)*1}の煙室内部等</td><td>(1) 火炉、燃焼室及び煙室の扉を開き内部を検査する。^{(注2)*2}</td></tr><tr><td>4 ボイラに属する弁及びコックの要部</td><td>(1) 開放して検査し、また、これらをボイラに取り付けるボルト又はスタッドを検査する。</td></tr><tr><td>5 ボイラ板の厚さ、支柱の径並びに管及び熱媒油加熱管^{(注1)*1}の厚さ</td><td>(1) 検査員が必要と認める場合は、実測を行う。</td></tr><tr><td>6 ボイラ、過熱器及び熱媒油加熱器^{(注1)*1}の安全弁等</td><td>(1) 開放検査後、制限圧力の 103%を超えない範囲内での作動状態の調整を行う。なお、安全弁の調整用に使用される圧力計については、適切に校正されていることを確認する。また、揚弁装置の作動試験を行う。ただし、停泊時に圧力を上昇させることができない排ガスエコノマイザの逃し弁にあつては、航海中に機関長が適切な調整を行い、検査員の確認のために結果をログブックに記録することで差し支えない。 (2) 熱媒油加熱器にあつては、逃し管の現状を検査する。安全弁を備える熱媒油加熱器^{(注1)*1}に対しては安全弁の吹き出し圧力を確認する。</td></tr><tr><td>7 安全装置、警報装置及び自動燃焼装置</td><td>(1) 上記検査終了後、各装置が有効に作動することを確認する。</td></tr><tr><td>8 ログブックの記録の確認</td><td>(1) 前回の検査以降の次の記録について確認する。 (a) 運転状態 (b) 保守状況 (c) 修理の履歴 (d) 給水又は熱媒油の管理状態</td></tr></table>			検査項目	備考	1 ボイラ内部	(1) マンホール、掃除穴及び検査穴の蓋を取り外して検査する。また、検査員が必要と認める場合は、その指示する部分の外衣を取り外して検査する。 ^{(注2)*2}	2 過熱器、節炭器及び排ガスエコノマイザ	(1) 内外部を検査する。また、煙管式排ガスエコノマイザにあつては、全ての接近できる溶接継手部について目視検査を行う。また、検査員が必要と認める場合は当該溶接継手部の非破壊試験を行う。 ^{(注2)*2}	3 ボイラ及び熱媒油加熱器 ^{(注1)*1} の煙室内部等	(1) 火炉、燃焼室及び煙室の扉を開き内部を検査する。 ^{(注2)*2}	4 ボイラに属する弁及びコックの要部	(1) 開放して検査し、また、これらをボイラに取り付けるボルト又はスタッドを検査する。	5 ボイラ板の厚さ、支柱の径並びに管及び熱媒油加熱管 ^{(注1)*1} の厚さ	(1) 検査員が必要と認める場合は、実測を行う。	6 ボイラ、過熱器及び熱媒油加熱器 ^{(注1)*1} の安全弁等	(1) 開放検査後、制限圧力の 103%を超えない範囲内での作動状態の調整を行う。なお、安全弁の調整用に使用される圧力計については、適切に校正されていることを確認する。また、揚弁装置の作動試験を行う。ただし、停泊時に圧力を上昇させることができない排ガスエコノマイザの逃し弁にあつては、航海中に機関長が適切な調整を行い、検査員の確認のために結果をログブックに記録することで差し支えない。 (2) 熱媒油加熱器にあつては、逃し管の現状を検査する。安全弁を備える熱媒油加熱器 ^{(注1)*1} に対しては安全弁の吹き出し圧力を確認する。	7 安全装置、警報装置及び自動燃焼装置	(1) 上記検査終了後、各装置が有効に作動することを確認する。	8 ログブックの記録の確認	(1) 前回の検査以降の次の記録について確認する。 (a) 運転状態 (b) 保守状況 (c) 修理の履歴 (d) 給水又は熱媒油の管理状態
検査項目	備考																			
1 ボイラ内部	(1) マンホール、掃除穴及び検査穴の蓋を取り外して検査する。また、検査員が必要と認める場合は、その指示する部分の外衣を取り外して検査する。 ^{(注2)*2}																			
2 過熱器、節炭器及び排ガスエコノマイザ	(1) 内外部を検査する。また、煙管式排ガスエコノマイザにあつては、全ての接近できる溶接継手部について目視検査を行う。また、検査員が必要と認める場合は当該溶接継手部の非破壊試験を行う。 ^{(注2)*2}																			
3 ボイラ及び熱媒油加熱器 ^{(注1)*1} の煙室内部等	(1) 火炉、燃焼室及び煙室の扉を開き内部を検査する。 ^{(注2)*2}																			
4 ボイラに属する弁及びコックの要部	(1) 開放して検査し、また、これらをボイラに取り付けるボルト又はスタッドを検査する。																			
5 ボイラ板の厚さ、支柱の径並びに管及び熱媒油加熱管 ^{(注1)*1} の厚さ	(1) 検査員が必要と認める場合は、実測を行う。																			
6 ボイラ、過熱器及び熱媒油加熱器 ^{(注1)*1} の安全弁等	(1) 開放検査後、制限圧力の 103%を超えない範囲内での作動状態の調整を行う。なお、安全弁の調整用に使用される圧力計については、適切に校正されていることを確認する。また、揚弁装置の作動試験を行う。ただし、停泊時に圧力を上昇させることができない排ガスエコノマイザの逃し弁にあつては、航海中に機関長が適切な調整を行い、検査員の確認のために結果をログブックに記録することで差し支えない。 (2) 熱媒油加熱器にあつては、逃し管の現状を検査する。安全弁を備える熱媒油加熱器 ^{(注1)*1} に対しては安全弁の吹き出し圧力を確認する。																			
7 安全装置、警報装置及び自動燃焼装置	(1) 上記検査終了後、各装置が有効に作動することを確認する。																			
8 ログブックの記録の確認	(1) 前回の検査以降の次の記録について確認する。 (a) 運転状態 (b) 保守状況 (c) 修理の履歴 (d) 給水又は熱媒油の管理状態																			
注（備考） *1 火炎、燃焼ガス又は機関の排ガスによって加熱される熱媒油加熱器について適用する。 *2 内部空間の制限（小型のボイラ及び／又は狭い内部空間）により目視検査が実施できない場合、当該検査を本会が適当と認める水圧試験又はその他の確認方法とすることができる。																				

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
8 章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査 8.1 一般 8.1.1 用語 本章で使用する用語は、次に定めるところによる。 ((1)から(18)は省略) (19) 「試料清水試験」とは、次の(a)から(d)に従い実施する試料清水の試験をいう。 (a) 試料清水試験は、6 ヶ月を超えない間隔で定期的に実施すること。 (b) 試料とする清水は、次の i) 及から iv) に従い、採取すること。 i) 運転状態において船尾管内を循環する代表的な清水を採取すること。 ii) 予め合意した同一の容易に識別できる場所から採取すること。<u>ただし、フィルターが取り付けられる場合には、フィルターより手前で採取すること。</u> iii) 検査の際は検査員立会いのもとで採取すること。 iv) 検査員が立会う場合を除き、機関長による直接の監督のもと、採取すること。 (c) 試料清水試験の結果は、検査員に提示できるよう船上に保管すること。 (d) 試料清水試験は、少なくとも次の i) から iii) の項目を含むこと。	8 章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査 8.1 一般 8.1.1 用語 本章で使用する用語は、次に定めるところによる。 ((1)から(18)は省略) (19) 「試料清水試験」とは、次の(a)から(d)に従い実施する試料清水の試験をいう。 (a) 試料清水試験は、6 ヶ月を超えない間隔で定期的に実施すること。 (b) 試料とする清水は、次の i) 及から iv) に従い、採取すること。 i) 運転状態において船尾管内を循環する代表的な清水を採取すること。 ii) 予め合意した同一の容易に識別できる場所から採取すること。 iii) 検査の際は検査員立会いのもとで採取すること。 iv) 検査員が立会う場合を除き、機関長による直接の監督のもと、採取すること。 (c) 試料清水試験の結果は、検査員に提示できるよう船上に保管すること。 (d) 試料清水試験は、少なくとも次の i) から iii) の項目を含むこと。	(19): 和英の整合 試料として適当な条件となるよう、和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
i) 塩化物濃度 ii) pH 値 iii) 軸受に由来する粒子及びその他の粒子 (陸上における分析に限る。検査員立会 いのもとで行う試験では要求されな い。) ((20)から(25)は省略)	i) 塩化物濃度 ii) pH 値 iii) 軸受に由来する粒子及びその他の粒子 (陸上における分析に限る。検査員立会 いのもとで行う試験では要求されな い。) ((20)から(25)は省略)	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
8.1.2 軸の予防保全管理方式	8.1.2 軸の予防保全管理方式	
表 B8.1-2. 軸の予防保全管理方式 (PSCM-1A) の承認要領		
項目	要領	
(1.は省略)		
2. 申込	(1) 本要領の適用を受ける船舶の管理責任者（以下、「管理責任者」という。）は、本件に係わる申込書 (Form PSCM-1A) と共に対象船舶に対して次の (a) から (g) の事項等につき明記された管理マニュアルを本会に 3 部提出すること。 (a) 本検査方式実施に対する管理責任者の基本方針 (b) 以下に記す監視パラメータの監視及び計測並びに必要なデータの記録に関する手順 i) 軸降下量遠隔監視装置による軸の降下量 ii) 潤滑水系統に関わる少なくとも表 B8.1-3. に掲げる流量及び差圧 iii) 軸と船体との接地状態（電圧値、電流値、抵抗値のいずれかの値とする。） (c) 前 (b) を管理するための手順及びその責任者 (d) 前 (b) の計測値の確認及び評価に関する手順並びにその責任者。なお、 4.項(3) に記す管理基準値を明記すること。 (e) 前 (b) の計測値に異常値が認められた場合の処置（本会への報告を含む。）の手順及びその責任者 (f) 管理マニュアルに従った保守管理が実施されていることを確認するための手順及びその責任者 (g) 関連設備に関する書類又は図書 (2) 本会は、提出された書類を調査した後、2 部を申込者に返却する。管理責任者は、承認された書類を本社等に 1 部及び対象船舶に 1 部保管すること。 (3) 申込の時期は、登録検査又は前回プロペラ軸の開放検査を完了した日から半年を超えない範囲とする。ただし、軸の健全性が確認できる資料が提出された場合はこの限りでない。	
(3.から 6.は省略)		

和英の整合
ホームページに掲載する申込書を規則中で参照するようになっているため、関連する申請申込書の参照を追加

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
9 章 機関計画検査	9 章 機関計画検査	
9.1 機関計画検査	9.1 機関計画検査	
9.1.1 一般*	9.1.1 適用*	
-1. <u>1.1.2 に掲げる機関計画検査の詳細については、本章の定めるところによる。</u>	(新規)	
-2. <u>機関計画検査では、9.1.3 から 9.1.5 の規定のいずれか又はそれらの組合せによる検査を行う。9.1.4 又は 9.1.5 の規定を適用する場合、それぞれの対象とする検査項目は船舶所有者（船舶管理会社）の申込みによることとし、当該申込みに含まれない検査項目については 9.1.3 を適用する。</u>	機関計画検査では、 <u>9.1.2 から 9.1.4 の規定のいずれか又はそれらの組合せによる検査を行う。9.1.3 又は 9.1.4 の規定を適用する場合、それぞれの対象とする検査項目は船舶所有者（船舶管理会社）の申込みによることとし、当該申込みに含まれない検査項目については 9.1.2 を適用する。</u>	項番号の変更 移設に伴う参照先の修正
-3. <u>機関計画検査の適用対象となる機関、装置については、別に定めるところによる。</u>	(新規)	
9.1.2 機関計画検査の時期	(新規)	
-1. <u>機関計画検査の時期は、次の(1)から(3)に定めるところによる。ただし、旋回式推進装置にあっては、推進用歯車、中間軸歯車、駆動軸歯車、軸継手、軸受、クラッチ及び旋回用歯車の検査を 8 章に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。</u>	(移設)	
(1) <u>機関継続検査は、各項目又は各部分の検査間隔が 5 年を超えない時期に行う。</u>		
(2) <u>機関計画保全検査は、9.1.4 に規定する受検計画書に定めた時期及び毎年 of 現状検査（保全記録の確認を含む。）の時期に行う。</u>		
(3) <u>機関状態監視保全検査は、9.1.5 に規定する受検</u>		規則 B 編 1.1.3-2 から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
計画書に定めた時期及び年次検査の時期に行 う。 -2. 前-1の規定にかかわらず、定期検査の時期に合 わせて実施する場合に限り、機関計画検査の時期を 1.1.5- 1.(1)又は(2)に定める範囲で延期することができる。 9.1.3 機関継続検査 (CMS) * (同右) 9.1.4 機関計画保全検査 (PMS) * (同右) (同右) (同右) 9.1.5 機関状態監視保全検査 (CBM) * (同右)	(移設) 9.1.2 機関継続検査 (CMS) * 機関継続検査は、表 B9.1 に掲げる検査を、次の(1)か ら(3)により行う。 (1)から(3)は省略) 9.1.3 機関計画保全検査 (PMS) * -1. 確立された整備体制を有する船舶所有者(船舶管 理会社)の申込みにより、表 B9.1 に掲げる検査を次の (1)から(4)に規定する計画的な自主開放点検に基づく計 画保全方式とすることができる。 (1)から(4)は省略) -2. 2019 年 12 月 31 日までに本会により承認された 機関保全計画書に従って状態監視診断及び保守管理が 行われる機関等の検査は、本会が別に定めるところによ る。 -3. 管理ソフトウェアを承認する場合には、船用材 料・機器等の承認要領 6 編 1 章に従う。 9.1.4 機関状態監視保全検査 (CBM) * -1. 確立された整備体制を有する船舶所有者(船舶管 理会社)の申込みにより、表 B9.1 に掲げる検査を次の (1)から(6)に規定する状態監視及び診断に従った機関等 の保守管理に基づく方式とすることができる。	規則 B 編 1.1.5-3 から移 設 条番号の変更 条番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(同右) 9.1.6 定期的な検査* <u>9.1.3</u> から <u>9.1.5</u> に規定する検査に代えて、1.1.3 に規定する中間検査及び定期検査の時期に、次の(1)及び(2)に規定する検査とすることができる。また、これらの時期以外に手入れ等のため、船主が自主的に機関等について開放した場合は、必要に応じ検査を行う。この場合、4.1.2-4.を準用することができる。 ((1)から(2)は省略)	((1)から(6)は省略) -2. 管理ソフトウェアを承認する場合には、船用材料・機器等の承認要領 6 編 1 章に従う。 9.1.5 定期的な検査* <u>9.1.2</u> から <u>9.1.4</u> に規定する検査に代えて、1.1.3 に規定する中間検査及び定期検査の時期に、次の(1)及び(2)に規定する検査とすることができる。また、これらの時期以外に手入れ等のため、船主が自主的に機関等について開放した場合は、必要に応じ検査を行う。この場合、1.1.6-6.を準用することができる。 ((1)から(2)は省略)	条番号の変更 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B9.1 機関等の開放検査		
検査項目	検査内容	
1 往復動内燃機関（主機）	(1) シリンダカバー，ライナ，ピストン（ピストンピン及びピストン棒を含む。），クロスヘッドピン及び軸受，連接棒，クランクピン及び軸受，クランクジャーナル及び軸受，カム軸及び同駆動装置，過給機，掃気ポンプ又はブロア，空気冷却器，付属する重要なポンプ（ビルジ，潤滑油，燃料油，冷却水）について開放検査を行う。	
2 蒸気タービン（主機）	(1) タービンロータ及び軸受，ケーシング，タービンと減速装置の継手，ノズル弁，操縦弁の開放検査	
3 ガスタービン（主機）	(1) ガスタービン及び付属機器の要部の開放検査を行う。	
4 動力伝達装置及び軸系装置（第 7 項に該当するものを除く。）	(1) 減速装置，逆転装置，クラッチについては，検査員が必要と認める範囲において開放し，各歯車，軸，軸受並びに継手部等の検査を行う。 (2) 弾性継手については，要部の開放検査を行う。 (3) 中間軸，推進軸及び当該軸受（船尾管軸受，張出し軸受及びウォータージェット推進装置の主軸軸受を除く。）については，各軸受の上半又は覆金及びスラスト受を取り外し，軸を回転して検査する。 (4) その他の推進動力伝達装置にあっては，要部を検査員の指示するところに従って，開放検査を行う。	
5 補助機関	(1) 発電機（非常用を含む。），推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関を主機に準じて検査する。	
6 ウォータージェット推進装置	(1) 操舵駆動システム用油圧ポンプの開放検査を行う。 (2) 潤滑油ポンプの開放検査を行う。 (3) 冷却器の開放検査を行う。 (4) その他本会が必要と認める機器の開放検査を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
7 旋回式推進装置	(1) 推進用歯車，中間軸歯車，駆動軸歯車，軸継手，軸受及びクラッチについて，検査員が必要と認める範囲において開放し，各歯車，軸，軸受並びに継手部等の検査を行う。ただし，8 章に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。 (2) 旋回用歯車について，検査員が必要と認める範囲において開放し，各歯車，軸，軸受並びに継手部等の検査を行う。ただし，8 章に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。 (3) 旋回用油圧ポンプ及び油圧モータの開放検査を行う。 (4) 潤滑油ポンプの開放検査を行う。 (5) 冷却器の開放検査を行う。 (6) その他本会が必要と認める機器の開放検査を行う。	
8 補機（第 6 項又は第 7 項に該当するものを除く。）	(1) 下記の補機類については，その要部を開放して検査を行う。 (a) 空気圧縮機，送風機 (b) 冷却ポンプ (c) 燃料油ポンプ (d) 潤滑油ポンプ (e) 給水，復水，ドレンポンプ (f) ビルジ，バラスト，消火ポンプ（非常用のものを除く。） (g) 復水器，給水加熱器 (h) 冷却器 (i) 油加熱器 (j) 燃料油タンク (k) 空気槽（主，補，制御，雑用，非常用を含む。） (l) 貨物装置等（必要に応じて，ばら積液体貨物荷役装置を含む。） (m) 甲板機械 (n) 造水装置（蒸気タービンの駆動に使用するボイラ用） (o) その他本会が機関計画検査の対象となると認めるもの	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧	備考
表 B9.2 機関計画検査に代わる中間検査時に行う検査			a
検査項目	備考		
1 往復動内燃機関（主機）	・シリンダの内部及びシリンダカバーの内外部を検査する。ただし、検査員が必要と認める場合を除いては、ピストンを取り外す必要はない。 ・シリンダ数の 1/3 のクランクピンの軸受を取り外し、クランク軸を回転して検査する。 ・排気タービン過給機のタービン羽根及び軸受を検査する。		
2 蒸気タービン（主機）	・タービン車室の上半及びロータ軸の受金の上半を取り外し、ロータを回転して検査する。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、ロータの検査を省略することがある。 ・かみ合継手を検査する。		
3 ガスタービン（主機）	・ガスタービンの要部を開放の上、検査する。ただし、陸上保管された予備機とのローテーションによる検査を行う場合には、検査準備の手順、予備機の陸上保管方法等を含んだ受検計画書を提出の上、本会の承認を得る必要がある。		
4 動力伝達装置及び軸系装置(表 B9.1 の第 7 項に該当するものを除く。)	・減速装置については、歯車を検査穴から検査する。 ・中間軸等の推進軸及び当該軸受（船尾管軸受、張出し軸受及びウォータージェット推進装置の主軸軸受を除く。）については、各軸受の上半又は覆金及びスラスト受を取り外し、軸を回転して検査する。		
5 補助機関	・発電機（非常用を含む。）、推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関を主機に準じて検査する。		
6 補機	・補機等については、表 B9.1 の 8 項に示す検査を行う。		
11 章 潜水船に関する検査			
11.1 一般			
11.1.2 検査に関する一般規定*			
-4. 定期的検査の時期の繰り上げ			
(1) 定期検査は、これを受けるべき時期に該当しない時期でも、潜水船の所有者から申込があれば			
11 章 潜水船に関する検査			
11.1 一般			
11.1.2 検査に関する一般規定*			
-4. 定期的検査の時期の繰り上げ			
(1) 定期検査は、これを受けるべき時期に該当しない時期でも、潜水船の所有者から申込があれば			
			和英の整合 規則 B 編 1.1.4-2.を参考に、検査を繰り上げた

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
その時期を繰り上げて行うことができる。 (2) 中間検査は、これを受ける時期に該当しない時期でも、潜水船の所有者から申込があればその時期を繰り上げて行うことができる。<u>この場合、別に定めるところにより、追加の中間検査を行う。</u> (3) 中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰り上げて受けたときには、中間検査は行わない。 11.2 製造中登録検査 11.2.2 提出図面その他の書類 -1. 承認用提出図面その他の書類 製造中登録検査を受けようとする潜水船については、工事に着手するに先立ち、次に掲げる次項に関する図面その他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。 (1) 全般 (a) 一般配置 (b) 中央横断面 (c) 機器及び装置等の配置(耐圧殻外のものを含む。) (d) 操縦場所及び居室内の配置 (e) 操船装置、機器及び装置等の要目 (f) 主要部材料 (g) 主要部溶接要領 (h) 試験及び検査方案	その時期を繰り上げて行うことができる。 (2) 中間検査は、これを受ける時期に該当しない時期でも、潜水船の所有者から申込があればその時期を繰り上げて行うことができる。 (3) 中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰り上げて受けたときには、中間検査は行わない。 11.2 製造中登録検査 11.2.2 提出図面その他の書類 -1. 承認用提出図面その他の書類 製造中登録検査を受けようとする潜水船については、工事に着手するに先立ち、次に掲げる次項に関する図面その他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。 (1) 全般 (a) 一般配置 (b) 中央横断面 (c) 機器及び装置等の配置(耐圧殻外のものを含む。) (d) 操縦場所及び居室内の配置<u>(内装品の仕様を含む。)</u> (e) 操船装置、機器及び装置等の要目 (f) 主要部材料 (g) 主要部溶接要領 (h) 試験及び検査方案	場合の対応を追記し、和文を英文に整合 和英の整合 内装品の仕様は 11.2.2-2.(5)(a)で参考用提出を要求しているため、和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
((2)から(5)は省略) 11.4 定期的検査 11.4.1 中間検査 -1. 中間検査では、潜水船を上架させ、次に掲げる検査を行い、満足する状態であることを確認する。 ((1)から(5)は省略) (6) 消火設備及び救命設備の現状検査 ((7)から(9)は省略) -2. 中間検査では、検査員が自主的整備点検記録及び潜水運航記録を調査して、適当と認める場合には、前-1.に定める検査のうち(3)中の水密パッキンの開放検査並びに(4)(c)、同(f)、同(l)及び同(m)の検査の一部を省略することができる。	((2)から(5)は省略) 11.4 定期的検査 11.4.1 中間検査 -1. 中間検査では、潜水船を上架させ、次に掲げる検査を行い、満足する状態であることを確認する。 ((1)から(5)は省略) (6) 消火設備の現状検査 ((7)から(9)は省略) -2. 中間検査では、検査員が自主的整備点検記録及び潜水運航記録を調査して、適当と認める場合には、前-1.に定める検査のうち(3)中の水密パッキンの開放検査並びに(4)(c)、同(f)、同(h)及び同(j)の検査の一部を省略することができる。	(6)： 和英の整合 省令改正に基づく 1999 の規則改正で、従来国が直接検査するものとされていた、救命設備、居住設備、衛生設備及び航海用具等について NK が検査できるようになった。上記背景を考慮し、和文を英文に整合 和英の整合 省令改正に基づく 1999 の規則改正で、従来国が直接検査するものとされていた、救命設備、居住設備、衛生設備及び航海用具等について NK が検査できるようになった。これに伴い、11.4.1-1.(4)に検査項目が追加されたが、本参照番号が変更されていなかった。そのため、当時の規則要件に鑑み参照を修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
11.4.2 定期検査 -1. 定期検査では，潜水船を上架させ，次に掲げる検査を行い，満足する状態であることを確認する。 ((1)から(8)は省略) (9) 消火設備<u>及び救命設備</u>の現状検査 ((10)から(14)は省略) 12 章 海洋構造物等に関する検査 12.3 年次検査 12.3.2 船体，艀装，消火設備，コンピュータシステム及び備品の年次検査* -4. 半潜水型船舶にあつては，前-1.及び-2.に規定する検査のほか，喫水線上の検査できる範囲にある上部船体とコラム及びブレーシング並びにそれらの接合部の検査を行う。	11.4.2 定期検査 -1. 定期検査では，潜水船を上架させ，次に掲げる検査を行い，満足する状態であることを確認する。 ((1)から(8)は省略) (9) 消火設備の現状検査 ((10)から(14)は省略) 12 章 海洋構造物等に関する検査 12.3 年次検査 12.3.2 船体，艀装，消火設備，コンピュータシステム及び備品の年次検査* -4. 半潜水型船舶にあつては，前-1.及び-2.に規定する検査のほか，喫水線上の検査できる範囲にある上部船体とコラム及びブレーシング並びにそれらの接合部<u>並びに外周</u>の検査を行う。	和英の整合 省令改正に基づく 1999 の規則改正で，従来国 が直接検査するものと されていた，救命設備， 居住設備，衛生設備及 び航海用具等について NK が検査できるよう になった。上記背景を 考慮し，和文を英文に 整合 和英の整合 IACS UR Z15 に基づく 要件であり，和文を英 文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考										
12.9 機関計画検査	12.9 機関計画検査	2(2)(a) : 和英の整合 IACS UR Z15 に基づく要件であり，和文を英文に整合										
12.9.1 一般	12.9.1 一般											
表 B12.2 板厚計測の対象部材（半潜水型船舶）												
<table><tr><th>定期検査</th><th>対象部材</th></tr><tr><td>1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査（第 1 回定期検査）</td><td>(1) 疑わしい箇所 (2) コラム及びブレーシング（飛沫帯付近の衰耗が明らかな場合）</td></tr><tr><td>2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査（第 2 回定期検査）</td><td>(1) 疑わしい箇所 (2) 次に定める箇所： (a) 飛沫帯付近にあるコラム及びブレーシングの代表的な箇所 (b) 当該部材の内部材の代表的な箇所（検査員が必要と認める場合） (3) 衰耗が明らかな特殊構造部材及び一次構造部材</td></tr><tr><td>3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査（第 3 回定期検査）</td><td>(1) 疑わしい箇所 (2) 特殊構造部材及び一次構造部材の代表的な箇所 (3) 次に定める箇所： (a) 2 つのコラム及びブレーシングの飛沫帯付近の 1 横断面 (b) 当該部材の内部材（検査員が必要と認める場合） (4) 係留ライン付近のロワーハル（衰耗が明らかな場合） (5) コラム間にある各ロワーハルの 1 横断面</td></tr><tr><td>4 建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査（第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査）</td><td>(1) 疑わしい箇所 (2) 特殊構造部材及び一次構造部材 (3) 次に定める箇所： (a) 飛沫帯付近にあるコラム及びブレーシングのうち半数の横断面（飛沫帯におけるコラム及びブレーシングの半分を測定する。） (b) 当該部材の内部材（検査員が必要と認める場合） (4) 係留ライン付近のロワーハル（衰耗が明らかな場合） (5) コラム間にある各ロワーハルの 1 横断面 (6) 掘削やぐらのサブストラクチャの代表的な箇所</td></tr></table>			定期検査	対象部材	1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査（第 1 回定期検査）	(1) 疑わしい箇所 (2) コラム及びブレーシング（飛沫帯付近の衰耗が明らかな場合）	2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査（第 2 回定期検査）	(1) 疑わしい箇所 (2) 次に定める箇所： (a) 飛沫帯付近にあるコラム及びブレーシングの代表的な箇所 (b) 当該部材の内部材の代表的な箇所（検査員が必要と認める場合） (3) 衰耗が明らかな特殊構造部材及び一次構造部材	3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査（第 3 回定期検査）	(1) 疑わしい箇所 (2) 特殊構造部材及び一次構造部材の代表的な箇所 (3) 次に定める箇所： (a) 2 つのコラム及びブレーシングの飛沫帯付近の 1 横断面 (b) 当該部材の内部材（検査員が必要と認める場合） (4) 係留ライン付近のロワーハル（衰耗が明らかな場合） (5) コラム間にある各ロワーハルの 1 横断面	4 建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査（第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査）	(1) 疑わしい箇所 (2) 特殊構造部材及び一次構造部材 (3) 次に定める箇所： (a) 飛沫帯付近にあるコラム及びブレーシングのうち半数の横断面（飛沫帯におけるコラム及びブレーシングの半分を測定する。） (b) 当該部材の内部材（検査員が必要と認める場合） (4) 係留ライン付近のロワーハル（衰耗が明らかな場合） (5) コラム間にある各ロワーハルの 1 横断面 (6) 掘削やぐらのサブストラクチャの代表的な箇所
定期検査	対象部材											
1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査（第 1 回定期検査）	(1) 疑わしい箇所 (2) コラム及びブレーシング（飛沫帯付近の衰耗が明らかな場合）											
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査（第 2 回定期検査）	(1) 疑わしい箇所 (2) 次に定める箇所： (a) 飛沫帯付近にあるコラム及びブレーシングの代表的な箇所 (b) 当該部材の内部材の代表的な箇所（検査員が必要と認める場合） (3) 衰耗が明らかな特殊構造部材及び一次構造部材											
3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査（第 3 回定期検査）	(1) 疑わしい箇所 (2) 特殊構造部材及び一次構造部材の代表的な箇所 (3) 次に定める箇所： (a) 2 つのコラム及びブレーシングの飛沫帯付近の 1 横断面 (b) 当該部材の内部材（検査員が必要と認める場合） (4) 係留ライン付近のロワーハル（衰耗が明らかな場合） (5) コラム間にある各ロワーハルの 1 横断面											
4 建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査（第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査）	(1) 疑わしい箇所 (2) 特殊構造部材及び一次構造部材 (3) 次に定める箇所： (a) 飛沫帯付近にあるコラム及びブレーシングのうち半数の横断面（飛沫帯におけるコラム及びブレーシングの半分を測定する。） (b) 当該部材の内部材（検査員が必要と認める場合） (4) 係留ライン付近のロワーハル（衰耗が明らかな場合） (5) コラム間にある各ロワーハルの 1 横断面 (6) 掘削やぐらのサブストラクチャの代表的な箇所											
(備考) (1) 表中の特殊構造部材及び一次構造部材は，P 編 6.2.1 の規定による。 (2) 表中の横断面とは，対象断面において，板，防撓材，桁を含むすべての縦通部材のことをいう。												

2(2)(a) :
和英の整合
IACS UR Z15 に基づく要件であり、和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
附属書 <u>2.1.7-2</u>. 水密区画の試験方法 (省略) 附属書 <u>2.1.7-4.A</u> 固定式局所消火装置の 自動起動装置の重複起動防止試験の実施要領 (省略) 附属書 <u>2.1.7-4.B</u> 機関区域に設置される 固定式火災探知警報装置の効力試験の実施要領 (省略) 附属書 <u>2.1.7-7.A</u> 操縦性能試験 An1 操縦性能試験の実施要領 An1.1 通則 An1.1.1 用語 -6. トリム (τ) とは, ($T_a - T_f$) とする。	附属書 <u>2.1.5</u> 水密区画の試験方法 (省略) 附属書 <u>2.1.7</u> 固定式局所消火装置の 自動起動装置の重複起動防止試験の実施要領 (省略) 附属書 <u>2.1.4</u> 機関区域に設置される 固定式火災探知警報装置の効力試験の実施要領 (省略) 附属書 <u>2.3.1-1</u>. 操縦性能試験 An1 操縦性能試験の実施要領 An1.1 通則 An1.1.1 用語 -6. トリム (τ) とは, ($T_f - T_a$) とする。	附属書番号の修正 附属書番号の修正 附属書番号の修正 附属書番号の修正 和英の整合 船首喫水 T_f, 船尾喫水

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

[illegible]

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
に要した時間 iii) 反対舷に舵をとる必要がある船舶にあつては、転舵した舵角及びその舵角における回頭角速度並びに船速 (b) 図 An5.2.2 に示す舵角-回頭角速度曲線とともに、前(a)の計測結果を海上試運転成績書に記載すること。 An5.2.3 プルアウト操縦試験 -2. 計測方法 旋回試験終了時の回頭角速度及び船速を計測し、舵を0度に戻してから、一定の間隔で回頭角速度及び船速を計測する。 -3. 計測項目及び報告 (1) 計測項目は旋回試験終了時から、一定の時間間隔における回頭角速度及び船速 (2) 図 An5.2.3 に示す図とともに、前(1)の計測結果を海上試運転成績書に記載すること。	に要した時間 iii) 反対舷に舵をとる必要がある船舶にあつては、転舵した舵角及びその舵角における回頭角速度並びに船速 (b) 前(a)の結果を海上試運転成績書に記載すること。 An5.2.3 プルアウト操縦試験 -2. 計測方法 旋回試験終了時の回頭角速度を計測し、舵を0度に戻してから、一定の間隔で回頭角速度を計測する。 -3. 計測項目及び報告 (1) 計測項目は旋回試験終了時から、一定の時間間隔における回頭角速度 (2) 図 An5.2.3 に示す図を海上試運転成績書に記載すること。	和英の整合 他の操縦試験では船速の計測・報告も要求されているため、和文に船速に関する要求を追加 和英の整合 他の操縦試験では船速の計測・報告も要求されているため、和文に船速に関する要求を追加するとともに、-3(2)について和文を英文に整合

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
附属書 2.1.7-7.B 船内騒音計測に関する実施要領 1 章 通則 An1.1 一般 An1.1.3 規定の軽減 -2. 短期間の航海又は短期間の運航を伴うその他の業務にのみ従事する船舶に対しては、主管庁が適当と認める場合に限り、表 An4.1 中の居住区域及び業務区域における騒音レベルについて、停泊状態のみを考慮することで差し支えない。 An1.2 定義 -21. 主要な設計変更又は改造 「主要な設計変更又は改造」とは、船体の主要寸法、容積又は機関出力の変更及び船型の変更を行う改造、又は当該船舶が新造船の場合において、<u>関連規定の適用を受けることとなるような船舶の改造</u>をいう。 附属書 2.1.7-7.C 主推進に用いる可変ピッチプロペラの制御システムに関する試験要領 (省略)	附属書 2.3.1-2. 船内騒音計測に関する実施要領 1 章 通則 An1.1 一般 An1.1.3 規定の軽減 -2. 短期間の航海にのみ従事する船舶に対しては、主管庁が適当と認める場合に限り、表 An4.1 中の居住区域及び業務区域における騒音レベルについて、停泊状態のみを考慮することで差し支えない。 An1.2 定義 -21. 主要な設計変更又は改造 「主要な設計変更又は改造」とは、船体の主要寸法、容積又は機関出力の変更及び船型の変更を行う改造をいう。 附属書 2.3.1-3. 主推進に用いる可変ピッチプロペラの制御システムに関する試験要領 (省略)	附属書番号の修正 和英の整合 MSC.337(91)に基づく要件であり、決議の表現を参考に、和文を英文に整合 和英の整合 MSC.337(91)に基づく要件であり、決議の表現を参考に、和文を英文に整合 附属書番号の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
附属書 <u>2.1.7-8.</u> 傾斜試験に関する検査要領 (省略)	附属書 <u>2.3.2</u> 傾斜試験に関する検査要領 (省略)	附属書番号の修正

DRAFT

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧		備考																					
鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艀装 1 編 共通要件 4 章 荷重 4.4 局部強度において考慮する荷重 4.4.3 水圧試験状態		鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艀装 1 編 共通要件 4 章 荷重 4.4 局部強度において考慮する荷重 4.4.3 水圧試験状態		移設に伴う参照先の修正																					
表 4.4.3-2. 設計試験水頭高さ z_{ST}																									
<table><tr><th>区画</th><th>z_{ST}</th></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td colspan="2">(備考)</td></tr><tr><td>z_{top} :</td><td>タンク頂部 (小倉口を除くタンクの最も高い位置) の Z 座標 (m)</td></tr><tr><td>z_{bd} :</td><td>隔壁甲板の Z 座標 (m)</td></tr><tr><td>z_{PRV} :</td><td>圧力逃し弁の設定圧力に対応する試験水頭の Z 座標 (m)</td></tr><tr><td>z_{PV} :</td><td>設計蒸気圧に対応する試験水頭高さ (m)</td></tr><tr><td>z_{hc} :</td><td>ハッチコーミング上端の Z 座標 (m)</td></tr><tr><td>z_c :</td><td>チェーンパイプ上端の Z 座標 (m)</td></tr><tr><td>z_{bp} :</td><td>バラストポンプの最大圧力に対応する試験水頭の Z 座標 (m)</td></tr><tr><td>h_{air} :</td><td>空気管又はオーバーフロー管のタンク頂部からの高さ (m)</td></tr></table>		区画	z_{ST}		(省略)	(省略)	(備考)		z_{top} :	タンク頂部 (小倉口を除くタンクの最も高い位置) の Z 座標 (m)	z_{bd} :	隔壁甲板の Z 座標 (m)	z_{PRV} :	圧力逃し弁の設定圧力に対応する試験水頭の Z 座標 (m)	z_{PV} :	設計蒸気圧に対応する試験水頭高さ (m)	z_{hc} :	ハッチコーミング上端の Z 座標 (m)	z_c :	チェーンパイプ上端の Z 座標 (m)	z_{bp} :	バラストポンプの最大圧力に対応する試験水頭の Z 座標 (m)	h_{air} :	空気管又はオーバーフロー管のタンク頂部からの高さ (m)	
区画	z_{ST}																								
(省略)	(省略)																								
(備考)																									
z_{top} :	タンク頂部 (小倉口を除くタンクの最も高い位置) の Z 座標 (m)																								
z_{bd} :	隔壁甲板の Z 座標 (m)																								
z_{PRV} :	圧力逃し弁の設定圧力に対応する試験水頭の Z 座標 (m)																								
z_{PV} :	設計蒸気圧に対応する試験水頭高さ (m)																								
z_{hc} :	ハッチコーミング上端の Z 座標 (m)																								
z_c :	チェーンパイプ上端の Z 座標 (m)																								
z_{bp} :	バラストポンプの最大圧力に対応する試験水頭の Z 座標 (m)																								
h_{air} :	空気管又はオーバーフロー管のタンク頂部からの高さ (m)																								
(1) ホッパサイドタンク, トップサイドタンク又は二重船側タンクと繋がっている二重底タンクについては, ホッパサイドタンク, トップサイドタンク, 二重船側タンク, タンクとして使用する船首尾部及びコファダムに適用すべき z_{ST} の値を適用する。																									
(2) 比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては, B 編附属書 2-1.5 2.1.7-2. 表 An1.4-2 *3 の水頭を考慮する。																									
(3) SOLAS 条約非適用船舶においては, 「2.4」に代えて「0.3D+0.76 (D: 船の深さ (m)), ただし 2.4 を超える場合は 2.4 とする」として差支えない。																									

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考						
4.6 貨物倉解析による強度評価において考慮する荷重 4.6.4 水圧試験状態	4.6 貨物倉解析による強度評価において考慮する荷重 4.6.4 水圧試験状態	移設に伴う参照先の修正						
表 4.6.4-2. 設計試験水頭高さ z_{ST}								
<table><tr><td>区画</td><td>z_{ST}</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td colspan="2"> (備考) z_{top} : タンク頂部（小倉口を除くタンクの最も高い位置）の Z 座標（m） z_{bd} : 隔壁甲板の Z 座標（m） z_{PRV} : 圧力逃し弁の設定圧力に対応する試験水頭の Z 座標（m） z_{pv} : 設計蒸気圧に対応する試験水頭高さ（m） z_{hc} : ハッチコーミング上端の Z 座標（m） z_c : チェーンパイプ上端の Z 座標（m） z_{bp} : バラストポンプの最大圧力に対応する試験水頭の Z 座標（m） h_{air} : 空気管又はオーバーフロー管のタンク頂部からの高さ（m） (1) ホッパサイドタンク，トップサイドタンク又は二重船側タンクと繋がっている二重底タンクについては，ホッパサイドタンク，トップサイドタンク，二重船側タンク，タンクとして使用する船首尾部及びコファダムに適用すべきz_{ST}の値を適用する。 (2) 比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては，B 編附属書 2-1.5 2.1.7-2. 表 An1.4-2 *3 の水頭を考慮する。 (3) SOLAS 条約非適用船舶においては，「2.4」に代えて「$0.3D+0.76$（D: 船の深さ（m）），ただし 2.4 を超える場合は 2.4 とする」として差支えない。 </td></tr></table>			区画	z_{ST}	(省略)	(省略)	(備考) z_{top} : タンク頂部（小倉口を除くタンクの最も高い位置）の Z 座標（m） z_{bd} : 隔壁甲板の Z 座標（m） z_{PRV} : 圧力逃し弁の設定圧力に対応する試験水頭の Z 座標（m） z_{pv} : 設計蒸気圧に対応する試験水頭高さ（m） z_{hc} : ハッチコーミング上端の Z 座標（m） z_c : チェーンパイプ上端の Z 座標（m） z_{bp} : バラストポンプの最大圧力に対応する試験水頭の Z 座標（m） h_{air} : 空気管又はオーバーフロー管のタンク頂部からの高さ（m） (1) ホッパサイドタンク，トップサイドタンク又は二重船側タンクと繋がっている二重底タンクについては，ホッパサイドタンク，トップサイドタンク，二重船側タンク，タンクとして使用する船首尾部及びコファダムに適用すべきz_{ST}の値を適用する。 (2) 比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては，B 編附属書 2-1.5 2.1.7-2. 表 An1.4-2 *3 の水頭を考慮する。 (3) SOLAS 条約非適用船舶においては，「2.4」に代えて「$0.3D+0.76$（D: 船の深さ（m）），ただし 2.4 を超える場合は 2.4 とする」として差支えない。	
区画	z_{ST}							
(省略)	(省略)							
(備考) z_{top} : タンク頂部（小倉口を除くタンクの最も高い位置）の Z 座標（m） z_{bd} : 隔壁甲板の Z 座標（m） z_{PRV} : 圧力逃し弁の設定圧力に対応する試験水頭の Z 座標（m） z_{pv} : 設計蒸気圧に対応する試験水頭高さ（m） z_{hc} : ハッチコーミング上端の Z 座標（m） z_c : チェーンパイプ上端の Z 座標（m） z_{bp} : バラストポンプの最大圧力に対応する試験水頭の Z 座標（m） h_{air} : 空気管又はオーバーフロー管のタンク頂部からの高さ（m） (1) ホッパサイドタンク，トップサイドタンク又は二重船側タンクと繋がっている二重底タンクについては，ホッパサイドタンク，トップサイドタンク，二重船側タンク，タンクとして使用する船首尾部及びコファダムに適用すべきz_{ST}の値を適用する。 (2) 比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては，B 編附属書 2-1.5 2.1.7-2. 表 An1.4-2 *3 の水頭を考慮する。 (3) SOLAS 条約非適用船舶においては，「2.4」に代えて「$0.3D+0.76$（D: 船の深さ（m）），ただし 2.4 を超える場合は 2.4 とする」として差支えない。								

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 P 編 海洋構造物等 1 章 通則 1.2 定義 1.2.23 半永久的に着底又は位置保持される船舶 半永久的に着底又は位置保持される船舶とは、36 ヶ月（B 編 <u>6.1.2-1.</u>に規定する船底検査の間隔の最大期間）を超える期間、一定の場所に着底又は位置保持される船舶をいう。	鋼船規則 P 編 海洋構造物等 1 章 通則 1.2 定義 1.2.23 半永久的に着底又は位置保持される船舶 半永久的に着底又は位置保持される船舶とは、36 ヶ月（B 編 <u>1.1.3</u>に規定する船底検査の間隔の最大期間）を超える期間、一定の場所に着底又は位置保持される船舶をいう。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
船体防汚システム規則	船体防汚システム規則	
2 章 検査	2 章 検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の実施及び時期*	2.1.2 検査の実施及び時期*	
検査の実施時期は次の(1)から(4)の規定による。ただし、(1)、(3)及び(4)の検査については、船舶が入渠又は上架している状態で行うことを原則とする。	検査の実施時期は次の(1)から(4)の規定による。ただし、(1)、(3)及び(4)の検査については、船舶が入渠又は上架している状態で行うことを原則とする。	移設に伴う参照先の修正
(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。	(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。	
(2) 定期的検査は、船級登録上の年次検査、中間検査、定期検査及び船底検査の時期（鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u> 、 <u>4.1.2-1.</u> 、 <u>5.1.2-1.</u> 、 <u>6.1.2</u> に規定される時期）に行う。	(2) 定期的検査は、船級登録上の年次検査、中間検査、定期検査及び船底検査の時期（例えば、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u> から(4)に規定される時期）に行う。	
((3)及び(4)は省略)	((3)及び(4)は省略)	
2.1.3 定期的検査の時期の繰り上げ及び延期	2.1.3 定期的検査の時期の繰り上げ及び延期	
定期的検査の時期の繰り上げ及び延期については、船級登録上の定期的検査の時期の繰り上げ及び延期に関する規定（例えば、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2.</u> 、 <u>4.1.2-5.</u> 、 <u>5.1.2-3.</u> 又は <u>1.1.4</u> の規定）による。	定期的検査の時期の繰り上げ及び延期については、船級登録上の定期的検査の時期の繰り上げ及び延期に関する規定（例えば、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u> 又は <u>1.1.5</u> の規定）による。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
冷蔵設備規則	冷蔵設備規則	
2 章 検査	2 章 検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の実施及び時期	2.1.2 検査の実施及び時期	
-2. 登録を維持するための検査 登録された冷蔵設備は、登録を維持するために検査の種類に応じて次に掲げる時期に検査を受けなければならない。	-2. 登録を維持するための検査 登録された冷蔵設備は、登録を維持するために検査の種類に応じて次に掲げる時期に検査を受けなければならない。	移設に伴う参照先の修正
(1) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>5.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(1) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(3)</u> に規定する時期に行う。	
(2) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(2) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u> に規定する時期に行う。	
((3)及び(4)は省略)	((3)及び(4)は省略)	
2.1.3 定期検査及び年次検査の繰上げ等	2.1.3 定期検査及び年次検査の繰上げ等	
-1. 検査の時期の変更繰上げ <u>年次検査及び定期検査の時期の変更繰上げ</u> については、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2., 5.1.2-3.</u> の規定による。	-1. 検査の時期の変更繰上げ <u>定期検査及び年次検査の時期の変更繰上げ</u> については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u> の規定による。	移設に伴う参照先の修正
-2. 検査の延期 定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4-1.(1)</u> 又は(2)の規定による。	-2. 検査の延期 定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.5-1.(1)</u> 又は(2)の規定による。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 1 編 揚貨装置 2 章 試験及び検査 2.2 揚貨装置及び揚貨装具の検査 2.2.2 検査の時期* -2. 前-1.(2)及び(3)の規定にかかわらず，国際航海に従事しない船舶の揚貨装置及び揚貨装具の詳細検査及び荷重試験の時期は，次によることができる。ただし，それぞれの定期的検査について，前回の検査が当該時期に行われた場合に限る。 (1) 詳細検査は，船舶の年次検査，中間検査又は定期検査の時期（定期検査については，鋼船規則 B 編 5.1.2-1.(a)の時期をいう。以下，同じ。） (2) 荷重試験は，船舶の定期検査の時期	揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 1 編 揚貨装置 2 章 試験及び検査 2.2 揚貨装置及び揚貨装具の検査 2.2.2 検査の時期* -2. 前-1.(2)及び(3)の規定にかかわらず，国際航海に従事しない船舶の揚貨装置及び揚貨装具の詳細検査及び荷重試験の時期は，次によることができる。ただし，それぞれの定期的検査について，前回の検査が当該時期に行われた場合に限る。 (1) 詳細検査は，船舶の年次検査，中間検査又は定期検査の時期（定期検査については，鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(3)(a)の時期をいう。以下，同じ。） (2) 荷重試験は，船舶の定期検査の時期	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
潜水装置規則	潜水装置規則	
2 章 潜水ユニット及び潜水装置の検査	2 章 潜水ユニット及び潜水装置の検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の時期* 検査の実施時期は、次の(1)又は(2)の規定による。 (1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。 (2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。 (a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>5.1.2-1.(1)</u> 及び(2)に規定する時期に行う。 (b) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。 ((c)及び(d)は省略)	2.1.2 検査の時期* 検査の実施時期は、次の(1)又は(2)の規定による。 (1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。 (2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。 (a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(3)</u> に規定する時期に行う。 (b) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u> に規定する時期に行う。 ((c)及び(d)は省略)	移設に伴う参照先の修正
2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期 -1. 検査の時期の変更繰上げ <u>年次検査及び定期検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 3.1.2-2., 5.1.2-3.</u> の規定による。 -2. 検査の延期 定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4-1.(1)</u> 又は(2)の規定による。	2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期 -1. 検査の時期の変更繰上げ <u>定期検査及び年次検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 1.1.4</u> の規定による。 -2. 検査の延期 定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.5-1.(1)</u> 又は(2)の規定による。	移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
自動化設備規則	自動化設備規則	
2 章 自動化設備の検査	2 章 自動化設備の検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の時期*	2.1.2 検査の時期*	
検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。ただし、登録規則 2 章の規定により登録を受ける設備に関する検査については船級検査の時期に行う。	検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。ただし、登録規則 2 章の規定により登録を受ける設備に関する検査については船級検査の時期に行う。	移設に伴う参照先の修正
(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。	(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。	
(2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。	(2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。	
(a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>5.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(3)</u> に規定する時期に行う。	
(b) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(b) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u> に規定する時期に行う。	
((c)及び(d)は省略)	((c)及び(d)は省略)	
2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期	2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期	
-1. 検査の時期の変更繰上げ	-1. 検査の時期の変更繰上げ	
年次検査及び定期検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2., 5.1.2-3.</u> の規定による。	定期検査及び年次検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u> の規定による。	
-2. 検査の延期	-2. 検査の延期	
定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4-1.(1)</u> 又は(2)の規定による。	定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.5-1.(1)</u> 又は(2)の規定による。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
船橋設備規則	船橋設備規則	
2 章 船橋設備の検査	2 章 船橋設備の検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の時期	2.1.2 検査の時期	
-2. 維持検査は、次の間隔で行わなければならない。	-2. 維持検査は、次の間隔で行わなければならない。	移設に伴う参照先の修正
(1) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>5.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(1) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(3)</u> に規定する時期に行う。	
(2) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(2) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u> に規定する時期に行う。	移設に伴う参照先の修正
((3)及び(4)は省略)	((3)及び(4)は省略)	
2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期	2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期	
-1. 検査の時期の変更繰上げ	-1. 検査の時期の変更繰上げ	移設に伴う参照先の修正
年次検査及び定期検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2.</u> , <u>5.1.2-3.</u> の規定による。	定期検査及び年次検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u> の規定による。	
-2. 検査の延期	-2. 検査の延期	移設に伴う参照先の修正
定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4-1.(1)</u> 又は <u>(2)</u> の規定による。	定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.5-1.(1)</u> 又は <u>(2)</u> の規定による。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
機関予防保全設備規則	機関予防保全設備規則	
2 章 検査	2 章 検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の時期*	2.1.2 検査の時期*	
-2. 維持検査は、次の時期に行う。	-2. 維持検査は、次の時期に行う。	移設に伴う参照先の修正
(1) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>5.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(1) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(3)</u> に規定する時期に行う。	
(2) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(2) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u> に規定する時期に行う。	
((3)及び(4)は省略)	((3)及び(4)は省略)	
2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期	2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期	
-1. 検査の時期の変更繰上げ	-1. 検査の時期の変更繰上げ	移設に伴う参照先の修正
年次検査及び定期検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2., 5.1.2-3.</u> の規定による。	定期検査及び年次検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u> の規定による。	
-2. 検査の延期	-2. 検査の延期	移設に伴う参照先の修正
定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4-1.(1)</u> 又は <u>(2)</u> の規定による。	定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.5-1.(1)</u> 又は <u>(2)</u> の規定による。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
総合火災制御設備規則	総合火災制御設備規則	
2 章 検査	2 章 検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の時期 検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。検査は、原則として、船級検査の時期に行う。 (1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。 (2) 維持検査は、次の時期に行う。 (a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>5.1.2-1.(1)</u> に規定する時期に行う。 (b) 中間検査は、鋼船規則 B 編 <u>4.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。 (c) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。 ((d)及び(e)は省略)	2.1.2 検査の時期 検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。検査は、原則として、船級検査の時期に行う。 (1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。 (2) 維持検査は、次の時期に行う。 (a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(3)(a)</u> に規定する時期に行う。 (b) 中間検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(2)</u> に規定する時期に行う。 (c) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u> に規定する時期に行う。 ((d)及び(e)は省略)	移設に伴う参照先の修正
2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期 -1. 検査の時期の変更繰上げ 年次検査、中間検査及び定期検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2., 4.1.2-5., 5.1.2-3.</u> の規定による。 -2. 検査の延期 定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4-1.(1)</u>	2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期 -1. 検査の時期の変更繰上げ 定期検査、中間検査及び年次検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u> の規定による。 -2. 検査の延期 定期検査の延期については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.5-1.(1)</u>	移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
又は(2)の規定による。	又は(2)の規定による。	

DRAFT

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
船体監視システム規則 2 章 検 査 2.1 一般 2.1.2 検査の時期 -2. 維持検査は、次の時期に行う。 (1) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u>に規定する時期に行う。 ((2)及び(3)は省略) 2.1.3 検査の時期の変更繰上げ 年次検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2.</u>の規定による。	船体監視システム規則 2 章 検 査 2.1 一般 2.1.2 検査の時期 -2. 維持検査は、次の時期に行う。 (1) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u>に規定する時期に行う。 ((2)及び(3)は省略) 2.1.3 検査の時期の変更繰上げ 年次検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u>の規定による。	移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
荷役集中監視制御設備規則	荷役集中監視制御設備規則	
2 章 検査	2 章 検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の時期	2.1.2 検査の時期	
検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。ただし、登録規則 2 章の規定により登録を受ける設備に関する検査については、原則として船級検査の時期に行う。	検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。ただし、登録規則 2 章の規定により登録を受ける設備に関する検査については、原則として船級検査の時期に行う。	移設に伴う参照先の修正
(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。	(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。	
(2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。	(2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。	
(a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>5.1.2-1.(1)</u> 及び(2)に規定する時期に行う。	(a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(3)</u> に規定する時期に行う。	
(b) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u> に規定する時期に行う。	(b) 年次検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.3-1.(1)</u> に規定する時期に行う。	
((c)及び(d)は省略)	((c)及び(d)は省略)	
2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期	2.1.3 検査の時期の変更繰上げ及び延期	
-1. 検査の時期の変更繰上げ	-1. 検査の時期の変更繰上げ	移設に伴う参照先の修正
年次検査及び定期検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2., 5.1.2-3.</u> の規定による。	定期検査及び年次検査の時期の変更繰上げについては、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u> の規定による。	
-2. 検査の延期	-2. 検査の延期	移設に伴う参照先の修正
定期検査の延期の規定については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.4-1.(1)</u> 又は(2)の規定による。	定期検査の延期の規定については、鋼船規則 B 編 <u>1.1.5-1.(1)</u> 又は(2)の規定による。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
高速船規則 2 編 船級検査 2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.5 水圧試験及び水密試験等 製造中登録検査における水圧試験，水密試験等は次のとおりとする。 (1) 船体及び艀装関係 鋼船規則 B 編附属書 <u>2.1.5</u> に規定する方法で水圧試験又は水密試験を行わなければならない。 (2) 機関関係 機関の種類により，9 編に規定する水圧試験，漏れ試験又は気密試験を行わなければならない。	高速船規則 2 編 船級検査 2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.5 水圧試験及び水密試験等 製造中登録検査における水圧試験，水密試験等は次のとおりとする。 (1) 船体及び艀装関係 鋼船規則 B 編附属書 <u>2.1.5</u> に規定する方法で水圧試験又は水密試験を行わなければならない。 (2) 機関関係 機関の種類により，9 編に規定する水圧試験，漏れ試験又は気密試験を行わなければならない。	附属書番号の変更に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
3 章 定期的検査及び機関計画検査 3.2 定期的検査及び機関計画検査の実施時期 3.2.6 機関計画検査 機関計画検査は、鋼船規則 B 編 <u>9.1.2-1</u> に規定する時期に行う。 3.12 ウォータジェット推進装置等の検査 3.12.4 船底検査 ウォータジェット推進装置を備える船舶の船底検査では、当該推進装置について鋼船規則 B 編 <u>6.1.3-2</u> に規定する検査を行う。	3 章 定期的検査及び機関計画検査 3.2 定期的検査及び機関計画検査の実施時期 3.2.6 機関計画検査 機関計画検査は、鋼船規則 B 編 <u>1.1.2-2.(2)</u> に規定する時期に行う。 3.12 ウォータジェット推進装置等の検査 3.12.4 船底検査 ウォータジェット推進装置を備える船舶の船底検査では、当該推進装置について鋼船規則 B 編 <u>6.1.1-2</u> に規定する検査を行う。	移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶安全管理システム規則実施要領 5 章 船舶の審査 5.5 係船中の船舶 係船に先立って、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。ただし、下記(1)及び(3)の書類については、別途、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.6, 又は船舶保安システム規則実施要領 3.7 の規定に基づき当該書類を提出する場合は、これを省略することができる。 (1) 係船届け (2) SMC 又は仮 SMC (3) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部	船舶安全管理システム規則実施要領 5 章 船舶の審査 5.5 係船中の船舶 係船に先立って、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。ただし、下記(1)及び(3)の書類については、別途、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7, 又は船舶保安システム規則実施要領 3.7 の規定に基づき当該書類を提出する場合は、これを省略することができる。 (1) 係船届け (2) SMC 又は仮 SMC (3) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶保安システム規則実施要領 3 章 船舶保安システムの審査 3.7 係船中の船舶 係船に先立って、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。ただし、下記(1)及び(3)の書類については、別途、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.6, 又は船舶安全管理システム規則実施要領 5.5 の規定に基づき当該書類を提出する場合は、これを省略することができる。 (1) 係船届け (2) ISSC 又は臨時 ISSC の写し (3) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部	船舶保安システム規則実施要領 3 章 船舶保安システムの審査 3.7 係船中の船舶 係船に先立って、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。ただし、下記(1)及び(3)の書類については、別途、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7, 又は船舶安全管理システム規則実施要領 5.5 の規定に基づき当該書類を提出する場合は、これを省略することができる。 (1) 係船届け (2) ISSC 又は臨時 ISSC の写し (3) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.1 検査 (削除) (移設)	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.1 検査 <u>B1.1.2 船級維持検査</u> <u>-1. 規則 B 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次による。</u> <u>(1) 深油水倉兼貨物倉の用途変更</u> <u>都合により上記兼用倉を貨物倉専用に変更する場合には、船主は申込書 (APP-CP(J)) を本会に提出する。この取扱いをすれば、以後水圧試験を必要としない。この場合、タンク吸引管は一部を取外し、端部にはブランクフランジを付ける。</u> <u>(2) 各タンクの用途変更</u> <u>各タンクの用途変更を行う場合には、昭和 39 年以降の鋼船規則適用船では、縦強度を再計算の上、場合によっては、補強する必要があるので、その旨本会に申し出る。</u> <u>(3) 積付条件の変更</u> <u>図面承認条件と著しく異なる積付けを行う場合には、縦強度、せん断力及び局部強度に関し再計算の上本会の承認を得る必要がある。</u> <u>(4) ローディングマニュアル、復原性資料等の更新</u> <u>船舶の主要データの変更を伴う改造が行われる</u>	検査要領 B1.1.3-1.へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	場合は、<u>規則 B 編 2.3.1</u> によること。 (5) <u>その他の変更又は改造</u> <u>その他の変更又は改造等については、その内容により本会の承認を得る必要があるので、その旨本会に申し出る。一般に、主要な船体構造の変更を伴う改造については、本会の承認を得る必要がある。規則 B 編 2.3 も参照すること。</u> -2. <u>前-1.の変更又は改造等により、規則 B 編表 B2.1 から表 B2.5 に掲げる図面等に変更が生じた場合、該当図面等を更新し、本会検査員の確認を受ける必要がある。なお、原状復旧の原則に基づく修理や局所的な補強等による図面等の内容の変更（例えば、板部材の切り替え工事による部分的な板厚の変更及び溶接線の変更、限定的に甲板貨物を積載する場合の補強材の追加等）については、この限りではない。</u>	検査要領 B 編 B1.1.3-2.へ移設
B1.1.3 船級維持検査の時期 (移設)	B1.1.3 船級維持検査の時期 -1. <u>規則 B 編 1.1.3-1.(3)(b)の適用上、規則 B 編 1.1.4-1.及び-2.により年次検査または中間検査を繰り上げて実施した場合、定期検査は、次の(1)または(2)のいずれかの時期に行うことができる。</u> (1) <u>船級証書の有効期間の満了日の前 15 ヶ月以内のいずれかの時期から開始し、船級証書の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に完了する。</u> (2) <u>規則 B 編 1.1.4-3.に準じた時期に行う。</u> -2. <u>規則 B 編 1.1.3-3.(1)に規定された「機関の要部」とは、一般に製造中登録検査において検査試験を行う部品をいう。</u>	5.1.2-1.(3)に移設
(移設)	-2. <u>規則 B 編 1.1.3-3.(1)に規定された「機関の要部」とは、一般に製造中登録検査において検査試験を行う部品をいう。</u>	1.1.3-2.(1)に移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>-1. 規則 B 編 1.1.3-2.(1)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次による。</u> (1) <u>深油水倉兼貨物倉の用途変更</u> 都合により上記兼用倉を貨物倉専用に変更する場合には、船主は申込書（APP-CP(J)）を本会に提出する。この取扱いをすれば、以後水圧試験を必要としない。この場合、タンク吸引管は一部を取外し、端部にはブランクフランジを付ける。 (2) <u>各タンクの用途変更</u> 各タンクの用途変更を行う場合には、昭和 39 年以降の鋼船規則適用船では、縦強度を再計算の上、場合によっては、補強する必要があるので、その旨本会に申し出る。 (3) <u>積付条件の変更</u> 図面承認条件と著しく異なる積付けを行う場合には、縦強度、せん断力及び局部強度に関し再計算の上本会の承認を得る必要がある。 (4) <u>ローディングマニュアル、復原性資料等の更新</u> 船舶の主要データの変更を伴う改造が行われる場合は、規則 B 編 2.3.1 によること。 (5) <u>その他の変更又は改造</u> その他の変更又は改造等については、その内容により本会の承認を得る必要があるので、その旨本会に申し出る。一般に、主要な船体構造の変更を伴う改造については、本会の承認を得る必要がある。規則 B 編 2.3 も参照すること。 <u>-2. 前-1.の変更又は改造等により、規則 B 編表 B2.1 から表 B2.5 に掲げる図面等に変更が生じた場合、該当</u>	(移設) (移設)	B1.1.2-1.から移設 移設に伴う参照先の修正 B1.1.2-2.から移設

「鋼船規則」B編の構成等の見直し 新旧対照表

新	旧	備考
<u>図面等を更新し、本会検査員の確認を受ける必要がある。なお、原状復旧の原則に基づく修理や局所的な補強等による図面等の内容の変更（例えば、板部材の切り替え工事による部分的な板厚の変更及び溶接線の変更、限定的に甲板貨物を積載する場合の補強材の追加等）については、この限りではない。</u> -4. 前-3.の適用上、それぞれの要件の施行日前に建造開始段階にあり、かつ、同日より後に引渡しが行われる船舶については、登録検査を「最初の検査」、<u>「最初に予定されている入渠又は上架」及び「使用を開始する前の検査」</u>とみなし、登録検査完了日までにそれぞれの要件に適合する必要がある。 (削除) (移設) (削除) (移設)	-4. 前-3.の適用上、それぞれの要件の施行日前に建造開始段階にあり、かつ、同日より後に引渡しが行われる船舶については、登録検査を「最初の検査」<u>及び「最初に予定されている入渠又は上架」と</u>みなし、登録検査完了日までにそれぞれの要件に適合する必要がある。 B1.1.4 定期的検査の時期の変更繰り上げ <u>規則 B 編 1.1.4-1.及び-2.により年次検査または中間検査を繰り上げて実施した場合、これ以降の次回定期検査までの規則 B 編 1.1.3-1.(1)及び(2)に規定する年次検査及び中間検査の実施時期は、繰り上げて実施し完了した日から 3 ヶ月を経過した日を新たな検査基準日とみなして適用したものとする。ただし、中間検査を実施する時期から 3 回目の検査基準日が定期検査を実施する時期より前である場合、同検査基準日の前後 3 ヶ月以内に行う年次検査の時期に中間検査を行う。</u> B1.1.5 定期的検査等の延期 <u>規則 B 編 1.1.5 でいう検査の延期のための手続き及びその承認方法は、次による。</u> (1) <u>延期申請の手続き</u> <u>検査期日の延期を必要とする場合、船主ないし</u>	表現の修正 3.1.2-3.と 4.1.2-6.に移設 (1)と(2)(a)~(b) : 1.1.5-2.に移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
	船長は、検査指定期日前に本会の承認を得るため次に掲げる書類を本会に提出する。提出先は、申請者に都合の良い所在地の本会事務所として差し支えない。ただし、船級検査報告書ファイルの提出ができない場合、提出先は本部とすること。 <u>(a) 申込書 (APP-PP(J)) ー3 通 (提出先を本部とする場合、2 通で可)</u> <u>(b) 船級検査報告書ファイル</u> <u>(2) 延期の承認方法</u> 本会は、検査の種類に応じ以下に掲げた事項を確認して延期を承認し、その旨記載した検査延期申請書のうち 1 通を検査延期承認書として返却する。申請者は、返却された書類を当該船舶に送付する等、船上において検査期日の延期が承認されていることを確認出来る適当な方法を講ずること。 <u>(a) 当該船舶が現状良好であること。検査延期申請書に記載された現状報告及び船級検査報告書による確認で差し支えない。</u> <u>(b) 重要な指定事項の無いこと。ここで、重要な指定事項とは、船舶の耐航性に影響があると認められる事項をいう。以下、本編においては、これに従う。</u> <u>(c) 規則 B 編 1.1.5-2.によりボイラ検査を延期する場合にあつては、事前に次の検査及び試験を行うこと。</u> i) 外部検査	(2)(c) : 7.1.2-3.に移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
B1.1.5 検査の項目、範囲及び程度の変更 -1. 規則 B 編 <u>1.1.5-1.</u>でいう「本会が適当と認める場合」とは、定期的検査又は機関計画検査において、表 <u>B1.1.5-1.</u>に掲げる項目の検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。 -2. 規則 B 編 <u>1.1.5-2.</u>にいう「検査員が必要と認める場合」とは、次の(1)及び(2)のいずれかの場合をいう。 (1)から(2)は省略) -3. 規則 B 編 <u>1.1.5-4.</u>の規定により、定期検査で行うべき区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測並びにタンクの水圧試験を、継続検査方式により行う場合の取扱いはこの(1)から(5)による。 (1)から(5)は省略) (移設)	ii) <u>安全弁の揚弁装置の作動試験</u> iii) <u>安全装置、警報装置及び圧力計測指示装置の作動試験</u> iv) <u>前回の検査以降の次の記録の確認</u> 1) <u>運転状態</u> 2) <u>保守状況</u> 3) <u>修理の履歴</u> 4) <u>給水又は熱媒油の管理状態</u> B1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更 -1. 規則 B 編 <u>1.1.6-1.</u>でいう「本会が適当と認める場合」とは、定期的検査又は機関計画検査において、表 <u>B1.1.6-1.</u>に掲げる項目の検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。 -2. 規則 B 編 <u>1.1.6-2.</u>にいう「検査員が必要と認める場合」とは、次の(1)及び(2)のいずれかの場合をいう。 (1)から(2)は省略) -3. 規則 B 編 <u>1.1.6-4.</u>の規定により、定期検査で行うべき区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測並びにタンクの水圧試験を、継続検査方式により行う場合の取扱いはこの(1)から(5)による。 (1)から(5)は省略) -4. <u>規則 B 編 1.1.6-5.にいう「検査の一部省略」の適用はこの(1)及び(2)による。</u> (1) <u>「本会が認めた船舶」とは、次の(a)及び(b)に掲げる船舶をいう。</u> (a) <u>総トン数 500 トン未満で、かつ、船の長さが 24 m 未満の船舶</u>	条番号の変更 移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正 規則 3.1.1-5.に移動

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
	<u>(b) 規則 R 編 1.1.1-1.(3)に掲げる船舶</u> (2) 「別に定めるところ」とは、次の(a)から(d)に掲げる試験を、検査員が差し支えないと認める場合に、現状検査に代えるか、又は省略することができることをいう。 <u>(a) 規則 B 編 表 B3.3 に掲げる検査</u> <u>(b) 規則 B 編 表 B3.7 に掲げる効力試験</u> <u>(c) 規則 B 編 表 B3.9 第 3, 4 及び 6 項に定める検査</u> <u>(d) 規則 B 編 表 B3.10 第 2 及び 4 項に定める検査</u>	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
表 B1.1.6-1 表 B1.1.5-1. 検査項目、範囲及び程度の変更		表番号の変更
検査項目	検査の範囲及び程度	
1 検査全般	検査の経歴を考慮して、検査の範囲及び程度を拡げることがある。	
2 類似船又は類似タンク等の検査	類似船又は類似タンクで、損傷があった場合は検査の範囲及び程度を拡げることがある。	
3 補機及び圧力容器の検査	現状について行う検査を除き、規則で検査が要求される補機及び圧力容器は、一般に、次のものとする。 (1) 規則 D 編 1.1.6 (D1.1.6 参照) の重要な補機 (2) 規則 D 編 10.1.3 の第 1 種及び第 2 種圧力容器並びに重要な用途に用いられる第 3 種圧力容器	
4 小容量又は小使用頻度の機器の検査	次の機器については、定期検査時に行う現状検査及び運転試験等の結果、必要と認められた場合には開放検査を行う。 (1) 非常用空気圧縮機及び同駆動機 (2) ボイラの冷始動装置 (3) 小型のパッケージボイラに付属する送風機及びポンプ等 (4) 10 kW 以下の電熱式加熱器 (5) 1 m ³ 以下の油タンク (6) 潤滑油タンク (7) 人力ポンプ（ビルジ用、燃料移送用等）	
5 ボイラ検査	(1) 製造中登録検査を受けた水管式以外のボイラで、登録検査後第 1 回目の検査では、その現状を考慮して、検査員が差し支えないと認める場合に限り、検査方法を参酌することができる。 (2) 漁獲物の処理に用いられる圧力容器は、製造後 8 年未満のものは、新たに据付けられる場合を除き、検査員の見込みにより検査の方法を軽減することができる。	
6 その他	その他の検査項目において、特に承認を得た場合は、承認された方法により検査を行う。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
B1.1.6 係船中の船舶 (同右) B1.1.8 C 編 31B 章が適用されるばら積貨物船 -1. 規則 B 編 <u>1.1.8-1.</u>において要求する規則 C 編 31B.3 を適用する時の板厚計測は、最前端貨物倉後端波形横隔壁の寸法を適切に評価するために、次に示す箇所について行うこと。 (1) 隔壁下端部 (図 <u>B1.1.8-1.</u>, レベル a 参照) (a) 各隔壁面材部において、面材の幅の中央でかつシェダープレート上端から約 200 mm 上方 (b) 各隔壁ウェブにおいて、ウェブ幅の中央でかつシェダープレート上端から約 200 mm 上方 (c) 各シェダープレートの中央 (d) 隔壁下端にガセットプレートが設けられている場合、各ガセットプレートの中央 (2) 隔壁中央部 (図 <u>B1.1.8-1.</u>, レベル b 参照) (a) 隔壁の各面材及び各ウェブにおいて、それぞれの部材の幅の中央でかつ隔壁スパン中央部付近の箇所。なお、隔壁板の板厚が船の深さ方向で変わる場合、板厚の薄い方の板を計測すること。	B1.1.7 係船中の船舶 係船に先だって、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。 (1) 申込書 (Form-B1-1(J)) 3 部 (2) 船級証書 (3) 国際満載喫水線証書, 貨物船安全構造証書, 貨物船安全設備証書, 貨物船安全無線証書 (4) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部 B1.1.9 ばら積貨物船 -1. 規則 B 編 <u>1.1.9-1.</u>において要求する規則 C 編 31B.3 を適用する時の板厚計測は、最前端貨物倉後端波形横隔壁の寸法を適切に評価するために、次に示す箇所について行うこと。 (1) 隔壁下端部 (図 <u>B1.1.9-1.</u>, レベル a 参照) (a) 各隔壁面材部において、面材の幅の中央でかつシェダープレート上端から約 200 mm 上方 (b) 各隔壁ウェブにおいて、ウェブ幅の中央でかつシェダープレート上端から約 200 mm 上方 (c) 各シェダープレートの中央 (d) 隔壁下端にガセットプレートが設けられている場合、各ガセットプレートの中央 (2) 隔壁中央部 (図 <u>B1.1.9-1.</u>, レベル b 参照) (a) 隔壁の各面材及び各ウェブにおいて、それぞれの部材の幅の中央でかつ隔壁スパン中央部付近の箇所。なお、隔壁板の板厚が船の深さ方向で変わる場合、板厚の薄い方の板を計測すること。	条番号の変更 日本籍特別要件 条番号の変更 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
-2. 規則 B 編 <u>1.1.8-1</u>にいう規則 C 編 31B.5 を適用する時の貨物倉内肋骨に対する板厚計測は次による。 (1) 鋼材切替, サンドブラスト及び塗装のため, 図 <u>B1.1.8-2</u>に示す 4 つのゾーン A, B, C 及び D を規定する。 (2) 板厚計測の方法 (a) 板厚計測を行う肋骨の本数は, 定期検査においては, 規則 B 編 5.2.6-4.に, 中間検査においては, 船齢に応じて, 規則 B 編 <u>4.1.1-4</u>.又は 4.2.6 に従う。ただし, 計測値が切替基準値又は補強基準値(規則 C 編 31B.5 中の t_{REN} 又は t_{COAT}) に近い場合は, 計測する肋骨の本数を増やさなければならない。 (b) 貨物倉内個々の肋骨の状況に応じて切替又は補強が求められる場合は, 当該貨物倉内の全ての肋骨について板厚計測を行わなければならない。 (c) 各ゾーンにおける板厚計測の詳細は次の(d)から(f)による。ただし, 構造部材に建造時の板厚から腐食衰耗が見られず, かつ, 塗装が新造船の状態と同等であることが確認され, 本会が認める場合に限り, 計測範囲を適宜参酌して差し支えない。 (d) A, B 及び D の各ゾーンにおけるウェブの板厚計測は, ウェブの深さ W を 1 辺とする正方形と同じ範囲において代表点を 5 点選んで計測することを標準とし, それらの平均値を板厚計測値として記録する(図 <u>B1.1.8-3</u>.参	-2. 規則 B 編 <u>1.1.9-1</u>にいう規則 C 編 31B.5 を適用する時の貨物倉内肋骨に対する板厚計測は次による。 (1) 鋼材切替, サンドブラスト及び塗装のため, 図 <u>B1.1.9-2</u>に示す 4 つのゾーン A, B, C 及び D を規定する。 (2) 板厚計測の方法 (a) 板厚計測を行う肋骨の本数は, 定期検査においては, 規則 B 編 5.2.6-4.に, 中間検査においては, 船齢に応じて, 規則 B 編 <u>4.1.1-2</u>.又は 4.2.6 に従う。ただし, 計測値が切替基準値又は補強基準値(規則 C 編 31B.5 中の t_{REN} 又は t_{COAT}) に近い場合は, 計測する肋骨の本数を増やさなければならない。 (b) 貨物倉内個々の肋骨の状況に応じて切替又は補強が求められる場合は, 当該貨物倉内の全ての肋骨について板厚計測を行わなければならない。 (c) 各ゾーンにおける板厚計測の詳細は次の(d)から(f)による。ただし, 構造部材に建造時の板厚から腐食衰耗が見られず, かつ, 塗装が新造船の状態と同等であることが確認され, 本会が認める場合に限り, 計測範囲を適宜参酌して差し支えない。 (d) A, B 及び D の各ゾーンにおけるウェブの板厚計測は, ウェブの深さ W を 1 辺とする正方形と同じ範囲において代表点を 5 点選んで計測することを標準とし, それらの平均値を板厚計測値として記録する(図 <u>B1.1.9-3</u>.参	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
照)。 (e) ゾーン C におけるウェブの板厚計測は、当該ゾーンの全長にわたって代表点を 3 点選んで計測し、それらの平均値を当該ゾーンの板厚計測値として許容板厚と比較する。当該ウェブの板が全般的に腐食していれば、前(d)の方法で板厚計測を行わなければならない。 (f) 規則 C 編 31B.5.3-5.(1)により図 B1.1.8-4.に示す断面位置 a 及び b における肘板及び倉内肋骨の実際の断面係数の確認が要求される場合、それぞれの位置において、面材については各 2 点以上、船側外板については肋骨の両側各 1 点以上板厚計測を行わなければならない。ただし、球平鋼の場合は、面材に対する板厚計測に代えて、断面係数の計算に特別な考慮をしなければならない。 (3) 点食及び溝食に対する特別規定 (a) 計測の前に必要に応じて点食の表面を覆う錆及び無効な塗装を除去しなければならない。 (b) 点食部の板厚を計測するために、探触子の径が 10 mm 程度の通常の計測器では不適切であり、3～5 mm 程度の小径の探触子を用いるか、又は点食の深さを計測して板厚に換算しなければならない。 (c) ウェブの片面において、点食の程度が面積比で 15% (図 B1.1.8-5.参照) を超える場合は、	照)。 (e) ゾーン C におけるウェブの板厚計測は、当該ゾーンの全長にわたって代表点を 3 点選んで計測し、それらの平均値を当該ゾーンの板厚計測値として許容板厚と比較する。当該ウェブの板が全般的に腐食していれば、前(d)の方法で板厚計測を行わなければならない。 (f) 規則 C 編 31B.5.3-5.(1)により図 B1.1.9-4.に示す断面位置 a 及び b における肘板及び倉内肋骨の実際の断面係数の確認が要求される場合、それぞれの位置において、面材については各 2 点以上、船側外板については肋骨の両側各 1 点以上板厚計測を行わなければならない。ただし、球平鋼の場合は、面材に対する板厚計測に代えて、断面係数の計算に特別な考慮をしなければならない。 (3) 点食及び溝食に対する特別規定 (a) 計測の前に必要に応じて点食の表面を覆う錆及び無効な塗装を除去しなければならない。 (b) 点食部の板厚を計測するために、探触子の径が 10 mm 程度の通常の計測器では不適切であり、3～5 mm 程度の小径の探触子を用いるか、又は点食の深さを計測して板厚に換算しなければならない。 (c) ウェブの片面において、点食の程度が面積比で 15% (図 B1.1.9-5.参照) を超える場合は、	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
点食衰耗を確認するための板厚計測を行わなければならない。この計測は、点食が最も激しい部分において、直径 300 mm 以上の範囲にわたって表面の錆及び塗装を完全に除去した上、点食が最も深い 5 点に対して実施し、その最小値を板厚計測値としなければならない。 (d) 点食又は溝食内の最小許容板厚は次による。 (i) 肋骨及び端部肘板のウェブ及びフランジでの点食及び溝食に対して建造時の板厚の 75% (ii) 倉内肋骨が取り付けられた船側外板、ホッパタンク及びトップサイドタンクの板材で、肋骨の取り付け部から両側にそれぞれ 30 mm の幅の範囲の点食及び溝食に対して建造時の板厚の 70% -3. 規則 B 編 <u>1.1.8-2.及び-3.</u>に規定する板厚計測については、前-1.又は前-2.を準用する。 <u>B1.1.10</u> セルフアンローダ船 規則 B 編 <u>1.1.10</u> の適用上、セルフアンローダ船の検査については、<u>B1.3.1-3.</u>, <u>B1.4.2-12.</u>, <u>B2.3.1</u> 及び <u>B3.2.3-2.</u>に規定する要件を除き、ばら積貨物船に対する検査の要件に準じて行うこと。	点食衰耗を確認するための板厚計測を行わなければならない。この計測は、点食が最も激しい部分において、直径 300 mm 以上の範囲にわたって表面の錆及び塗装を完全に除去した上、点食が最も深い 5 点に対して実施し、その最小値を板厚計測値としなければならない。 (d) 点食又は溝食内の最小許容板厚は次による。 (i) 肋骨及び端部肘板のウェブ及びフランジでの点食及び溝食に対して建造時の板厚の 75% (ii) 倉内肋骨が取り付けられた船側外板、ホッパタンク及びトップサイドタンクの板材で、肋骨の取り付け部から両側にそれぞれ 30 mm の幅の範囲の点食及び溝食に対して建造時の板厚の 70% -3. 規則 B 編 <u>1.1.9-2.及び-3.</u>に規定する板厚計測については、前-1.又は前-2.を準用する。 <u>B1.1.11</u> セルフアンローダ船 規則 B 編 <u>1.1.11</u> の適用上、セルフアンローダ船の検査については、<u>B1.3.1-3.</u>, <u>B1.4.2-12.</u>, <u>B2.3.1</u> 及び <u>B3.2.3-5.</u>に規定する要件を除き、ばら積貨物船に対する検査の要件に準じて行うこと。	移設に伴う参照先の修正 条番号の変更 移設に伴う参照先の修正 日本籍特別要件

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>図 B1.1.8-1.</u> 追加の板厚計測箇所 (省略) <u>図 B1.1.8-2.</u> 倉内肋骨及び端部肘板のゾーン (省略) <u>図 B1.1.8-3.</u> 標準的な 5 個の代表点 (省略) <u>図 B1.1.8-4.</u> 断面位置 a 及び b (省略) <u>図 B1.1.8-5.</u> 点食の分布図 (5 %から 25 %までの分布) (省略) B3 年次検査 (削除) (削除) (移設)	<u>図 B1.1.9-1.</u> 追加の板厚計測箇所 (省略) <u>図 B1.1.9-2</u> 倉内肋骨及び端部肘板のゾーン (省略) <u>図 B1.1.9-3</u> 標準的な 5 個の代表点 (省略) <u>図 B1.1.9-4</u> 断面位置 a 及び b (省略) <u>図 B1.1.9-5</u> 点食の分布図 (5 %から 25 %までの分布) (省略) B3 年次検査 <u>B3.1 一般</u> <u>B3.1.1 定期検査に準じた検査</u> <u>無塗装の専用バラストタンク (二重底タンクを除く。)</u> <u>を有する船舶にあっては、年次検査の時期に、定期検査</u> <u>に準じた検査として、無塗装の専用バラストタンクのう</u> <u>ち代表的なものの内部検査を行う。</u>	図番号の修正 図番号の修正 図番号の修正 図番号の修正 図番号の修正 図番号の修正 3.1.1-3.へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
B3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査	B3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査	
B3.2.1 書類及び図書の確認 (移設)	B3.2.1 書類及び図書の確認 <u>-1. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 でいう「C 編 1 編 2.3.4 により備え付けが要求される船舶」とは，次の船舶をいう。</u> (1) 1992 年 2 月 1 日以降建造開始段階にあった，国際航海に従事し，かつ，総トン数が 500 トン以上の，専ら液体を運送する船舶以外の乾貨物船 (2) 2009 年 1 月 1 日以降建造開始段階にあった，総トン数が 500 トン以上の船舶	表 B3.1 備考 1 へ移設
-1. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 でいう「油タンカー，ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の検査に関する書類」とは， B1.4.2-6. に示す書類をいう。 (移設)	-2. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 でいう「油タンカー，ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の検査に関する書類」とは， B1.4.2-6. に示す書類をいう。 <u>-3. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 第 11 項にいう保守及び補修の記録は，MSC.1/Circ.1330/Rev.1 “Guidelines for maintenance and repair of protective coatings” 又は MSC.1/Circ.1399/Rev.1 “Guidelines on procedures for in-service maintenance and repair of coating systems for cargo oil tanks of crude oil tankers” に基づくこと。</u>	項番号の変更 表 B3.1 備考 3 へ移設
(移設)	<u>-4. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 第 11 項にいう耐食鋼材に関する保守及び補修の記録（塗装による補修も含む）は，IACS 統一解釈 SC258（以後の改正を含む）によること。</u>	表 B3.1 備考 4 へ移設
(移設)	<u>-5. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 第 12 項にいう「騒音計測記録書」とは，規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」4.2 に示す記録書をいう。</u>	表 B3.1 備考 5 へ移設
-2. 規則 B 編 3.2.1-2.(3)に規定する船体コンストラクションファイルの更新の確認は，次の(1)及び(2)による。	<u>-6. 規則 B 編 3.2.1-2.(3)に規定する船体コンストラクションファイルの更新の確認は，次の(1)及び(2)による。</u>	項番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
((1)及び(2)は省略) -3. 規則 B 編 3.2.1-2.(5)に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段の確認は、次の(1)及び(2)による。 ((1)及び(2)は省略) -4. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 第 17 項にいう係船索を含む係留設備の点検及び保守のための管理計画書の確認は、2024 年 1 月 1 日から求められており、当該管理計画書の内容については B2.1.6-11.による。 B3.2.2 現状検査 -1. 規則 B 編表 B3.2 第 3 項にいう倉口閉鎖装置の検査については、次の(1)から(5)による。 (1) 雰囲気制御設備を有する船舶にあつては、<u>検査要領 D 編 D17.3(1)(a)に規定される</u>雰囲気制御される冷蔵倉の気密性の現状検査を行い、現状良好であることを確認する。 ((2)から(5)は省略) (移設) -2. 規則 B 編表 B3.2 第 14 項にいう「消火設備」の検査については、次の(1)から(13)による。 ((1)から(12)は省略) (13) 非常用消火ポンプの呼び水ポンプ等の付属機器について、少なくとも 5 年毎に開放点検が行わ	((1)及び(2)は省略) -7. 規則 B 編 3.2.1-2.(5)に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段の確認は、次の(1)及び(2)による。 ((1)及び(2)は省略) -8. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 第 17 項にいう係船索を含む係留設備の点検及び保守のための管理計画書の確認は、2024 年 1 月 1 日から求められており、当該管理計画書の内容については B2.1.6-11.による。 B3.2.2 現状検査 -1. 規則 B 編表 B3.2 第 3 項にいう倉口閉鎖装置の検査については、次の(1)から(5)による。 (1) 雰囲気制御設備を有する船舶にあつては雰囲気制御される冷蔵倉の気密性の現状検査を行い、現状良好であることを確認する。 ((2)から(5)は省略) -2. 規則 B 編表 B3.2 第 6 項において、<u>空気管の暴露甲板貫通部には特別の注意を払わなければならない。</u> -3. 規則 B 編表 B3.2 第 14 項及び 15 項の適用上、次の(1)から(15)について検査を行う。 ((1)から(12)は省略) (13) <u>可能な限り、全ての防火戸について、現状良好であることを確認する。</u> (14) <u>居住区域、機関区域及びその他の区域からの脱出設備が適切であることを確認する。</u> (15) 非常用消火ポンプの呼び水ポンプ等の付属機器について、少なくとも 5 年毎に開放点検が行わ	項番号の変更 項番号の変更 和英の整合 検査要領 D 編 D17.3(1)(a)の要件に和英で差は無いため、参照を追加し和文を英文に整合 規則表 B3.2 備考 2 へ移設 項番号の変更 (13) 表 B3.2 第 15 項(2)へ移設 (14) 表 B3.2 第 15 項(3)へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
れ、良好な状態に保守整備されていることを確認する。 -3. 規則 B 編表 B3.2 第 21 項の適用上、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に設置される乗降設備については、次の(1)から(5)の項目の現状検査を行う。 ((1)から(5)は省略) -4. 規則 B 編表 B3.2 第 22 項にいうバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア（以下、「ドア及び内扉」という。）の検査に関し、次の(1)から(7)の項目の現状検査を行う。なお、現状検査の結果、検査員が必要と認める場合には、非破壊検査を要求する場合がある。 ((1)から(7)は省略) (移設) (移設) B3.2.3 効力試験 (移設) -1. 規則 B 編表 B3.3 第 3 項の適用上、実行可能な範	れ、良好な状態に保守整備されていることを確認する。 -4. 規則 B 編表 B3.2 第 21 項の適用上、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に設置される乗降設備については、次の(1)から(5)の項目の現状検査を行う。 ((1)から(5)は省略) -5. 規則 B 編表 B3.2 第 22 項にいうバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア（以下、「ドア及び内扉」という。）の検査に関し、次の(1)から(7)の項目の現状検査を行う。なお、現状検査の結果、検査員が必要と認める場合には、非破壊検査を要求する場合がある。 ((1)から(7)は省略) -6. 規則 B 編表 B3.2 第 23 項にいう「耳保護具」とは、規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」6.1 及び 6.2 に示す耳保護具をいう。 -7. 規則 B 編表 B3.2 第 28 項及び第 29 項の規定の適用上、<u>貨物タンク及び貨物管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合及び検査員が必要と認めた場合には当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が 1 MΩ以下であることを確認する。ただし、適正な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、この測定を省略することができる。</u> B3.2.3 効力試験 -1. 規則 B 編表 B3.3 第 1 項及び第 2 項にいう射水試験は、規則 B 編附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」1.4.4-3.に示す射水試験をいう。 -2. 規則 B 編表 B3.3 第 3 項の適用上、実行可能な範	項番号の変更 項番号の変更 規則表 B3.2 備考 6 へ移設 規則表 B3.2 備考 7 へ移設 規則表 B3.3 備考 1 に移設 項番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
囲で、次の(1)から(5)について検査を行う。 ((1)から(5)は省略) (移設) (移設) -2. 規則 B 編表 B3.3 第 8 項にいう計算機能の確認については、検査員立会いの下、次の(1)から(4)の手順に従って計算を実施し、正常に機能することを確認すること。ただし、検査に先立ち実施した(1)から(3)又は(1)及び(4)の計算結果が船上に保管されており、正常に機能することが確認できる場合については、当該計算結果を確認することとして差し支えない。 ((1)から(4)は省略) (移設)	囲で、次の(1)から(5)について検査を行う。 ((1)から(5)は省略) <u>-3. 規則 B 編表 B3.3 第 4, 5 及び 6 項にいう各種装置の検査の詳細については、規則 B 編 2.1.7 の関連規定を参照すること。</u> <u>-4. 規則 B 編表 B3.3 第 8 項の「復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機」とは、復原性計算機又は復原性計算用ソフトウェアがインストールされたコンピュータであって、船橋、荷役制御室等で使用されるものをいう。</u> <u>-5. 規則 B 編表 B3.3 第 8 項にいう計算機能の確認については、検査員立会いの下、次の(1)から(4)の手順に従って計算を実施し、正常に機能することを確認すること。ただし、検査に先立ち実施した(1)から(3)又は(1)及び(4)の計算結果が船上に保管されており、正常に機能することが確認できる場合については、当該計算結果を確認することとして差し支えない。</u> ((1)から(4)は省略) <u>-6. 規則 B 編表 B3.3 第 10 項にいう排水設備（規則 D 編 13.5.10 参照）の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。</u> <u>(1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの</u> <u>(a) 2006 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船</u> <u>(b) 2006 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船</u>	規則表 B3.3 備考 3 に移設 規則表 B3.3 備考 4 に移設 項番号の変更 規則表 B3.3 備考 6 に移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除) (移設) B3.3 機関の年次検査 (削除) (移設) (移設) (移設)	<u>B3.2.4 区画及びタンクの内部検査</u> <u>区画及びタンクの内部検査を行う際には、当該区画の検査に供される点検設備についても検査を行うこと。</u> B3.3 機関の年次検査 <u>B3.3.1 現状検査</u> <u>-1. 規則 B 編 3.3.1-1.にいう現状検査に関し、雰囲気制御設備を有する船舶にあつては、ガスフリー装置並びに制御、警報及び監視装置の現状を検査する。また、ゴム継手を有する船舶にあつては、ゴムエレメントの外観検査及び、表面硬度又は永久ひずみ量の計測をする。</u> <u>-2. 規則 B 編 3.3.1-1.(4)にいう「本会が適当と認める管理基準値」とは、次の(1)及び(2)をいう。</u> <u>(1) 油潤滑式の場合には、規則 B 編表 B8.3 第 11 項(1)(b)に規定するもの。</u> <u>(2) 清水潤滑式の場合には、規則 B 編表 B8.4 第 11 項(1)(b)に規定するもの。</u> <u>-3. 規則 B 編 3.3.1-1.にいう現状検査に関し、配電系統の主母線に高調波フィルタ（ポンプモータ等、単一の機器のみに使用されるものを除く。）を備える船舶にあつては、当該高調波フィルタが現状良好であることを確認するとともに次の(1)又は(2)の確認を行う。</u> <u>(1) 規則 H 編 2.3.13-1.に規定する主母線の電圧総合波形ひずみ率を連続的に監視する設備を備える船舶は、電圧総合波形ひずみ率の記録を確認する。</u>	規則表 B3.4 備考 1 へ移設 表 B3.7 第 5 項、第 6 項へ移設 表 B3.7 備考 1 へ移設 表 B3.7 第 7 項へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設) (移設)	(2) <u>前(1)に該当しない船舶は、高調波フィルタの正常な動作を確認するため、直近の航海において、プラント全体の稼動を代表する航海状態における主母線の電圧総合波形ひずみ率の最大値が測定されていることを確認し、当該測定値が、電圧総合波形ひずみ率の許容値以下であることを確認する。</u> <u>-4. 規則 B 編 3.3.1-1.の適用上、機関区域の通風装置が正常に作動していることを確認する。</u> <u>-5. 規則 B 編 3.3.1-1.(1)の適用上、次の(1)から(9)にもよる。</u> (1) <u>重要な補機のうち 1 つが作動不能になった場合であっても、推進機関の正常な作動を維持又は回復できることを確認する。</u> (2) <u>主機、推進補機及び船舶の安全のための重要な補機を操作する装置の現状を確認する。</u> (3) <u>機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置の現状を確認する。</u> (4) <u>機関、ボイラその他の圧力容器、並びに関連する管装置及び取付物が、可動部、高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い、船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されていることを確認する。</u> (5) <u>船外からの援助を受けることなく、デッドシップ状態から機関を始動し、運転可能とする手段が設けられていることを確認する。</u> (6) <u>実行可能な限り、主電源及び照明機器を含む電気設備の外観検査並びに当該電気設備の作動状</u>	表 B3.7 第 3 項へ移設 表 B3.7 第 2 項(a)～(i)へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	<u>態が正常であることを確認する。</u> (7) <u>衝撃，火災及びその他の電気に起因する危険性に対する措置について，保守されていることを全般的に確認する。</u> (8) <u>船側を貫通する配管系統において，貫通部及び非金属性伸縮継手が最上位の喫水線より下方に位置する場合に，当該継手の現状を，外観検査により確認し，関連する整備記録を確認する。</u> (9) <u>燃料油，潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置について，現状良好であることを確認する。</u> <u>-6. 規則 B 編 3.3.1-1.(2)の適用上，火災及び爆発に対する危険性に注意し，機関，ボイラ，すべての蒸気，油圧，空気圧及びその他の系統並びにこれらに関連する取付物の現状検査を行い，これらが適切に保守されていることも確認する。</u> <u>-7. 規則 B 編 3.3.1-2.の規定により適用する同-1.の適用上，次の(1)から(4)にもよる。</u> (1) <u>規則 D 編 15.6.1-2.(1)にいう単一損傷の際に操舵能力を回復させるための設備を備える船舶にあつては，当該設備が保守されていることを確認する。</u> (2) <u>甲板上及び貨物ポンプ室の貨物，原油洗浄，バラスト及びストリップング装置並びに甲板上のバンカリング装置の現状を確認する。</u> (3) <u>タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては，隔壁貫通部の温度計測装置及び警報の現状を確認する。</u>	表 B3.7 第 1 項(2)へ移設 (1)～(3)は表 B3.7「油タンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に対する追加要件」へ移設 (1) 第 5 項へ移設 (2) 第 3 項へ移設 (3) 第 4 項へ移設 (4) 第 1 項(e)と備考 5 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設) B3.3.2 効力試験 <u>規則 B 編表 3.8 第 10 項備考*4 に言う「別に定めるところ」とは、次の(1)から(6)をいう。(表 B3.3.2.参照)</u> (1) <u>毎年</u>の定期的検査ごとにゴムホース及び締付け金具の状態を検査する。 (2) <u>ゴムホースの使用期間が 2 年を経過した後の最初の定期的検査及び 4 年を経過した以後の毎年</u>の定期的検査では前(1)の他にゴムホースを縦方	(4) <u>2002 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった船舶にあっては、すべての貨物ポンプ室の非常照明装置の現状を確認する。</u> <u>-8. 規則 B 編 3.3.1-2.(2)の適用上、次の(1)から(4)にもよる。</u> (1) <u>危険区域内におけるすべての電気機器が当該区域に対して適切なものであること、良好な状態に保たれていること及び適切に保守されていることを確認する。</u> (2) <u>貨物ポンプ室の内部又は付近において潜在的な発火源（例えば、揚貨装具、可燃性材料等）が除去されていることを確認するほか、過度な漏洩がないこと及び交通用はしごの状態が良好であることを確認する。</u> (3) <u>実行可能な限り貨物、ビルジ、バラスト及びストリップングポンプのシール部から過度な漏洩がないことを確認する。</u> (4) <u>ポンプ室における通風装置のダクトに損傷がないことを確認するほか、保護金網に汚れがないことを確認する。</u> B3.3.2 効力試験 (移設)	表 B3.7「油タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に対する追加要件」へ移設 (1) 第 2 項へ移設 (2) 第 1 項(b)へ移設 (3) 第 1 項(c)へ移設 (4) 第 1 項(d)へ移設 B5.3.2-3.から移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>向に切断開放し、内面のゴムの割れ及び膨潤の有無について検査する。また、検査員が必要と認めた場合は、内面ゴムの引張試験を要求することがある。その場合の合否の判定基準は、引張強さ 8 N/mm^2 以上とする。</u> (3) <u>ゴムホースの使用期間が 4 年を経過した以後の毎年の定期的検査では、前(1)、(2)の他に破裂試験を行い、その破裂圧力が 6 MPa 以上であることを確認する。</u> (4) <u>原則として使用期間が 8 年を経過したゴムホースは、すべて新換する。</u> (5) <u>前(2)及び(3)に定める諸試験においては、原則としてコンタクトフリーザ 5 台を 1 単位として 1 本の試験用ゴムホースを採取し、(2)の引張試験及び(3)の破裂試験のいずれかが不合格となった場合は、その試験で代表されるゴムホースは、すべて新換する。</u> (6) <u>機関長は、コンタクトフリーザの使用時には、前もってゴムホース及び締付け金具を点検し、不良品を自主的に新換しなければならない。また、下記の項目を含む適当な様式の記録簿を用意し、定期的検査時に本会検査員に提示すること。</u> <u>(a) 各ゴムホースの経過年月の一覧表</u> <u>(b) 点検の結果（点検期日、ゴムホース及び締付け金具の状態、処置等）</u> <u>(c) 新換したゴムホースの位置番号、メーカー名、タイプ、製造年月</u>		

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新		旧			備考
表 B5.3.2-3-表 B3.3.2 アンモニア直接膨張式急速凍結装置に用いられるゴムホースの検査					検査要領表 B5.3.2-3. 「アンモニア直接膨張式急速凍結装置に用いられるゴムホースの検査」から移設 和英の整合 (8 年の外観検査○を新換に変更) B5.3.2-3.(4) (移設後, B3.3.2 (4))にて使用期間が 8 年を経過したゴムホースは, すべて新換することが規定されているため, 英文に整合して和文を修正 規則 B 編表 B3.8 第 4 項(2)(3)へ移設 規則 B 編表 B3.8 備考 1 へ移設 規則 B 編表 B3.8 第 10 項へ移設
検査項目 経過年数	外観検査	内面目視検査	破裂試験 (6MPa)	内面ゴム引張試験 (8N/mm ²)	
1 年	○				
2 年	○	○		△	
3 年	○				
4 年	○	○	○	△	
5 年	○	○	○	△	
6 年	○	○	○	△	
7 年	○	○	○	△	
8 年	⊖		(新換)		
注 1 ○…必ず行う項目 △…検査員が必要と認めた場合に行う項目					
(移設)	-1. 規則 B 編 3.3.2-1.の適用上, 定期的に無人の状態に置かれる機関区域の検査については, 自動化設備規則 2.3.2-2.にもよる。				
(移設)	-2. 規則 B 編表 B3.7 第 3 項の適用上, 実行可能な限り, 非常電源 (始動装置, 給電される装置, 自動始動装置 (もしあれば) も含む) の作動も確認する。				
(移設)	-3. 規則 B 編表 B3.7 第 4 項の適用上, 次の(1)及び(2)にもよる。 (1) 船橋と操舵機室との間の通信装置及び舵角指示器が正常に作動することを確認する。 (2) エンジン・テレグラフ, 船橋と機関区域との間の第 2 の通信装置及び機関を制御するその他のすべての場所との通信装置が正常に作動することを確認する。				

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	<u>-4. 規則 B 編表 B3.7 第 5 項の適用上, 次の(1)から(4)による。</u> (1) <u>主及び補助操舵装置（付属品及び制御装置を含む。）について, 次の(a)から(e)に掲げる作動試験を行うほか, 現状を確認する。</u> (a) <u>切換えを含めた動力装置の作動試験</u> (b) <u>規則 D 編 15.6 にいう油圧駆動装置について自動及び遠隔切離し装置の作動試験</u> (c) <u>規則 D 編 15.2 にいう代替動力の供給試験</u> (d) <u>切換えを含めた制御装置の作動試験</u> (e) <u>規則 D 編で要求する舵角指示器及び動力装置の運転表示装置の作動試験</u> (2) <u>非常操舵場所を有する船舶にあっては, 当該場所に船首方向を伝達する手段に加え, 当該場所にコンパスの可視情報を伝達する手段（もしあれば）の現状を確認する。</u> (3) <u>油圧式, 電気式又は電動油圧式操舵装置に備える各種警報が正常に作動することを確認する。</u> (4) <u>油圧により駆動される操舵装置の補油のための設備が保守されていることを確認する。</u>	規則 B 編表 B3.8 備考 2 へ移設
(移設)	<u>-5. 規則 B 編表 B3.7 第 7 項-1.(1)(a)及び(2)(a)に定める装置の効力試験は, 現状検査の結果, 検査員が差し支えないと認めた場合は省略することができる。</u>	規則 B 編表 B3.8 備考 3 へ移設
(移設)	<u>-6. 規則 B 編 3.3.2-1.の適用上, 規則 H 編附属書 2.11.1-2.が適用される蓄電池システムを備える船舶にあっては, 規則 H 編附属書 2.11.1-2.中 1.2.7 による試験を行う。</u>	規則 B 編表 B3.8 第 9 項へ移設
(移設)	<u>-7. 規則 B 編表 B3.8 第 1 項の適用上, 次の(1)から(3)にもよる。</u>	規則 B 編表 B3.9 第 1 項へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除) (削除) (移設) (移設) (削除) (移設)	(1) <u>電気式及び機械式の遠隔操作及び遮断装置が適切に作動することに加え、貨物ポンプ室のビルジ装置の作動を確認する。</u> (2) <u>ポンプ室の通風装置が正常に作動すること及びダンパの作動を確認する。</u> (3) <u>タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、照明装置と通風装置との間のインタロックを確認する。</u> B3.4 液化ガスばら積船の特別要件 <u>B3.4.1 一般</u> <u>-1. 規則 B 編 3.4.1 の適用上、実行可能な限り、貨物、バンカリング、バラスト及びベント管装置(圧力逃し弁、真空逃し弁、ベントマスト及び保護金網を含む。)の現状も確認する。</u> <u>-2. 該当する場合、貨物エリアの隔離に対する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。</u> <u>B3.4.2 検査</u> <u>-1. 規則 B 編表 B3.9 第 1 項の規定のうち、製造後最初の年次検査で要求される検査は、次の(1)から(3)を満たす場合、省略して差し支えない。</u> (1) <u>貨物格納設備が、過去十分な使用実績のある設備であること。ただし、使用実績がある場合でも過去重大な損傷(タンク板のき裂、変形等)があった設備及び建造者にとって初めて建造した設</u>	 規則 B 編表 B3.10 第 1 項へ移設 3.4.1-2.へ移設 規則 B 編表 B3.10 備考 1 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	<u>備は除く。</u> (2) <u>タンク倉口の空所のガス検知及び温度の記録，再液化装置の運転記録並びに貨物タンクの圧力記録等が本船に保管されていること。</u> (3) <u>前(2)の記録の調査及び設備の現状に関する船長の事情聴取により，貨物格納設備等に異常がなかった旨の確認がされること。</u> <u>-2. 規則 B 編表 B3.9 第 3 項(1)(b)の適用上，貨物管及びプロセス管装置（伸縮継手，船体構造からの熱的隔離，圧力逃し装置，ドレン設備及びウォーターカーテンのうち該当するものを含む。）の現状も確認する。</u>	規則 B 編表 B3.10 備考 2 へ移設
(移設)	<u>-3. 規則 B 編表 B3.9 第 4 項の適用上，2016 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった船舶の高液面警報の検査は，規則 N 編 13.3.6 に規定する機能試験も含む。</u>	規則 B 編表 B3.10 備考 3 へ移設
(移設)	<u>-4. 規則 B 編表 B3.9 第 5 項の規定の適用上，メンブレンタンクの場合，各防熱層の不活性ガス制御装置が正常に作動していることを船長に確認する。</u>	規則 B 編表 B3.10 備考 4 へ移設
(移設)	<u>-5. 規則 B 編表 B3.9 第 8 項にいう計算機能の確認については，IMO 決議 MSC.267(85) “<i>International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)</i>” の B 編 4 章の年次検査に関する規定によること。</u>	規則 B 編表 B3.10 備考 5 へ移設
(移設)	<u>-6. 規則 B 編表 B3.9 第 9 項の「本会が適当と認める検査」とは，当該クロスフラッディング設備が有効に作動することを確認するための効力試験をいう。</u>	規則 B 編表 B3.10 第 10 項(1)(a)へ移設
(移設)	<u>-7. 規則 B 編表 B3.9 第 9 項(1)(c)の適用上，貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区画の通風装置の現状検査は，実行可能な場合にのみ行うことで差し支えない。</u>	規則 B 編表 B3.10 備考 6 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	<u>-8. 規則 B 編表 B3.9 第 9 項(1)(g)の適用上、液及び蒸気用の各ホースについて、使用用途に適していることを確認するほか、必要に応じて、本会の型式承認を受けたものであること又は試験の実施日が標示されていることを確認する。</u>	規則 B 編表 B3.10 備考 7 へ移設
(移設)	<u>-9. 規則 B 編表 B3.9 第 9 項(1)(i)の適用上、危険場所の電気機器について、良好な状態であることを確認するほか、適切に保守されていることの確認も行う。</u>	規則 B 編表 B3.10 備考 8 へ移設
(削除)	<u>B3.5 危険化学品ばら積船の特別要件</u>	
(削除)	<u>B3.5.1 一般</u>	
(移設)	<u>-1. 規則 B 編 3.5.1 の適用上、次の(1)から(3)にもよる。</u> (1) 貨物移送装置の現状を確認する。 (2) 貨物タンクの通気装置（圧力/真空弁、過圧・過負圧を防止する 2 次的措置並びに火炎の侵入を防止する装置を含む。）及び、イナートガス装置を備える場合には、貨物タンクをイナートガスによりパーキングするための設備の現状を実行可能な限り確認する。 (3) 液面計、高液面警報装置及びオーバフロー制御に関連する弁の現状を確認する。	規則 B 編表 B3.11 へ移設 (1)：第 2 項(b) (2)：第 3 項(c) (3)：第 4 項(b)
(削除)	<u>B3.5.2 検査</u>	
(移設)	<u>-1. 規則 B 編表 B3.10 第 7 項にいう計算機能の確認については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の年</u>	規則 B 編表 B3.11 備考 1 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	次検査に関する規定によること。 -2. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(1)(a)の「本会が <u>適当と認める検査</u> 」とは、当該クロスフラッディング設備が有効に作動することを確認するための効力試験をいう。	規則 B 編表 B3.11 第 8 項(1)(a)へ移設
(移設)	-3. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(1)(g)の適用上、各ホースについて、使用用途に適していることを確認するほか、必要に応じて、本会の型式承認を受けたものであること又は試験の実施日が標示されていることを確認する。	規則 B 編表 B3.11 備考 2 へ移設
(移設)	-4. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(1)(i)の適用上、サンプリングのための設備を含め、貨物の加熱又は冷却設備（もしあれば）の現状を確認するほか、貨物温度の計測装置及び関連する警報装置が正常に作動することを確認する。	規則 B 編表 B3.11 備考 3 へ移設
(移設)	-5. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(1)(j)の適用上、次の(1)及び(2)にもよる。 (1) 危険区画のすべての電気機器について、当該場所に適したものであることを確認するほか、状態が良好であることを確認し、適切に保守されていることを確認する。 (2) 実行可能な限り、すべての危険場所内の計測、監視、制御及び通信用の本質安全防爆形電気機器及び回路が適切に保守されていることを確認する。	規則 B 編表 B3.11 備考 4 へ移設
(移設)	-6. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(1)(m)の適用上、貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区域及びその他の貨物エリア内の区域の機械通風装置の現状検査は、実行可能な場合にのみ行うことで差し支えな	規則 B 編表 B3.11 備考 5 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>い。</u>	
(削除)	<u>B3.6 低引火点燃料船の特別要件</u>	
(削除) (移設)	<u>B3.6.1 一般</u> <u>規則 B 編 3.6 の規定は、規則 B 編 3.4 に従い検査を行</u> <u>う船舶には適用しなくて差し支えない。</u>	規則 B 編 3.6.1-2.へ移設
(削除) (移設)	<u>B3.6.2 検査</u> <u>-1. 規則 B 編表 B3.11 第 6 項の規定の適用上、メンブ</u> <u>レンタンクの場合、各防熱層の不活性ガス制御装置が正</u> <u>常に作動していることを船長に確認する。</u>	規則 B 編表 B3.12 備考 3 へ移設
(移設)	<u>-2. 規則 B 編表 B3.11 第 9 項(1)(f)の規定の適用上、</u> <u>燃料貯蔵タンク及び燃料配管と船体との電氣的接地と</u> <u>してストラップが設けられていない場合及び検査員が</u> <u>必要と認めた場合には当該箇所の接地抵抗を測定し、そ</u> <u>の値が 1 MΩ以下であることを確認する。ただし、適正</u> <u>な測定記録が保持されており、検査員が差し支えないと</u> <u>認める場合には、この測定を省略することができる。</u>	規則 B 編表 B3.12 備考 4 へ移設
(移設)	<u>-3. 規則 B 編表 B3.11 第 5 項(1)(b)の適用上、高液面</u> <u>警報の検査は、規則 GF 編 15.4.2-4.に規定する機能試験</u> <u>も含む。</u>	規則 B 編表 B3.12 備考 2 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	B3.9 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の特別要件	
(削除) (移設)	B3.9.3 検査 規則 B 編表 B3.12 中、2.(1)にいう「本会が必要と認める場合」には、船舶所有者（船舶管理会社）が変更された場合を含む。	表 B3.13 の備考欄へ移設
B4 中間検査	B4 中間検査	
(削除)	B4.1 一般	
(削除) (移設)	B4.1.1 定期検査に準じた検査 -1. 無塗装の専用バラストタンク（二重底タンクを除く。）を有する船舶にあっては、中間検査の時期に、定期検査に準じた検査として、無塗装の専用バラストタンクのうち代表的なものの内部検査を行う。	4.1.1-3.へ移設
(移設)	-2. 建造後 15 年以上の貨物船では、少なくとも片舷 2 箇所のリンバーボードを取外し、セメントチョックを取除いて、肋骨と外側肘板の固着部を入念に検査する。現状不良箇所を発見した場合は、点検の範囲を拡げる。	規則 B 編表 B4.2 第 3 項 (3)へ移設
(削除) (移設)	B4.1.3 検査結果の取扱い 規則 B 編 4.1.3 にいう「区画の検査及び板厚計測」とは、区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測のことをいう。	4.1.3 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
B4.2 船体，艙装，消火設備及び備品の中間検査 B4.2.1 書類及び図書の確認 -1. 規則 B 編 4.2.1-2.(3)に規定する船体コンストラクションファイルの更新の確認は，<u>B3.2.1-2.</u>による。 -2. 規則 B 編 4.2.1-2.(5)に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段の確認は，<u>B3.2.1-3.</u>による。 (削除) (移設) (削除) (移設) (移設) (移設) B4.2.4 区画及びタンクの内部検査 (移設)	B4.2 船体，艙装，消火設備及び備品の中間検査 B4.2.1 書類及び図書の確認 -1. 規則 B 編 4.2.1-2.(3)に規定する船体コンストラクションファイルの更新の確認は，<u>B3.2.1-6.</u>による。 -2. 規則 B 編 4.2.1-2.(5)に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段の確認は，<u>B3.2.1-7.</u>による。 B4.2.2 現状検査 <u>規則 B 編 4.2.2(2)にいう「本会が適当と認める検査」とは，当該クロスフラッディング設備が有効に作動することを確認するための効力試験をいう。</u> B4.2.3 効力試験 -1. <u>規則 B 編表 B4.1 第 1 項の規定の適用上，R 編 20.3.1-2.(3)の規定により雰囲気管理装置を備える船舶にあつては，規則 B 編表 B3.3 第 7 項に規定する排煙用通風装置の作動確認を行う際に，雰囲気管理装置についても作動確認を行うこと。</u> -2. <u>規則 B 編表 B4.1 第 2 項及び第 14 項にいう射水試験は，規則 B 編附属書 2.1.5 「水密区画の試験方法」1.4.4-3.に示す射水試験をいう。</u> -3. <u>規則 B 編表 B4.1 第 4 項から第 11 項にいう各種装置の検査の詳細については，規則 B 編 2.1.7 の関連規定を参照すること。</u> B4.2.4 区画及びタンクの内部検査 -1. <u>区画及びタンクの内部検査を行う際には，当該区</u>	移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正 4.2.2(2)へ移設 規則 B 編表 B4.1 備考 1 へ移設 規則 B 編表 B4.1 備考 2 へ移設 規則 B 編表 B4.1 備考 3 へ移設 規則 B 編表 B4.2 備考 1

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
規則 B 編 4.2.4 中の本会が定める塗装判定基準とは、次の(1)から(3)による。 (1)から(3)は省略) (削除) (移設) (削除) (削除) (削除) (移設) (移設) (移設)	<u>画の検査に供される点検設備についても検査を行うこと。</u> -2. 規則 B 編 4.2.4 中の本会が定める塗装判定基準とは、次の(1)から(3)による。 (1)から(3)は省略) <u>B4.2.7 圧力試験</u> 規則 B 編 4.2.7-1.の適用上、修理箇所については特に注意を払うこと。 <u>B4.3 機関の中間検査</u> 機関の中間検査については、B5.3.2-3.「アンモニア直接膨張式急速凍結装置（コンタクトフリーザ）に用いられるゴムホースの検査」にもよる。 <u>B4.3.1 現状検査</u> -1. 規則 B 編表 B4.5 第 3 項にいう「安全装置の現状」に関し、雰囲気制御設備を有する船舶にあっては、ガスフリー装置並びに制御、警報及び監視装置の現状を検査する。 -2. 規則 B 編表 B4.5 中、タンカーに対する要件にいう「危険場所」とは、規則 H 編 4.2.3-1., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。 -3. 規則 B 編表 B4.5 第 2 項に関し、規則 H 編附属書 2.11.1-2.が適用される蓄電池システムを備える船舶にあっては、蓄電池システム本体及び関連機器の主回路部の絶縁抵抗を測定し、現状が良好であることを確認する。加えて、規則 H 編附属書 2.11.1-2.中 1.2.8 の規定に従っ	へ移設 項番号の変更 規則 B 編 4.2.7-1.へ移設 規則 B 編表 B4.5 備考 2 へ移設 規則 B 編表 B4.5 備考 3 へ移設 規則 B 編表 B4.5 備考 1 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	た保守，管理等が適切に実施されていることを確認する。	
(削除)	B4.4 液化ガスばら積船の特別要件	
(削除) (移設)	B4.4.2 検査 -1. 規則 B 編表 B4.6 第 2 項にいう「メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。」とは，目視によりクラック，劣化等の不具合が生じていないことを確認し，また，メンブレンが 3 年を超えない間隔で新替され，調整及び効力試験済であることを確認することをいう。ただし，当該逃し弁が要領 N 編附属書 1「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」6.4.1-3.の規定により 3 年を超えるメンブレンの交換間隔について承認されている場合は，承認された間隔に対して確認を行う。	規則 B 編表 B4.6 備考 1 へ移設
(移設)	-2. 規則 B 編表 B4.6 中，第 3 項にいう「危険場所」とは，規則 H 編 4.2.3-3.，-4.及び-5.に定める危険場所並びに規則 N 編 1.1.4(23)に定める危険場所をいう。また，同項の適用上，機器，支持構造及び配線に欠陥がないことを確認する。	規則 B 編表 B4.6 備考 2 へ移設 表 B4.6 第 3 項(2)へ移設
(削除)	B4.5 危険化学品ばら積船の特別要件	
(削除) (移設)	B4.5.2 検査 規則 B 編表 B4.7 中，第 1 項にいう「危険場所」とは，	規則 B 編表 B4.7 備考 1

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>規則 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。</u> <u>また、同項の適用上、機器、支持構造及び配線に欠陥がないことを確認する。</u> B4.6 低引火点燃料船の特別規定	へ移設 第 1 項(2)へ移設
(削除) (移設)	<u>B4.6.1 一般</u> <u>規則 B 編 4.6 の規定は、規則 B 編 4.4 に従い検査を行う船舶には適用しなくて差し支えない。</u>	規則 B 編 4.6.1-2.へ移設
(削除) (移設)	<u>B4.6.2 検査</u> <u>-1. 規則 B 編表 B4.8 第 2 項にいう「メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。」とは、目視によりクラック、劣化等の不具合が生じていないことを確認し、また、メンブレンが 3 年を超えない間隔で新替され、調整及び効力試験済であることを確認することをいう。ただし、当該逃し弁が要領 GF 編附属書 1「低引火点燃料船用の装置及び機器に関する検査要領」6.4.1-3.の規定により 3 年を超えるメンブレンの交換間隔について承認されている場合は、承認された間隔に対して確認を行う。</u> <u>-2. 規則 B 編表 B4.8 中、第 3 項にいう「危険場所」とは、規則 GF 編 12.5 並びに規則 H 編 4.2.3-4.及び-5.に定める危険場所をいう。</u>	規則 B 編表 B4.8 備考 1 へ移設
(移設)		規則 B 編表 B4.8 備考 2 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
B5 定期検査	B5 定期検査	
(削除)	<u>B5.1 一般</u>	
(削除) (移設)	<u>B5.1.4 検査結果の取扱い</u> <u>規則 B 編 5.1.4 にいう「区画の検査及び板厚計測」とは、区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測のことをいう。</u>	5.1.4 へ移設
B5.2 船体，艤装，消火設備及び備品の定期検査	B5.2 船体，艤装，消火設備及び備品の定期検査	
B5.2.2 現状検査 -1. 暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭については、以下に示す検査時期に応じて規定する数の管頭の内部検査を現状検査に加えて行うこと。なお、内部部品が外部から適切に検査できない設計の管頭にあつては、空気管から管頭を取り外して検査する。 <u>この場合、亜鉛めっき鋼で作られた管頭の亜鉛塗装状態には特別な注意を払うこと。</u> (1)から(3)は省略) (移設) -2. 機関室及び貨物区域の通風筒については、以下に示す検査時期に応じて規定する数の通風筒について、現状検査に加えて内部検査を行うこと。	B5.2.2 現状検査 -1. 暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭については、以下に示す検査時期に応じて規定する数の管頭の内部検査を現状検査に加えて行うこと。なお、内部部品が外部から適切に検査できない設計の管頭にあつては、空気管から管頭を取り外して検査する。 (1)から(3)は省略) -2. <u>亜鉛めっき鋼で作られた管頭の亜鉛塗装状態には特別な注意を払わなければならない。</u> -3. <u>規則 B 編 5.2.2-1.の適用上、</u> 機関室及び貨物区域の通風筒については、以下に示す検査時期に応じて規定する数の通風筒について、現状検査に加えて内部検査を行うこと。	検査要領 B 編 B5.2.2-2. から移設 検査要領 B 編 B5.2.2-1. に移設 項番号の変更 表現の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
((1)から(3)は省略) (移設) B5.2.3 効力試験 -1. <u>規則 B 編 5.2.3-1.(2)に規定する復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機が正常に機能することの確認については、検査員立会いの下、次の(1)から(3)の手順に従って計算を実施すること。</u> ((1)から(3)は省略) (移設) (移設) -2. 規則 B 編 5.2.3-2.(10)の効力試験は、以下によること。 ((1)から(4)は省略) B5.2.4 区画及びタンクの内部検査 -1. <u>規則 B 編 5.2.4-1.にいう「別に定める資料」とは、B1.4.2-6.の資料をいう。</u> (移設)	((1)から(3)は省略) -4. <u>規則 B 編表 B5.25 第 2 項に関し、規則 H 編附属書 2.11.1-2.が適用される蓄電池システムを備える船舶にあっては、蓄電池システム本体及び関連機器の主回路部の絶縁抵抗を測定し、現状が良好であることを確認する。加えて、規則 H 編附属書 2.11.1-2.中 1.2.8 の規定に従った保守、管理等が適切に実施されていることを確認する。</u> B5.2.3 効力試験 -1. 復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機の計算機能の確認については、検査員立会いの下、次の(1)から(3)の手順に従って計算を実施し、<u>正常に機能することを確認すること。</u> ((1)から(3)は省略) -2. <u>規則 B 編 5.2.3-2.(2)及び(5)にいう射水試験は、規則 B 編附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」 An1.4.4-3.に示す射水試験をいう。</u> -3. <u>規則 B 編 5.2.3-2.(3)及び(5)の作動試験は、当該管装置の使用圧力を負荷した状態で行う。</u> -4. 規則 B 編 5.2.3-2.(10)の効力試験は、以下によること。 ((1)から(4)は省略) B5.2.4 区画及びタンクの内部検査 -1. <u>油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)の定期検査では、B1.4.2-6.の資料を参考とする。</u> -2. <u>区画及びタンクの内部検査を行う際には、当該区</u>	規則 B 編 表 B5.25 備考 1 へ移設 表現の修正 規則 B 編 5.2.3-2. (2)(4)(5)へ移設 規則 B 編 5.2.3-2. (3)(6)(7)(8)へ移設 項番号の変更 表現の修正 規則 B 編 5.2.4-1.へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
-2. 規則 B 編 5.2.4-3.中の本会が定める塗装判定基準とは、B4.2.4 によること。 (移設) (削除) (移設) (移設) (移設) (移設) (移設) B5.2.6 構造部材等の板厚計測 -1. 規則 B 編 5.2.6-1.(4)でいう「別に定めるところ」	画の検査に供される点検設備についても検査を行うこと。 -3. 規則 B 編 5.2.4-3.中の本会が定める塗装判定基準とは、B4.2.4-2.によること。 -4. 規則 B 編表 B5.1 の適用上、任意にタンクを選定する場合には、各定期検査において輪番で異なるタンクを選定すること。 B5.2.5 構造部材等の精密検査 -1. 検査員が必要と認めた場合は、亀裂を検知するため、非破壊検査を行うよう要求することがある。 -2. 検査員が必要と認める場合、バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置及びロック装置の構造部材の寸法計測を要求することがある。締付装置、支持装置及びロック装置の構造部材の衰耗量は、建造寸法の 15%を超えてはならない。 -3. 規則 B 編表 B5.5-1 中の記号 G) について、図 B5.2.5 を参照すること。 -4. 倉口蓋の精密検査にあつては、倉口蓋内部へのアクセスが構造上不可能な場合には、アクセス可能な範囲内で検査を行うこと。 図 B5.2.5 ダブルハル構造の船側バラストタンクの最上部及びナックルエリア (省略) B5.2.6 構造部材等の板厚計測 -1. 規則 B 編 5.2.6-1.(4)でいう板厚計測記録には、各	移設に伴う参照先の修正 規則 B 編表 B5.1 備考 4 へ移設 規則 B 編 5.2.5-8.へ移設 規則 B 編 5.2.5-9.へ移設 規則 B 編表 B5.5-1 備考 1 へ移設 規則 B 編 5.2.5-1.(3)へ移設 規則 B 編図 B5.1 に移設 要件を(1)～(3)に列挙し

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
とは以下をいう。 (1) 板厚計測記録には、各計測点、計測値、これに対応する原厚及び許容衰耗量並びに高張力鋼が使用されていればその範囲が明示され、さらに計測日、計測装置、計測者及び計測者の資格、署名も合わせて記載されていること。 (2) 油タンカー、ばら積貨物船、CSR-T 編又はCSR-B&T 編が適用となる二重船殻油タンカー、CSR-B 編又はCSR-B&T 編が適用となるばら積貨物船、及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する板厚計測記録は、認められた様式に従って作成されていること。 (3) 検査員は、当該記録を調査・確認し、署名すること。 (移設) (移設) -2. 規則 B 編 5.2.6-3.でいう「本会が適当と認める場合」とは、クラッド鋼以外のステンレス鋼が使用されている場合であって、当該タンク又は区画の内部検査の結果、構造部材に一樣衰耗が認められなかった場合をいう。 -3. 規則 B 編 5.2.6-7.(3)にいう「それぞれの腐食に対	計測点、計測値、これに対応する原厚及び許容衰耗量並びに高張力鋼が使用されていればその範囲が明示され、さらに計測日、計測装置、計測者及び計測者の資格、署名も合わせて記載されていること。油タンカー、ばら積貨物船、CSR-T 編又はCSR-B&T 編が適用となる二重船殻油タンカー、CSR-B 編又はCSR-B&T 編が適用となるばら積貨物船、及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する板厚計測記録は、認められた様式に従って作成されていること。検査員は、当該記録を調査・確認し、署名する。 -2. 横断面の位置は強力甲板の計測で衰耗が著しいと考えられる箇所を選び、また、2 個以上の横断面を選ぶ場合、少なくとも 1 個は中央部 0.5 L 間の専用バラストタンク（強力甲板の直下にある場合）の箇所を選ぶこと。 -3. 倉内肋骨及び肘板の計測箇所は、それぞれ外板及びビルジホッパタンク斜板又は内底板とのすみ肉溶接部から 30 mm 以内の範囲を原則とする。 -4. 規則 B 編 5.2.6-3.でいう「本会が適当と認める場合」とは、クラッド鋼以外のステンレス鋼が使用されている場合であって、当該タンク又は区画の内部検査の結果、構造部材に一樣衰耗が認められなかった場合をいう。 -5. 規則 B 編 5.2.6-7.(3)にいう「それぞれの腐食に対	た。 規則 B 編 5.2.6-1.(6)へ移設 規則 B 編 5.2.6-1.(7)へ移設 項番号の変更 項番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考	
する許容基準」については、次の(1)から(3)による。 ((1)から(3)は省略) -4. 規則 B 編 5.2.6-8.にいう「別に定めるところ」とは、次の(1)から(6)をいう。 ((1)から(6)は省略)	する許容基準」については、次の(1)から(3)による。 ((1)から(3)は省略) -6. 規則 B 編 5.2.6-8.で要求される「縦強度の評価」については、次の(1)から(6)に示すとおりとする。 ((1)から(6)は省略)	項番号の変更	
表 B5.2.6-1.			
船の乾舷用長さ $L_f(m)$	船体横断面係数		
	適用規則		
	1964 年版～1972 年版 (fdB 適用船を除く)		1973 年版～1986 年版
	油タンカー	その他の船舶	
$L_f \leq 60$	適用規則における要求値	適用規則における要求値の 80%(油タンカー及び危険化学品ばら積船では 77%)	適用規則における要求値の 80%
$60 < L_f < 130$		補間法による	補間法による
$L_f \geq 130$	適用規則における要求値又は $0.9Z_{gr_min} \times K$ の値のうち大きい方。ここで、 Z_{gr_min} : 規則 C 編 1 編 5.2.1.3-1.に定める船体横断面の断面係数 K : 規則 C 編 1 編 3.2.1.2-2.に定める材料係数	適用規則における要求値の 90%(油タンカー及び危険化学品ばら積船では 87%)	適用規則における要求値の 90%
(移設)	-7. 倉口蓋の板厚計測にあつては、倉口蓋内部へのアクセスが構造上不可能な場合には、アクセス可能な範囲内で計測すること。	規則 B 編 5.2.6-2.へ移設	
(移設)	-8. 特に規定される場合を除き、板厚計測箇所は、貨物及びバラストの履歴、塗装の施工及び状態を考慮して、最も腐食が進行しやすいと考えられる領域を十分適切に代表するよう選択すること。	規則 B 編 5.2.6-1.(8)へ移設	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
B5.2.7 圧力試験 (移設) (移設) (移設) 規則 B 編 5.2.7-1.(4)でいう「本会が適当と認める場合」とは、当該タンク隔壁の外部検査において、本会検査員が現状良好と認め、かつ、船長から規則 B 編 5.2.7 に従った圧力検査の結果、異常が認められなかったと書面で報告があった場合をいう。 (削除) (削除) (移設) (移設)	B5.2.7 圧力試験 -1. <u>ビルジタンク、スラッジタンクその他の類似のタンクは、水タンクとして扱う。</u> -2. <u>空気管、測深管等の管類の検査の結果により、これら管類の圧力試験を要求することがある。</u> -3. <u>タンカーの第 2 回定期検査及びそれ以降の定期検査では、貨物タンク隔壁に対する圧力試験は、すべての隔壁がいずれかの側から必ず圧力がかかるようにして行われること。</u> -4. 規則 B 編 5.2.7-1.(4)でいう「本会が適当と認める場合」とは、当該タンク隔壁の外部検査において、本会検査員が現状良好と認め、かつ、船長から規則 B 編 5.2.7 に従った圧力検査の結果、異常が認められなかったと書面で報告があった場合をいう。 B5.3 機関の定期検査 B5.3.1 現状検査 -1. <u>規則 B 編表 B5.25 第 3 項にいう「安全装置の現状」に関し、雰囲気制御設備を有する船舶にあつては、ガスフリー装置並びに制御、警報及び監視装置の現状を検査する。</u> -2. <u>規則 B 編表 B5.25 中、タンカーに対する要件にいう「危険場所」とは、規則 H 編 4.2.3-1., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。</u>	規則 B 編 5.2.7-1.(3)へ移設 規則 B 編 5.2.7-1.(5)へ移設 規則 B 編表 B5.2.3-1 備考 1 へ移設 項番号の変更 規則 B 編表 B5.25 備考 2 へ移設 規則 B 編表 B5.25 備考 3 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除) (移設)	B5.3.2 効力試験及び圧力試験 <u>-1. 規則 B 編表 B5.26 第 2 項にいう「本会が適当と認めた場合」とは次の条件を満たす場合をいい、「他の方法」とは容器内面の 5 mm 以上のき裂を検出し得る超音波探傷等の非破壊試験をいう。</u> (1) <u>レシーバのストレートフランジ部（スカート部）が熱間加工されたものであること。</u> (2) <u>取付け状態でストレートフランジ部に超音波探傷の斜角探傷を行うのに十分な余裕があること。</u>	規則 B 編表 B5.26 備考 1 へ移設
(移設)	<u>-2. 規則 B 編表 B5.26 第 3 項において検査員が必要と認める場合とは、一般に次の場合をいう。</u> (1) <u>圧力を受ける部分において強度に影響を及ぼすような腐食、摩耗等の衰耗が認められた場合</u> (2) <u>ボイラ、圧力容器及び主蒸気管であって内部における衰耗程度が調査できない場合</u>	規則 B 編表 B5.26 備考 2 へ移設
(移設)	<u>-3. アンモニア直接膨張式急速凍結装置に用いられるゴムホースの検査は次による。（表 B5.3.2-3.参照）</u> (1) <u>毎年の定期的検査ごとにゴムホース及び締付け金具の状態を検査する。</u> (2) <u>ゴムホースの使用期間が 2 年を経過した後の最初の定期的検査及び 4 年を経過した以後の毎年の定期的検査では前(1)の他にゴムホースを縦方向に切断開放し、内面のゴムの割れ及び膨潤の有無について検査する。また、検査員が必要と認めた場合は、内面ゴムの引張試験を要求することがある。その場合の可否の判定基準は、引張強さ 8 N/mm² 以上とする。</u>	検査要領 B 編 B3.2.2 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	(3) <u>ゴムホースの使用期間が 4 年を経過した以後の毎年の定期的検査では、前(1)、(2)の他に破裂試験を行い、その破裂圧力が 6 MPa 以上であることを確認する。</u> (4) <u>原則として使用期間が 8 年を経過したゴムホースは、すべて新換する。</u> (5) <u>前(2)及び(3)に定める諸試験においては、原則としてコンタクトフリーザ 5 台を 1 単位として 1 本の試験用ゴムホースを採取し、(2)の引張試験及び(3)の破裂試験のいずれかが不合格となった場合は、その試験で代表されるゴムホースは、すべて新換する。</u> (6) <u>機関長は、コンタクトフリーザの使用時には、前もってゴムホース及び締付け金具を点検し、不良品を自主的に新換しなければならない。また、下記の項目を含む適当な様式の記録簿を用意し、定期的検査時に本会検査員に提示すること。</u> <u>(a) 各ゴムホースの経過年月の一覧表</u> <u>(b) 点検の結果（点検期日、ゴムホース及び締付け金具の状態、処置等）</u> <u>(c) 新換したゴムホースの位置番号、メーカー名、タイプ、製造年月</u> <u>-4. 規則 B 編表 B5.26 第 5 項にいう「発電装置及び重要な補機の効力試験」とは、規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置について、次の事項を確認することという。</u> <u>(1) 1 台を常用する発電装置にあつては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始</u>	規則 B 編表 B5.26 備考 3 へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	<u>動, ACB の自動投入, 重要な補機の順次始動が行われること。</u> (2) <u>2 台を常用する発電装置にあつては, 1 台の遮断器を引外して, 非重要負荷の優先遮断が行われること。</u> <u>-5. 前-4.にいう「規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置」については, 規則 H 編 6.1.1 に掲げる船舶に対する規則 H 編 6.2.7-1.及び-3.の適用も参照すること。</u>	規則 B 編表 B5.26 備考 3 へ移設
(削除)	<u>B5.4 液化ガスばら積船の特別要件</u>	
(削除) (移設)	<u>B5.4.2 検査</u> <u>-1. 規則 B 編表 B5.27 中, 第 2 項にいう「承認された検査方案及び許容基準」とは, 規則 N 編 4.6.2(4)の規定に従い, 貨物格納設備の設計者により作成され, 本会に承認されたものをいう。</u>	規則表 B5.27 備考 5 へ移設
(移設)	<u>-2. 規則 B 編表 B5.27 中, 第 6 項にいう「危険場所」とは, 規則 H 編 4.2.3-3., -4.及び-5.に定める危険場所並びに規則 N 編 1.1.4(23)に定める危険場所をいう。</u>	規則表 B5.27 備考 10 へ移設
(移設)	<u>-3. 規則 B 編 5.4.2 の適用上, B3.4.2-4.の規定にかかわらず, 規則 B 編表 B3.9 第 8 項にいう計算機能の確認については, IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の更新検査に関する規定によること。</u>	規則表 B5.27 第 8 項へ移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>B5.5 危険化学品ばら積船の特別要件</u>	
(削除)	<u>B5.5.2 検査</u>	
(移設)	<u>-1. 規則 B 編表 B5.28 中, 第 5 項にいう「危険場所」</u> <u>とは, 規則 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に定める危険場所を</u> <u>いう。</u>	規則表 B5.28 備考 2 へ 移設
(移設)	<u>-2. 規則 B 編 5.5.2 の適用上, B3.5.2-2.の規定にかか</u> <u>わらず, 規則 B 編表 B3.10 第 7 項にいう計算機能の確</u> <u>認については, IMO 決議 MSC.267(85)“International Code</u> <u>on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の更</u> <u>新検査に関する規定によること。</u>	規則表 B5.28/ 6(1)へ移 設
(削除)	<u>B5.6 低引火点燃料船の特別規定</u>	
(削除)	<u>B5.6.1 一般</u>	
(移設)	<u>規則 B 編 5.6 の規定は, 規則 B 編 5.4 の規定に従い検</u> <u>査を行う船舶には適用しなくて差し支えない。</u>	規則 5.6.1-2 へ移設
(削除)	<u>B5.6.2 検査</u>	
(移設)	<u>-1. 規則 B 編表 B5.29 中, 第 2 項にいう「承認された</u> <u>検査方案及び許容基準」とは, 燃料格納設備の設計者に</u> <u>より作成され, 本会に承認されたものをいう。</u>	規則表 B5.29 備考 5 へ 移設
(移設)	<u>-2. 規則 B 編表 B5.29 中, 第 6 項にいう「危険場所」</u> <u>とは, 規則 GF 編 12.5 並びに規則 H 編 4.2.3-4.及び-5.に</u> <u>定める危険場所をいう。</u>	規則表 B5.29 備考 11 へ 移設

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(移設)	表 B5.3.2-3. アンモニア直接膨張式急速凍結装置に 用いられるゴムホースの検査 (省略)	検査要領 3 章に移設
B6 船底検査	B6 船底検査	
B6.1 船底検査	B6.1 船底検査	
(削除) (移設)	B6.1.1 上架した検査 -1. 規則 B 編表 B6.1 の検査項目 2 にいう圧力試験 は、規則 B 編附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」表 An1.4- 1 第 13 項に示す試験をいう。	規則表 B6.1 備考 1 に移 設
(移設)	-2. 規則 B 編表 B6.1 の検査項目 7 にいう「平均直径」 とは、リンクでの一断面における最小直径（その径が最 も衰耗している方向に計測した直径をいう）とその最小 直径に対して直角方向の直径を平均したものをいう。	規則表 B6.1 備考 2 に移 設
B6.1.4 水中検査 -1. 規則 B 編 6.1.4 にいう「本会が承認した場合につ いて」は、次による。	B6.1.2 水中検査 -1. 規則 B 編 6.1.2 に定める入渠又は上架に代わる方 法として水中検査を承認する場合は、次によらなければ ならない。	条番号の変更
((1)及び(2)は省略)	((1)及び(2)は省略)	移設に伴う参照先の修 正 表現の修正
(削除) (移設)	B6.1.3 その他の検査 規則 B 編 6.1.3-2.にいう「本会が適当と認める管理基 準値」とは、次の(1)及び(2)をいう。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
B9 機関計画検査 B9.1 機関計画検査 B9.1.1 一般 (省略) B9.1.3 機関継続検査 (CMS) (同右) (同右) (同右) (同右) (同右) (同右)	(1) 油潤滑式の場合には、規則 B 編表 B8.3 第 11 項 <u>(1)(b)</u>に規定するもの。 (2) 清水潤滑式の場合には、規則 B 編表 B8.4 第 11 項 <u>(1)(b)</u>に規定するもの。 B9 機関計画検査 B9.1 機関計画検査 B9.1.1 適用 (省略) B9.1.2 機関継続検査 (CMS) -1. 機関継続検査の適用 (1)及び(2)は省略) -2. 機関継続検査採用の申込み (1)及び(2)は省略) -3. 機関継続検査受検計画書 機関継続検査の受検計画書は、次の(1)から(3)に従い機関計画検査の対象となるすべての項目に対し各検査間隔が 5 年を超えないものとし、検査員の要求に応じて提示できるように本船に保管しておくこと。 (1)から(3)は省略) -4. 機関継続検査の方法 (1)及び(2)は省略) -5. 開放に代わる検査 次に掲げる機関、装置については、<i>Logbook</i> 等の記録	(1)と(2) : 規則 6.1.5-2.に移設 条番号の変更

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
-6. 確認検査 機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が-3.に定める受検計画書に従って開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次の開放点検期日は開放点検日から5年とする。 （(1)及び(2)は省略） (3) 確認検査の時期 確認検査は、確認検査を受けようとする機関及び装置の開放点検日以降の最初の定期的検査（規則 B 編 <u>6.1.2, 7.1.2, 8.1.2</u> に規定する検査を除く。以下、本(3)において同じ。）の完了日までに行われること。ただし、船舶の所有者から検査の申込みがあった場合、次の(a)又(b)のいずれか早い方までに確認検査を受けることとして差し支えない。 (a) 開放点検日以降の 2 回目の定期的検査の完了日 (b) 開放点検期日	の調査により、当該機関等が良好な状態であることが確認されれば、各機器に対し次の検査を行うことによつて、開放検査に代えることができる。ただし、検査時に不良箇所が発見された場合、あるいはログブックその他の記録から保守状況に問題があると判断された場合には、開放検査を要求することがある。 （(1)から(4)は省略） -6. 確認検査 機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が-3.に定める受検計画書に従って開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次の開放点検期日は開放点検日から5年とする。 （(1)及び(2)は省略） (3) 確認検査の時期 確認検査は、確認検査を受けようとする機関及び装置の開放点検日以降の最初の定期的検査（規則 B 編 <u>1.1.3-1.(4)から(6)</u> に規定する検査を除く。以下、本(3)において同じ。）の完了日までに行われること。ただし、船舶の所有者から検査の申込みがあった場合、次の(a)又(b)のいずれか早い方までに確認検査を受けることとして差し支えない。 (a) 開放点検日以降の 2 回目の定期的検査の完了日 (b) 開放点検期日	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(同右) B9.1.4 機関計画保全検査 (PMS) -1. 機関計画保全検査の適用 機関計画保全検査の対象とすることができる検査項目は、B9.1.3-1.に掲げる機関、装置の開放検査とする。 -2. 用語 本 B9.1.4 において「保全管理システム」とは、機関計画保全検査の対象となる検査項目の機関、装置及び部品毎の点検整備並びに検査時期の計画及び実施を管理するためのコンピュータを用いたシステムをいう。 (同右) (同右) (同右) -6. 状態監視診断に基づく検査の方法 規則 B 編 9.1.4-2.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。 (1)及び(2)は省略 (同右)	-7. 機関継続検査の取り消し等 (1)から(3)は省略 B9.1.3 機関計画保全検査 (PMS) -1. 機関計画保全検査の適用 機関計画保全検査の対象とすることができる検査項目は、B9.1.2-1.に掲げる機関、装置の開放検査とする。 -2. 用語 本 B9.1.3 において「保全管理システム」とは、機関計画保全検査の対象となる検査項目の機関、装置及び部品毎の点検整備並びに検査時期の計画及び実施を管理するためのコンピュータを用いたシステムをいう。 -3. 機関計画保全検査採用の申込み 機関計画保全検査を採用する場合には、船舶所有者（船舶管理会社）又はその代理者は、申込書（Form-PMS-AP）に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。 (1)及び(2)は省略 -4. 機関計画保全検査の承認 機関計画保全検査の承認の基準は次のとおりとする。 (1)から(5)は省略 -5. 機関計画保全検査の方法 (1)から(4)は省略 -6. 状態監視診断に基づく検査の方法 規則 B 編 9.1.3-2.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。 (1)及び(2)は省略 -7. 機関計画保全検査の取消し 本会は、次のいずれかにより機関計画保全検査を維持	条番号の変更 移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>B9.1.5</u> 機関状態監視保全検査（CBM） （同右） -2. 機関状態監視保全検査の適用 (1) 規則 B 編 <u>9.1.5</u> という「確立された整備体制」とは、船舶安全管理システム規則の要件又はこれと同等の要件を満足するように運用されるものであること。また、状態監視及び診断に携わる全ての人員は適切な資格がなければならない。 (2) 機関状態監視保全検査の対象とすることができる検査項目は、<u>B9.1.3-1.</u>に掲げる機関、装置の開放検査とする。 -3. 用語 本 <u>B9.1.5</u> で使用される用語の意味は次の(1)から(5)による。 （(1)及び(2)は省略） (3) 状態監視保全 状態監視システムを用いて、本 <u>B9.1.5</u> に従って実施する保守をいう。	するのが困難と判定した場合は、当該検査の承認を取り消す。 （(1)から(5)は省略） <u>B9.1.4</u> 機関状態監視保全検査（CBM） -1. 一般 機関状態監視保全検査の目的は、状態監視及び診断により異常を早期に発見して保守が行えること及び異常が認められない間は部品を継続して使用できること等により、保守の効率を向上させることにある。状態監視システムは、機関等の状態又は異常について従来の点検手法と比較して同等以上の精度を得られるよう検討されなければならない。 -2. 機関状態監視保全検査の適用 (1) 規則 B 編 <u>9.1.4</u> という「確立された整備体制」とは、船舶安全管理システム規則の要件又はこれと同等の要件を満足するように運用されるものであること。また、状態監視及び診断に携わる全ての人員は適切な資格がなければならない。 (2) 機関状態監視保全検査の対象とすることができる検査項目は、<u>B9.1.2-1.</u>に掲げる機関、装置の開放検査とする。 -3. 用語 本 <u>B9.1.4</u> で使用される用語の意味は次の(1)から(5)による。 （(1)及び(2)は省略） (3) 状態監視保全 状態監視システムを用いて、本 <u>B9.1.4</u> に従って実施する保守をいう。	条番号の変更 移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
((4)及び(5)は省略) (同右) -5. 機関状態監視保全検査の承認 機関状態監視保全検査の承認の基準は次のとおりとする。 ((1)は省略) (2) 状態監視システム 状態監視システムは、次の(a)から(h)の要件を満足すること。状態監視システムを変更する場合には本会の承認を得ること。 (a) コンピュータはセンサー又は機関集中監視装置からの情報を収集できること。このセンサーは、規則 D 編 18.7.1 に準じて試験を行ったものであること。 (b) コンピュータのハードウェア及びソフトウェアは B9.1.4-4.(5)(a)から(e)並びに鋼船規則 X 編 1, 2 及び 3 章の規定に適合したものであること。 ((c)から(h)は省略) ((3)から(5)は省略) (6) 保全記録	((4)及び(5)は省略) -4. 機関状態監視保全検査採用の申込み 機関状態監視保全検査を採用する場合には、船舶所有者（船舶管理会社）又はその代理者は、申込書（Form-CBM-AP）に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。ただし、(1)(i)に掲げるベースラインデータにあっては、-6.(2)に規定する運用検査までに本会の承認を受けられるように提出することとして差し支えない。 ((1)及び(2)は省略) -5. 機関状態監視保全検査の承認 機関状態監視保全検査の承認の基準は次のとおりとする。 ((1)は省略) (2) 状態監視システム 状態監視システムは、次の(a)から(h)の要件を満足すること。状態監視システムを変更する場合には本会の承認を得ること。 (a) コンピュータはセンサー又は機関集中監視装置からの情報を収集できること。このセンサーは、規則 D 編 18.7.1 に準じて試験を行ったものであること。 (b) コンピュータのハードウェア及びソフトウェアは B9.1.3-4.(5)(a)から(e)並びに鋼船規則 X 編 1, 2 及び 3 章の規定に適合したものであること。 ((c)から(h)は省略) ((3)から(5)は省略) (6) 保全記録	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
保全記録には、状態監視の対象となる機関、装置及び構成部品について、B9.1.4-4.(3)に掲げる項目が含まれること。この保全記録は、機関長により作成され、船内に常時保管されること。 ((7)は省略) -6. 機関状態監視保全検査の方法 ((1)は省略) (2) 運用検査 搭載検査を行った日から 6 ヶ月後以降であって最初に行われる規則 B 編 3.1.2-1.に規定する年次検査、4.1.2-1.に規定する中間検査又は 5.1.2-1.(1)及び(2)に規定する定期検査までに運用検査が行われなければならない。運用検査では、次の(a)から(f)に掲げる項目について確認する。また、運用検査に際しては、当該各項目の実施状況について報告書を作成し、本会に提出すること。なお、運用検査までに取得されたベースラインデータは事前に本会の承認を受けなければならない。 ((a)から(f)は省略) ((3)及び(4)は省略) (同右)	保全記録には、状態監視の対象となる機関、装置及び構成部品について、B9.1.3-4.(3)に掲げる項目が含まれること。この保全記録は、機関長により作成され、船内に常時保管されること。 ((7)は省略) -6. 機関状態監視保全検査の方法 ((1)は省略) (2) 運用検査 搭載検査を行った日から 6 ヶ月後以降であって最初に行われる規則 B 編 1.1.3-1.に規定する年次検査、中間検査又は定期検査までに運用検査が行われなければならない。運用検査では、次の(a)から(f)に掲げる項目について確認する。また、運用検査に際しては、当該各項目の実施状況について報告書を作成し、本会に提出すること。なお、運用検査までに取得されたベースラインデータは事前に本会の承認を受けなければならない。 ((a)から(f)は省略) ((3)及び(4)は省略) -7. 機関状態監視保全検査の取消し 本会は、次のいずれかにより機関状態監視保全検査を維持するのが困難と判定した場合は、当該検査の承認の一部又は全部を取り消す。この場合、前回の検査以降に行われた状態監視及び診断の取り扱いは、本会の適当と認めるところによる。 ((1)から(6)は省略)	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
B9.1.6 定期的な検査 規則 B 編 <u>9.1.6(1)</u>にいう「本会が別に定める効力試験（原則として海上試運転）」とは、次の(1)から(13)に掲げる項目について計測を行い、適当であることを確認する海上試運転をいう。ただし、本会が適当と認める場合、計測項目はこの限りではない。なお、入渠前に上記の各項目が事前に計測され、機関長及び船舶所有者又は船長による署名の上、提出された場合、当該データが適当であることが確認できれば、上記の試験に代えて係留運転として差し支えない。 ((1)から(13)は省略)	B9.1.5 定期的な検査 規則 B 編 <u>9.1.5(1)</u>にいう「本会が別に定める効力試験（原則として海上試運転）」とは、次の(1)から(13)に掲げる項目について計測を行い、適当であることを確認する海上試運転をいう。ただし、本会が適当と認める場合、計測項目はこの限りではない。なお、入渠前に上記の各項目が事前に計測され、機関長及び船舶所有者又は船長による署名の上、提出された場合、当該データが適当であることが確認できれば、上記の試験に代えて係留運転として差し支えない。 ((1)から(13)は省略)	条番号の変更 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 D 編	鋼船規則検査要領 D 編	
機関	機関	
D1 通則	D1 通則	
D1.3 機関に対する一般要件	D1.3 機関に対する一般要件	
D1.3.6 機関区域	D1.3.6 機関区域	
高速船規則 1 編 2.1.2 に定義する船舶及び総トン数 500 トン以上で総トン数 1,600 トン未満の船舶の機関区域内の騒音については、次を標準とし、騒音測定方法は <i>JIS F 0904</i> 「機関部の騒音レベル測定法」又は B 編附属書 2.1.7-4.B 「船内騒音計測に関する実施要領」によるものとする。なお、継続的に人が配置される機関区域及び継続的に人が配置されない機関区域の騒音レベルは、<i>JIS F 0904</i> に規定する機関室代表騒音レベルに基づいて測定するものとする。 ((1)から(3)は省略)	高速船規則 1 編 2.1.2 に定義する船舶及び総トン数 500 トン以上で総トン数 1,600 トン未満の船舶の機関区域内の騒音については、次を標準とし、騒音測定方法は <i>JIS F 0904</i> 「機関部の騒音レベル測定法」又は B 編附属書 2.1.4 「船内騒音計測に関する実施要領」によるものとする。なお、継続的に人が配置される機関区域及び継続的に人が配置されない機関区域の騒音レベルは、<i>JIS F 0904</i> に規定する機関室代表騒音レベルに基づいて測定するものとする。 ((1)から(3)は省略)	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船 GF15 制御, 監視及び安全装置 GF15.4 バンカリング及び液化ガス燃料タンクの監視 GF15.4.2 オーバフロー制御 規則 GF 編 15.4.2-3.にいう「各入渠」とは, 規則 B 編 <u>6.1.2-1.(1)</u>に規定する時期に行う船底検査をいう。 GF17 作業に関する規定 GF17.2 機能要件 GF17.2.2 追加要件 規則 GF 編 17.2.2-3.に規定する「運用手順書」には, 次の(1)及び(2)を含めること。 (1) 規則 B 編表 <u>B3.12 備考 6</u>に規定する指示書及び手引書 (2) 規則 B 編表 <u>B3.12 備考 7</u>に規定するログブック及び運転記録を船上に保持する旨の注記	鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船 GF15 制御, 監視及び安全装置 GF15.4 バンカリング及び液化ガス燃料タンクの監視 GF15.4.2 オーバフロー制御 規則 GF 編 15.4.2-3.にいう「各入渠」とは, 規則 B 編 <u>1.1.3-1.(4)(a)</u>に規定する時期に行う船底検査をいう。 GF17 作業に関する規定 GF17.2 機能要件 GF17.2.2 追加要件 規則 GF 編 17.2.2-3.に規定する「運用手順書」には, 次の(1)及び(2)を含めること。 (1) 規則 B 編表 <u>B3.11 注 3</u>に規定する指示書及び手引書 (2) 規則 B 編表 <u>B3.11 注 4</u>に規定するログブック及び運転記録を船上に保持する旨の注記	移設に伴う参照先の修正 表番号の変更に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 N 編 液化ガスばら積船 N4 貨物格納設備 N4.20 建造過程 N4.20.3 試験 -6. 前-4.に示すガストライアル及び貨物満載試験に使用する実貨物液及びガス量は、前-4.に定める諸試験を行うのに十分な量とすること。ただし、当該貨物による高位液面警報装置の試験が実施困難な場合には、最初の実施可能な機会に実施すること。その場合には、試験の実施後に最初に行われる規則 B 編 <u>3.1.2-1.</u>に規定する年次検査までにログブック及び関連記録を確認する。 N13 計測及び自動化装置 N13.1 一般 N13.1.3 計測装置の較正及び試験 規則 N 編 13.1.3 の規定の適用上、計測装置の試験及び検査は、次の(1)から(3)に示すところによる。 ((1)及び(2)は省略) (3) 計測装置の就航後の再検定及び試験方法について	鋼船規則検査要領 N 編 液化ガスばら積船 N4 貨物格納設備 N4.20 建造過程 N4.20.3 試験 -6. 前-4.に示すガストライアル及び貨物満載試験に使用する実貨物液及びガス量は、前-4.に定める諸試験を行うのに十分な量とすること。ただし、当該貨物による高位液面警報装置の試験が実施困難な場合には、最初の実施可能な機会に実施すること。その場合には、試験の実施後に最初に行われる規則 B 編 <u>1.1.3-1.</u>に規定する年次検査までにログブック及び関連記録を確認する。 N13 計測及び自動化装置 N13.1 一般 N13.1.3 計測装置の較正及び試験 規則 N 編 13.1.3 の規定の適用上、計測装置の試験及び検査は、次の(1)から(3)に示すところによる。 ((1)及び(2)は省略) (3) 計測装置の就航後の再検定及び試験方法について	移設に伴う参照先の修正 表番号の変更に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
ては、少なくとも次の(a)から(f)に示す事項について規則 N 編 18.2.1 の規定に定めるオペレーションマニュアルに記載すること。 ((a)から(d)は省略) (e) 規則 B 編表 B3.10 の 5 項の規定に定める定期的検査の方法 (f) その他の注意事項 N13.3 オーバフロー制御 N13.3.5 設置及び作動試験 規則 N 編 13.3.5 にいう「各入渠」とは、規則 B 編 6.1.2-1.(1)に規定する時期に行う船底検査をいう。	ては、少なくとも次の(a)から(f)に示す事項について規則 N 編 18.2.1 の規定に定めるオペレーションマニュアルに記載すること。 ((a)から(d)は省略) (e) 規則 B 編表 B3.9 の 4 項の規定に定める定期的検査の方法 (f) その他の注意事項 N13.3 オーバフロー制御 N13.3.5 設置及び作動試験 規則 N 編 13.3.5 にいう「各入渠」とは、規則 B 編 1.1.3-1.(4)(a)に規定する時期に行う船底検査をいう。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R4 発火の危険性 R4.5 タンカーの貨物エリア R4.5.2 境界の開口の制限 -5. 規則 R 編 4.5.2-2.に規定する操舵室の戸及び窓については、パッキング付きで、かつ、締付け金具付きの ものとし、その気密性については、適切な試験により確認すること。射水試験を行う場合、規則 B 編附属書 <u>2.1.7-2.</u>「水密区画の試験方法」 An1.4.4-3.の規定によること。	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R4 発火の危険性 R4.5 タンカーの貨物エリア R4.5.2 境界の開口の制限 -5. 規則 R 編 4.5.2-2.に規定する操舵室の戸及び窓については、パッキング付きで、かつ、締付け金具付きの ものとし、その気密性については、適切な試験により確認すること。射水試験を行う場合、規則 B 編附属書 <u>2.1.5</u> 「水密区画の試験方法」 An1.4.4-3.の規定によること。	附属書番号の修正に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 X 編 コンピュータシステム X3 コンピュータシステム X3.3 システムの分類 X3.3.3 システムの分類の例 規則 X 編 3.3.3(1)(c)にいう「診断及びトラブルシューティングシステム」に、検査要領 B 編 B9.1.5-5.(2)に規定する状態監視システムは該当しない。	鋼船規則検査要領 X 編 コンピュータシステム X3 コンピュータシステム X3.3 システムの分類 X3.3.3 システムの分類の例 規則 X 編 3.3.3(1)(c)にいう「診断及びトラブルシューティングシステム」に、検査要領 B 編 B9.1.4-5.(2)に規定する状態監視システムは該当しない。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.4 定期的検査の時期の繰り上げ 定期的検査の繰り上げについては、1.1.3 の適用上鋼船規則 B 編 <u>3.1.2-2., 4.1.2-5., 5.1.2-3.</u>により鋼船規則に規定された定期的検査の時期を繰り上げて行う場合に限る。 1.1.5 定期検査の延期 定期検査の延期については、1.1.3 の適用上鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u>により鋼船規則に規定された定期検査を延期する場合に限る。	安全設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.4 定期的検査の時期の繰り上げ 定期的検査の繰り上げについては、1.1.3 の適用上鋼船規則 B 編 <u>1.1.4</u>により鋼船規則に規定された定期的検査の時期を繰り上げて行う場合に限る。 1.1.5 定期検査の延期 定期検査の延期については、1.1.3 の適用上鋼船規則 B 編 <u>1.1.5</u>により鋼船規則に規定された定期検査を延期する場合に限る。	移設に伴う参照先の修正 移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
居住衛生設備規則検査要領	居住衛生設備規則検査要領	
3 編 居住衛生設備	3 編 居住衛生設備	
1 章 船員に関する設備	1 章 船員に関する設備	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.10 防音措置等	1.1.10 防音措置等	
-1. 規則 3 編 1.1.10 にいう「本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認めた場合は、この限りではない」とは、次の(1)又は(2)の場合をいう。	-1. 規則 3 編 1.1.10 にいう「本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認めた場合は、この限りではない」とは、次の(1)又は(2)の場合をいう。	附属書番号の修正に伴う参照先の修正
(1) 高速船規則 1 編 2.1.2 に定義する船舶及び鋼船規則 B 編附属書 2.1.7-7.A 「船内騒音計測に関する実施要領」 An1.1.2-3.(1)から(7)に該当する船舶について、騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損うこととなる場合	(1) 高速船規則 1 編 2.1.2 に定義する船舶及び鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2. 「船内騒音計測に関する実施要領」 An1.1.2-3.(1)から(7)に該当する船舶について、騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損うこととなる場合	
(2) 鋼船規則 B 編附属書 2.1.7-7.A 「船内騒音計測に関する実施要領」 An1.1.3 による場合	(2) 鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2. 「船内騒音計測に関する実施要領」 An1.1.3 による場合	
-2. 規則 3 編 1.1.10(1)にいう「本会が適当と認める騒音レベル」とは、鋼船規則 B 編附属書 2.1.7-7.A 「船内騒音計測に関する実施要領」表 An4.1 に示す騒音レベルをいう。	-2. 規則 3 編 1.1.10(1)にいう「本会が適当と認める騒音レベル」とは、鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2. 「船内騒音計測に関する実施要領」表 An4.1 に示す騒音レベルをいう。	附属書番号の修正に伴う参照先の修正
-3. 規則 3 編 1.1.10(1)にいう「本会が適当と認める方法」とは、鋼船規則 B 編附属書 2.1.7-7.A 「船内騒音計測	-3. 規則 3 編 1.1.10(1)にいう「本会が適当と認める方法」とは、鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2. 「船内騒音計測	附属書番号の修正に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
に関する実施要領」による。 -4. 規則 3 編 1.1.10(2)にいう「本会が適当と認める空気音遮断性能」とは、鋼船規則 B 編附属書 <u>2.1.7-7.A</u>「船内騒音計測に関する実施要領」5 章による。 -5. 規則 3 編 1.1.10(3)にいう「本会が適当と認めるところ」とは、鋼船規則 B 編附属書 <u>2.1.7-7.A</u>「船内騒音計測に関する実施要領」6 章による。	に関する実施要領」による。 -4. 規則 3 編 1.1.10(2)にいう「本会が適当と認める空気音遮断性能」とは、鋼船規則 B 編附属書 <u>2.3.1-2.</u>「船内騒音計測に関する実施要領」5 章による。 -5. 規則 3 編 1.1.10(3)にいう「本会が適当と認めるところ」とは、鋼船規則 B 編附属書 <u>2.3.1-2.</u>「船内騒音計測に関する実施要領」6 章による。	附属書番号の修正に伴う参照先の修正 附属書番号の修正に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
冷蔵設備規則検査要領 2 章 検査 2.3 登録を維持するための検査 2.3.1 定期検査 -3. 規則 2.1.3-5. に定める継続検査に対する取り扱いは次による。 ((1)から(3)は省略) (4) 確認検査 前 (3)(a) から (d) について、鋼船規則検査要領 B9.1.3-6. の方法を準用して行うことができる。この場合、圧縮機については、継続検査一巡までの期間を通して少なくとも 1 台について検査員の開放検査が行われること。 ((5)は省略)	冷蔵設備規則検査要領 2 章 検査 2.3 登録を維持するための検査 2.3.1 定期検査 -3. 規則 2.1.3-5. に定める継続検査に対する取り扱いは次による。 ((1)から(3)は省略) (4) 確認検査 前 (3)(a) から (d) について、鋼船規則検査要領 B9.1.2-6. の方法を準用して行うことができる。この場合、圧縮機については、継続検査一巡までの期間を通して少なくとも 1 台について検査員の開放検査が行われること。 ((5)は省略)	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則検査要領 1 編 揚貨装置 2 章 試験及び検査 2.2 揚貨装置及び揚貨装具の検査 2.2.4 詳細検査及び荷重試験の延期 規則 1 編 2.2.4 にいう「本会が適当と認める場合」とは、少なくとも次の事項を満足する場合をいう。 (1) 船舶の所有者又は船長は、検査指定期日前に延期の手続きを鋼船規則 B 編 1.1.5-2. に準じて行うこと。 (2) 揚貨装置及び揚貨装具に関連した指定事項がないこと。	揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則検査要領 1 編 揚貨装置 2 章 試験及び検査 2.2 揚貨装置及び揚貨装具の検査 2.2.4 詳細検査及び荷重試験の延期 規則 1 編 2.2.4 にいう「本会が適当と認める場合」とは、少なくとも次の事項を満足する場合をいう。 (1) 船舶の所有者又は船長は、検査指定期日前に延期の手続きを鋼船規則検査要領 B1.1.5 に準じて行うこと。 (2) 揚貨装置及び揚貨装具に関連した指定事項がないこと。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
高速船規則検査要領 1 編 総則 1 章 通則 1.1 一般 1.1.9 低引火点燃料船 規則 1 編 1.1.9 の規定により適用する鋼船規則 GF 編の適用上, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF15.4.2 にいう「規則 B 編 <u>6.1.2-1.(1)</u> 」に規定する時期に行う船底検査」については, 「高速船規則 2 編 3.1.1-1.(3)に規定する時期に行う定期検査」に読み替える。	高速船規則検査要領 1 編 総則 1 章 通則 1.1 一般 1.1.9 低引火点燃料船 規則 1 編 1.1.9 の規定により適用する鋼船規則 GF 編の適用上, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF15.4.2 にいう「規則 B 編 <u>1.1.3-1.(4)(a)</u> 」に規定する時期に行う船底検査」については, 「高速船規則 2 編 3.1.1-1.(3)に規定する時期に行う定期検査」に読み替える。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
2 編 船級検査	2 編 船級検査	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 検査	1.1 検査	
1.1.4 係船中の船舶 係船中の船舶については、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.6 に倣う。	1.1.4 係船中の船舶 係船中の船舶については、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7 に倣う。	移設に伴う参照先の修正
3 章 定期的検査及び機関計画検査	3 章 定期的検査及び機関計画検査	
3.1 一般	3.1 一般	
3.1.2 入渠又は上架 規則 2 編 3.1.2 に定める入渠又は上架に代わる方法として水中検査を承認する場合は、鋼船規則検査要領 B 編 B6.1.4 の規定によらなければならない。ただし、同規定中、B6.1.4-1.(1) の適用に関する規定は、次のように読み代えて適用する。 (1) 適用 水中検査は、原則として建造後の経過年数が 15 年未満の船舶に適用する。	3.1.2 入渠又は上架 規則 2 編 3.1.2 に定める入渠又は上架に代わる方法として水中検査を承認する場合は、鋼船規則検査要領 B 編 B6.1.2 の規定によらなければならない。ただし、同規定中、B6.1.2-1.(1) の適用に関する規定は、次のように読み代えて適用する。 (1) 適用 水中検査は、原則として建造後の経過年数が 15 年未満の船舶に適用する。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
3.1.5 検査の項目、範囲及び程度の変更 規則 2 編 3.1.5-1.でいう「本会が適当と認める場合」とは、定期的検査又は機関計画検査において、鋼船規則検査要領 B 編表 B1.1.5-1.に掲げる該当項目の検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。	3.1.5 検査の項目、範囲及び程度の変更 規則 2 編 3.1.5-1.でいう「本会が適当と認める場合」とは、定期的検査又は機関計画検査において、鋼船規則検査要領 B 編表 B1.1.6-1.に掲げる該当項目の検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。	移設に伴う参照先の修正

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
船用材料・機器等の承認要領	船用材料・機器等の承認要領	
第 5 編 船体用非金属材料及び塗料	第 5 編 船体用非金属材料及び塗料	
4 章 塗装システムの型式承認	4 章 塗装システムの型式承認	
4.4 承認試験	4.4 承認試験	
4.4.1 一般	4.4.1 一般	
-2. 5 年間の実船適用試験の結果，鋼船規則検査要領 B 編 B4.2.4(1)(a)に規定する“優良”の状態であることが記録されたエポキシベースシステムについては，試験の省略を認める。	-2. 5 年間の実船適用試験の結果，鋼船規則検査要領 B 編 B4.2.4-2.(1)(a)に規定する“優良”の状態であることが記録されたエポキシベースシステムについては，試験の省略を認める。	移設に伴う参照先の修正
6 章 隔壁及び甲板に使用される空気音遮断材料の型式承認	6 章 隔壁及び甲板に使用される空気音遮断材料の型式承認	
6.1 一般	6.1 一般	
6.1.1 適用	6.1.1 適用	
本章の規定は，鋼船規則 B 編附属書 2.1.7-7.B, An5.2 の規定に基づき，隔壁及び甲板に使用される空気音遮断材料の型式承認に関する試験及び検査等に適用する。	本章の規定は，鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2., An5.2 の規定に基づき，隔壁及び甲板に使用される空気音遮断材料の型式承認に関する試験及び検査等に適用する。	

「鋼船規則 B 編の構成等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
第 6 編 機関 1 章 機関計画保全検査（PMS）及び機関状態監視保全検査（CBM） 管理ソフトウェアの型式承認 1.1 一般 1.1.1 適用 -1. 本章の規定は、鋼船規則 B 編 9.1.4-3.又は 9.1.5-2.に基づき機関計画保全検査（PMS）方式又は機関状態監視保全検査（CBM）方式を適用する船舶に要求されるコンピュータのソフトウェアの型式承認に関する試験、審査等に適用する。	第 6 編 機関 1 章 機関計画保全検査（PMS）及び機関状態監視保全検査（CBM） 管理ソフトウェアの型式承認 1.1 一般 1.1.1 適用 -1. 本章の規定は、鋼船規則 B 編 9.1.3-3.又は 9.1.4-2.に基づき機関計画保全検査（PMS）方式又は機関状態監視保全検査（CBM）方式を適用する船舶に要求されるコンピュータのソフトウェアの型式承認に関する試験、審査等に適用する。	移設に伴う参照先の修正
附 則		
1. この改正は、2027 年 1 月 1 日から施行する。		